

ば九六%の収入は完全に之を擧げ得る見込なり。事變前の徴收成績なり、少くとも此數字迄には昇るべき筈なり

|    |                   |
|----|-------------------|
| 奉天 | 一二、六四九、五一八(二十年度分) |
| 吉林 | 七、八九四、五四三(十九年度分)  |
| 濱江 | 三、二五八、八一八(十九年度分)  |
| 龍江 | 八、〇一〇、四二二(十九年度分)  |
| 合計 | 三一、八一三、三〇一        |

舊政權時代收稅狀況

一、奉天稅務監督署内 (比額は二十年度分とす)

右括弧内の年度は滿洲建國前年度即ち民國二十年度なり

| 區分 | 稅捐局名  | 稅捐局所在地  | 管轄區域    | 比較      |
|----|-------|---------|---------|---------|
| 甲  | 奉天稅捐局 | 奉天      | 市奉天市    | 四、三三、九元 |
| 同  | 安東同   | 安東縣     | 城安東縣寬甸縣 | 一、三三、四三 |
| 同  | 營口同   | 營口縣     | 城營口縣    | 一、四〇、一七 |
| 同  | 遼陽同   | 遼陽縣     | 城遼陽縣    | 一、四〇、一七 |
| 同  | 海柳同   | 海龍縣     | 城海龍縣柳河縣 | 三、三、六五  |
| 同  | 鐵法同   | 鐵嶺縣     | 城鐵嶺縣法庫縣 | 三、四、三六  |
| 同  | 瀋撫同   | 瀋陽縣皇姑屯  | 瀋陽縣撫順縣  | 三、四、三六  |
| 同  | 錦縣同   | 錦縣      | 城錦縣西縣   | 三、〇、五〇  |
| 同  | 開原同   | 開原縣小孫家台 | 開原縣清原縣  | 二、五、六一  |

|   |       |        |         |        |
|---|-------|--------|---------|--------|
| 同 | 懷德稅捐局 | 懷德縣    | 城懷德縣    | 二四、〇三  |
| 同 | 昌圖同   | 昌圖縣    | 城昌圖縣    | 三三、四四  |
| 同 | 通遼同   | 通遼縣    | 城通遼縣    | 三、六二   |
| 同 | 西安同   | 西安縣    | 城西安縣    | 一八〇、〇一 |
| 同 | 北義同   | 北義縣溝帮子 | 義縣北鎮縣   | 二五、六八  |
| 同 | 復蓋同   | 復蓋縣瓦房店 | 復蓋縣平縣   | 三三、四二  |
| 同 | 洮南同   | 洮南縣    | 城洮南縣突泉縣 | 一九、三九  |
| 同 | 新遼同   | 新遼縣    | 城新民縣遼中縣 | 三三、四二  |
| 同 | 海城同   | 海城縣    | 城海城縣    | 二〇九、四一 |
| 同 | 梨樹同   | 梨樹縣    | 城梨樹縣    | 二〇九、四一 |
| 同 | 遼源同   | 遼源縣    | 城遼源縣雙山縣 | 四四、六四  |
| 同 | 西豐同   | 西豐縣    | 城西豐縣    | 一四六、六五 |
| 同 | 通化同   | 通化縣    | 城通化縣桓仁縣 | 一四一、五七 |
| 同 | 東豐同   | 東豐縣    | 城東豐縣    | 二二、七八  |
| 同 | 輯安同   | 輯安縣    | 城輯安縣臨江縣 | 一三、四九  |
| 同 | 莊細同   | 莊細縣    | 城莊細縣    | 一五、九二  |
| 同 | 新賓同   | 新賓縣    | 城新賓縣    | 一一、四九  |
| 同 | 鳳城同   | 鳳城縣    | 城鳳城縣    | 九五、九七  |
| 同 | 綏中同   | 綏中縣    | 城綏中縣興城縣 | 四、四八   |
| 同 | 本溪同   | 本溪縣    | 城本溪縣    | 一五、四七  |
| 同 | 黑山同   | 黑山縣    | 城黑山縣    | 九五、〇三  |
| 同 | 輝南同   | 輝南縣    | 城輝南縣金川縣 | 五、一八三  |
| 同 | 開通同   | 開通縣    | 城開通縣    | 三、〇一七  |
| 同 | 開通同   | 開通縣    | 城開通縣    | 四、〇〇三  |

二、吉林稅務監督署管内

(比額は稅捐及印花稅の計にして十九年度分とす)

| 區別 | 稅捐局名  | 稅捐局所在地  | 管轄區域    | 比額     |
|----|-------|---------|---------|--------|
| 甲  | 吉林稅捐局 | 吉林省     | 城吉林省城   | 七九、六九八 |
| 同  | 新京同   | 新京特別市   | 長春縣     | 七、八四八  |
| 同  | 下九台同  | 水吉縣下九台鎮 | 永吉縣之一部  | 五、四、三三 |
| 同  | 吉林木稅同 | 吉林省     | 城永吉縣    | 四、〇八一  |
| 同  | 扶餘同   | 扶餘縣     | 城扶餘縣之一部 | 三、三、三三 |
| 同  | 石城同   | 扶餘縣三岔河鎮 | 扶餘縣之一部  | 二、四、五五 |
| 同  | 德惠同   | 德惠縣     | 城德惠縣    | 三、四、五三 |
| 同  | 榆樹同   | 榆樹縣     | 城榆樹縣    | 三、七、四七 |
| 同  | 農安同   | 農安縣     | 城農安縣    | 二、七、三六 |
| 同  | 賓縣同   | 賓縣      | 城賓縣     | 二、四、八七 |
| 同  | 一面坡同  | 珠河縣一面坡  | 珠河縣葦河縣  | 二、四、六八 |
| 同  | 富錦同   | 富錦縣     | 城富錦縣    | 三、〇、九三 |







洲國政府は建國當初に於て先づ紊亂其極にある幣政の改革を圖り金融の暢達を期する上に苦心努力した。云ふ迄もなく滿洲國の建設に伴ひその經濟發展を如何に策すべきかは當面緊急の重大問題である殊に日滿經濟の相互關係に於て大に考究確立を要する喫緊重要問題である。惟ふに日滿間の經濟關係は其目標とする處

一、日滿國民全般の經濟的發展

二、非常時に對する國防經濟の確立に重心を置かなければならぬ。然して以上の如き目標と上述の如き日滿關係に於て滿洲の新幣制は果して如何なる役割を演ずるであらうか、其見とほしは極めて明瞭でこれが齎らす効果の絶大なる事敢えて多言を要せぬのである。

上述の如く滿洲に於ける從來の流通貨幣は舊政權の濫發により騰落定めなき不換紙幣であつたのである。舊政權時代の各省官金號は全く軍閥を先機關にして無制限に不換紙幣を發行し、他面各市場を獨占して利益を擧斷した外、各種事業をも兼營し完全なる企業會社の觀を呈し

一般經濟界の發達を阻害すること實に甚大なるものがあつた。

滿洲國政府はこれ等の積弊に鑑み、中央銀行を創立し多數の發券銀行を統制し適切なる貨幣制度と確實なる兌換制度の下に通貨の統一を講ずるに至つた。翻つて滿洲に於ける通貨の流通高を徴するに滿洲國新幣制公布前に於ける各種紙幣の流通高は一億六千萬圓(現大洋元換算)と云はれてゐる。然し諸種の資料を綜合するに少くとも二億數千萬圓に達すと見て大過あるまい。即ち滿洲側に於て約一億九千萬圓(現大洋換算)日本側に於て約六千萬圓と推定し得る。

口、新國家の貨幣法

滿洲の幣制が從來如何に復雜であり混亂してゐたか、又滿洲の主要通貨が如何に動搖し暴落し、民衆一般の利益を損じ來つたか、其の經濟發展を如何に阻害し來つたかは想像に餘りあるものがあつた。新滿洲國は日本の絶大なる援助の下に輝かしき前途を望みつゝ建國成り、經濟建

設の基礎として先づ幣制の統一確立を必要とした。

滿洲事變勃發に伴ふ支那側金融機關の一時閉鎖は、やがて來るべき滿洲幣政改革への警鐘でもあつた。かくして大同元年(昭和七年)六月十一日執政教令第二十五號貨幣法の公布を見即日實施されるにいたつた。其の内容は次の如くである。

第一條 貨幣の製造及發行の權は政府に屬し滿洲中央銀行をして之を行はしむ

第二條 純銀の量目二三、九一瓦を以て價格の單位とし之を圓と稱す

第三條 貨幣の計算は十進とし一圓の十分の一を角と稱し百分の一を分と稱し千分の一を厘と稱す

第四條 貨幣の種類は次の九種とす  
紙幣 百圓、十圓、五圓、一圓、五角  
白銅貨幣 一角、五分  
青銅貨幣 一分、五厘

第五條 紙幣は其額に制限なく法貨として通用す鑄貨は其の額面の百倍迄法貨として通用す

滿洲國金融機關

一、滿洲中央銀行

イ、概説

舊軍閥下に於ける金融界の王者たる東三省官銀號及邊業銀行の兩行は昭和六年九月十八日滿洲事變の突發するや直ちに(一)敵對者に對する軍事費の遮斷(二)兩銀行自體の財産の保護(三)金融恐慌防止の必要上、一時關東軍のために閉鎖管理せられたが、十一月十五日地方維持委員會の要請により開業された。其後十二月十六日臧式毅氏奉天省長に就任し奉天省政府に正式成立するや兩行の管理も當然省政府に移された。

吉林永衡官銀號は吉林省主席張作相の無條件降伏によつて九月二十四日早くも開業を見た。又長春の金融機關も九月二十八日より復活した。唯黑龍江省に於ては當時政情不安に陥り軍閥の軍資捻出のために紙幣の濫發を見たが日本軍は入城と共に官銀號を閉鎖管理し、馬占山の省

第六條 鑄貨の品位量目は次の如し

一、一角白銅貨幣  
總量三瓦(ニツケル二十五、參和銅七五の割合)

二、五分白銅貨幣  
總量二瓦(ニツケル二十五、參和銅七五の割合)

三、一分青銅貨幣  
總量三十五瓦(銅九十五、錫四亞鉛一の割合)

四、五厘青銅貨幣  
總量二十五瓦(銅九十五、錫四亞鉛一の割合)

第七條 貨幣の様式並製造、發行、損幣引換及鎖却に關しては教令を以て之を定む

第八條 著しく汚染磨損又は毀損せる貨幣は其の額面價格を以て無手数料にて滿洲中央銀行に於て之を引換ふ

第九條 鑄貨にして模様認識し難きもの又は私に極印を爲し其の他故意に毀損せりと認むるものは貨幣たるの効力なきものとす



長就任、軍政部長就任により一時治安も保たれたが馬の満洲國離背に再び北滿は暗雲に蔽はれた。然し乍ら滿洲國政府成立するや國務總理は大同元年三月二十六日、日滿人よりなる中央銀行創立委員を任命し、更に財政總長は諸般の調査準備を整へ各行政の整理監督に當らしめた。

滿洲中央銀行の設立は國庫銀行たる見地と多年紊亂せる幣制統一のために企圖されたものであつて、六月九日閣議に於て同銀行法、同組織法、貨幣法の通過を見るにいたり、十一日には執政の裁可を得、同月十五日正式に正立された。

同行は資本金三千萬圓の株式會社組織にして總行を新京に、分行を奉天、吉林、齊々哈爾濱及哈爾濱に設置した。主なる使命は國內通貨の流通を調節し其の安定を保持しつゝ、全滿の金融を統制するにある。

斯く滿洲國政府は幣制統一の爲其の貨幣法に於て貨幣の製造及發行の權は政府に屬するも、其の實行は滿洲中央銀行が之にたあることを規定した。而して貨幣法の公布と同日即ち大同元年六月十一日

を以て「滿洲中央銀行法」及「滿洲中央銀行組織辦法」を公布し即日施行した。

口、組織及目的

本行は滿洲中央銀行法なる特殊銀行法により設立された半官半民の株式會社組織である。而して其の目的とするところは國內通貨の流通を調節し、其の安定を保持し、金融を統制するにある。

ハ、本支店所在地

總行新 京城内北大街西四道街  
分行奉 天城内大北門裏(舊東三省官銀號)  
吉 林 舊吉林永衡官銀錢號  
總號  
齊々哈爾濱 舊黑龍江省官銀總號  
哈爾濱  
總支行奉 天城内大南門裏(舊邊業銀行總行)  
支行 滿洲各地舊四行號の分支行號を改め滿洲中央銀行の支行とする。

右總分支行の總數は全滿に於て一三〇餘を有する。

て行ふべき業務及附隨業務は左の如くである。

- (一) 政府發行の手形其他商業手形の割引又は買入
- (二) 金銀塊、外國通貨を擔保とする貸付
- (三) 金銀塊、外國通貨の賣買
- (四) 諸預り金及當座貸越
- (五) 金銀塊外國通貨、貴重品並に諸證券類の保護預り
- (六) 公債證書政府發行の手形其他政府の保證による各種の證券を擔保とする貸付
- (七) 確實なる擔保ある貸付
- (八) 平常取引約定ある諸會社銀行又は商人のための手形取立
- (九) 爲替及荷爲替
- (十) 營業の都合により國債證券其他政府の指定する確實なる有價證券を買入れる事
- (十一) 政府の許可を得て借入金をする事
- (十二) 國庫金取扱及地方團體の公金取扱専務の代理。

中央銀行は營業用又は債務辨濟の爲引受ける場合の外動産、不動産を買取ることを禁ぜられ、又債務辨濟の爲引受けた動産、不動産も六箇月及一年以内には夫々賣却せねばならない。尙自行株の取得又は質權の目的として受入るることも禁ぜ

日・滿・露關係

二、資本及株主

資本は三千萬圓とし之を三十萬株に分ち一株を百圓とする。株式は之を數回に分割して募集することを得。又政府は資本の半額迄引受け得る規定であるから、當初は資本の半額一千五百萬圓を引受け残り半額の株式は後で募集することとなつた。第一回拂込は株金の二分の一以上と規定されてゐるので政府は成立の際に七百五十萬圓を出資した譯である。但し株式組織である爲法定の株主を作る必要上役員を名義株主とした。政府は全株式の六分の一即ち五萬株以上を引受ける義務あり又之を讓渡又は處分し得ない規定である。株式は總て記名式であつて株主は特に政府の許可を受けたものでなければならぬ。

ホ、營業の種類

滿洲中央銀行は任務として、國內通貨の流通を調節し、其の安定を保持し、金融を統制するを要する。従つて其の主要業務の一つは貨幣の製造及發行であることは勿論であるが、此の外中央銀行とし

られ、又役員使用人への貸付も禁ぜられてゐる。其他中央銀行は一般に中央銀行法に定むる以外の業務は一切營むことを禁ぜられてゐる。

ハ、役員及機關

中央銀行の役員は法制上は正副總裁各一人、理事五人以上、幹事三人以上で、任期は正副總裁は五年、理事四年、監事三年で、最初の役員は全部政府が任命した。即ち六月十五日附辭令によれば下記の如くである。

- 總裁 榮 厚 元吉林省財政廳長
- 副總裁 成山 喬六 元臺灣銀行理事
- 理事 鷲尾 磯一 元橫濱正金銀行大連支店長
- 理事 吳 恩 培 元東三省官銀號總辦
- 理事 武安 福男 元朝鮮銀行大連支店長
- 理事 劉 燾 棗 元吉林永衡官銀錢號總辦
- 理事 五十嵐保司 元滿商鐵工課長

關東軍統治部財務課長

- 理事 劉 世 忠 元黑龍江省官銀號總辦
- 監事 關 潮 洗 元邊業銀行株主

因に重要行務の決議機關としては理事會(正副總裁及理事)特に重要な事項の決議機關として役員總會(正副總裁及理事の外に監事を加ふ)又重要業務方針に關し理事會に對する意見具申機關として重要各分行に地方委員會、株主の總意決議機關としては株主總會がある。

ト、營業期

中央銀行の營業期は年二回に分れ一月一日より六月三十日迄、七月一日より十二月三十一日迄を各一期とする。

チ、積立金

每營業期に於て缺損補填の爲純益の百分の八以上、利益配當の平均を計る爲純益の百分の二以上を積立て、又特殊な金準備金を別に積立てねばならない。其額は純益金の百分の二〇といふ高率である



が、之は同行が金本位制の幣制を目標とせる爲であつて、従つて積立は金塊及外國金通貨又は金勘定預け金として保有するを要する規定である。

配當保證及利益の制限、政府は民間株主に對し五箇年間六分の配當保證をしてゐるが、之と反對に株主に對し配當し得べき利益金額が拂込資本に對し年一割を超過するときは、銀行は該超過額の四分の三を政府に納付する義務がある。之は中央銀行に鑄造利益を與へ又紙幣發行に對し政府が課税をしない代償である。

リ、附屬營業

元來中央銀行が附屬商工業を營むことは銀行本來の目的に相應はしくないが、然し中央銀行に合併せられた舊各官銀號は、銀行業務以外附屬營業として、特產賣買其他種々の商工業を營んでゐた關係上急に之を廢止すれば従事員に多數の剩員を招き且つ滿洲經濟機構の一部を形成した經濟勢力を一時に引抜く事となるので、從來は之により市場化されつつあつた一部農産物の如きものも、圓滑に市場

に現はれざる如き結果を生ずる處がある従て之は合併の日より一年間之を行ふ事を得と定め此間に之等の業務を整理し、分離して別に設ける會社に經營せしむる方針である。

かくて滿洲中央銀行は新滿洲國の經濟基礎確立上その中央金融機關としての重要使命を遂行すべく、官民各方面の大囑望大期待裡に豫定通り開業を見たが、大同元年十二月末日をもつて創業第一年の半期を終り、本月二月二十八日第一株式總會を開き最初の決算報告をなされた處によると、創業早々にも拘らず極めて順調にして年六分の配當を決定し頗る好成绩を示した。利益金並に利益分配左の如し。

大同元年七月一日より同十二月卅一日まで國幣建  
總益金 六、六五七、七五五圓七六  
總損金 六、二九四、九四七圓一四  
純益金 三、三六二、八〇八圓六二  
利益分配三萬圓缺損補準備積立金、一萬圓配當平均準備積立金、八萬圓特

別積立金、廿二萬五千圓配當金(年六分)  
繰越金 一七、八〇八圓二〇

二、其他の金融機關

金融機關として古くから存在してゐるものは票莊、錢莊、錢舖、銀爐及當舖である。此内票莊は爲替及貸付を專業としてゐたが新式銀行の出現と共に消滅した。次に錢莊は個人又は合資組織による兩替商であつて外國貨幣の投機的賣買を營業とし傍ら爲替及貸付をも營んでゐる。次に錢舖は小資本にて専ら兩替及外國紙幣の賣買を以て主業とし、一般貸付をなすものは稀である。

次に銀爐は銀錠を鑄造し、預金及貸付をなす一種の銀行で其他當舖(質屋)もあるが、以上の内其の數の最も多いのは錢舖である。其業務は殆んど兩替業であるが中には貸付、兩替、預金、抹兌、其他糧棧への貸付を營むものもある。

新生滿洲中央銀行を除く滿洲國制新式銀行を一括表示すれば左の如し。

| 名 稱             | 設立年月 | 資 本                             | 本 店 | 支店  |
|-----------------|------|---------------------------------|-----|---|
| 中 國 銀 行         | 一六〇四 | 本 金<br>二五,〇〇〇,〇〇〇<br>二四,七〇〇,〇〇〇 | 上 海 | 滿洲に於ける支店出張所<br>大連、奉天、哈爾濱、同進裡、新開原、齊齊哈爾、吉林、黑河、臨江、通化、敦化、呼蘭、街、大連、營口、洮南、安達(琿春) |
| 交 通 銀 行         | 一九〇七 | 大 洋<br>一〇,〇〇〇,〇〇〇               | 上 海 | 奉天、哈爾濱、長春、黑河、吉林、齊齊哈爾、開原、四平  |
| 益 發 銀 行         | 一九〇六 | 大 洋<br>一,〇〇〇,〇〇〇                | 新 京 | 哈爾濱(上海、天津)  |
| 農 業 銀 行         | 一九〇四 | 大 洋<br>一,〇〇〇,〇〇〇                | 奉 天 | 洮南、哈爾濱、安達、遼源  |
| 遼 寧 匯 華 銀 行     | 一九〇六 | 大 洋<br>一,〇〇〇,〇〇〇                | 奉 天 |   |
| 遼 寧 商 業 銀 行     | 一九〇四 | 奉 小 洋<br>八五〇,〇〇〇                | 奉 天 |   |
| 四 行 號 聯 合 庫     | 民國八年 | 現 大 洋<br>五〇,〇〇〇                 | 奉 天 |   |
| 大 同 銀 行         | 一九一三 | 大 洋<br>一〇,〇〇〇,〇〇〇               | 奉 天 |   |
| 黑 龍 江 官 銀 號 分 行 | 一九〇九 | 大 洋<br>五〇〇,〇〇〇                  | 奉 天 |   |
| 世 合 公 銀 行       | 一九〇四 | 大 洋<br>一,〇〇〇,〇〇〇                | 奉 天 |   |
| 察 哈 爾 興 業 銀 行   | 一九〇九 | 大 洋<br>一,〇〇〇,〇〇〇                | 奉 天 |   |
| 益 通 商 業 銀 行     | 一九〇九 | 大 洋<br>一,〇〇〇,〇〇〇                | 奉 天 |   |
| 東 邊 實 業 銀 行     | 一九〇八 | 大 洋<br>一,〇〇〇,〇〇〇                | 奉 天 |   |
| 金 城 銀 行         | 一九〇七 | 大 洋<br>一,〇〇〇,〇〇〇                | 奉 天 |   |
| 東 萊 銀 行         | 一九〇八 | 大 洋<br>一,〇〇〇,〇〇〇                | 奉 天 |   |
| 林 業 銀 行         | 一九〇七 | 大 洋<br>一,〇〇〇,〇〇〇                | 奉 天 |   |
| 濟 東 銀 行         | 一九〇六 | 大 洋<br>一,〇〇〇,〇〇〇                | 奉 天 |   |
| 濱 江 大 同 銀 行     | 一九〇九 | 大 洋<br>一,〇〇〇,〇〇〇                | 奉 天 |   |
| 濱 江 儲 蓄 銀 行     | 一九〇二 | 大 洋<br>一,〇〇〇,〇〇〇                | 奉 天 |   |
| 大 中 銀 行         | 一九〇九 | 大 洋<br>一,〇〇〇,〇〇〇                | 奉 天 |   |

(備考) 表中の資本金に括弧せるは拂込資本金を示し、其他は公稱資本金を示す。



### 日本側金融機關

滿洲に於ける金融界は滿洲事變後意外な資金の移動を示し、前年に比し預金減少、貸出増加の活潑を見るに至つた。

顧みるに最近に於ける滿洲金融界は極度の梗塞状態に陥つてゐた、之が原因に就ては日本内地金解禁後財界不況の深刻化、世界的不況及び有史以來の銀價慘落民國積年の内戦争が擧げられる。即ち前年度の金融状態を綜覽するに依然として商界不振、農民困憊、鐵道の減收、諸工事の縮小見合せ其他により、諸方面共深刻なる不況に呻吟し、就中滿洲國人側奥地糧棧其他大商舖の破産又は整理の續出を見、爲めに新規資金の需要減少し一面遊資の消化難を來し、預金利子引下の實現を見るに至り、依然緩漫を極め遊資漸増の傾向を辿るばかりであつた。又貸出方面に於ても概して減少を示し需要資金減退の著しいものがあつた。

加ふるに物價は累月漸落の歩調を辿り

券の發行を見るに至つた。

### 二、朝鮮銀行支店

其後滿洲經濟界の發展に伴ひ、特殊金融機關の更新を必要とし、大正六年十一月限り正金銀行の金券發行權及國庫事務を朝鮮銀行に移官し、金券發行の業務はこれを朝鮮銀行に移し、新に朝鮮銀行券の流通を公認すると共に強制通用力を附與せしめた。

### 三、東洋拓殖株式會社

他面不動産金融に關しては同年新に滿洲に進出せる東洋拓殖株式會社に當らしめ正金銀行はその本來の職責たる爲替業務に立歸つて、主として貿易金融に資することゝなつた。

茲に於て滿洲の日本側特殊金融機關は鮮銀、正金及び東拓の三者鼎立して、其機能をつつ事となつたのである。

之は要するに滿洲に於ける我が通貨及び金融機關は銀本位に始まり、次で銀を本位とし、一方に於て金の通用を默認す

日・滿・露關係

輸入貿易をはじめ、一般商取引、建築界の不振に加へ、新規資金の需要を減少した。一面金融業者の警戒嚴重となり勢ひ遊資の消化難を來した。殊に滿洲事變に前後して英國の金本位制の停止があり何れも内外人の耳目を聳動せしめた。ついで昭和六年末果然金輸出再禁止が斷行され、貨幣價値の對外的下落と共に財界は俄然熱狂的相場面を演出して越年した。獨り物産界は事變以來兵匪の横行に廻りを阻止され従つて物産資金の需要も期待された程ではなかつた。

かくして前年に於ける滿洲の金融界は大體に於て預金増加、貸出減少の傾向を辿り來つたのであるが、昭和七年より漸次預金減少の傾向をおびるに至つた。尤も其間異常なる預金の増加もあつたが大體に於て漸次貸出増加の兆を辿り、相當活潑なる資金の移動を持続しつゝある近時の事象は頗る注目し値ひする。

### 一、横濱正金銀行支店

滿洲に於る本邦金融機關の嚆矢は横濱

る兩本位制を経て、漸次金本位制の統一に進みつゝあるのである。

### 四、事變直後の狀況

我が行政管内（關東州及滿鐵附屬地域内）に於ける昭和六年末現在の在滿洲日本普通銀行數は十七行（其他支店出張數十九）にして、その公稱資本金は三三、九七五、〇〇〇圓に達した。（内拂込金一四、四三一、〇三七圓）

### 五、昭和七年の金融機關概計

昭和七年上半年期の我が行政管内に於ける主要銀行資本金額及び本支店の所在地は別表の如くであるが、現在我が行政管内に本店を有する普通銀行は九行である。此内大連興信、滿洲殖産、南滿の三行は現在休業して居る。

次に管内に支店出張所のみを有する銀行は五行であるが、此内商工、振興、平和の三行は現在業務を行つて居ない。（昭

正金銀行牛莊支店（明治三十三年一月）にして三十四年九月銀行券發行の準備に着手し、三十五年一月天津支店、次で牛莊支店に於ても之を發行したが、偶々日露戦争の開始は同行の發展を促進した。

戦後三十九年九月勅令により同行は滿洲に於ける純然たる發行銀行となり、同時に又國庫事務をも取扱ふ事となつた。然るに明治四十年世界的銀相場の下落到鈔票の金に對する比價屢々變動せる爲め關東都督府はこれが救済策として、收入の票準を金による事とし、滿鐵も亦之を採用するに及んで民間に於ける取引も亦自由選擇による金銀複本位制となつた。初め正金銀行が銀券發行の特權を得るや之によつて滿洲通貨を統一する抱負を有して居たが、邦人の滿洲に於ける經濟的勢力は年と共に發展し、金資金の需要愈々増加し、遂に大正二年七月勅令第二百六十條の發布を見るに至り、同行はこれに依つて從來の圓銀兌換券の外、別に金貨又は日本銀行券を以て引換ふべき銀行券の發行を許され、同年十月初めて金

和七年十月現在

### 大黑河、新龍兩線定期航空路開かる

滿洲航空會社では七月十五日よりチチハル大黑河間の大黑河線と、新京―龍井村間の新龍線の定期航空を左記ダイヤにより新たに開始することになつたが、これによつて従來極めて不便であつた大黑河への交通が容易に且つ迅速に行はれるのは奥地旅行者に取つて何よりの福音である。

### 大黑河線

チ、ハル 七時 → 二時一〇分 → 二時一〇分  
拉哈站 七時五十分 → 二時三十分  
北安鎮 九時三十分 → 二時三十分  
大黑河 ← 二時五十分 → 三時一〇分

### 新龍線

新京 八時三〇分 → 十四時五〇分  
吉林 九時二〇分 → 十四時一〇分  
敦化 十時二五分 → 十三時  
龍井村 ← 十一時一〇分 → 十二時

備考 滿洲の時刻稱呼は午後一時を十三時、以後二十四時にいたつて居ります







|       |          |          |          |          |         |         |          |
|-------|----------|----------|----------|----------|---------|---------|----------|
| 平和銀行  | 支店出張所數   | 資本金      | 諸積立金     | 諸預り金     | 諸貸出金    | 借用金     | 預け金      |
| 計     | 九〇、五二、四一 | 三三、三三三   | 一、八七、四六五 | 一一、六五、九六 | 六、三六、三六 | 一、五、九三  | 一六、七、九八七 |
| 哈爾濱銀行 | 四六、四〇〇   | 六六、一八三   | 五二、〇〇〇   | 一、五、〇〇〇  | 一、五、〇〇〇 | 一、五、〇〇〇 | 一、五、〇〇〇  |
| 吉林銀行  | 一一〇、一八五  | 二〇三、九六三  | 一五、〇〇〇   | 一、五、〇〇〇  | 一、五、〇〇〇 | 一、五、〇〇〇 | 一、五、〇〇〇  |
| 日華銀行  | 六二、九三三   | 一、三九、五四四 | 八七四、三〇一  | 二、六、〇〇〇  | 二、六、〇〇〇 | 二、六、〇〇〇 | 二、六、〇〇〇  |
| 計     | 六七、六六六   | 二、二九、六九〇 | 九一、三〇一   | 一、九、二六六  | 一、九、二六六 | 一、九、二六六 | 一、九、二六六  |

|     |        |        |          |           |            |            |            |            |
|-----|--------|--------|----------|-----------|------------|------------|------------|------------|
| 銀行數 | 支店出張所數 | 公稱     | 本拂込      | 諸積立金      | 諸預り金       | 諸貸出金       | 借用金        | 預け金        |
| 一七  | 四九     | 三三、九七五 | 一四、四三、〇七 | 一、九、一八六   | 一、六七、五二、五二 | 一、六七、一、九二五 | 四、一、五〇、二〇四 | 一、六、七、九八七  |
|     |        | 〇〇〇    | 〇〇〇      | (洋五〇、〇〇〇) | 三、九、六四、七三〇 | 八、三、七、三、七  | 一、六、三、三、二  | 九、五、六、九、三〇 |

滿洲に於ける邦人側銀行總括表

其他の金融機關 滿洲に於ける金融機關は上述銀行の外、金融組合、東洋拓殖株式會社各支店(大連、奉天、哈爾濱)等がある。(昭和七年十月現在)

### 外國側金融機關

滿洲に於ける外國銀行は、哈爾濱を活躍臺とし、大連、奉天、營口方面に活躍して居る。

其の主なる外國銀行の本店所在地及び

|        |       |       |        |        |                                |    |
|--------|-------|-------|--------|--------|--------------------------------|----|
| 銀行名    | 設立年月  | 本店所在地 | 公稱資本   | 拂込資本   | 在滿支店所在地                        | 備考 |
| 露亞銀行   | 一九一五  | 巴里    | 五、〇〇〇  | 支三、五〇〇 | 營口、哈爾濱(一九二六年破綻)(一九二八年第二借款銀行合併) |    |
| 極東借款銀行 | 一九〇、五 | 哈爾濱   | 一、〇〇〇  | 一、〇〇〇  | 哈市新市街(第二借款銀行の後身である。一九二六改名)     |    |
| 極東銀行   | 一九三六  | 哈爾濱   | 五、〇〇〇  | 五、〇〇〇  | 滿洲里、海拉爾(上海、天津、張家口)             |    |
| 匯豐銀行   | 一八六五  | 香港    | 一五、〇〇〇 | 一五、〇〇〇 | 大連、奉天、哈爾濱(一九二二)                |    |

花旗銀行 一八二二 紐育 五、〇〇〇 大連、哈爾濱(一九三三) 開原、奉天

麥加利銀行 一八五三 倫敦 三、〇〇〇 Chartered Bank of India, Australasia & China, Ltd.

中華商業銀行 一九一七 北平 一〇、〇〇〇、〇〇〇 哈爾濱(米支合辦)

猶太庶民銀行 一九三六 哈爾濱 一〇〇 六

極東猶太商業銀行 一九三一 哈爾濱 四〇〇 四〇〇

法亞銀行 民國一七年 哈爾濱 一、〇〇〇 奉天(佛支合辦)

資本金、其他の事項は表示すれば大體左の如くである。

#### イ、露亞銀行

同行は在滿外國銀行中最も古い。同行は初め一八九五年露國が東支鐵道建設を動機として設立したもので、露支合辦道勝銀行と稱した。支那側の庫平銀五百萬兩の出資は名義のみであると。後一九一〇年北方銀行を合併し露亞銀行と改稱した。支那領土内に十三の分行を有し政府筋の出資關係あるのみならず滿洲は勿論北支那一帶の地に及ぶ。其後同行の國籍に就て複雑な問題が起り結局佛國の籍に移された。従つて同行の各支店は獨立せる如き形となり之がため業務の統制を缺くに至り、一九二六年九月銀爲替に失敗

日・滿・露關係

京、張家口に有する。昭和四年夏東支問題勃發以來支那側の壓迫に堪えず九月株主總會に於て閉鎖に決定したが昭和五年露支協定成立の結果同年三月廿二日復活した。引續當時の決算表を見るに總額一三、六一六、五〇九圓(哈大洋一三、四七六、七四一弗)にして同年末には約二三倍増加バランスを見た。

ハ、匯豐銀行

同行は在滿外國銀行中最も古い。同行は初め一八九五年露國が東支鐵道建設を動機として設立したもので、露支合辦道勝銀行と稱した。支那側の庫平銀五百萬兩の出資は名義のみであると。後一九一〇年北方銀行を合併し露亞銀行と改稱した。支那領土内に十三の分行を有し政府筋の出資關係あるのみならず滿洲は勿論北支那一帶の地に及ぶ。其後同行の國籍に就て複雑な問題が起り結局佛國の籍に移された。従つて同行の各支店は獨立せる如き形となり之がため業務の統制を缺くに至り、一九二六年九月銀爲替に失敗

香港上海銀行) 同行は英國系の銀行であつて一八六五年資本五百萬弗を以て香港に創設され、一九〇七年、一五〇〇萬弗全部拂込み増資して今日では二〇〇〇萬弗の拂込資本を有し主として南支に於ける爲替銀行として活動してゐる。北滿に於ける露國系銀行の勢力失墜と共に哈爾濱に進出し今日に及んでゐるが、現在同行は大連、奉天、哈爾濱に支店を有し専ら特産資金の供給及海外輸入雜貨等の爲替業務を行つてゐる。

二、渣打銀行



て一九二八年哈爾濱及大連に進出したものである。

資本金は全額拂込三百萬磅の特殊銀行で印度、濠洲、中華民國に亘つて四十有餘の支店を有する大銀行である。

ホ、花旗銀行

同行は一九〇一年の設立にかゝる米國系商業銀行である。一九二六年米國第一の稱ある紐育のナショナルシティバンク（一八二二年設立）に合併された。

同行の資本金は現在一億一千萬弗（積立金一二九、六五〇千弗）を有する世界第二の銀行である。

支那に於ける名稱は舊名花旗銀行を其の儘使用してゐるが、同行の活動は米國の對支貿易に大なる貢獻をなしてゐる。

滿洲では哈爾濱、大連兩支店の外奉天にも最近支店を設立して居る。

從來其貸付は僅かに主要なる歐米と少數の露國人竝に一部滿洲側資本家のみに取り引されて居る。

滿洲國の商業沿革

は、農業經濟域としての將來をも約束されてゐる平和郷である。而して近世にいたり自給自足經濟の典型地たりし封禁滿洲の地が一躍して再生産市場への原料供給域に轉入するに至つた事は頗る注目し得る經濟事象であらねばならぬ。

滿洲の商業發達史を按ずるに滿洲が國際市場へ開港したのは一八五八年であつた。而かも當時に於ける滿洲唯一の開市場はたゞ牛莊（營口）の一港のみであつた（但し實質的に開市貿易されたのは一八六四年である）次いで一八九四年英國の鐵道が北進鐵道關外延長として山海關外に敷かるゝに及び、これまでの封禁地滿洲が海陸兩路により支那本土並に世界交通路への連絡となり、之れより滿洲經濟の世界經濟への加入となつたのである。かく交通手段の近代化は鐵道網の進展となり、又滿洲を世界各國と絡ねる海運業の發達ともなつた。他面原料市場に於ける農業生産品の増加、鑛業生産物の漸増等々は何れもみな異常なる急速度を以て進展した。之を要するに滿洲の商業的地

一、總 說

滿洲は由來農業國であつて商業國ではなかつた。今日見る滿洲商業の發達も要するに外資による二十有餘年の所産に外ならない。殊に國內商業に到つては云はば對外貿易の盛況に隨伴して發達した程度を脱しない。而かも從來に於ける滿洲の經濟活動は極めて非民主的なる舊軍閥系資本家の手に殆んど壟斷されてゐた。即ち彼等は官營の發券機關を擁して任意に紙幣の亂發をなし、自家の打算と便宜に於て之を發行し且つ回收し強制的に流通せしめた。

彼等のなす處は實に滿洲に於ける最も大規模にして又最も利益ある計畫的商業であつた。特に其特産物に對する大量買占及價格を無視する先物買の如きにいたつては一般民間の商人を壓倒し結局官商をして確實に獨占的地位を有せしめた。斯く從來に於ける滿洲の民衆は商民としての生活的安寧すら害せられ、一面我が權益は擁護せられず、爲めに永く經濟的

位は其土産製品即ち農業生産品が高度工業化諸國に向つて原料品として輸出せられ之に對して大部分の住民たる農業生産者に供給すべき低度工場製品が輸入せらるゝを常態として進展した。

いま滿洲經濟の國際性を其の貿易狀態により一瞥するに貿易額發達の勢は牛莊開港後十年に於て、僅かに五百三十七萬上海兩に過ぎなかつた。爾來二十餘年間、次第に其貿易額を増し一九〇二年には六千一百萬海關兩に達し、一九三一年には實に六億九千有餘萬海關兩に増大し今日の盛況を見てゐる。之を以てしても如何に其發展性の偉大なるかを知るに足るべく、同時に又斯く發達し來つた滿洲貿易の内容を検討する前に吾人は先づ其取引國が日本を筆頭に亞細亞諸國を網羅し歐洲は二十餘箇國、南北アメリカ、濠洲、アフリカ等殆んど全世界に跨つてゐる現状を知らねばならない。

而かも滿洲の外國貿易の發展は中華民國全體の外國貿易の發展より遙かに急速だつた。殊に最近に於ける滿洲の諸外國

發展が阻止された。其の最大の原因は要するに此地に政治らしき政治が行はれず徒らに軍閥と匪賊との跳梁に委せられた點にある。この意味において、滿洲國の成立は、滿洲國民に對してはこよなき樂土の出現であり、我國にとりては安全な經濟的發展を約束する新市場の生誕である。

然かも滿洲國は滿蒙三千萬民生の生きんがため熱望によつて生れた。新生滿洲國はこれより眞の門戸開放、機會均等を標榜して立つたのである。此の新生國家、滿洲國成立に大に助力した隣邦日本はかつては國を賄してロシアの南下政策を阻止し、特殊權益を保持し來つた日本としては、此機會に於て滿洲國のために滿洲國が有する豊饒な資源の開發をなすと共に民生の生活を安定、向上せしめ名實共に備はる王道治下の樂土滿洲國たらしめねばならない。

憶ふに滿洲住民の大部分は既に述べたる如く農業生産者である。今日尙ほ農業移民の進展を年々見つゝある滿洲の現態

への商品輸出は中華民國全輸出の四分の一を遙かに越え輸入も亦全體の六分の一を示した。一面滿洲の地は平和と秩序を維持し移民と耕作擴張の刺戟ともなつた増大してゆく豆の收穫は世界市場に販路を見出し、其の栽培者は外國よりの物資の購買高を増加せしめた。鐵道は其の管轄區内に幾多の都邑を建設し、大規模工業の諸特色を移入し其の間滿洲の商業は其處女資源の利用に全力を盡しつゝ今日見る完全なる世界經濟への結合過程を辿つたのである。

二、日滿經濟關係

日滿經濟の相互依存關係の現態如何を知るは日滿經濟政策確立の基礎をなすものである。便宜上（一）日本の滿洲に對する經濟的寄與と（二）日本經濟に對する滿洲の寄與の兩面より之を考察して見る。

日本の經濟的貢獻

（一）治安維持 日本は滿蒙に於て有する特殊權益の重要なるに鑑み一面又東洋平和確保の傳統的政策よりして、滿蒙の



治安維持に努力し來つた。斯くて維持されたる治安は滿蒙の經濟開發に至大の好響を與へ、特に支那移民の來住に依る人口の著増、農地開墾、産業通商の安全等を通じて著しき發展を齎した。此の間の事情は民國樹立前後二十年間、常に内亂を以て終始せる民國本部の事情とは著しき對照をなすものであり、此の事情より受けたる滿洲の利益は蓋し僅少ではない

(ロ)日本資本の供給 新開地滿洲は其の經濟開發のために、資本を要することが頗る多い。之れに對し最大の貢獻をなしたものは日本であり、各國對滿投資總額二十三億圓の内七十六%を占めてゐると稱せらる。

かく滿洲自體としては其の經濟發展資金の供給を最も多く受け異常の進展力を以て開發されたことを知らねばならぬ。

(ハ)日本の技術上及經營上の寄與 日本は技術上及經營上の寄與が、滿洲産業開發に多くの貢獻をなしたことも著しい事實である。即ち滿洲に於ける資源利用範圍の擴大は資源の増加の結果

要素は實際上經濟各部門に亘つて彼此混濁作用し滿洲の經濟發展を促したるものである。以下極めて簡単に各部門に於ける狀況を述べよう。

鐵道 滿洲に於ける鐵道の中日本側關係のものは全體の三割七分の二なる優位を占めてゐる。且つ鐵道による沿線都市の發達、人口の集中、物資の集散容易等は何れもみな直接間接滿洲が有する資源の開發に好果を與へた。

を來し、資源利用方法の改善は資源の價値を増大せしめた。就中農工礦業界に於ける技術上經營上の創設及改善に於て著しきものがある。而して之等の創設及改善は各種研究機關の研究を母胎として生れたものであるが、滿鐵會社及關東廳が之等機關に對し直接支出したる金額は實に一千五百萬圓以上に達してゐる。又商業方面に於ても日本側に於ける特産取引所の設置、倉庫業の開設及大豆混合保管制度の創設、近代的金融機能の發揮等は滿洲の産業、商業界に非常な貢獻をなした。

(ニ)滿洲資源の販路提供 滿洲の輸出貿易額を仕向先別に見るとき日本が最も其大なる部分を占めてゐる事に感づくであらう。(最近五箇年平均に於て四十六%)則ち滿洲の資源の最大顧客は日本であつたのである。特に豆粕に對する日本の需要が大生産及油坊業の發達を促した事は著しい事實である。南滿三港貿易の最近五箇年平均により、重要商品の輸出總額に對する對日輸出割合を見るに

大豆は二十七%、豆粕六十八%、石炭及コークス五十八%、粟九十七%、鐵及同製品八十九%、柞蠶絲七十一%、雜豆類七十四%等であつて滿洲の重要産業は日本と云ふ販路を有することによつて初めて成立するの狀況を示してゐる。

(ホ)必需品の低廉供給 滿洲は原料資源の供給は豊富であるが精工業が幼稚なため他より衣料品、諸雜貨並一部食料品の移輸入を仰がねばならぬ。而して滿洲の移輸入總額中、日本よりの輸入額は最近五箇年平均に於て四十三%を占め最大の供給者である。又其の重要品に就て見ると綿織物に於ては日本は移輸入總額の六十三%、砂糖六十九%、藥品及藥材三十九%、鐵及鋼四十七%、機械類五十一%、車輛類五十四%、紙類四十五%等となつてゐる。

(ハ)日本の寄與による滿洲經濟の發達 以上日本の寄與を大體要素別に見た。即ち投資(資本的貢獻)、技術、經營(智識勞力能力等の人的貢獻)、貿易(物資の需給的貢獻)の三である。而して之等の

民の増加に負ふ所が多いが、之れを吸引するものは未墾地の存在と日本側の治安維持である。農産物の増加は是等耕地の増加によること多きも、又生産物の市場組織、鐵道等の發達、日本側農業技術の創設及改善に負ふ處も少くない。其の間鮮農の水田經營は滿洲米の増産改良に著しき結果を示した。

礦業 工業の原動力たる石炭と鐵とに對し、日本側が如何に重點を置いたか撫順、煙臺、本溪湖、新邱の開發、鞍山本溪湖の製鐵、更に撫順の油母頁岩工業の創始等滿洲重工業の基礎は漸次築かれつゝある。而して是等を中心として労働者の集中物資の需給關係を活潑にし經濟界に寄與した處が少くない。

工業 工業上の發展も日本に負ふ處甚だ大なることは明かである。労働者の招來及養成技術者の教育、電氣事業經營による動力供給、炭田の開發による燃料の供給、用水の試験及水道設備等は何れも工業要素の改善充實と見ることが出来る。今日見る重工業、纖維工業、食料品

工業、化學工業等各方面に於ける發展の實相に徴しても窺はれるのである。

金融 民國側金融機關及通貨が經濟發展に何等好影響を齎らさなかつたのみならず、かへつて官商の獨占を助長し、民益を搾取する機構として利用されたことは周知の事實である。此間にあつて政策上多少の過誤はあつたが、日本側金融機關及通貨が滿洲の産業通商上莫大なる便利を與へたことは明かな事實である。

貿易及商業 物資の需給關係に於て日本と滿洲とは甚だ密接な間柄であるが、滿洲内の商業に於ても日本人の貢獻として數ふべきものに各種商業機關補助機關助成政策の充實による滿洲内の商業を便利にし惹いては對外貿易に著しき發展を促した。



之を要するに滿洲の經濟が現勢にある所以は、最も多く日本との關係に依存し居るものと謂ふべく、日本なかりせば滿洲經濟現勢は如何なりしかを想像することは不可能なるも、凡ての部分に於て幾分か發展後れたるを想像し得べく、殊に日本の投資なかりせば又治安維持なかりせば等を想定する場合、或は其の過半が未開發の儘であつたとも考へられ、又軍閥の搾取に任せたと考へ得ないでもない。民國人乃至滿洲國人の經濟活動力の大なるは之を肯定するも其の足らざる處を日本が補ひ彼此協力今日の狀態を見たるを思ふとき、將來にも此の相互扶助の必要なるを肯定すべきである。

滿洲の經濟的貢獻

滿洲が日本に對し如何なる經濟的寄與をなしたかを考察せんとする。今是等を日本國民經濟の立場より觀察するに、凡有寄與は(一)移民地域の提供、(二)投下資本に對する利潤の提供、(三)資源の供給及(四)製品販賣場の提供の四項に包含せしめ得る。尙是等の多くは具體的に

日本の國際收支への寄與として合算し得るものである。以下項を別つて概説を試みやう。

(イ)移民地域の提供 人口食糧問題に悩める日本にとつて、移民地域の提供はそれによる實際上の人口緩和の直接的効果が大ならずとするも、間接的効果の大なるものがある。我國全版圖の十八倍の面積を有し、密度約五分の一に過ぎぬ滿洲を近くに控へ、之に移民の可能性を認め得ることは日本にとつて意義深いことである。のみならず在外日本人總計七十六萬の三割に當る二十三萬の内地人と、百萬の朝鮮人の滿洲に在在することの直接の利益も少くない。實に滿洲は現勢に於て日本の最大の移民地である。然らば移民の直接の利益とは如何、人力即ち労働、技術、智識、組織並經營能力等として作用する人の能力に對する報酬を獲得し得ることである。間接的利益とは移民に伴ふ各種經濟活動上の利益國防上の利益等である。

洲に對する日本の投資は約十七億五千萬圓と稱せられる。換言すれば滿洲が、これだけの資本の投下市場を提供したとも見られる。其の利潤提供の程度も年四分一厘と云ふ低率であつた。然し之は全部が直接有利を見越して投資されたものと謂ひ得ない。他の方面に間接的利益を擧げ得るものもあれば又極めて捨石的の投資もあつた爲である。資本利潤の提供は過去二十五年間に總額約十一億と見積られてゐる。而して大正七、八年の好景氣時代を除き、如何にも貧弱であつて直接に經濟寄與的とは稱し難い。寧ろこの金額が内地の有利事業に投ぜられたならば、更に多くの利廻りを示したとも想像し得る。然し滿洲が日本のな額なしの資本を之だけ投下せしめ、其の對外投資の七割を占めしめたには他の間接的利益の大であつたことを立證するものである。

(ハ)資源の提供 滿洲が過去及現在に於て日本に與へつゝあるもの、又將來も與へんとする最大なるものは資源の供給である。食糧原料、半製品として幾多の

ものが供給されて来たが、將來は滿洲産業の開發により益々其の量を増大するものと期待される。現在滿洲よりは食糧及飼料としては滿洲の大豆、其の他の豆類高粱、粟、小麥、麩等が多量に日本に仕向けられてゐる。原料としては大豆、木材、鹽、柞蠶絲、獸毛皮、燃料としては石炭、半製品としては豆粕、鉄鐵等が主なるものである。而して日滿通商開始以來滿洲物産の對日供給額は累計二十五億海關兩即ち約四十億圓と概算される。然らば是等輸入品が日本(朝鮮及臺灣を含む)の輸入總額中に於て年々幾割を占むるか云ふに、大約八乃至十%平均九%強である。

次に主要商品の日本に於ける消費額に對し滿洲よりの供給割合につき二三を擧ぐれば、鹽は五%、鉄鐵は十五%、石炭は五%、肥料は二十%といふ状態である尙將來に向つては前記各商品の外頁岩油輕金屬、鋼、特殊鋼、金、硫安、曹達、バルブ等を供給する可能性多く、施設の如何によつては棉花、麻、羊毛等本邦の

最大缺乏原料を成る程度まで供給するの前途を有するものである。

(ニ)製品販賣市場の提供 滿洲の外國品需要量は其人口の増加、經濟力の進展文化の向上に伴ひ驚くべき速度を以て増加して來てゐる。而して日本よりの滿洲輸入量は常に輸入總額の四割以上輸入量の五割を占め、特に歐洲大戰當時は更に大なる割合(輸入量の七割五分)を占めた。之を日本(臺灣、朝鮮を含む)の對外輸出額に於ける地位を見るに即ち七乃至九%最近五箇年平均七・八%である。

此の比率は比較的小さく感じられるが我國輸出貿易の特異點たる對米生絲輸出對支綿製品輸出の多きを除けば印度に次ぐ仕向先であり、輸出品が特殊品に偏らず其の種類が雑多であることは特長と見るべきである。而して對滿輸出は銀價に影響さるゝこと大であるが、概して絶對數及比率に於て増加の趨勢にある。而して地理的に有利な位置にある日本としては、滿洲に商品市場を確保することは上策であり、其の政策は滿洲の現經濟力に

滿洲國の商業統制案

新生滿洲國政府は目下時局に對する經濟發展の前提として次ぎの兩方面に多大なる努力を拂つて居る。即ち(一)徹底的治安の維持に努め(二)紊亂其の極にあつた幣制の改革に努力してゐる。幸ひ治安維持に對しては日本は多大の犠牲を拂つて滿洲國の爲めに盡して居り幣制の改革に就ても既に滿洲中央銀行を中心として健實なる整理の歩をすゝめてゐる。(詳細は別稿通貨、金融の項参照)而して滿洲國の産業開發の具體案は凡ゆる方面より考究されてゐる。

いま参考のため一般商業の進展策に關する諸案を綜合するに(一)度量衡の統一(二)取引所制度及金融制度の整備(三)特許權並商標權の確立(四)輸出貿易に對する特產物取扱法の改善並に組合の力による統制機關の設立(五)輸出商品に對する検査機關の設定等がある。之等は孰れも



皆新生滿洲國が近き將來に處する商業統制の基調と目されてゐる。

### 日滿貿易關係

滿洲國の發生、今後の成長國民生活の向上を策するには世界經濟から全く隔離せしめられてゐた滿蒙を、世界の舞臺に進出せしめなければならぬ。滿洲國の世界經濟への發展、滿蒙の國際經濟化これが滿洲國の第一の目標でなければならぬ。滿洲に於ける物資の輸出入は稅關管轄の關係上下記の三に區分する。

- 一、南滿地方 大連、牛莊(營口)安東
- 二、北滿地方 哈爾濱稅關管内(松花江、滿洲里、綏芬河、三姓)愛琿
- 三、東滿地方 間島(龍井村、琿春)

此等諸地方總貿易の約八割以上は概ね南滿三港(大連、牛莊及び安東の三港を指す)を經由し、殘額の大部分は北滿地方及び間島方面を通じて行はれてゐる。滿洲貿易の大勢は全く南滿三港の消

長に依つて支配される。

次に貿易現勢を述べよう。滿洲貿易は一九〇三年(明治三十六年)當時僅かに支那本土の貿易額の三、〇五%一六、〇三三兩に過ぎなかつたが三十年を経たる今日昭和六年に於ては約六九二、八一八千兩を示し四十倍以上に増加した。

滿洲貿易は當初に於ては沿岸貿易が大半を占めて居たが大連が開港されて以來俄然外國貿易は増加し其後次第に其地位を轉倒して來た。而して滿洲國の主要輸出品は大豆、豆粕、石炭、豆油、粟、柞蠶絲、其他の豆類、鐵及同製品、高粱、種子類、皮革、木材及竹等で輸出總額四七三、八六八、九四一滿兩で、殆ど全部未加工の儘の原料品である。これに反し輸入品は次の様な加工品が多い。綿織物、麥粉、機械及器具、紙卷及葉卷煙草、鐵及鋼、綿織絲、砂糖、其他食料品、麻袋棉花、紙類、藥品及藥材、石油、毛及毛綿交織物等で輸入總額二一八、九四八、九七二滿兩である。之れに依て日滿經濟プロツク問題の上からみて日本は工業原

對日本貿易においては輸出は滿洲特産物石炭、鐵、皮革、輸入は絹織物を主とし棉花、小麥粉、建築材料、砂糖、機械類

紙類にて、輸出入ともこれ等の商品は飛躍的の激増を示してゐる。(單位千圓比較%、△印減)

| 日支香蘭英佛 | 支那    | 七年中   |       | 前年比較 |     |
|--------|-------|-------|-------|------|-----|
|        |       | 輸     | 入     | %    | △印減 |
| 日      | 支那    | 三六、三九 | 一五、〇二 | 四七・二 |     |
| 支      | 支那    | 六三、七三 | 三九、九八 | 三三・八 |     |
| 香      | 香港    | 二、九九△ | 一、九六  | 一九・六 |     |
| 蘭      | 印度    | 七、一五  | 二、二四二 | 七・八  |     |
| 英      | 英國    | 二四、八七 | 二、六四  | 二七・一 |     |
| 佛      | 法國    | 一、九四  | 二、五三  | 二七・八 |     |
| 佛      | 德國    | 一、九四  | 一、六三  | 二七・八 |     |
| ド      | ドイツ   | 五、三〇△ | 二、六六  | 四七・七 |     |
| ベル     | ベルギー  | 五、六二  | 二、〇七  | 四七・七 |     |
| イ      | イタリア  | 一、八三△ | 一、九四  | 一五・〇 |     |
| オ      | オランダ  | 三、七九  | 二、六△  | 一・五  |     |
| ソ      | ソ連邦   | 三、七九  | 七六△   | 六・五  |     |
| 合      | 合衆國   | 三、三二  | 九四    | 三・二  |     |
| エ      | エチオピア | 四、四三△ | 二、八八△ | 二六・四 |     |
| エ      | エチオピア | 二、八〇  | 五     | 一四・四 |     |

### 日本商品の滿洲輸入經路

滿洲の商品は如何にして輸入されるかと言ふに、日本から輸出される商品は、

日・滿・露關係

多く大阪に關係が深い。生産者から地場商や出張商へ來るものと、生産者から問屋を経て地場商や出張商へ這入るもの、又川口華商の手を経て華商本店へ來るものと大體三つの徑路に別たれる。

料を必要とし工業製品の販路を求めてゐるに反して滿洲國は工業製品を必要とし多くの工業原料を持ちあぐんでゐる。

滿洲國と日本とは經濟的に見て完全に近く依存關係が成立つてゐる。滿洲國はこれから眞の門戶開放機會均等を標榜して成立したが今後は貿易の上にも多大の變化を見るであらう。

### 滿洲國昨年の對外貿易

昭和七年の滿洲國外國貿易は前年における重大な政治上の變革に影響されて上期はなほ不振であつたが下期に及んで國內治安の回復、幣制の確立、銀價高、特産物の出回り好況などにより漸次好化した。全滿洲國の貿易統計は資料未發表の爲判然せぬが、大連を中心とした貿易は輸出三億五百六萬圓、輸入二億七百五十八萬圓にて前年に比し輸出は五割八分輸入は十一割二分を増加した。相手國別に見ると次の通りであるが、このうち

併し取扱品に依つては之と異なる系統のものもある。例へば綿絲綿布の如きは生地もの(グレー)とか一般に生地綿として取扱はれるもの、殆ど出張商や地場商が輸入の大部分を取扱ひ、從來八、九割を占めて居たが、最近七割乃至六割五分に低下した。又同じ綿布でも織つたもの、染めたもの等の加工綿は、七割位まで問屋から川口を経て輸入されてゐる實情である。又特種の商品たる機械類、砂糖、麥粉、金物類等は、地場商、出張商等の手で直接取扱はれるものが多い。

### 在滿邦人商工會議所

滿洲に於ける邦人商工及商業會議所は大連、奉天、安東、營口、新京、哈爾濱鐵嶺の七箇所に設置されてゐるが此外沿線附屬地にも略ぼ之れに類似する機關がある。即ち鞍山實業會、遼陽實業會、撫順實業協會、開原實業會、四平街市民協會、公主嶺商工會、旅順商工會、本溪湖實業會、吉林商工會等である。次に外人商業會議所として大連及營口



に英國商業會議所ある外、哈爾濱には佛、獨、米、英及露の五商業會議所がある。

滿洲日本人商工會議所一覽 (昭和七年九月現在)

| 名          | 稱 | 設立年月    | 會頭名   | 書記長   | 會員數 | 昭和七年<br>度豫算 |
|------------|---|---------|-------|-------|-----|-------------|
| 大連商工會議所    |   | 大正 四、七  | 高田 友吉 | 缺員    | 三〇六 | 六、四六〇       |
| 奉天商工會議所    |   | 明治 四〇、一 | 庵谷 忱  | 野添 孝生 | 二〇三 | 四、〇〇〇       |
| 安東商工會議所    |   | 明治 四、七  | 荒川 六平 | 新田 忠平 | 一五五 | 三、六六六       |
| 新京商工會議所    |   | 大正 九、六  | 永原 岩雄 | 大垣 鶴藏 | —   | 一八、〇〇四      |
| 營口商工會議所    |   | 大正 九、四  | 今井 榮量 | 日下 清癡 | —   | 一四、八〇〇      |
| 哈爾濱日本商工會議所 |   | 大正 三、二〇 | 加藤 明  | 山田 小一 | —   | 三、三〇〇       |
| 鐵嶺商工會議所    |   | 大正 三、四  | 紀藤 義也 | 松崎 義造 | 空   | 九、三〇〇       |
| 計          |   |         |       |       | 七   | 二〇五、七五〇     |

在滿外商の潜勢力

一、一般外商

列強が滿蒙に對して虎視眈々たる情勢は既に明かである。現に滿洲國、西伯利亞に於て英、米人が盛んに活躍し根據ある勢力を扶殖すべく努力してゐる。彼等の目標は要するに極東市場に於ける日本との競争であつて現に國境附近、哈爾濱を中心として企業の歩を進めてゐる。即ち中東線を挟み吉黒兩省に亘る大規模なる森林及鑛山業の計畫の如き其一例である。いま滿洲國內に於ける彼等の潜勢力を綜覽するに、各國人中心國人は最も廣範圍に亘り活躍し、之に次ぐは露、英、獨、デンマークである。南滿の地にあつては奉天を筆頭に、大連、新京に根據地を置き、歐洲、中華民國本部との間に介在して商取引を主とし、北滿地方にあつては専ら其中心を哈爾濱に置き、内外蒙古との間に毛皮取引をなしてゐるが速く

一大活躍をなすべく目下計畫中である。(七年十一月現在)

北滿の貿易

哈爾濱・環環貿易

イ、概況

北滿に於ける輸出入貿易の経路は、鐵道、水路、陸路の三方面に亘り、其移動には、東支鐵道による西境滿洲里、東境綏芬河、南方新京を主とし水路松花江による三姓、黒龍江の水路による環環(黒河を主とする)、洮昂鐵道による洮南經由の貿易其他陸路の各地がある。之等の通路による北滿の貿易額は年々激増し、昭和六年の輸移入額一六、九五五、六六三海關兩、輸移出額四九、五〇九、三七五海關兩、貿易額總計六六、四六五、〇三八海關兩に達した。

ロ、南滿經國貿易

以上の内、南滿を経由する貿易は輸入に於て約六割五分、輸出に於て約四割を占むるを毎年の例としてゐる。而して其

邦商の及ばざるところである。門戶開放機會均等の下にある滿洲の地に彼等外人勢力扶殖の情勢こそ實に見逃してはならぬ問題である。

二、ロシア商の活躍

滿洲國內に於けるロシア系商業資本の商社を一瞥するに、毛皮販賣商十一社、貿易商八社、雜貨販賣商六社、食料品商四社其他を併はせ三五社に及んでゐる。かくの如く毛皮を取扱ふものが最も多い而して之等の内秋林洋行は哈爾濱に本店を有し大連、奉天、滿洲里に支店を置き洋雜貨の販賣にあたり、ツルヒンモリヤンスキーは滿洲里、海拉爾に於て對蒙古貿易に従つて居る。次に在滿ソヴェイト系商業機關は貿易九社、機械商六社、飲料販賣四社其他を併はせ三十二社を有してゐる。殊に一九三〇年ソ聯の一機關たるエキスポートフレートの設置は注目し得た。エキスポートフレートは其名稱を穀類雜糧海外輸出販賣株式會社と稱する。同社成立の目的はソ聯輸出業者の爲

の主要品は輸入に於て綿織物、砂糖、石炭及びコークス。石油、麻袋等で輸出に於ては大豆、豆粕、麻子等である。

ハ、對ソ聯貿易

北滿の直接對外貿易即ち對蘇聯貿易は昭和六年に於ては突發せる滿洲事變のため調査未詳であるが今前年に於ける狀況を見るに、輸入一、五二八萬海關兩、輸出五、〇三二萬海關兩、合計六、五六〇萬海關兩であつた。之を前年に比較すると僅に約三萬海關兩の増加に過ぎないが更に五年前の大正十四年に比較すると約三倍の増加を示してゐる。即ち北滿に於ける未耕地開墾並びに山東直隸方面より來る支那移民の増加による農産物の激増と農民の需要増加とを最大原因とする。

ニ、哈市の密輸入

北滿の貿易に於て露支國境密輸入は從來よりも大膽に慣行されたものであるが、入荷せる脱税品の荷凭れ並に時局關係により處分難に陥つた是等密輸入品の亂賣に伴ふ市價の攪亂は掩ふべからざる事實で哈市を中心とする北滿は安東、關

に國外に輸出する穀物、雜糧の販賣、保險及運送をなし、購買に之等穀物の引渡を爲さんとするものである。資本金現在五百萬圓にしてソ聯を代表する一機關である(國營機關の引受株は以上資本金の五一%を保留してゐる)

いま其の活動の一斑を徴するに一九三〇年始めて興凱湖を中心とする一帯の大豆を取扱ひ漸次東部線に手を伸ばした。

一九三一年春以來更に西、南兩部線に進出し同年四月迄に六萬五千噸を浦潮に搬出した。而かも尙注意すべきは南部線のものには盡く表面採算圏外に於て賣却されてゐる事實である。更に陸路による特産物の歐洲輸出といふ劃期的新事業をも實現せしめた。尙ほソ聯邦は哈爾濱に其國營貿易機關たる通商代表部を置く外、其後奉天及び大連にも同様これを常駐せしめて對滿取引の發展を圖りつゝある。

次に注目すべきはソ聯が石油の販賣擴張を講じつつある事である。即ち奉天にソ聯煤油公司なる新店舗を設置し南滿の代理店十一箇所を管理せしめ販賣擴張に



東州兩方面より密輸入品の堆積市場と化し、さなきだに不振を啣ちつつある輸入界に與へられた影響は實に甚大なるものがある。

ホ、對外蒙貿易

在滿洲里地方の對外蒙古貿易は近來著しく好況に向つてゐる模様で、之が主なる原因は外蒙古の貨物需要が増加したことと、支那官憲の貿易取締が緩和されたこと、貨物輸出入経路の變化等である。いま其事情を大略記せば、外蒙古喀爾喀に於ては、國民政府樹立以來其購買力増加し、一般人民も毛皮畜産物等の價格騰貴の影響を受けて收入増加し、生活も多少向上した結果、綿布雜貨等の需要の増加を來たした。次に従來對外蒙古輸出入品は張家口經由を主としてゐたが、張家口庫倫間街道には支那時局の影響に依り匪賊が跳梁するので、通商の安全を期するため、他に通路を求むることになり、大部分は交通の關係上滿洲里地方を通過することになったのである。外蒙への輸出品の主なるものは綿布類

麥粉、茶、砂糖、素麵、縫糸、絹布、石品で輸入品は毛皮その他の主として畜産品を擧げ得る位のものである。  
哈爾濱管區輸出入貿易額累年比較 (單位海關兩)

Table showing trade figures for Harbin area from 1932 to 1936. Columns include categories like '輸移出(再輸移出を含む)', '支那', '外國品', and '總貿易額計' across years 昭和三年 to 昭和六年.

在ハルビンソ聯邦側官公機關及其代表者

Table listing officials of various organizations in Harbin. Columns include '名', '稱', '所在地', and '職員氏名'. Organizations listed include 聯邦總領事館, 東省鐵路公司副理事長, 東省鐵路管理局々長, etc.

露油の滿洲進出  
一、關東州方面

日・滿・露關係

一ヶ年ガソリン百萬ガロン需要(内、滿鐵需要五十萬ガロン)を有する關東州内のソ聯産ガソリン供給は現在大連市出

光商會支店(本店門司市西本町)が大連ソヴェート通商代表支店と昨年十二月末締結せる州内一手販賣契約に基き、主として高架索産ガソリンを浦潮經由大連港に輸入してゐるが、右露油の本年契約高は約三十萬ガロンで(滿鐵に二十萬ガロン、滿洲電氣會社に十萬ガロン)此中出光商會は滿鐵に七萬ガロン、滿洲電氣會社に五萬ガロンを六月末日までに引渡すべき契約をしてゐる。然るに現在までのところ滿鐵に引渡したる數量は四萬ガロン、滿電は四、五、六、の三ヶ月間に僅かに二千ガロンを引渡したに過ぎない。此の引渡し分の不足は浦潮から大連仕向ガソリンを積載した露船が航行中、海上で遭難した爲だと言はれてゐるが、出光商會は初めて露油を取扱ひ右の手違ひで大分面喰つてゐる。露油の前契約者親和洋行(高田大連商工會議所會頭經營)も露油の入荷不定になやみ、露油取引を放棄したといはれてゐるし、引渡時期の點に於てソ側に對する苦情を當地でも聞かされたことは特にソ側の一考を煩す必要がある。



### 在ハルビン露側金融機關

| 名                         | 稱 | 所在地       |
|---------------------------|---|-----------|
| ギミルース・ヘスセード (猶太系)         | 道 | 中國十一道街    |
| ダリバンク                     | 同 | 中央大街      |
| ダリネ・ウオストーチヌイ・フザイムヌイ・クレジート | 同 | 同         |
| ダリネ・ウオストーチヌイ・エウレイスキ・コムメル  | 同 | 同         |
| チエスキ・バンク                  | 同 | サマンナヤ     |
| 露支家主組合 (金融預金部) 借款銀行       | 同 | 石頭道街      |
| 猶太國民銀行                    | 同 | ルイーチナヤ    |
| ブリゴトヌイ・バンク                | 同 | 馬家溝街ゴリゴリ街 |

る。因みに出光商會は日石の代理店であるが大連支店は専ら露油のみを取扱ひ、前記の如く満鐵及び滿電に賣込んでゐる満鐵は一ケ年に五十萬ガロンもガソリンカー及びトラック用として消費するものであるが、總て競争入札で買付けるのであるから、他社製品に比し一ガロンに付き二十錢も安い露油の割込は頗る有望とされてゐる。従つて露油の納期さへ確實になれば大連通商代表支店は相當面白い商賣が出来るのである。

た露油供給契約の内容は大體左の通りである。

- 一、本年度三十萬ガロン引受
- 二、契約期限一ケ年
- 三、保證金前納
- 四、毎月三回計算、三十日サイド
- 五、賣手倉庫渡 (通商代表支店は大連市太平町に倉庫を借りてゐる)

尙ほ本年一月以降大連港輸入露油は燈油及びガソリン約九千噸で、内三千噸はガソリンであると。關東州以外の南滿地方供給の露油は奉天通商支店が取扱つて

### 二、北滿地方

北滿地方は露領方面より鐵路哈爾濱の蘇聯煤油公司 (ソ聯邦石油輸出聯合哈爾濱支店) を經て輸入され、奉天、吉林、新京各地方の需要を併せ本年度の輸入高はこれ亦約百萬ガロン (燈油及ガソリン) と見越されて居るが、其の販賣に付ては最近ではシエール、テキサス、スタンダードなど、歩調を合せて賣値の協定を行つてゐるとの事である。

最近露側は滿洲國交通部に對しハバロフスクより油槽船を以て松花江を遼江し哈爾濱市場に露油の供給新系統を計畫し是が許可を申請した由で、交通部では別に反對すべき筋台ではないので近く認可の方針であると。

尙ほ油槽船による時は輸送費の著しき節約となるばかりでなく輸送も現在の鐵道輸送に比し圓滑となり、北滿市場に露油のダンピングが行はれはしまいかと一部では早くも觀測してゐる。

### 三、哈爾濱の近況

哈爾濱に於ける各國石油 (テキサス、アジヤ、スタンダード、ソヴェート) 輸入額は正確な統計がないので判然しないが年約五十萬圓と稱せられ、此中露油は約十萬圓位である。一九二四年の露支事件以前にはもつとあつたが、事件以後ガタ落ちがして了つた。是は一方各國油の進出によるものであるが、露油は當地方には何んといつても抜くべからざる勢力をもつてゐる。従つて前項所報の如くハバロフスクから松花江によつて哈爾濱埠頭に油槽船で輸入される様になれば再び北滿市場に舊勢力を盛り返すことは至難でないと思はれてゐる。因みに目下ソ聯邦石油輸出聯盟哈爾濱支店は滿洲航空輸送會社とガソリン油一ケ年五十萬ガロンの賣渡交渉を行つてゐるが近く正式調印の筈である。

### ロシアの對蒙古輸出躍進

日・滿・露關係

| 品目    | 對蒙輸出入  |        | ソ聯邦外國貿易人民委員長最近の發表によると一九三二年 (一月より十二月) |       | のソ蒙貿易を一九三一年同期間に比較すると (單位千噸) |       |
|-------|--------|--------|--------------------------------------|-------|-----------------------------|-------|
|       | 輸出     | 輸入     | 一九三二年                                | 一九三一年 | 増△減比率                       | 一九三一年 |
| 穀物類   | 四一、三九五 | 一九、二七八 | 三、七六九                                | 七、八六  | 一一%                         | 一六    |
| 豆類    | 一九、二七八 | 六〇、六七三 | 五、六                                  | 一、七   | △三三%                        | 七     |
| 種子類   | 二一     | 二一     | 六                                    | 一     | △〇八%                        | 七     |
| 醫藥原料  | 一九     | 一九     | 一三                                   | 一     |                             | 七     |
| 果實類   | 一七五    | 一七五    | 一七                                   | 一     |                             | 七     |
| 野菜類   | 三九     | 三九     | 一七                                   | 一     |                             | 七     |
| 其他農產物 | 八二八    | 八二八    | 一七                                   | 一     |                             | 七     |
| 雞卵    | 一〇〇    | 一〇〇    | 一、〇三三                                | 三、四四  |                             | 八     |
| 牛酪    | 八五     | 八五     | 二、三六四                                | 一、二二  |                             | 八     |
| 其他    | 八五     | 八五     | 八六                                   | 一一二   |                             | 二     |
| 合計    | 五、一五三  | 九、五五   | 三、七六九                                | 七、八六  |                             | 一六    |
| 合計    | 二、五    | 七      | 五、六                                  | 一、七   |                             | 七     |
| 合計    | 二一     | 二一     | 六                                    | 一     |                             | 七     |
| 合計    | 一九     | 一九     | 一三                                   | 一     |                             | 七     |
| 合計    | 一七五    | 一七五    | 一七                                   | 一     |                             | 七     |
| 合計    | 三九     | 三九     | 一七                                   | 一     |                             | 七     |
| 合計    | 八二八    | 八二八    | 一七                                   | 一     |                             | 七     |
| 合計    | 一〇〇    | 一〇〇    | 一、〇三三                                | 三、四四  |                             | 八     |
| 合計    | 八五     | 八五     | 二、三六四                                | 一、二二  |                             | 八     |

#### △蒙古へ輸出

で輸出入總額に於て八%退歩したが、輸出は前年に比し一一%の増進を示し、しかも金額から見ても今日ではソヴェート對東洋貿易中最も重要な役割をもつことになつた。殊にソヴェート對蒙輸出品中

昨年十二ヶ月間

前年同期間



|           |        |       |        |       |
|-----------|--------|-------|--------|-------|
| はち蜜       | 一一     | 一七    | 五三     | 六四    |
| 其他獸禽生産物   | 一八     | 一六    | 一〇六    | 三六五   |
| 魚類        | 三五     | 三一    | 一一七    | 六一    |
| 其他漁獵生産物   | 〇・一    | 〇     | 四六     | 三五    |
| 以上農産輸出品合計 | 六、四一四  | 一、六二九 | 六、一〇九  | 二、〇一一 |
| 挽材及丸太     | 二八     | 六     | 二五五    | 三二    |
| 砂糖        | 三、九四八  | 二、〇四四 | 三、六二五  | 一、六一五 |
| 植物性油      | 四六     | 二二    | 二七     | 二四    |
| 穀粉類       | 一八、六一三 | 三、九五〇 | 二〇、〇一二 | 四、七〇九 |
| 罐詰        | 七〇     | 五一    | 一五〇    | 一四〇   |
| マカロニ      | 二四八    | 一六三   | 一八五    | 一一一   |
| 煙草        | 一、三三六  | 一、六三八 | 一、三九八  | 一、六三五 |
| 澱粉製品      | 一〇〇    | 五四    | 一五六    | 四四    |
| 菓子類       | 一、一五八  | 一、一一五 | 一、〇七四  | 九四一   |
| 其他食料品     | 五四二    | 三五四   | 一、〇八四  | 六七六   |
| 石綿        | 一九     | 五     | 〇・一    | 〇・一   |
| 鹽         | 六八三    | 七二    | 六二一    | 四二    |
| 石油製品      | 八、一一四  | 二、〇一六 | 四、九九二  | 一、二七一 |
| 其他鑛業製品    | 五〇八    | 三〇    | 二七九    | 一八・四  |
| 香料        | 一五〇    | 一四二   | 二五五    | 二九四   |
| マツチ及軸木    | 四二七    | 一四六   | 四八八    | 一二五   |
| セメント      | 一、三八九  | 一二三   | 一、七七六  | 九三    |
| 陶磁器硝子     | 七九五    | 四二一   | 六七〇    | 三〇六   |

### 滿洲國事業界展望

昭和七年に入るや滿洲國の業界はやゝ好轉の氣運を見るにいたつた。即ち同年初頭の一般財界は金融界の一般凡調に拘はず物價はやゝ騰貴の趨勢を辿り特産界も亦取引の活況を見るに至り、殊に錢鈔市場は爲替關係による市場の盛況を持續し株式界も亦滿洲景氣の現出期待裡に股賑を極めた。二月に入るや勞銀界も亦物價高に追隨し、滿鐵の運輸事業も黒字に轉じ貿易輸出の躍進すら實現した。三月に於ける特産界も強弱の交錯裡に好調を示し、輸出入又相伴ふて躍進するにいたり、錢鈔先物出來高の如きは大連に於てさへ三億餘萬圓に達した。其の間金資金の需要弗々喚起され貿易もいよいよ順調に轉換されたが三月より四月にいたる諸物價は反落の調を辿つた。かくして上半期の財界は金融方面に於て特産資金の一巡を見て閑散季に入つたが商品界は好調裡に推移し、貿易は相當の成績を收め

|          |        |        |        |        |
|----------|--------|--------|--------|--------|
| 織物       | 一七・一   | 四三七    | 一一七    | 四〇九    |
| 電氣用金屬製品  | 四、四四七  | 一三、一五二 | 三、三二四  | 一〇、三六一 |
| 未加工金屬    | 四、一六六  | 三、六六一  | 三、八六二  | 二、八四一  |
| 縫糸       | 七九七    | 二二九    | 一、七八九  | 四九〇    |
| 化學製品及醫療品 | 八七     | 六七五    | 七六     | 五七二    |
| 骨董品及寶石類  | 八九     | 一〇八    | 一四三    | 一七〇    |
| 映畫フィルム   | 〇・四    | 〇・五    | 〇・一    | 一・〇    |
| 其他工業製品   | 二      | 四      | 〇      | 三      |
| 工業輸出品合計  | 四、〇九六  | 九、一五二  | 三、〇一一  | 八、三九二  |
| 合計       | 五二、〇四〇 | 三九、七六九 | 四九、三六九 | 三五、三三三 |
|          | 五八、四五二 | 四一、三九五 | 五五、四七七 | 三七、三四三 |

て進み、七月に入るや卸物價愈々騰勢に轉じ、殊に八月以降金融界俄かに活氣付き一般輸入品の増加躍進振りを見るにいたつた事は近年に見られない事象である。前記の如くに昭和七年の滿洲事業界は微か乍らも好轉の氣運を辿つて推移した次に之を各事業別に就て見るに商業方面は滿洲事變を契機に經濟界好轉、銀價の急回復による滿洲國人側購買力増により一般貿易は活況を示し各營業共可成りの業績を辿り貿易商取引所信託業等最も顯

著な好轉を示し土地賣買仲介業もこれに次ぎ好調を示してゐる。然し大勢よりすれば滿洲事業界は依然世界的不況、滿洲國の治安不安定等に左右されてゐる。從來滿洲に於ける在留邦人の經營になる商店は其の殆んど大部分が世界的不況と經營經費の少い土着商人の進出の爲に壓迫され苦境に陥つてゐたが最近の銀高と滿洲國獨立に依る上海方面の輸入杜絶の爲め内地製品の輸入旺盛となり漸くその商況活氣を呈するに至つた。殊に奉天方面

日・滿・露關係



主要日滿合辦事業一覽

主要なる合辦鑛業

| 名稱         | 經營地                  | 資本額       |
|------------|----------------------|-----------|
| 本溪湖煤鐵有限公司  | 南滿洲本溪湖附近炭鑛           | 七、〇〇〇、〇〇〇 |
| 振興鐵鑛無限制公司  | 遼陽海城縣下鞍山一帶鐵鑛         | 一四〇、〇〇〇   |
| 弓張嶺鐵鑛無限制公司 | 遼陽縣弓張嶺以下三鑛區の鐵鑛       | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 錦西煤鐵有限公司   | 錦西縣大窪溝龍尾把等の石炭鑛及び附屬鐵鑛 | 三、〇〇〇、〇〇〇 |
| 天寶山 銀銅鑛    | 吉林省延吉縣               | 五〇〇、〇〇〇   |

主要なる合辦木材事業

| 名稱         | 所在地 | 資本額       |
|------------|-----|-----------|
| 豐材股份有限公司   | 新京  | 五、〇〇〇、〇〇〇 |
| 興林造紙股份有限公司 | 吉林  | 五、〇〇〇、〇〇〇 |
| 華林製材公司     | 吉林  | 二、〇〇〇、〇〇〇 |
| 富寧股份有限公司   | 吉林  | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 黃泉探木有限公司   | 吉林  | 四、〇〇〇、〇〇〇 |
| 中東海林實業公司   | 哈爾濱 | 三、〇〇〇、〇〇〇 |
| 中東製材股份有限公司 | 哈爾濱 | 五、〇〇〇、〇〇〇 |
| 哈爾濱製材株式會社  | 哈爾濱 | 三、〇〇〇、〇〇〇 |
| 鴨綠江製材株式會社  | 安東  | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 鴨綠江製材株式會社  | 安東  | 三、〇〇〇、〇〇〇 |
| 札免探木公司     | 哈爾濱 | 六、〇〇〇、〇〇〇 |

| 名稱          | 所在地 | 資本額       |
|-------------|-----|-----------|
| 普蘭店電燈株式會社   | 普蘭店 | 三〇〇、〇〇〇   |
| 瓦房店電燈株式會社   | 瓦房店 | 五〇〇、〇〇〇   |
| 貔子窩電燈株式會社   | 貔子窩 | 五〇〇、〇〇〇   |
| 營口水道電氣株式會社  | 營口  | 二、〇〇〇、〇〇〇 |
| 遼陽電燈公司      | 遼陽  | 一、二〇〇、〇〇〇 |
| 奉撫送電所、鐵嶺電燈局 | 鐵嶺  | 二六〇、〇〇〇   |
| 四平街電燈株式會社   | 四平街 | 五〇〇、〇〇〇   |
| 公主嶺電燈株式會社   | 公主嶺 | 五〇〇、〇〇〇   |
| 范家屯電氣株式會社   | 范家屯 | 二〇〇、〇〇〇   |
| 北滿電氣株式會社    | 哈爾濱 | 一、二〇〇、〇〇〇 |

主要なる合辦銀行

| 名稱     | 所在地 | 資本額       |
|--------|-----|-----------|
| 正隆銀行   | 大連  | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 旅順銀行   | 旅順  | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 東華銀行   | 瓦房店 | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 振興銀行   | 營口  | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 福申銀行   | 鞍山  | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 南滿銀行   | 奉天  | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 奉天銀行   | 奉天  | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 中興銀行   | 本溪  | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 協成銀行   | 安東  | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 滿洲商業銀行 | 安東  | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 日華銀行   | 鐵嶺  | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 開原銀行   | 開原  | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 范家屯銀行  | 范家屯 | 一、〇〇〇、〇〇〇 |

| 名稱           | 所在地 | 資本額        |
|--------------|-----|------------|
| 哈爾濱取引所信託株式會社 | 哈爾濱 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 大連取引所信託株式會社  | 大連  | 三、〇〇〇、〇〇〇  |
| 營口取引所信託株式會社  | 營口  | 二、〇〇〇、〇〇〇  |
| 遼陽取引所信託株式會社  | 遼陽  | 五〇〇、〇〇〇    |
| 鐵嶺取引所信託株式會社  | 鐵嶺  | 五〇〇、〇〇〇    |
| 開原取引所信託株式會社  | 開原  | 五〇〇、〇〇〇    |
| 四平街取引所信託株式會社 | 四平街 | 五〇〇、〇〇〇    |
| 公主嶺取引所信託株式會社 | 公主嶺 | 五〇〇、〇〇〇    |

新合辦の嚆矢

滿洲電信電話會社

日本政府及び滿洲國政府は關東州、南滿鐵道附屬地及び滿洲國の行政權の下に在る地域に於ける兩國政府所有の電氣通信施設（電信、電話）を合併してこれが經營を統一し、以て發達完備を圖るの必要を認め、其の業務專行機關として日滿合併辦會社を設立する處あるべく兩國政府當局間に熟談擬議中であつたが、遂に其の協定が纏まり本年五月十五日新京に於て武藤大使、謝介石外交總長との間に批准交換され確定したるに基き、建國後

日・滿・露關係

| 名稱         | 所在地 | 資本額       |
|------------|-----|-----------|
| 日華證券信託株式會社 | 大連  | 五、〇〇〇、〇〇〇 |
| 東亞土木企業株式會社 | 大連  | 五、〇〇〇、〇〇〇 |
| 株式會社日華油坊   | 小崗子 | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 西崗信託株式會社   | 小崗子 | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 南滿建物株式會社   | 大連  | 一、〇〇〇、〇〇〇 |

最初の合辦會社たる滿洲電信電話株式會社は滿鐵顧問陸軍中將山内靜夫氏が創立委員長となり爾來其手によつて創立準備が進行中の處、六月十六日東京に於て同社定款、設立趣意書、事業目論見書、收支計算書及び同社の株式募集要項が發表された。

これによると同社は關東州滿鐵付屬地及び滿洲國の行政權の下にある地域において電信、電話、無線電信、無線電話、放送無線電話その他の電氣通信事業を經營するをもつて目的とするもので資本金は日本國通貨五千萬圓とされ日滿合辦事業の嚆矢をなすものである。

三萬株は五十圓全額拂込済としこれを日本政府が出資する電氣通信施設並びにこれに付帶する物件一千六百五十萬圓の代償とし又十二萬株は同じく五十圓全額拂込済とし、これを滿洲國政府が出資する電氣通信施設ならびにこれに付帶する物件六百萬圓の代償としてそれ／＼兩國政府に交付し、また廿七萬株は賛成人において引受済となつてをり、残り廿八萬株を公募株とするものである。此うち十萬株は滿洲國において募集（滿額に達せざる場合は滿洲國中央銀行が殘額を引受ける）し、十萬株は日本内地で募集する。

第一回の拂込金は十二圓五十錢、申し



込株數單位は十株またはその倍數、申し込期間は七月一日から同四日、拂込期日は七月廿八日限で株主配當見込は初年度六分、その後漸次増配する豫想で第五年度には年八分に達する計畫であると、なほ創立總會は八月卅一日である。

株主配當豫定

滿洲電信電話會社の株主配當は同社收支計算書によると第一、二年度六分、第三年度七分、第四年度七分半、第五年度八分となつてゐるが同配當率の最高は日滿協定に基き作成された同社定款によつて一割を超過せざることに制限してゐる

合辦投資に新例

滿洲電信電話會社は別項の如き要項をもつていよ／＼設立されることとなつたが同社は日滿兩國の政府及び民間の出資による合辦事業の嚆矢にして今後日滿合辦によつて設立されんとする諸般の事業に對しその先例となるものであるから各方面から見ても一般の興味を惹いてゐる。特に注意を喚起する點は同社の株式中國滿洲國政府同公共團體國民または法人

に割當た株式に對しては、その出資または第一回拂込の際の申出でにより滿洲國通貨に換算して利益配當金の支拂を爲すこととなつてをりこの場合における換算率が出資の日または毎回拂込期日における時價を基準とし同社がこれを定め以後これを變更せざることと定めてゐる點でこの種の定款第八條によつて乙種と稱するがこの結果は當然銀價の騰落がこの乙種株式市場に直接影響する。即ち銀價が換算率決定以後騰勢にある場合には乙種株主は一種の減配を受ける譯であるから株價は落勢に轉ずるが、逆に銀價が落勢にある場合は株價は騰勢を示すといふことである。なほ同社の株式はわが株式市場にも上場される筈。

滿洲國經濟建設の四大根本原則

本年三月滿洲國の經濟建設に關し滿洲國政府當局は次の四大根本原則

- 一、利源開拓實業振興の利益が一部階級者に壟斷せられざる事
  - 二、重要經濟部内には國家的統制を加へ合理化す
  - 三、門戶開放機會均等
  - 四、日本との相互依存の經濟關係に鑑み協調相互扶助
- の下に經濟統制の方策を樹て交通を充實し農業、鑛工業の發展を計り金融の圓滑を計るに決定した。
- 一、統制經濟の方策
  - 一、國防的若しくは公共公益的性質を有する重要事業は國營公營又は特殊會社をして經營せしむ
  - 二、右以外に於ても國民の福利生計維持の爲め生産消費に互りて必要なる調節を行ふ
  - 二、交通の充實
  - 一、鐵道 (一)建設本旨經濟開發並に國防治安維持 (二)建設内容 總延長二萬五千キロ今後十ヶ年間に四千キロ

- (一)既設のものを合して一萬キロを建設す
- (二)經營 國有として統一經營
- 二、港灣 (一)滿洲國港灣の外日本の港灣を利用する (二)營口、安東の改修
- (三)葫蘆島の築港は將來必要に應じて完成する (四)海運は近海航路を充實す
- 外洋航路は後廻しとする
- 三、河川 その重要性に鑑み黑龍江、松花江、鴨綠江及び遼河の河運の便を増進する
- 四、道路 (一)目的 一般交通と治安維持 (二)道路網組織 重要都市相互及び重要都市と縣城間 (三)構築内容 總計六萬キロを十年間に完成 (四)自動車交通 全國に之を發展せしむ
- 五、通信 (一)國內に於ける通信の統一連絡及び海外との連絡通信の充實、
- (二)電氣的通信の統一經營 經濟幹線及び之に附隨する支線の改良擴張と主要都市電話施設の改善擴張、放送施設の擴張
- 六、空運 (一)滿洲航空會社經營 (二)今後三年間に航空路三五〇〇キロ開拓

- 七、都市計畫 (一)新京二〇〇平方キロ收容人口五十萬 (二)奉天、吉林、哈爾濱、齊々哈爾に對しても適當の時期に近代的都市計畫を實施す

三、農鑛工業の發展

- 一、農業を以て基幹たらしむ
- 二、農産の改良増殖
- (イ)大豆、高粱、粟、玉蜀黍の栽培指導 (ロ)棉三十萬町歩綿年一億五千萬斤 (ハ)小麥二百三十萬町歩年産二千萬石 (ニ)煙草、麻類、落花生、胡麻、蓖麻、忽布、甜菜、果樹、蔬菜、柞蠶
- 三、畜産 馬アラブ、アングロ、アラブ二百萬頭、綿羊メリイ四〇〇萬頭、牛二七〇萬頭、豚パークシャー
- 四、林業 新規林場權の發放中止五ヶ年間に林場整理
- 五、農業經營 在來の家畜農業を基礎とす
- 六、農業施設 (一)農村組合制度 (二)指導獎勵機關 (三)氣象施設
- 七、土地 (一)速に土地の調査を實施

金融

- 一、滿洲中央銀行の業務改善
- 二、各種金融機關(錢莊)並に一般金融機關の整備助成並に取締
- 三、農工業者の爲めの特殊金融機關の設立
- 四、郵便貯金制度改善發達



愈今夏より

經濟建設着手

滿洲における經濟建設については建國以來鋭意調査計畫され別項記載の如く曩に四大根本原則の決定を見たが爾來各方面の諒解も圓満に濟んだので愈本夏をもつてこれ等計畫を實現することゝなつた。

一、滿洲石油會社

滿洲における石油事業のため日滿合同の石油會社(原油を購入して精製し或は購入販賣する)を設立することに決定したので會社設立の準備にかゝつた。

二、滿洲炭鑛會社

滿洲における主要炭鑛(當分撫順炭鑛坑を除く)を合同する日滿合同の炭鑛會社を設立することゝなり會社設立準備にかゝつた、本店所在地は新京の豫定である。

三、日滿マグネシウム會社

滿洲におけるマグネシウムを製造するため日滿マグネシウム會社を設立することゝなり既存の日本マグネシウム會社を合同するはずで設立準備にかゝつた。アルミニウム工業についても近く會社設立の豫定でまづ大規模の工業的試験を行ふことになつた。

七、アルコール會社

ハルビンにおけるアルコール事業は從來生産過剩のため統制に惱んでゐたがこの度日滿合辦の會社を設立し共同經營することになつた、その他民間で既に着手せるものまたは計畫中で近く實現の見込あるものは左の如くである。

イ、セメント會社

ロ、製麻會社

ハ、バス事業

ニ、醸酒事業

ホ、牧畜業

ヘ、國有砂金鑛區

ト、パルプ事業

チ、農業經營事業

尙統制産業で目下計畫中に屬し近く實現を期待せらるゝものは  
山林開發會社、勸業銀行、牧畜事業、製鹽事業、製藥  
等である、移民については

四、硫安工業

滿洲化學工業會社は既に設立せられ目下大連に工場建設準備中である。

五、滿洲電氣會社

滿洲における電氣事業のために日滿合辦の滿洲電氣會社を設立することになつた、本店は新京に置かれる豫定である。

六、滿洲採金會社

滿洲における採金事業のため日滿合辦の滿洲採金會社を設立することになつたので設立準備にかかるはずである。なほ各地に散在する小砂金鑛區は民間に開放

に重要協議を遂げた。

一、鮮農移民百萬の調整、統制問題

一、内地移民の自作農、經營問題

一、土着農と前二者を融和統制すべき新機關の設置

鮮農は從來農耕適地、不適地の區別なく隨所に散在して居たため匪賊に對する保護も出來ず、監督上多々の不便があつたがこれ等鮮農を農耕適地に集合せしめて保護の完全を期し、内地移民の自作農經營問題に關しては更に慎重な調査を遂げた上、その積極的移民を援助し内地農の行詰りを緩和するに決した、内地移民、鮮農、土着農の三者融和統制に關しては關係當局を網羅した移民統制機關を設置し、生活程度文化様式の異なる三者の完全な融和統制に當らしめることとなつた。

交通網の完成を

急ぐ滿洲國

一、鐵道

滿洲國の交通機關として先づ第一に指摘すべきは鐵道であるが、既成六千軒の路線は日滿兩國の國是たる和衷協同の趣旨によつて、既に今日に於ては東支鐵道を除き其の他の鐵道經營の方針は統一せられ、全滿洲を通じ渾然一大路系を形成して、専ら國防經濟の整備發展に向ひつゝある。  
由來滿洲の如き大陸的交通施設を必要とする地域に於ては然も其重要なる國産は大豆に石炭に將又其他諸礦石等の何れも大量的輸送機關による低價なる輸送費によつて初めて其合理的經營を爲し得るものと云つても過言ではない。之等産業の發達は鐵道の普及に待つの外はないと思はれる。  
既成鐵道六千軒と云ふ事は、滿洲國廣茫百二十萬平方軒に割當て百平方軒當り僅かに〇、五軒であつて、之を北海道現在鐵道網と同様の密度に達せしむるには既成線の約六倍即ち三萬六千軒、又朝鮮と同様の密度に達せしむるには約三倍の一萬八千軒の路線を有せしめざるべから

一、佳木斯南方七虎力附近に五百名の第一  
二回自營移民の入植豫定で七月中旬來  
滿のはずである  
二、吉敦、敦圖沿線における移民は國防  
上重要な交通線を安全ならしむるため  
これを急務とするので右移民實行のた  
め鋭意調査中である  
三、その他自由移民については民間で種  
々計畫されてゐるから一般方針に合致  
する限りこれを許容されるはずである  
なほ特務部では移民の獎勵渡航に種々  
の援助をなすために一般より二百萬圓  
の寄付金を募集し移民協會の設立を目  
論んでゐる

滿洲移民具體案

關東軍特務部主催の滿洲移民會議は拓務省、朝鮮總督府、滿鐵各關係當局代表參加の下に本年五月七日午前十時より關東軍特務部内にて開會された、過般小磯關東軍參謀長が上京の際、拓務省當局との間に決定を見た移民大綱に基き具體的基礎案の確立につき特に次の三項を中心



ざる事となる。

### 二、道路

次に此交通大動脈たる鐵道に對する恰も毛細管的關係を有する道路に就て見ると、現在滿洲國には本格的に道路と稱し得べきものはない實狀ではあるが、然し一旦嚴冬の候となると、河川沼澤皆堅氷に鎖されて、往く所通ぜざるなきと共に積雪も亦深からざるなき天恵によつて、隨所に堅牢なる大道路を出現し得る事、又春秋に亘り耕耘に收穫に凡そ農業として必要缺くべからざる馬匹と荷車は、冬期に及んで直ちに運送の絶好用具となる事等道路運輸に關する特異性有るが爲、廣袤七萬五千里の大地域は四十萬の所謂支那馬車によつて冬期農産物廻期の運輸大盛況を現出して、春の解氷期前に農産物は夫々其の中央市場若しくは鐵道驛所に搬出せらるるのである。

滿洲の冬期に於ける馬車運送の盛況は實地觀察にあらざれば想像も及ばざる所であつて、一臺の馬車に鞍馬多きは九頭

に及び、能く二噸の穀物を載せて一日行程五十軒に及ぶのである。

然し、世運の發展と共に此滿洲の天地も只に農業に便なる事のみを以て満足し得られず、今日に於ては廣く一般交通開發の爲に、只に冬期に限らず四季を通じて可成高速度の運輸機能を發揮せしむべきは勿論であるとともに、自動車も四季を通じて運行するに堪ゆる所の道路の建設は絶對的必要と認められてゐる。

### 三、航空

尙滿洲に於ける航空交通は、一昨年の滿洲事變以來諸般の必要より躍進的發展を爲し、已に滿洲航空株式會社經營の下に滿洲主要都市を貫ぬる千三百軒の空路は日々營業せられ、更に數年を出でずして三千五百軒の商業航空網を實現せんとするの情勢にある。

### 四、水路

其他河運海運に一瞥を與へれば松花江の如きは其下流の依蘭同江の平原よりし

て遠く哈爾濱に廻航して、大豆のみならず年々五十萬噸を超ゆるの輸送を爲しつゝある。

又海運に至りては、從來獨占的唯一の海港たりし大連港の外に、數年ならずして北鮮主要港の開設を見る事によつて、滿洲の生産物は東は日本海、南は渤海に其輸出口を選択し得るに至る次第であつて、更に滿洲西部の發達に對應しては多年の懸案であつた葫蘆島港も亦完全せらるべく期待せられてゐる。

以上の如くして滿洲維新の事業としての交通整備は多事多端の裡にも已に其目標に向つてスタートを切り、愈々以て生氣ある進行を爲さんとしてゐるのである

### 滿洲國の鐵道全貌

滿洲は其地勢上よりして海岸線に乏しく、河川による水運の利便も僅に松花江遼河等の外見るべきものなく、折角の天與の資源も將又世界の穀倉として後年に名聲を馳せたその農産物も、過去に於て

は開發遅々たる狀況にあつたが、その眠りを醒まして鐵道の布設されたのは十九世紀の末である。

滿蒙に敷設された最初の鐵道は北清鐵道（現在の北寧鐵道）の關外の延長線並に東清鐵道（現在の東支南滿洲鐵道）で一九〇三年（明治三十六年）時を同ふして開通したのが滿蒙に於ける鐵道の起源である。

北清鐵道は一八九三年既に北京、山海關の線路敷設を完成し、更に滿洲開發の目的を以て關外への延長を計畫した。時恰も露國の滿洲侵略著々成功しつつあつたのに對抗して銳意畫策を廻らし、資金及材料を英國に仰いで錦州迄の線路を敷設し、又錦州、營口間の工事に着手したが、偶々日清戰爭が起つて一時中止せられ、平和克復の後一九〇三年秋新民迄の開通を見るに至つた。

北清鐵道が南より山海關を突破して徐々に線路を延長し來つたのと殆んど同時に、北滿に於ては露西亞の手で東清鐵道の敷設が開始せられた。即ち露國は一八

九六年九月清國との間に東清鐵道敷設條約を締結し、シベリア鐵道ザバイカル線の一部ヲタ驛附近より南下し、滿洲里を経て東三省内を貫き、ウスリー鐵道に連絡して、ウラチオストクに到達すべき敷設權を得、直に哈爾濱を中心として一八九八年起工、續いて同年七月締結せられた謂はゆるハバロフ條約を以て、先の本線の敷設と同一條件を以て哈爾濱より旅順、大連に至る支線の敷設權を得、一九〇一年末には早くも露支國境滿洲里より北滿を横斷してボグラニノチナヤに達し、浦鹽港に終着する線並に大連、旅順支線及び營口支線を完成し、一九〇三年七月には全長約二千五百軒の營業を始めたのである。

其後一九二五年迄に齊昂輕便鐵道、吉長線、溪城鐵道、四鄭線、天圖鐵道、鄭洮、穆稜線等の各鐵道並に輕便鐵道の敷設を見たのであつたが、其ほとんどが外國の資本と技術によつて實現せられたものであつて、自力のものは其中の一二に過ぎないのである。

然るに一九二五年以降支那の利權回收熱と關聯して、支那自辦鐵道の敷設熱が勃興し、瀋海、開豐輕便、鶴立、呼海、吉海、齊克、洮索各鐵道があたかも雨後の筍の如く簇出し、この間にありて日本の經營にかゝる金福、日本の資金技術より成つた洮昂、吉敦兩鐵道及び露支合辦經營にして露西亞の資金及び技術によつて出來た穆稜鐵道が依然舊態を留めて居るに過ぎない。斯くて現在に於ける滿蒙鐵道は下表の如く、其管轄十九、總延長五千九百軒に及んで居るが、これら各鐵道は殆んど相互に聯絡し、孤立せるは鶴立崗鐵道と朝鮮鐵道に連なる天圖輕便鐵道の二者延長一六七軒であつたが、事變後國防軍事、交通輸送其他必要上急速度を以て起上せられたる執圖鐵道が本年四月末竣工を告げ、取敢ず五より假營業（追て滿鐵が委任經營）を見るに至り、北鮮方面への交通聯絡と共に清津港を經由して我が北日本との海陸輸送聯絡が開かれた外、又すでに久しくウスリー及びザバイカル鐵道に聯絡して東西露國領土に連



なり(東支鐵道經由)朝鮮鐵道又は大連(鐵道)或は又支那各地に遠く進出して(北港を経て日本其他の諸邦に接し(南滿洲寧鐵道)歐亞聯絡通路としても重要な役

割を勤めて居る。

滿蒙既成鐵道一覽

Table with columns: 鐵道名, 本社所在地, 性質, 起工, 竣工, 軌間, 區間, 杆程, 備考. Lists various railway lines like 南滿洲鐵道, 東支鐵道, 奉天鐵道, etc.

齊昂 輕便鐵道 龍井村 同官商合辦 日滿合辦

天圖 輕便鐵道 龍井村 同官商合辦 日滿合辦

齊昂 輕便鐵道 龍井村 同官商合辦 日滿合辦

滿洲國の全鐵道 滿鐵が委任經營

滿洲國內の鐵道が各別個の機關によつて經營されることは徒らに滿洲國交通網の健全な發達を阻害し、産業の開發にも悪影響を及ぼすをもつて、これは一つの機關内に取りまとして經營の統一を爲す事が最善であるとの見解から、滿洲國交通部に於ては關東軍首脳部を始め日本側官憲當局との間にこれが具體的方法に就き協議を重ね意見の一致を見たので、其所管に係る全滿洲の鐵道を舉げて滿鐵會社に委任經營せしむる事となし、本年三月一日各關係當局から發表されたが、滿鐵から發表された其内容を示せば左の通りである。

一、今次滿鐵は滿洲國政府より滿洲國鐵道の經營を委託されたり、滿洲國の治安を確保しその産業を發達せしむる爲

日・滿・露關係

には、國內交通就中鐵道の整備發達にまたざるべからず、然るに現時國內にはいまだ鐵道網充分普及しあらざるのみならず、小鐵道分立しその經營個々に行はれ不利大なる實情にあり、故にこれ等現在の諸鐵道を統一し合理的經營をなしその經濟的並に技術的能率を擧げざるべからず、然して本目的達成のために多年滿洲において鐵道經營に習熟せる滿鐵をしてこれが統一經營に當らしむるを最適當とす、加之右は滿洲國諸鐵道に關し滿洲國の滿鐵に對し有する巨額の債務を處理する上に双方のため便とする所なり、これ即ち滿洲國政府が滿洲國鐵道の經營を滿鐵に委託せる所以なり、固より滿鐵としても異議ある所に非ざるを以てこゝに快くこれを引受くることとせり

滿洲國政府は吉長、吉敦、吉海、四洮、洮昂、洮索、齊克、呼海(松花江水運事業の一部を含む)、瀋海、奉山(打通線及び付屬港灣を含む)の既成諸鐵道に關し滿鐵に對し負擔する債務合計約一億三千萬餘圓を借款總額としこれ等諸鐵道に屬する一切の財産及び收入を以て本借款の擔保としこれ等諸鐵道の經營を滿鐵に委託す



道、拉法哈爾濱鐵道、秦東海倫鐵道の建造を請負はしめたり、右建造費は合計一億金圓とす

尙前記敦化圖們江鐵道建造に關聯し滿洲國において天圖輕鐵を買収するの要あるに付滿洲國はこれが資金として約六百萬金圓を滿鐵より借入れ同輕鐵の經營を滿鐵に委託することとせり  
何にせよ滿洲國の經濟的發表の血脈をなす滿洲國新鐵道網の内容と、この經營を滿鐵の一手に委ねた事は、嘗に滿洲國將來の健全なる發達を期待する上に於て賢策たるに止まらず、其密接不離の關係に繋がる日滿共同の經濟的開發大成上まことに同慶の至りと云ふべきである。

滿鐵に委任された全滿鐵道の内、吉長、吉敦、四洮、洮昂の四線は、別掲記事「滿蒙鐵道の全貌」によつて知らるゝ如く舊日本借款鐵道であつて其他の吉海、洮索、呼海、齊克、吉海、奉山の六鐵道は舊支那鐵道であり、吉海、洮索、齊克の三線は支那官辦、呼海、齊海二線は支那官商合辦であつて、奉山線は英國借款鐵道た

る北寧鐵道の一部である。

敦化圖們江鐵道の建造に伴つて買収される天圖輕鐵は百一十軒、起工大正十一年八月、完工同十三年十月である。吉長、吉敦、吉海、打通等本春滿鐵が委任經營を引受けた各線は、謂はゆる滿鐵包圍鐵道の基幹として嘗て張學良系の舊東北交通委員會が打倒滿鐵と自給自足鐵道敷設の二つのスローガンの下に完全な統制を行ひつゝ敷設したものであつて、この鐵道問題が滿蒙の危機として内外の重大な視聽を集めたものであつた事を思へば、實に夢の如き感じがする。

往時舊東北交通委員會が滿鐵を完全に窒息せしめる爲めに計畫した包圍鐵道の基本案は

- (一) 胡蘆島—奉天—海龍—吉林—五常 依關—同江—綏遠—東大幹線
- (二) 胡蘆島—打虎山—通遼—洮南—齊齊哈爾—寧年—嫩江—黑河—西大幹線
- (三) 胡蘆島—朝陽—赤峰—多倫—兩大神

居つた、今度滿鐵が委任經營する各線と建設新線との滿洲國の經濟的發展に對する役割は勿論他の事實を考へなくとも極めて重大である事は明かであるが東北交通委員會が滿鐵を窒息させるために基本案作成について有して居つた經濟的意圖を考へればそれが上記諸鐵道の重要性を更に裏書する事にもなる譯である。

### 全滿鐵道直通輸送實施

滿鐵および滿洲國線の貨車直通連絡は今秋の出廻り期より實行すべく、その準備として國線の機關車及び客貨車の連絡機および制動機を滿鐵と同様に統一すべく滿鐵工作課の手で改造中であつたが、その工作も最近大いに進捗を見、吉長、吉敦、四洮、洮昂、齊克等は大部分完了し、近く呼海線に取りかゝることになつた。この結果國線約五千輛の車輛が滿鐵と同様の狀況となり滿鐵車輛を國線に乘入れると同時に國線のマークをつけた車輛が滿鐵線を南下して大連埠頭まで乗入れられるので、貨物の積替の必要がなくな

なり鐵道および荷主双方の受ける便益は少なからざるものあり、滿洲鐵道界の畫期的進歩となるものである、なほこのカブラ及び制動機の改装は海線および奉山線が明年度に延期されるのを除いて特産出廻りまでには全滿鐵道全部完了するので、今夏閑散期に實施方について充分の準備を整へ置く必要あり運輸課その他關係の箇所は目下その對策研究に連日會議を開いてゐるが、この結果によつて滿鐵對總局の協議會を開く筈。

## 滿洲國の水運

### 一、總 說

人文の發達は上代に於ては、總て水運が其生殺與奪の權を掌握してゐる。然るに滿洲國は甚だ其點に於て恵まれなかつた。何故ならば、海岸線が甚だ貧弱であつて老大な滿洲大陸の背後地を育成する力なく、一方水運も亦奉天省を貫流する遼河と、吉林、黑龍兩省を圍繞し貫流する松花江の二つのみと云ふ之亦貧弱さで

日・滿・露關係

あつたが爲めであつて二十世紀の末葉に於て、鐵道交通が處女の地を冒すまでは文化を外に、太古の如き自然生活が脅かされずに營まれてあつたのである。最も朝鮮との國境に鴨綠江がある。滿洲の東境を爲すものゝ如くに烏蘇里江がある。然し交通路としてよりは彼我の交通を阻むで國境をなさしめる程にしか役立たなかつたと云ふてよかつたのであつた。

現在海港として滿洲國の領域内にあるものは、ロシアの發見になる大連港と、滿洲に於ける最も古い歴史を有する營口と、日本の開埠である安東港と、即ち云ふ處の南滿三港の外には、曾て軍港であつた旅順口未完成となつてゐる胡蘆島、其外に一二あるが何れも上記三港と比較して云々すべき價値の極めて尠いものゝみなのである。

河川による港河として現在數へらるゝもの吉林港、松花江港、哈爾濱港と恰も南滿三港の如く三河港と稱へられてゐるが、從來の發達は匪賊横行其他種々な關係があつて、其發達は何れも今後の歲月

に據らねばならぬ處である。今こゝに其水運上より見たる河川中、松花江、嫩江、及び滿露兩國境を流るゝ國際河川黑龍江に就き、これが沿革と一般概況を記述する。

### 二、松花江

#### イ、概 況

松花江は黑龍江の一支流に過ぎないが長流六百里に及び北滿に於ける河運界に王者の地位を占めてゐる。源流たる頭道江及二道江は長白山脈に其源を發し幾多の支流を併せて黑龍江に注ぐ。本江は滿洲の北部及東部の地を灌溉し屈曲して吉林省東北部に至り、龍江に合してゐるが其南流は即ち松花江の本流である。斯く本江は北滿の穀倉地帯を貫流してゐるので、本江水運の概況は同時に北滿に於ける物資の大勢を窺ふに足るものがある。然し吉林より伯都訥に至る上流は、河流の屈曲甚だしく且水深淺く僅に戎克を通ずるに過ぎない。伯都訥より哈爾濱に至る中流に於ても亦減水期に於ては淺瀬及



馬賊の禍等の原因により水運の便による航行者は殆んどない。随つて松花江の利用価値の大なる部分は哈爾濱より下流であつて一千噸以上の大船さへ航行可能である。而して其中心地は上流に於ては吉林、中流は松花江港、下流に於ける哈爾濱である。尙本江支流中嫩江、呼蘭河及牡丹江は水利の便に富む、本江は解氷期前後約五箇月を除き、航行盛んに行はれ其航行期は例年四月下旬に始まり十月下旬又は十一月上旬までつゞく、汽船及舢舨は此の期に於て九回乃至十回、戎克は五回位就航し得るを常とする。

同江の結氷期を哈爾濱に於て調査せるに最近數十年間の平均は結氷期十一月十日解氷期四月十五日となつてゐる。

先づ可航區域について述べよう。松花江の可航區域は吉林より黒龍江合流點迄八百三十一哩であるが貨客の最も輻輳するは哈爾濱より河口に至る區域で、筏の通行には本支流共差支がない。併し乍ら哈爾濱より下流は水深七呎以上である爲航運は頗る股賑を極めて居る。但し哈爾濱

濱—吉林間は水深五尺以内である爲、大船の航行は不可能である。

次に沿革について述べよう。明史を徵するに松花江の舟行起源は頗る古い。然し近世に於て露國汽船が松花江の下流に探險的に來航したのは十九世紀の後半であつて、上流迄航したのは露國官船が一八九五年黒龍江より松花江を溯つて吉林迄至つたのが嚆矢である。其翌年東支鐵道の敷設測量隊は建設材料を輸送して哈爾濱に來航し後露國が本江に船船を廻航し得たのは一八五八年の瓊瑯條約、一八六〇年の北京追加條約及一八八一年の聖彼得堡條約による。其後一九一〇年露支兩國間に於て松花江航行に關する議定書をつくり、茲に露國は完全に松花江上に船船を廻航する國約上の正當なる權利を得た。

而して支那が松花江上に汽船を馳驅したのは一九〇七年以來で其後松花江を上する汽船の數は露支共に逐年増加した然し露國に政變の起つた一九一七年迄は松花江上の航業の大部分は露西亞側が之

を占めてゐた。

處が露國帝政がソヴェト政權に移るや、没落を惧れる露國船主は争つて其所有船船を哈爾濱に廻航して其賣却をせざるに至つた爲、支那船業者は安價に之等船船を購入して松花江上の船舶界に一大勢力を築いた。加之支那官憲は一九二〇年吉林—老少溝間に露國船船の航行を禁止し、續いて一九二四年には東支鐵道を含む全露西亞船舶の松花江上の支行を禁止せる爲、露西亞人船主は其所有船船を支那人に賣却し、遂に一九二六年九月支那側は埠頭と共に東支鐵道の船舶を回收した。

之を要するに本江に於ける汽船の航行は露人に始まり松花江の航行權を支那政府から獲得したが、支那は露國の混亂に乗じ、其航行權の恢復に努め、殊に東北省官憲は當時に於て其支配權を確立し外國船の航行を禁止し支那汽船の獨占となつた。

東北當局が該航行權を強制的に回收するや一時其前途に好轉の曙光を認めたと

後年營業方針の不良に起因し非常なる苦境に陥つた。然るに昭和二年東北聯合航務局の成立を見、航業公會組織せらるゝや、權限を一箇處に集め露人所有船船を大いに購入し他面當局は本埠碇泊の東鐵船船をも悉く回收し海軍江運部を設けて之を管理せしめ、爰に松花江内航行船船は殆んど支那側の占有に歸し、本江航行船船の大多數は東北航務局の所屬船となり、同江の航業は事實上東北航務局により左右さるゝに至つた。

口、水 運

航路は吉林上流、吉林—陶賴昭、陶賴昭—新城、新城—哈爾濱、哈爾濱—河口の五區に分けられるが、吉林までは吃水二呎の小汽船が來航し、陶賴昭迄は主として民船が通行する。また新城迄は九呎近き水深となり汽船の航行は自由で、哈爾濱—河口間は航行最も容易である。以上本流航路の外、支流航路としては新城齊々哈爾間水深二呎以上ある。増水期には小型汽船の航行も出来る。呼蘭河支流は傅家甸の對岸河口より上流呼蘭城に至

る間は航行自由で其沿岸一帯は黒龍江省の沃野をひかへ冬期中に於ても物資の氷上輸送が行はれる。

尙牡丹江支流は急流なる爲、航行は不可能であるが、上流地方産木材は夏季に於ては此の河を利用して三姓へ流出され之より哈爾濱の中央市場へ搬出されて居る。

一、吉林—上流間。水速急且水深淺く、淺吃水の民船が稀に朝陽鎮、樺甸縣地方より吉林に來航するに過ぎぬ。

二、吉林—陶賴昭間。吉林は昔時より本江航行の起點であつて淺吃水の汽船は哈爾濱まで航行が出来る。

吉林、陶賴昭間は約百二十哩にして水深は二呎乃至八呎を普通とし、河幅三百—五百碼にて吃水二呎の小汽船が往來出来る。

三、陶賴昭—新城間。此間約百哩で河幅の廣い所は一哩ある。併し水深は二呎に足らぬ箇所もある且屢水路も變るの民船の他は航行容易でない。

四、新城—哈爾濱間。其區間約一七二哩

江幅六—二十町、水深四、五—九呎である。此間は航行最も容易である。唯減水の際汽船の航行を阻碍する難所が數箇所ある。其内最も至難視されてゐる箇所は三姓の難所であるが其延長十七哩の間に及び江底悉く岩礁より成り減水時は航行甚だ危險である。之が除去に就ては莫大な費用を要する爲今日尙其儘となつて居る。之が爲夏季の減水期間は各汽船の航行終點を三姓までとし、それより下流は専ら帆船戎克によつてゐる。

因に哈爾濱同江間の主なる港は八資通老山頭、大榆樹、敖家溝、新甸、舍林河三姓、蓮江口、新城鎮、高家屯、鬼子克同江等である。河川の埠頭は普通碼頭、口子と稱し時



に船站、船站口とも呼ばれてゐる。そして埠頭とは呼ばれても自然のままのもの、で何等の設備なく特定の埠頭として考へ

ることは避けねばならない。然しその中には九站、吉林に於ける河岸の昇降用階段、松花江、哈爾濱に於ける護岸及荷揚

場の設備のあるものもないわけではない

| 地名    | 河岸の位置 | 埠頭の距離 | 吉林との距離 | 備考                   |
|-------|-------|-------|--------|----------------------|
| ○吉林   | 左     | 一、四、五 | 一、四、五  |                      |
| ○烏拉街  | 右     | 二〇、三  | 三、八    | 埠頭は哨口と稱し市街を距る東南八支里   |
| ○四家子  | 右     | 二七、〇  | 六、八    | 紅密の西四十支里             |
| ○黄茂屯  | 右     | 七五、五  | 六、三    | 主として紅密の積出地           |
| ○溪浪河  | 右     | 一六、五  | 八、五    | 舒蘭河とも稱す              |
| ○白旗屯  | 右     | 一八、〇  | 二〇、八   | 埠頭は家船口と稱す            |
| ○法特哈門 | 右     | 三三、七  | 二七、八   | 埠頭は又珠兒山とも稱し市街を去る西十支里 |
| ○老河身  | 右     | 一〇、五  | 一三、三   | 黒林子の西四十支里、主として積出港である |
| ○半拉山子 | 左     | 五〇、〇  | 一四、三   |                      |
| ○朱家船口 | 左     | 七五、五  | 一五、八   |                      |
| ○秀水甸子 | 右     | 三〇、〇  | 一五、八   | 秀水甸子の西南十八支里、磬龍崗と稱する  |
| ○五樹   | 右     | 四、五   | 一八、三   | 埠頭は老牛道と稱し五里、磬龍崗の南五支里 |
| ○松花江  | 左     | 二、三   | 二九、五   |                      |
| ○五家站  | 右     | 四〇、七  | 二六、〇   | 埠頭は達口溝と稱し市街の東南八支里    |

| 地名                                       | 露里   |
|--|------|
| 八里營子                                     | 二六、〇 |
| ○烏拉木                                     | 三〇、〇 |
| ○扶餘                                      | 四三、七 |
| ○肇州                                      | 二四、一 |
| ○達戸                                      | 二四、〇 |
| ○長春嶺                                     | 三三、七 |
| ○北洲                                      | 五八、五 |
| ○哈爾濱                                     | 五八、五 |
| 計一、本表の行程は航行速度及目測により之れに土民航業者の言を参酌したものである。 |      |
| 計二、〇印を附した埠頭は汽船の寄航するものである。                |      |

哈爾濱より水路各市に至る距離

|                |      |
|----------------|------|
| 依漢通(同)         | 二四〇  |
| 石頭河(同)         | 二二七  |
| 新甸(同)          | 一五七  |
| 三姓(同)          | 九六   |
| 湯旺河(同)         | 三三〇  |
| 佳木斯(同)         | 三六六  |
| 吉林(同)          | 四三三  |
| ハバロフスク(黒龍江岸)   | 五九   |
| ニコライエフスク(黒龍江岸) | 一、五八 |
| 武市(黒龍江岸)       | 二、七〇 |
|                | 一、八〇 |
|                | 二、四六 |

松花江の船舶艘数は逐年増加の傾向を辿りつゝあるが官營の航業者と私業者との競争の爲奉天舊軍閥關係にて彈壓手段に出た事業もあるが、汽船隻數艘數の現在下の通りである

| 船主       | 汽船隻數 | 積載量(噸) | 曳引力(馬力) | 來多隻數 | 積材量    |
|----------|------|--------|---------|------|--------|
| 東北航務局    | 一八   | 二、三六二  | 一四、八三三  | 三三   | 一四、四九一 |
| 滿洲國海軍江運部 | 八    | 一、〇六一  | 九、六六一   | 二七   | 九、六二六  |
| 奉天航業公司   | 五    | 九二     | 五、四七一   | 一三   | 七、八八八  |
| 廣信航業處    | 一〇   | 五八八    | 四、九二〇   | 一四   | 六、三三八  |
| 東亞航業處    | 九    | 一、一九五  | 六、八九六   | 一四   | 七、三六六  |
| 滬濱航業處    | 三    | 四〇〇    | 一、二六〇   | 六    | 一、四四〇  |
| 秀記公司     | 三    | 四二〇    | 三三〇     | 三    | 六〇〇    |
| 永和       | 四    | 四八八    | 三三〇     | 五    | 一、〇〇〇  |
| 徐鵬       | 三    | 三三〇    | 一〇、九八〇  | 一    | 一〇、二七四 |
| 其他(三一)   | 四    | 四三三    | 一六、二五〇  | 三    | 一〇、二七四 |
| 計        | 一〇四  | 一〇、五七九 | 七三、九六〇  | 二六   | 五九、〇一七 |

上記多數の汽船及來多の中には、船齡六十三に達するものもあつて三十年以上に達する老朽船三十六、來多五十七に及び十年未滿のもの僅かに汽船二十二、來多六と云ふ數字であつて老朽船多き結果は當然近き將來に何等かの手段を採らしめるに至るであらう。

今度は航運界の現況に付いて述べよう北滿經濟界の活動期たる冬季六箇月に亘つて河水の凍結することは其經濟價値の大部分を失ふものにして、加ふるに鐵道

の發達に伴つて愈々其活動範圍は狭められ、單に冬季の殘存貨物と木材及若干の雜貨類の輸送に利用せらるゝ外、僅かに地方的交通路に止る現狀である。航路亦何等浚渫其他の施設を加へられず、天然の儘に放置せられてゐる。

然し如上の缺陷を有すると雖夏季流域の貨物は主として同河の輸送に俟たざるべからざる重要な輸送路である。然し水深、河床の性質、水量増減の傾向は航行船舶の吃水積載量を著しく制限し、且

航行中坐洲事故を惹起し、又は積替荷線を餘儀なくすること屢々であるのみでなく航行を中絶せしめる事あり、汽船にありては吃水浅きものと雖も八月以降の減水時には航行不可能となり輸送力極度に低下し、更に輸送日數の不定もあつて河川輸送の時代は益々過去のものとなりつゝある。

帆船の種類及積載力は改隸、槽船、牛船、對子、大頭船等があるが、其積載力は下記の通りである。



|   |   |        |
|---|---|--------|
| 改 | 船 | 三萬一十萬斤 |
| 對 | 子 | 一萬一十萬斤 |
| 精 | 船 | 二萬一十萬斤 |
| 大 | 頭 | 一萬一十萬斤 |
| 牛 | 船 | 一萬一十萬斤 |

帆船数の確数は知り難いが、上流より哈爾濱迄に約一千隻、之に哈爾濱より下流及嫩江、呼蘭河等の分を全部合計すれば約二千隻と稱されて居る。

最後に航行日数について述べよう。結氷は十一月中旬より下旬、解氷は四月上旬乃至中旬の間で開河期間は約二百二十日内外である。結氷解氷の前後は流水の爲數週間航行不能であり、航行期間は一年の半分百八十日内外である。

- イ、帆船
  - 伯都訥(新城)一吉林間
  - 上航二十七日不航二十二日
  - 上航十四日下航七日
- ロ、汽船
  - 哈爾濱一三姓間
  - 上航十五日下航七日
  - 伯都訥一哈爾濱間
  - 上航三日下航二日
  - 哈爾濱一三姓間
  - 上航三日下航二日
  - 三姓一拉哈蘇間
  - 上航三日下航二日

よりして五三露里)大賚五家大崗(大賚を去る三五露里)北牌二站(江口よりして一〇〇露里)換字二號(江口よりして四三露里)滿爾加土等である。

現在に於ける水運の實況について述べると嫩江航路は哈爾濱より新城、大賚にいたる約六八〇支里間であつて、其の間的主なる停泊場は長春嶺、達戸、肇州、長城河、大賚、新城等である。

近時嫩江沿岸地方は頗る開發され、產出物資も亦相當多い。然るに嫩江を航行する船舶は現在少數の帆船に限られ、依然として運輸状態は不便である。由來嫩江は帆船に限らず汽船も航行し得るを以て、或は團平船數隻を使用し小汽船又は小發動機船をして牽引せしむれば大いに開拓の餘地あるべく、殊に肇州地方には既に製粉所が開設され其他雜貨の產出もある。目下黑龍江省城、肇州間に小汽船配船の計畫が進められてゐる。

尚ほ嫩江の支流には雅爾河及び綽爾河の兩河がある。

雅爾河は其源を興安嶺常倫山の各地に

日・滿・露關係

次に哈爾濱と黑龍江各地との航行日数を示せば左の如くである。

|        |        |
|--------|--------|
| 哈爾濱一尻港 | 往航七十九日 |
| 復航     | 十一十四日  |
| 哈爾濱一ブ  | 往航七十九日 |
| 復航     | 八一十日   |

### 三、嫩江

嫩江は水深淺く、汽船の航行は松花江の合流點から齊々哈爾濱附近迄、他は我克及び帆船を主とし、木材は流筏法によつてゐる。而して本江の航行期は五月上旬より十月下旬迄である。

嫩江の本流は其源を興安嶺中の伊爾呼里阿林に發し二源を有する。二水は約七百里を流れ、合して西北より來る伊什肯河を受け、東北より庫爾奇河に來り注ぎ東南に流れ、西北より喀李河がこれに流れ込んで居る。又西北より額爾和肯河を受け、庫爾濟山の西麓を流れ、西北伊爾呼里阿林に源を發してゐる。拉那嶺河が下流三五〇支里を流れ來たつて之に注ぐ。

更に本流は西南流し博克多山を繞り、又法博庫里河、漢魯爾河、科落爾河を受け、稍西南に轉じて甘河を入れる。甘河は西布特哈の北、呼倫貝爾國境の博里奇克山に發源し、東南流八〇邦重黑爾根城西南に於て注ぐ。而して本流はまた西南流し、訥敏河、訥護河等の諸水を合せて齊々哈爾濱管内に入り、また蒙古旗内に入れば綽爾河の本支流も注がれ此處で洮兒河を合せて東南流し遂に松花江と會する。下流は河幅二〇〇一六〇〇米突、水深は五一一〇尺である。

いま齊々哈爾、嫩江間の交通状態を摘録するに齊々哈爾嫩江間は約三六〇支里にて二日の行程を要する。

因に訥河、嫩江間一二〇支里は航行に二日を要する。本流域には齊々哈爾、墨爾根間、齊々哈爾、松花江間に舟楫の便がある。

航行日数は齊々哈爾、墨爾根間上流六日下航四日、齊々哈爾、伯都訥間上航一日下航六日を要する。水路に依る主なる埠頭は三岱河(江口

發し、巴林河、阿敏水河、烏德伊河、齊沁河、哈代罕河を合せ、東南流して札賚特旗の東北を掠め、延長約一、〇〇〇支里を流れ嫩江に入る。兩岸は均しく高原を形成してゐる。河幅は上流に於て一二間、水深五一六寸乃至一尺五寸餘に過ぎないが、下流に至るに従つて擴大し、水幅四〇一五〇米乃至三〇〇一四〇〇米を算してゐるから舟楫の便もやや開けてゐる。

綽爾河は其源を西布特哈境內興安嶺山脈のカルピオボ山麓に發し、東南流して小水を合せ、札伊河、哈巴奇河、托欽河を合し、札賚特旗の北部中央を横斷し、塔子城の西北綽爾城に於て一支流を東北に出し、本流は東南流して客地窩棚に至り嫩江に會する。

本河の下流南岸一帶の地には柳楊疎密連生し好收場が少くない。河幅は札賚特王府附近に於て約三〇米を算し、下流の河幅は六〇一七〇米に及び、水深は三―四尺である。

### 四、黑龍江

#### イ、概況

黑龍江は滿洲北部の大河で源流は額爾克納河及シルカ河の二派より成り、流下するに従つて露滿兩國境より幾多の支流を併せ、蜿蜒二、五〇〇哩を流れて韃靼海峽に注ぐ。此中源流より烏蘇里河口に至る約一、二一六哩は露滿の國境線をなし、所謂北滿開發上の水路として大なる貢獻をなしてゐる。現在の可航里程は八、八二六料を算し、此外汽船以外の船舶の可航里程は、更に二〇、六〇一料に及んでゐる。

かくの如く本江は世界有數の大河であつて多少の淺瀬はあるが總じて水深甚だ大である。一、〇〇〇噸級以上の船舶の航行に耐へ、又沿岸にハバロフスク、ブラゴヴェンチンスク、黑河、漢河、邊琿等の都市があり彼此相通すべき物資も亦多し。將來松、黑兩河が國際的に開放される曉には、哈爾濱より黑龍江沿岸に往來する船舶の激増さるる事は明かである。本江による水運物資の大宗は木材で現在



盛んに輸出されてゐるが、黒龍江―キチ湖―デカストリ―灣間に鐵道及水運による水陸聯絡施設をなすに於ては發展は期して待つべきものがあらう。冬季は一〇月下旬から翌年五月中旬乃至下旬迄結氷し航行不能であるが、夏季は各支流共汽船を通じ得られる。

次に沿革について述べよう。本江水運の濫觴は一六四三年露國の探險家が獨木舟を浮べ、爾來各種の探險隊が踏査を行つた結果水運の便多き事が判明された。然し黒龍江が常時交通路として利用せらるるに至つたのは一八五七年五月十四日現地に於て建造せる舢舨及び小砲艇よりなる第一回商船隊が、軍隊を搭載してシムカ河より黒龍江に出で同江を下航せしに始まる。又同年シムカ河に工場で最初の官有汽船アルグン號を建造し、一八五七年頃には早くも五隻の官有汽船が黒龍江上を馳驅した。一八七二年には黒龍江汽船會社が現はれ政府より補助金を交附される外、官有汽船及び同河船の讓渡を受け定期航行を營むこととなり、所

有汽船二隻を算した。之が黒龍江上に於ける最初の私設大運航機關である。この間黒龍江々岸には哥薩克を始め移民の來往盛んとなり、幾多の都邑村落が形成せられるに至り之等の移民來往は必然的に沿岸地方に産業の勃興を促した。然し本江の交通路としての價値は常にそのみに止らない。即ち鐵道及道路の整はざる當時にあつては、軍隊の行進は容易ではなかつたが、幸にして本江の水運により簡単に軍隊の輸送が出来た。露西亞勢力の東漸が斯くも容易に爲し遂げ得られたのも、黒龍江の水利に負ふ處莫大である。其後東支鐵道及び黒龍鐵道の敷設に當り黒龍江及び松花江は唯一の材料輸送路として貢獻する處が多であつた。又兩鐵道完成後之等の商船隊は兩鐵道の輸送補助機關として確乎たる地位を築き上げた。黒松兩江の商船會社数は十指に餘り、個人又は官廳所有汽船の就航も漸増した。然るに露西亞帝政の没落は直に經濟界に波及し輸送客貨共に激減し、黒龍江上に於ける船船營業は不振を極むるに至つ

五支里、烏蘇里江口より額爾克納河口に至る間は露支共有の航路に屬してゐる。然し現在支那汽船は同江より上は黒河間下は綏遠間を航し、黒河以上は水量少く商業も不振なので航行を停止してゐる。然し最近にいたり黒龍江の上流漠河、室蓋縣間は頗る有望視されてゐる。次に綏遠以下航路は露人の爲に強制阻

本江の航行所要日数は船舶の速力及び水量の多寡によつて異なるが、大體に於てブラゴヴェシチエンスクよりボクロフスク(額爾克納、シムカ河の合流點)間約五四三哩は上航行約五日下午航約三日を要する。またブラゴヴェシチエンスク、ハバロフスク間は約六七二哩であつて、上航に要する日数は約六日、下航は約四日間を要する。

日・滿・露關係

た。尤も其後數年を経て時局は稍安定したが、帝政府に代つたソヴェート政權は共產制度を採用して個人の私有財産を認めざる爲、船主は其所有する船舶の沒收を免れんとし、争つて之を哈爾濱に廻航せしめた。而して逃げ遅れたる船舶はソヴェート官憲に沒收せられ、現在は國營ソヴェート商船隊として就航しつゝあるが、一九二四年以降松、黑航行權問題擡頭し今日も尙露支間惹いて滿洲國との間の繫争事件となつてゐるが現在額爾古納河口(即ち額勒河達卡)より黒河にいたる約一、七〇〇支里、松花江に至る約三〇二〇支里、烏蘇里江口(廟街)にいたる約五、二八〇支里間はかなりの數に上る大船船が航行してゐる。

之等の航路中最も航業の盛んなのは黒龍江の黒河、同江間である。

但し黒河上流へは、現在漠河までの間を一隻の汽船が來往してゐるに過ぎない

口、水 運

滿洲國側の航業 本江の船舶は哈爾濱に本據を置き、松花江を経て黒龍江に廻

止され航行不能である。尙ほ沿江南岸には均しく露滿の税關があつて、滿洲國は右岸に、露は左岸に之を設けて居る。いま哈爾濱船業組合の發表にかかると一九三〇年採用の改正貨物運賃中、哈爾濱より移出さるる雜貨の運賃を述べれば下表に記載する如くである。(單位 仙)

| 發送地 | 到着地 | 一級  | 二級  | 三級  | 四級    |
|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 哈爾濱 | 中興鎮 | 四、九 | 四、一 | 三、六 | 二、三、四 |
| 同   | 太平溝 | 五、七 | 四、五 | 三、六 | 二、四、一 |
| 同   | 朝陽鎮 | 六、九 | 四、六 | 三、六 | 二、四、一 |
| 同   | 溫河鎮 | 六、九 | 四、六 | 三、六 | 二、四、一 |
| 同   | 奇克特 | 六、九 | 四、六 | 三、六 | 二、四、一 |

江岸の主要埠頭は、漠河、呼碼爾、黒河、瓊瑛、奇克圖、溫河鎮、寶興山、興東、綏遠等である。而して滿洲國側汽船の航行は殆んど黒河、綏遠間に限られてゐるが、之は綏遠以下ソヴェート官憲の爲に強制的に航行を阻止されてゐるのと黒河の上流は航路の關係上航行困難の爲

である。而して黒龍江の上流漠河、室蓋縣間は數年前まで成通公司が汽船及團平船を配して就航せしめたが收入寡少のため現在廢船のまゝにされてゐるが最近に至り之等僻遠の地を中心とする運輸の開始がしきりに提唱されてゐる。



### 滿洲國の航空

#### 一、日滿航空事業

總説 滿蒙に於ける航空は日本航空輸送株式會社の内鮮滿連絡輸送コース東京大連線と滿洲航空株式會社のチチハル新義州線及び奉天大連線とがあり、兩者は大連及新義州に於て連絡し、内鮮滿間の敏速な航空交通を實施してゐる。目下大連東京間及奉天東京間は一日半連絡なるも夜間航空設備完了せば即日連絡となり交通通信界の一大エポックメイキングとならう。

| 經營航空路 | 距離  | 區間    | 航空回数  | 備考 |
|-------|-----|-------|-------|----|
| 東京大連線 | 四〇〇 | 東京—大連 | 每週三往復 | 現運 |
| 東京大連線 | 三〇〇 | 東京—大連 | 每週三往復 | 現運 |
| 東京大連線 | 二〇〇 | 東京—大連 | 每週三往復 | 現運 |
| 東京大連線 | 一〇〇 | 東京—大連 | 每週三往復 | 現運 |
| 東京大連線 | 一〇〇 | 東京—大連 | 每週三往復 | 現運 |

支線航空路 (イ) 哈爾濱—綏化—海倫—克山線。(ロ) 兩哈濱—佳木斯—富錦—哈爾濱—寧安線。(ハ) 新京—吉林—新站—敦化線。(ニ) 龍井村—灰漠洞線。(ホ) 奉天—大連線。

同社使用の飛行機は世界的に優秀の稱あるフォツカー式旅客機で昭和七年一月三日から空輸を開始し滿洲國要人には非常な期待と展望を以て迎へられてゐる一體に滿洲は地形氣候共に飛行に好適であつて、極く小部分にあるエア・ポケットをのぞいては極めて滑かな氣流に浮んで飛行する事が出来る。従つて同社は將來貨物方面に對しては貨物専用機を使用して鐵道なき地方へ大量貨物の輸送を行はんとしてゐる。尙又新京を中心として遼陽の各地から新京に用務を帯びる要人の多くはこの航空旅客機によつて之を利用し又内地方面よりの滿洲視察者も飛行機から廣範圍に亘り正確に視察を遂げられることとなり殊に容易に行けぬ鐵道沿線の産業的視察を完全に遂げ得ることとなるから今後は飛行機の利用に劃期的

日・滿・露關係

營業所所在地 東京、大阪、福岡、京城、大連。

#### 旅客料金

|        |      |
|--------|------|
| 東京—大連  | 三十圓  |
| 大阪—福岡  | 三十五圓 |
| 福岡—蔚山  | 十八圓  |
| 蔚山—京城  | 二十二圓 |
| 京城—平壤  | 十三圓  |
| 平壤—新義州 | 十二圓  |
| 新義州—大連 | 十九圓  |

手荷物運賃 携帶手荷物は一名十五圓 (約四貫目)迄は無料で、超過手荷物運賃は次の如くである。

内地相互 超過重量二五斤迄 一キロ毎に 五錢  
相互間 同 一五斤以上 一キロ毎に 一圓

内地、鮮滿相互間 超過重量二五斤迄 一キロ毎に 一圓二錢  
同 一五斤以上 一キロ毎に 二圓

#### 二、滿洲航空輸送會社

(本社奉天商埠地三經路) 滿洲國政府ではかねて歐亞を結ぶ空の大幹線を完成

時代をなすものと見られてゐる。兎に角航空開始が滿洲の文化に寄與することは甚だ多いものがあらう。

最後に滿鐵の航空路計畫について述べると。滿洲を中心として歐洲と日本とを連絡する爲めに、滿鐵の一部に於て航空路の開設に就て、建機し、兩來會社の技術局之れが中心となつて調査を進めてゐる。實現の上は軍事上、通商上、その利便は莫大なるものがあらう。

### 滿洲國の通信

#### 一、郵政接收経緯

概況 滿洲國政府では建國宣言の主旨に従ひ大同元年四月一日を以て國內郵政接收を宣言し新に郵便切手、端書を制定し大同元年八月一日を期して滿洲國內に於ける郵政權の接收を斷行するに決し、七月十一日交通部郵政司より郵便法、爲替法、預金法等に關する廣汎なる條例を正式發表した處が斷然南京政府は滿洲郵政封鎖命令を發して滿洲國政府と正面衝

する爲め、航空輸送を研究調査中であつたが、廣大無邊の滿洲の大平原を連絡するには航空機が最も便利である事も一般に認むる所であつて滿洲の各地は定期航空輸送が開始せらるれば産業の開發文化の促進に貢獻すること大なるものあるに鑑み豫て此の種事業に就き研究を續けて居たが、昭和七年九月二十六日創立された滿洲航空株式會社は滿洲國政府滿鐵及住友合資會社の奉仕的出資に依る日滿合辦の株式會社で滿洲國に其の國籍を有するものである。然して名目は株式會社であるが日本政府及滿鐵會社より積極的援助に依る公益法人とも見るべきもので、資本金五百萬圓、内百萬圓を政府の補助とし本社を奉天に置き、新京、奉天、齊々哈爾濱、哈爾濱、大連、新義州、敦化、海倫、綏化、灰漠洞、克山、龍井村、滿洲里等十二箇所に支所及出張所を設置し日滿連絡の圓滑を期してゐる。

幹線航空路 同社の幹線航空路は齊々哈爾濱—哈爾濱—新京—奉天—新義州(日本空輸)を繋いでゐる。

突をなすに至つた。かくして七月二十四日以後全滿郵政局は一齊に閉鎖され一時郵務停止のやむなきに至つたが、滿洲國政府は直に緊急善後策協議の結果實力を以て接收することとなり、二十五日完全に接收を終つた。

#### 二、通信の現状

滿洲國の通信はかくして接收され何等の滯滞も見ずして本來の使命を發揮してゐるが、現在その中樞機關となつてゐるものは實業部郵務司であつて、尙交通部に直屬する郵政管理局、電政管理局等があり、其下に各所の郵務局が當つて活潑に活動してゐる。

郵務司は新京にあつて交通部に直屬し庶務、郵務、電務、貯金、工務、經理の六科を置き、庶務科は機密、文書及人事各科の主管に屬せざる事項を掌り、郵務科は郵便、小包郵便の諸項を掌り、電務科は有線及無線電信、有線及無線電話、放送の諸項を掌り、貯金科は郵便爲替、郵便貯金を掌り、工務科は電信の技術、



電話の技術を掌り、經理科は經理、工事の請負契約等を夫々掌る。

電政管理局は交通部に直屬し其管轄區域内の電信電話の管理に關する事務を掌る。電政管理局には局長、副局長、事務官、技正、屬官、技士の職員を布いてゐる。

電政管理局名稱位置及管轄區域

| 名稱       | 位置  | 管轄區域            |
|----------|-----|-----------------|
| 奉天電政管理局  | 奉天  | 奉天省熱河省(呼倫貝爾を除く) |
| 哈爾濱電政管理局 | 哈爾濱 | 吉林省黑龍江省興安省の内    |

(大同元年七月九日現在)

電政管理局に庶務、業務、經理、工務の科を置き、庶務科は文書の接受淨書發送及編纂保存、職員の進退賞罰及身分、職員の試験、局長及印局印の管守、統計及報告、職員の共済、他科に屬せざる事項を掌り、業務科は電信電話事業に屬する業務の規定、電信電話事業の監督及事故處分、電信電話事業の規畫、電信電話事業取扱局所の開發、電信電話事業取扱局

所廳舎の位置及構造並設備、電話業務に屬する原書の調査及保存、外國電報電話料金の計算、其他電信電話業務に關する事項を掌り、經理科は歲入歳出の豫算決算、收入及支出並に現金出納検査、事業用物品の經理、工事並に物件の賣買貸借交換修繕及運送、物品の亡失毀損處理、官有財産の管理、其他經理事務の諸項を掌り、工務課は電信電話の線路及機械の建設及保守、電信電話工用物品の配給及經理並に不適用品の利用調査、電信電話用品の仕様製作及改良、其他電信電話建設及保守工事の諸項を掌る。

興安省は邊陲に位して交通不便であり未だ郵政機關の設立なく、各旗公署の公文書送達毎に他所を経由轉送され、最遠方の地方宛公文書の往復は一箇月を要さなければ到達しないので、舊制に倣つて各旗距里六十乃至七十の地方毎に一驛站を設け、札資特旗より賓旗に至る共計一、二〇〇里の間に十九箇所の驛站を設けることになつた。而して、設置後に於ける緊急公文送達は毎日四百乃至五百里

を馳驅すべく一千里の距離は五日乃至六日を以て到達するに至つてゐる。

滿洲國郵便葉書及郵便切手は大同元年七月二十六日より下の通り葉書五種、切手十八種を發行する。舊郵便葉書及舊郵便切手は同日より起算して一箇月間は從前の例によつて使用することを得る。舊郵便葉書又は舊郵便切手所有者の新郵便葉書及郵便切手の引換は大同元年十二月三十一日迄である。

新郵便葉書

| 種類   | 圖形       | 色彩 |
|------|----------|----|
| 壹分   | 長邊二種短邊九種 | 褐色 |
| 貳分   | 長邊二種短邊九種 | 綠色 |
| 肆分   | 長邊二種短邊九種 | 褐色 |
| 四分   | 長邊二種短邊九種 | 綠色 |
| 壹角五分 | 長邊二種短邊九種 | 赤色 |

左側に料額と「POSTAL」

及「滿洲國郵政明信片」の文字を印す

新郵便切手

| 種類   | 圖形         | 色彩   |
|------|------------|------|
| 半種   | 長邊二十五種短邊二種 | 焦茶色  |
| 壹分   | 長邊二十五種短邊二種 | 紅蝦茶色 |
| 壹分五厘 | 長邊二十五種短邊二種 | 淡紫色  |
| 貳分   | 長邊二十五種短邊二種 | 藍色   |
| 參分   | 長邊二十五種短邊二種 | 藍色   |
| 四分   | 長邊二十五種短邊二種 | 藍色   |
| 五分   | 長邊二十五種短邊二種 | 藍色   |
| 六分   | 長邊二十五種短邊二種 | 藍色   |
| 七分   | 長邊二十五種短邊二種 | 藍色   |
| 八分   | 長邊二十五種短邊二種 | 藍色   |
| 壹角   | 長邊二十五種短邊二種 | 藍色   |
| 壹角參分 | 長邊二十五種短邊二種 | 藍色   |
| 壹角五分 | 長邊二十五種短邊二種 | 藍色   |
| 壹角六分 | 長邊二十五種短邊二種 | 藍色   |
| 貳角   | 長邊二十五種短邊二種 | 藍色   |
| 參角   | 長邊二十五種短邊二種 | 藍色   |

日・滿・露關係

五角同 圓同

老綠色 紅紫色

滿洲國郵便爲替印紙は大同元年七月二十六日より下の十三種に改められ、舊郵便爲替印紙に依る郵便爲替は大同元年七月二十六日以前の日附を有するもの以外は無効となつた。

新郵便爲替印紙

| 種類   | 圖形         | 色彩   |
|------|------------|------|
| 壹分   | 長邊二十五種短邊二種 | 紅蝦茶色 |
| 貳分   | 長邊二十五種短邊二種 | 藍色   |
| 五分   | 長邊二十五種短邊二種 | 藍色   |
| 壹角   | 長邊二十五種短邊二種 | 藍色   |
| 壹角參分 | 長邊二十五種短邊二種 | 藍色   |
| 壹角五分 | 長邊二十五種短邊二種 | 藍色   |
| 壹角六分 | 長邊二十五種短邊二種 | 藍色   |
| 貳角   | 長邊二十五種短邊二種 | 藍色   |
| 參角   | 長邊二十五種短邊二種 | 藍色   |

十二種杏花の模様を表したるもの

電信、電話事業の今後の方針に就き滿洲國政府では研究中であつたが愈々日滿合辦官民合同事業として大同二年内に完成せしむる模様であるが、同事業の内容は資本金二千萬圓程度の通信會社を設立關東廳遞信局、滿鐵が資本及建設材料の援助をなすもので之に關し櫻井關東廳遞信局長は九月十日日本政府と打合せの爲上京したが計畫は漸次具體化するものと見られてゐる。(昭和七年九月十日)

米國對滿洲國遞信關係

米國遞信省は滿洲國に對し大同元年九月二十三日附を以て小包郵便及送金爲替は取扱はざる旨發表した但し信書は取扱ふ。(昭和七年九月現在)

日滿郵便、電話條約



日本の滿洲國承認の結果滿洲國政府は新に日滿郵便、電話條約を締結の必要を認め九月二十日藤原交通部郵務司長を東京に特派し日本當局と折衝せしむるに決定し派遣した。(昭和七年九月現在)

三、航空郵便

航空郵便物 郵空郵便物には表面に航空の指定を明瞭に表示し、郵便局に差出すのであるが、書留でない郵便物は郵便

函に差入れることが出来る。航空郵便物については下の如き特別料金を完納することを必要とする。(大同元年十月二十六日交通部令第七號)

Table with 3 columns: 種別 (Category), 區別 (Sub-category), 料金 (Rate). Rows include 書 (Books), 郵便 (Postal), 新聞紙 (Newspapers), 印刷 (Printing), 書籍 (Books).

日本側の通信

一、現況

滿洲に於ける日本の通信事業は近時日

連郵便局は大連中央郵便局と稱せらるゝに至つたのは特記すべき事實である。

二、制度

滿洲に於ける日本の通信事業は日露戦役の際施設せられたる野戦郵便及軍用電信等の軍事通信機關にその端を發し、明治三十九年七月關東都督府郵便電信局官制公布せられ同年九月一日施行と同時に是等軍用通信機關を繼承するに及び、始めて民政組織の下に一般的通信事業施設の創始を見るに至つたもので、爾來時勢の推移に伴ひ屢々官制の改正を見た。現制度は大正九年十月關東廳通信官署官制に依るもので通信官署は關東長官の管理の下に中央機關たる通信局と地方機關たる郵便局、電信局、電話局及郵便所とに分かれ通信局は郵便、便郵爲替、郵便貯金及電信電話に關する事務、電信電話の建設、私設電信電話及電氣事業の監督並に航空に關する事務を掌り、郵便局以下は郵便、電信、電話の現業事務を掌つて居たが、更に昭和五年九月通信局所管事項

日・滿・露關係

Table with 3 columns: 見商 (Merchant), 郵便物 (Postal items), 航空郵便線路 (Airmail routes). Rows include 見商本品, 郵便物, 龍井, 新井, etc.

航空郵便線路

Table with 3 columns: 線路名 (Line name), 局 (Station), 航空回数 (Airmail frequency). Rows include 龍井, 新井, 新井, etc.

覺しい進歩發達を遂げたのであるが、昭和六年度より七年度にかけては、滿洲事變に續いて滿洲國の成立を見、その間時代に相應して進展と繁榮を経過し、日滿

文明文化の神經系統としての機能を遺憾なく發揮した。殊に本年中に於て大連郵便局電信課は獨立して大連中央電信局と稱せられ、大

に新に瓦斯事業の監督に關する事務を加へ、通信官署に飛行場を置き航空機の發着に關する事務をも掌る事となつた。

四、通信機關

中央機關 布制當初に於ける中央機關は郵便電信局と稱したが、明治四十一年一月通信管理局と改め、大正九年一月更に通信局と改稱して現在は庶務、管理電氣、經理、工務、貯金及び通信講習所の六課一所に分かれたる。地方現業機關は軍政時代軍事上の必要に依り隨所に設置した野戦郵便局及軍用電信所にその端を發するものであるが、始政以來時代の進運に鑑み鋭意改善擴張を圖つた結果、繼承當時は僅に九四箇所であつた局所は、現在郵便局、電信局、電話局、郵便所、郵便取扱所、飛行場等を合せて三九一箇所を算し、滿洲邦人の在住する所殆んど通信の途備はらざる處なきに至つた。

五、郵便

郵便機關は始政當時僅に四〇餘の少數に過ぎなかつたが、逐次普及充實を圖つた結果、現在は二二三を算し又關東州内に對しては、大正十三年新に會屯郵便制度を設けて州内各會屯及離島に互り簡易なる郵便取扱所を置き郵便物の引受交付を取扱はしむると同時に、從來滿鐵會社と協定して便宜郵便物を取扱はしめてゐた鐵道停車場を、總て郵便取扱所に變更し、公式の機關とした結果、關東州内邊境の地及滿鐵中間驛に至るまで、我が郵便機關は凡て備はるに至つた。管内相互間發着のものは主として南滿鐵道及金福鐵路に依る鐵道便とその他通常道路及郵便とに依る事となつて居る。日本内地發着のものは、通常郵便物は朝鮮を経由して鐵道便に依り毎日二回遞送せられ、小包郵便は専ら神戸大連間の郵便に依り三日毎一回發着して居るが、此外昭和四年四月から通常小包共東京大連間の定期航空便に依り日曜を除き毎日一回遞送の途が開かるに至つた。朝鮮發着の郵便物は通常小包共に大連



新京、奉天、安東縣間及朝鮮の各鐵道に依り一日三回の發著と上記航空便に依るの外船便をも利用し又安東新義州間にては同地間軌道を利用して、一日一往復の遞送をなしつゝある。

次に郵便料金改正について述べよう。朝鮮及滿洲國宛郵便並に租借地外相互間發著郵便物の航空取扱に要する料金は昭和七年一月一日附を以て下の如く改正された。

イ、管内より朝鮮に宛つる郵便物

昭和四年遞信省令第八號航空郵便規則に定むる内地相互間の料金と同額とする

ロ、租借地より滿洲國に宛つる通常郵便物（價格表記箱物を除く）

大正一〇年遞信省令第五六號外國郵便規則に定むる内地區間の料金と同額とする

ハ、租借地外相互間發著及租借地外より滿洲國に宛つる通常郵便物

書（無封の書）重量二〇瓦又はその端數毎に 一五錢  
郵便葉書（通常葉書） 七錢  
郵便葉書（往復葉書） 七錢

（往信返信各別に）  
封緘葉書 一五錢  
第三種郵便物の認可を得たる定期刊行物にその端數毎に 二五錢

書籍、印刷物、業務用書類  
重量百瓦迄 二五錢  
重量二五〇瓦迄 六〇錢  
重量五〇〇瓦迄 一〇〇錢  
重量一〇〇〇瓦迄 一四〇錢  
重量二〇〇〇瓦迄 一八〇錢  
重量三〇〇〇瓦迄 二二〇錢  
重量四〇〇〇瓦迄 二五〇錢  
重量五〇〇〇瓦迄 二八〇錢  
重量六〇〇〇瓦迄 三二〇錢  
重量七〇〇〇瓦迄 三五〇錢  
重量八〇〇〇瓦迄 三九〇錢  
重量九〇〇〇瓦迄 四三〇錢  
重量一〇〇〇〇瓦迄 四七〇錢  
重量一五〇〇〇瓦迄 五五〇錢  
重量二〇〇〇〇瓦迄 六三〇錢  
重量三〇〇〇〇瓦迄 七五〇錢  
重量四〇〇〇〇瓦迄 八七〇錢  
重量五〇〇〇〇瓦迄 九九〇錢

商品見本  
重量百瓦迄 二五錢  
重量二五〇瓦迄 六〇錢  
重量五〇〇瓦迄 一〇〇錢  
重量一〇〇〇瓦迄 一四〇錢  
重量二〇〇〇瓦迄 一八〇錢  
重量三〇〇〇瓦迄 二二〇錢  
重量四〇〇〇瓦迄 二五〇錢  
重量五〇〇〇瓦迄 二八〇錢  
重量六〇〇〇瓦迄 三二〇錢  
重量七〇〇〇瓦迄 三五〇錢  
重量八〇〇〇瓦迄 三九〇錢  
重量九〇〇〇瓦迄 四三〇錢  
重量一〇〇〇〇瓦迄 四七〇錢  
重量一五〇〇〇瓦迄 五五〇錢  
重量二〇〇〇〇瓦迄 六三〇錢  
重量三〇〇〇〇瓦迄 七五〇錢  
重量四〇〇〇〇瓦迄 八七〇錢  
重量五〇〇〇〇瓦迄 九九〇錢

日支郵務 國民政府では昭和七年七月廿三日附を以て東北郵政局の封鎖を行ふと共に滿鐵附屬地及關東州宛の郵便物は當然日支間に於ける特別郵便協定に依り除外せらるべき筈であるにも拘はらず、支那側は滿鐵附屬地行郵便物の取扱を拒絶し、且つ宣言に於て日本に對して容易ならざる暴言を以てしたので、帝國政府では上村南京領事を通じて抗議したが、其後南京郵政管理局に於ては、滿鐵附屬地を除く滿洲よりの郵便物であつて滿洲切手、中國切手貼付のものは大同元年の

立をなすの外、歐洲差立のものは西比利亞經由に依り、亞米利加差立のものは太平洋の船便に母國を經由し、又其の他各地差立のものは船便に依り、支那業務の媒介又は母國を經由して到着しつゝある小包郵便にして前記諸外國との間に發着するものは、總て太平洋經由の東廻り便又は地中海經由の西廻り便に依つて發着しつゝある。

一、滿鐵附屬地發のものは日本切手を貼付すること。滿洲切手を貼付せるものは倍額の不足税を受信先から徴收すること。

三、附屬地外から發する郵便物で滿洲切手を貼付するものは郵便未納として倍額の不足税を徴收すること。

支那以外の外國に發著する郵便物遞送に就ては從來幾多の變遷を経たが、現在にあつては通常郵便物は伯刺西爾、亞爾然丁共和國、智利、ウルグアイ、パラグアイ、英領加奈陀、亞米利加合衆國、亞弗利加、ソヴェート聯邦宛にして特に西比利亞經由の指定あるもの及他郵差立の指定なき歐羅巴諸國、黑海沿岸及地中海沿岸の亞細亞諸國宛のものは凡て東支線を経て西比利亞經由に依り差立てることとなつて居るが、尙前記西比利亞經由に依る以外の外國に宛てるものは、之が速達を考慮し、場合に依り母國經由又は支那業務の媒介に依り遞送されつゝある到著郵便物は伯林等より大連局及モスコウ、浦鹽、倫敦等より新京局宛各直接差

日・滿・露關係

Table with columns for '種' (Type), '封' (Sealed), '書' (Letter), '無' (None), '有' (With), '重量' (Weight), and '航空郵便料金' (Airmail Rates). It details rates for various regions like '朝鮮', '滿洲', and '内地' under different conditions.

消印ある場合は總て料金未納入と見做し關東州租借地よりの支那向郵便物で日本切手貼付のものは差支へなく従前通り取扱ふ。但し關東州以外の滿鐵附屬地より日本切手のものに對しては一旦準じたる費用（葉書二錢五厘、封書五錢）を徴收すると云ふ處理命令を發して漸く事なきを得た。この中後半に對しては不都合と認め更に抗議を發した。尙、天津上海の日本居留民は滿洲國よりの郵便發受に關して臨時辦法を協議實行した。上海に於けるものは大略下記の如くである。

- 一、上海發滿洲行（普通郵便物）
- 二、大連郵便を使用すること。
- 三、支那郵便切手を貼付すること。
- 四、滿洲行書留及爲替は當分中止する但し大連汽船に依頼すればこの限りでない。
- ロ、滿洲發上海行
- 一、關東州發の郵便物は從來通りの取扱ひをする。



| 種別    | 通常葉書 | 封緘葉書 | 往復葉書 | 備考 |
|-------|------|------|------|----|
| 内地相互間 | 八錢   | 六錢   | 八錢   |    |
| 朝鮮相互間 | 八錢   | 六錢   | 八錢   |    |
| 滿洲相互間 | 八錢   | 六錢   | 八錢   |    |
| 内地相互間 | 八錢   | 六錢   | 八錢   |    |
| 朝鮮相互間 | 八錢   | 六錢   | 八錢   |    |
| 滿洲相互間 | 八錢   | 六錢   | 八錢   |    |

| 種別    | 通常葉書 | 封緘葉書 | 往復葉書 | 備考 |
|-------|------|------|------|----|
| 内地相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 朝鮮相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 滿洲相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 内地相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 朝鮮相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 滿洲相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |

| 種別    | 通常葉書 | 封緘葉書 | 往復葉書 | 備考 |
|-------|------|------|------|----|
| 内地相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 朝鮮相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 滿洲相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 内地相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 朝鮮相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 滿洲相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |

| 種別    | 通常葉書 | 封緘葉書 | 往復葉書 | 備考 |
|-------|------|------|------|----|
| 内地相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 朝鮮相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 滿洲相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 内地相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 朝鮮相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 滿洲相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |

速達

速達郵便取扱區域

- 一、東京、横濱各市内、淀橋、澁谷、目黒、巢鴨、品川、中野、落合、長崎、大森、大崎の各郵便区内。
- 二、大阪(住吉、平野、東淀川局区内を除く)京都(伏見、桂、嵯峨、山科、醍醐、上加茂局区内を除く)神戸(須磨、六甲山局区内を除く)各市内。
- 三、京城府内
- 四、大連市内

内地にて發送するもの

一箇につき 八錢

鮮滿にて發送するもの

一箇につき 十錢

飛行便と汽車便との比較

| 飛行機所要時間 | 汽車所要時間  |
|---------|---------|
| 東京 二、五〇 | 東京 二、五〇 |
| 大阪 一、四〇 | 大阪 一、四〇 |
| 神戶 一、三〇 | 神戶 一、三〇 |
| 福岡 一、五〇 | 福岡 一、五〇 |
| 山形 一、五〇 | 山形 一、五〇 |

| 種別    | 通常葉書 | 封緘葉書 | 往復葉書 | 備考 |
|-------|------|------|------|----|
| 内地相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 朝鮮相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 滿洲相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 内地相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 朝鮮相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 滿洲相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |

| 種別    | 通常葉書 | 封緘葉書 | 往復葉書 | 備考 |
|-------|------|------|------|----|
| 内地相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 朝鮮相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 滿洲相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 内地相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 朝鮮相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 滿洲相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |

| 種別    | 通常葉書 | 封緘葉書 | 往復葉書 | 備考 |
|-------|------|------|------|----|
| 内地相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 朝鮮相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 滿洲相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 内地相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 朝鮮相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 滿洲相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |

| 種別    | 通常葉書 | 封緘葉書 | 往復葉書 | 備考 |
|-------|------|------|------|----|
| 内地相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 朝鮮相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 滿洲相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 内地相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 朝鮮相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 滿洲相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |

| 種別    | 通常葉書 | 封緘葉書 | 往復葉書 | 備考 |
|-------|------|------|------|----|
| 内地相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 朝鮮相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 滿洲相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 内地相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 朝鮮相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 滿洲相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |

| 種別    | 通常葉書 | 封緘葉書 | 往復葉書 | 備考 |
|-------|------|------|------|----|
| 内地相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 朝鮮相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 滿洲相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 内地相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 朝鮮相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 滿洲相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |

| 種別    | 通常葉書 | 封緘葉書 | 往復葉書 | 備考 |
|-------|------|------|------|----|
| 内地相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 朝鮮相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 滿洲相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 内地相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 朝鮮相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 滿洲相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |

| 種別    | 通常葉書 | 封緘葉書 | 往復葉書 | 備考 |
|-------|------|------|------|----|
| 内地相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 朝鮮相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 滿洲相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 内地相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 朝鮮相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 滿洲相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |

| 種別    | 通常葉書 | 封緘葉書 | 往復葉書 | 備考 |
|-------|------|------|------|----|
| 内地相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 朝鮮相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 滿洲相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 内地相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 朝鮮相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |
| 滿洲相互間 | 七五瓦迄 | 三五瓦迄 | 三五瓦迄 |    |

系統を異にせるものであつたが、都督府繼承後に於ては特殊の事情あるものを除くの外、總て郵便局所に併合し通信事業管理の統一を見るに至つた。爾來施設の改良擴張を爲すと共に南滿鐵道及金福鐵道停車場の多數に公衆電信取扱所を設置し又無線電信機關の創設等鋭意事業の整備充實を圖つた結果、繼承當時僅に四四に過ぎなかつた電信局所は昭和六年末二〇五局の多數に達した。

有線電信は對支那關係に於ては明治四一年一〇月日支電信協約締結し翌四二年三月、營口、遼陽、奉天、鐵嶺、新京、安東縣の六箇所に於ける日本側電信局と當該地の支那電信局間に連絡電信線を架設すると共に、一面大連芝罘間に海底電信線を作成し、支那内地及諸外國發着電報の連絡通信を取扱ひ、又日本内地との發着電報は元佐世保大連海底線と朝鮮の媒介連絡に依る京城奉天線の二條を以て疏通せしめたが、通信増加の趨勢に鑑みて大正八年五月朝鮮迂廻に依る東京大連間、同年六月大阪奉天間直通電信線を構



連絡通話を開始し、越えて大正十四年十一月連絡區域を京城迄延長し更に昭和三年六月大連、旅順其の他管内主要各地と京城、平壤其の他朝鮮側主要各地間の長距離連絡通話をも開始した。

主要地間滿鮮連絡通話料金

| 地方別 | 朝鮮  | 滿洲  |
|-----|-----|-----|
| 京城  | 仁川  | 平壤  |
| 大連  | 二四〇 | 二四〇 |
| 旅順  | 二四〇 | 二四〇 |
| 奉天  | 一八〇 | 一八〇 |
| 四平街 | 二〇〇 | 二〇〇 |
| 新京  | 二四〇 | 二四〇 |
| 安東縣 | 一四〇 | 一四〇 |
| 營口  | 二〇〇 | 二〇〇 |
| 撫順  | 一四〇 | 一四〇 |
| 遼陽  | 一四〇 | 一四〇 |
| 鐵嶺  | 一四〇 | 一四〇 |
| 開原  | 一四〇 | 一四〇 |
| 公主嶺 | 一四〇 | 一四〇 |

北滿經濟發達小史

(哈爾濱商工會議所の調査に依る)  
北滿經濟界發達の跡を辿るに(一)東支

國の獨舞台であつた。即ち露國は東支鐵道を恰も自國領土の延長の如く振舞ひ其の鐵道附屬地に於ては行政司法警察教育及通信等の諸權を把握し主要地には守備軍を配置し自國勢力の擴張に努めた而して經濟的には東支鐵道を利用して浦鹽繁榮政策を執り南部線には世界無比の高率運賃を課して南路輸出入貨物の圓滑なる交易を阻害して自國生産品の輸入を圖ると共に輸出品を浦鹽に集中せしめ自國人の企業營業助長策を講じ又中俄陸路通商章程を締結して露支國境五十露里地帯を無稅區域と定めて國境地方に於ける生産工業の發達を促し或は同章程中に多數の自國製品に對する無稅品を制定する等傍若無人の行動を爲し居たりしが日本及支那共に之に對抗するに全く無策であつた。

日・滿・露關係

鐵道の開通に依つて露國人が經濟開發の役目を擔ひ其勢力を振つた時代から(二)歐洲大戰當時日本が經濟界の牛耳を握つた時代を経て(三)支那官民が利權回收熱に冒され横暴を極め盛に外人の既得權益を侵害し遂に滿洲事變勃發に至らしめた時代次で(四)滿洲事變後の現狀に至る變遷を経たと謂ひ得る。今上記各時代に付て其概況を述べれば左の如し。

一、東支鐵道開通

一八九六年(明治二十九年)五月露國は「那政府との間に露清同盟密約を締結し、露清銀行をして黒龍江省及吉林省を經由し西比利亞鐵道と連結して浦鹽港に至る鐵道を敷設せしむることに同意せしめ次で一八九八年(明治三十一年)七月東清鐵道南部支線の敷設及經營に關し支那政府の承諾を得た。

露國が東滿鐵道敷設工事に着手したのは一八九八年(明治卅一年)五月で一九〇二年(明治卅五年)末には滿洲里、綏

二、歐洲大戰

大正三年歐洲大戰勃發後露國は其國力を西部地方に傾注し、漸次極東を顧るの追がなくなつたが、大正五年七月締結された日露秘密條約に依つて日本の保證を得たる爲め極東露領の保全並に北滿に於ける露國の權益には不安が無かつた一方日本は該條約に依り極東露領及北滿洲に威力を示すと共に政治的勢力の北進を策するを得、經濟的には露本國の生産工業が戰時動員され日用諸物資が異常なる缺乏を來せし爲一時的乍ら日本商品は米國品と共に盛に歐露に輸出せられ、哈爾濱及長春は露國向け日本商品の中心市場と化し、又從來北滿地方に覇を唱へた露國及獨乙製品は影を潜めて日本品が之に代はる事が出來た次で大正七年八月日本軍の西比利亞出兵に伴ひ邦人の北滿に來住する者激増し金融、貿易、企業等孰れも目覺しき活躍を示した。朝鮮銀行票が哈爾濱市場に流通し始めたのも此時代からである。然し日本が北滿に於て勢力を

芬河間の本線並に哈爾濱、旅順間の南滿支線及撫順、大連、煙台、營口等の諸支線、總延長約二千六百軒の大鐵道敷設工事を終了し全線の假營業を開始した而して該鐵道の敷設工費は實に四億留に達したと稱せられて居る。

即ち露國が滿洲に於て政治經濟上の實勢力を表はし始めたのは明治三十四、五年から露國は東清鐵道を根據として極東侵略の野望を遂げんとし其魔手が將に朝鮮及日本を脅かさんとするに至つて日露戰爭を惹起せしめた。而して露國は日露戰の慘敗に因り寬城子以南の東支鐵道南滿支線と關東州租借權を日本に割讓するの止む無きに至り南滿より手を引き其勢力を北滿に後退するの餘儀なきに至つたが、北滿に於ける露國の勢力は其後も依然旺盛の大正六年露西亞國に所謂十月革命の勃發せる頃迄繼續した。

此の時代滿洲に於ける日本の勢力は日露戰爭後も關東州及滿鐵沿線外に出でず支那亦露國勢力に壓倒せられ見る可きも無く北滿に於ける經濟界は徹頭徹尾露國の獨裁に於ける露國の勢力の衰退を來すに至つた。

振ひ得意であつたこの時代は永續せず大正十年に日本軍が北滿及西比利亞方面より撤退せる頃から漸次其勢力の衰退を來すに至つた。此時代支那側は北滿に於ける露國權力の壓迫を策し、米國の支援を得て大正七年頃より弗々潜行的運動を始め出した又北滿地方に於ける通貨は久しく留紙幣に襲断せられて居たが歐露の革命勃發以來該貨幣の大墜落をなせる機會を利用し且つ朝鮮銀行票の普及に刺戟され支那は北滿經濟界に自國通貨を普及せんとし大正八年九月、中國、交通兩銀行をして天津及上海向銀爲替取組に應ずるも哈爾濱に於ては兌換せざる國幣券なる滙兌券を發行せしめ其紙幣面に「哈爾濱」の文字を捺印流通せしめた。是れ即ち所謂哈大洋票であつて該貨幣が北滿に於ける通貨として其機能發揮するに至つたのは大正九年海關にて其受入を開始せると同年五月から東支鐵道が其金留建運賃を換算して哈大洋にて受入る事となつたから爾後北滿に於ては留紙幣に代り抜く可



からざる勢力を保持して居る。

### 三、滿洲事變前

本項に於ては大正九年頃より昭和五年八月滿洲事變勃發迄に至る約十年間の北滿に於ける政治經濟上の變遷を述べやうと思ふ。

支那が北滿に於ける露國の利權を回收せんとし秘かに策動を開始せる事は前項に述べたが、一九二〇年(大正九年)三月に哈爾濱を中心として勃發した東支鐵道の大同盟罷業を機として支那は實力を以て東支鐵道回收の舉に出で爾後幾多の曲折を経て該鐵道の權を掌握すると共に東支鐵道附屬地に於ける行政權、警察權、司法權、土地管理權等を逐次奪取して尙鐵道警備に當れる露兵を逐つて支那兵を以て之れに交代せしめた。斯くて東支鐵道を中心とする露國の政治的勢力は支那側勢力の擡頭に依つて忽然其基礎を覆へざるに至つたが、一九二〇年(大正九年十月)所謂露奉協定成立し東支鐵道を純然たる露支合辦の商業機關となし露國

は其他の諸權利を支那に返還した。

經濟的方面に於ける露國勢力の失墜と日本勢力の減退に乘じ、支那側に於ては大正八、九年頃より上海、天津筋の巨商が進出し來り資本的勢力を示し、一面地場に於ける華商連も漸次發展し來り、從來在哈邦商を経て取引を爲せる日本からの輸入貿易に對しても、彼等は直接に日本との交易を開始し日本よりの輸入品は其七割程度が華商の取扱に屬するに至つた。邦商側の輸入貿易は上述の通りにて甚しく衰微し、輸出方面亦母國に需要する豆粉が邦商の手を経る外概して不振に過ぎた。

支那側の東支鐵道關係に對する利權回收狀況は大體上記の如くであつたが、露國側が無力で支那側の横暴に對し一向反抗的態度を示さないのである。支那側は益横暴を極め鐵道局に於ける人事及業務に關しても我儘の振舞を敢てし尙露國側にて經營せる哈爾濱電話局及教育機關迄乘取りたるに及んで昭和五年七月所謂露支抗爭事件が勃發し露支國境に於て

半年に亘つて兩國軍は戰爭を繼續した而して結局支那軍は大敗し遂に該東支鐵道問題は莫斯科に於ける外交交渉に移されたが在昔日時を經過し進展を見ざる内に滿洲事變勃發して支那側代表は莫斯科を引揚げ本事件は有耶無耶に葬り去られた此時代に於て支那側が北滿に於ける政治經濟上如何に露國を壓迫したかは前に述べた通りであるが日本に對しては如何なる行動を執つたかと云ふに是れ亦横暴壓迫を極め其實例枚擧に遑らざる所であつたが、支那は日本の國力を怖れるが爲め露國に對する程露骨の行動には出で無かつた。

然し大正十五年に於ける支那官憲の強制的哈爾濱市會解散問題、大正十五年より翌昭和二年に至る金圓排斥問題、昭和二年十二月東省特別區地畝管理局が布告せる外國人に對する特別區の租借地名義變更を不可能たらしめた所謂土地問題等の北滿在住邦人に直間接的に甚しき苦痛と損害を與へた重大問題を發生せしめた此期間約十箇年に於ける北滿經濟界の

推移を概括的に述べれば露國及日本の經濟的勢力は漸次衰微し支那側は政治經濟上年一年勢力を加へ來り支那官民共利權回收熱に驅られ外國の權益を蹂躪し遂に滿洲事變を誘發するに至らしめた而して財界の景況は如何であつたかと云ふに北滿地方も大正九年の世界的「パンニック」の影響を受け概して不況裡に過ぎたのである。殊に昭和五年七月より半年間は露支抗爭事件に禍され、次で昭和六年一月より銀貨大暴落に會し、同年九月滿洲事變突發する迄の間慘憺たる狀況で終始した。

### 四、滿洲事變後

積年支那官憲の惡政暴虐及吾が權益の侵害等に對し永年醞釀された忿激は昭和六年九月十八日柳條溝に於ける支那軍隊の鐵道爆破に端を發し遂に滿洲國事件を惹起し、爾後皇軍は滿洲各地に支那舊軍閥を擊破殲滅し、去勢三月一日千萬民衆の輿望を以て滿洲國建設せられ、滿洲國は王道を以て民衆の福利を増進し、民族

日・滿・露關係

博愛の精神に則りて世界平和に貢獻せんとしつゝあるは眼前の事實であつて周知のこと故茲に詳説する事を止めるが此の大變革に依つて北滿經濟界に及ぼした變動及現在の狀況並に將來に對する考察等を左に述べよう。前項に於て述べた如く滿洲事變前の北滿經濟界は極度の不振状態に在つたが事變後に至り當初は時局の見極めは付かず在滿舊支那軍閥連の向背全く不明にて人心の不安甚しく金融逼迫高取引は總て手控られ毫も生氣が無かつた。翌昭和七年一月二十五日頃より哈爾濱市南方郊外に於て吉林軍及反吉林軍對峙し皇軍は吉林軍援助の爲め長春より北上せるが哈爾濱市内は戰禍の中心となる杞憂濃厚在留邦人四千は市内九箇所の避難所に籠城義勇隊を組織し自衛手段を講じた。而して二月五日皇軍の哈市入城により邦人は始めて愁眉を開き露支人も一同蘇生の思をなした。當時經濟界は不振乍ら舊正前にて活潑の商狀を示し居りし際、俄然哈爾濱事變突發せし爲め火の消えたる如き有様に陥り商取引は全然停止

せられた皇軍入城の翌日二月六日舊曆正月一日に當り滿商側は正月休みに入り日露商は何れも開店し舊正月明け後は哈大洋高も手傳ひ商況頗る活氣を呈した。三月一日滿洲國の建設成り其後數箇月は概して商狀平穩に過ぎたが八月に至り未曾有の北滿大水災に遭遇した。當會議所に於て調査せる該水害の損失高は(單位 圓) 日本人側 一、八三八、七二七 朝鮮人側 三〇、五〇〇 露國人側 二、五二六、二七四 滿洲國人側 二〇、三六一、七〇一 合計 二四、七五七、二〇二 の數字を示して居る。

哈爾濱に於ては該水害當時埠頭區方面は一箇月間全然變取引停止され傳家甸方面は二月餘大部分の商店が休業の止むなきに立至つた。之の大水災は實に北滿經濟界に甚大の影響を與へ恢復の容易ならざるを痛感せしめた。

### 五、其後の情勢

滿洲事變後北滿經濟界は異常の沈衰を



來し、哈爾濱事變により一時は殆ど假死状態に陥りたるも皇軍入哈後生氣を恢復し一息付きたる時又復水害なる大痛打を受けたのであるが、其後漸次元氣を取り戻し今日に至つて居る而して滿洲事變前に比し著しく北滿經濟界を寂寥たらしめたのは哈爾濱事變後に於ける匪賊の横行である。丁超、李杜、馬占山、蘇炳文、王德林等の首魁は既に始末が付いたが未だ北滿各地に數十名又は數百名を一團とする小匪賊が幾組も蟠居し安寧秩序を阻害して居る。彼等の絶滅を圖る事は實に目下の急務である。今北滿財界を概括的に一瞥するに、地方の秩序未だ恢復せざる爲め、産業企業は起らず商取引は邦人を顧客とする邦商が繁昌し居るのみにて輸出入貿易業者及露滿人を顧客とする商店は事變前に比し甚しく取引高を減じて居る北滿の輸移出入貿易額を昭和元年以來七箇年に亘り表示すれば左の通りである(單位百萬圓)

年次 輸移出 輸移入 合計  
昭和元年 二二〇 一三〇 三五〇

|      |     |     |     |
|------|-----|-----|-----|
| 昭和二年 | 二二〇 | 一九〇 | 四一〇 |
| 三年   | 二〇五 | 二二二 | 四二七 |
| 四年   | 二二六 | 二二〇 | 四四六 |
| 五年   | 一五〇 | 一六〇 | 三一〇 |
| 六年   | 一四五 | 一五五 | 三〇〇 |
| 七年   |     |     |     |

昭和五年以降貿易額の激減して居るのは農産品價格の下落、銀貨暴落露支抗争事件滿洲事變匪賊跳梁等の諸原因に據るものである。右輸移出品の主要品は大豆、豆粕、小麦、麥粉等の穀類製品であつて其輸移出高の約九〇%を占めて居る。次に輸移入品の重要品は綿糸布、麻袋、砂糖、礦油、絹、毛織物、雜貨類であつて爲替關係により日本製品は特殊の物を除き歐米品を驅逐して逐日其の勢力を増しつゝある。今北滿經濟界の將來を卜するに、滿洲國は行政、司法各般に互り著々整備の實を擧げ居り、近き將來に於て匪賊の掃蕩を完了すべく又諸法令も完備し該國建設に當り四海に聲明せる如き秩序整然たる樂土が形成せらるゝことは疑を容れざる所であつて、農、林、畜、鑛

工、各業勃興し貿易亦殷盛を期し得べく前途實に洋々たる希望に輝いて居ると謂へる。又斯くあらしめて母國の人口食料問題の解決を圖り我が國威を發揮するにあらねば滿洲事變に際し護國の鬼となられた幾多の我が忠勇義烈なる將士の英靈に對しても、國歩艱難の際支出せる巨額の軍費に對しても詢に相濟まざる次第であるから吾人は確固たる決意を以て滿洲國の發達を促進せしむると共に我が經濟熱力の進展に對し益々努力奮勵すべきものと確信する。

### 熱河經濟事情

(關東軍囑託鈴木穆氏口述)

#### 地 勢

扱、熱河とは如何なる處でありますか、試みに皆様の左の掌を開き、軽く指を伸べて眺めて頂きます。指先全部を繋いだ形が大體熱河省でありまして小指の先きが開魯、我が茂木部隊の初めて取つた町であります、中指の元が

赤峰に當ります、熱河省の中心に位るして戸數、人口熱河第一の殷盛な都です、小指の付け根が北票で鐵道の終點です、其少し下つた處が朝陽で三月一日西部隊の出發した所です、親指の元が首府承德であつて、小指と親指の付け根の中間に少し下つて凌源があり、これと承德の間が平泉に當ります、そして食指と中指との中間の空虚の處に圍場と云ふ熱河第一の森林地帯があります、掌と腕との境が萬里の長城で、其の中間の皺筋が灤河と云ふ大河で圍場より流れ出します、東北部たる藥指と小指の方面は一般に平野で砂地多く右方奉天省に連続します、又中指、食指、中指を連結した處が有名な興安嶺山脈で然かも親指の外側、左方支那から陰山山脈が顯はれ掌の下部の肉の高き部分は即ち峻險な山岳重疊の地帯であります、小指の元朝陽から此の山岳地帯を強行軍して親指の元にある承德に攻め入つたのであります、能く御自分の掌で地勢を察して頂きます。

熱河の稱は元蒙古人が今の承德附近の河を熱き河と呼んで居たのを漢人が熱河と書いたのが起りだと云ふことです、承德には有名な清國皇室の離宮があり其内に温泉が湧出し河水が微温を帯び嚴冬の頃も凍らない處から起つた名稱だとも謂はれます今から二百三十年前康熙帝が熱河即ち今の承德に行かれ行在所を設け木蘭圍場の牧狩をされたと云ふことです、

斯様に承德の地を選んで行宮を設けた趣旨は單に行樂の爲めではなく一朝有事の際は滿洲人及蒙古人を提げて敵に當らうと云ふ積りだつたと云はれて居ります、山を繞り谷を埋めて山莊造營の大工事を起したのは康熙四十二年から四十七年の六年に亘り其成るや康熙帝自ら避暑山莊と命名されました。即ち今から二百二十五、六年前のことであります帝は毎年五月から八月、九月頃迄此地に在つたので蒙古王公や其他の貴族は此處で朝覲し名は山莊とは謂へ實は北京の陪都とも云ふべきものであつたのです、康熙帝より一代置いて乾隆帝が立つに及んで此地は更

に繁盛し都統の官を設けて統治に任せしめ府州縣を設ける等殆ど支那本部同様の取扱を爲し塞内塞外の區別が無くなつた如くでありました。行宮の數も之迄八ヶ處で在つたものを十三ヶ處に増加しました斯くして有名な避暑山莊は乾隆帝に至つて大に輪奐の美を成しました。

熱河に於ける寺院の建築は特筆すべきものがあります、康熙帝の時僅か二三寺に過ぎませんでした乾隆帝になり積極的に寺院の建築を始め種々の口述を設けて無暗に寺院を造り山莊内に九つの大寺院を初め更に郊外に八堂の大寺院を建てました、以上の寺院は何れも喇嘛教のものであります夫々各様式を完備し互に粹を競つたと云はれます、此等は何れも朝廷が間接直接に造營せしものでありますが此他に蒙古人を勧誘獎勵して寺院の建築をやらした數は夥しいものであります熱河省にある二十三旗の(縣と同一であります)各旗に今日多きは二十四寺少なきも八寺があります、あらゆる財力を盡



して無暗に建築せしめたものと思はれます、蒙古人衰微の最大原因をなして居ると考へられます、所謂寺院亡國とでも申しませう。

### 一、面積

熱河省の面積に就ては測定したものがなく或ひは一萬一千餘方里或ひは一萬四千方里といひ大體朝鮮と略々同一と思へば間違ひありません。人口も判然しませんが、四百五十萬人から六百六十萬人と稱せられます。奇妙なことには女が割合に少なく、男子の六割二分位と申すことです、全人口の漸く一割が教育を受けたもので極めて少なく殆ど全部が無教育者です、昔は蒙古人獨占の國でありましたが、清朝の頃漸く漢人が入り始め、蒙古の王族を籠絡して無暗に土地を取りては漢人の移住を勧め、今では全人口の三分の二は漢民族で蒙古人は主に北部に多く回教徒も多少ありまして之れは主に西方部に居ります。

### 二、風習

蒙古人は元來游牧を業として農業は極く下手で、文化の程度も漢人には及びません今熱河地方の事情に通曉してゐる人の説に依りますと、蒙古人は肉食を主とし、性質單純で激し易く、然かも慾張りで猜疑心が強い、男女の關係も極めて亂れてゐて貞操を堅持する婦人の如きは一人もゐないと申すことです。反之、漢人は茶食で、忍耐強く、勤勉で思慮深く、男女の關係も嚴格であります、性質はするくて、だまし上手で自然蒙古人との間が非常に悪いのであります、結局漢人は文化の程度低き游牧の民を追ひ出しては其土地を占め農業を営みまして斯くして蒙古人は漸次に北方に壓迫せられ貴族階級は清國の建築に消費し盡し又富裕階級は其子弟を喇嘛僧とすることを誇りとし一家舉つて其喇嘛を生涯養ふの義務を負ひ漸次に生業を怠り勝となり家運傾き何

### 三、氣候

氣候は南部に峻峻なる山岳、西部に興安嶺の大山脈を控へて、中部以北に沙漠地帯があり西北境にはゴビ大沙漠が

れも衰滅に瀕する様になりました。斯くして昔日の勇敢なる蒙古人は喇嘛教の普及によりて無爲遊惰の民となつて漢人の思ふ壺にはまつたのだと説く者もある位であります。彼等の習俗が漢人と異なるのみならず今後大にその保護を加ふるの要があります。故に滿洲國建國の際黑龍江省及奉天省の一部を割き從來の東部蒙古地方に新に興安省を設けて、蒙古地方の行政は特に興安總督なる役所を置き滿洲の他の役所とは別に蒙古人の行政を管轄してゐる有様であります。今回熱河が平定しました以上は前述の通り蒙古人の主に居住してゐる北部地方を興安省に編入して興安總督の管理に屬せしめることになつて居りますが、其の原因は蒙古人の習俗を重んずると共に主として之を保護助成する爲めでありませう。

違つて居りますから日々の氣温の變化が激しく、唯今より初夏にかけては日中は華氏八十度に昇ることがあり乍ら日没後には零下七、八度に下つて降雪を見るのが少くない。此の氣温の變化激甚なることは確かに熱河の一特徴であります、雨は七八月が雨期で霖雨は見られませんが驟雨の如く降るのであります、扱て冬季に入りますと寒氣酷烈で零下二十五度以上に及び、地面は十月下旬から凍り始め翌年三月下旬まで解けぬ有様です。

### 四、交通

交通は一般に非常に不便で、陸路の不完全に加ふるに、水運の便としては唯一の灤河の水路があるのみであります、これとて河中は百メートルに足らず水深一メートル半位でありますから、大きな船の交通を許さず例へば灤州、承德間が十日もかゝる有様です。又從來は北平及天津方面からの貨客の交通が主なるもので此の道路は萬里の長城を経て山間を通

過するのであり乍ら相當修築はされてゐます殊に滿洲本部方面よりの道路は極めて艱難を嘗たのであります故に今後の交通機關としては、錦州北票の鐵道に連續して、朝陽、凌源、承德の間に將來鐵道の敷設せらるゝ計畫中と聞きます、然し本年中には省内主要地を結ぶ自動車道路を完成せしむる豫定で尙北票、承德間は從來の惡路に應急修理を爲し五月中には承德迄バスの運轉が開始されます。

### 五、通信

交通について必要なものは通信であります、從來は通信と認むべきものは承德及北平、天津間位でありましたのが、今や一般公衆用として承德、赤峰、錦州、朝陽の四ヶ所に無線電信裝置が設けられました自由通信が出来る外、有線電話が錦州、北票間に開設致しました。



電信を使用することが許されて居りま  
す、故に現在に於ては、熱河の如何な  
る部分の出来事でも直ちに新京に通  
せらるゝは勿論、無電に依りて東京方  
面にも手に取る様に判る筈であります  
交通及通信網の主要は右にて御判り下  
さつたことと思ひますので、次で熱河  
の行政機構と政治方針の概要を申し述  
べることにします。

### 六、行政

第一に重要な事は前述した通り熱河省  
の一部即ちシラムレン河流域以北の地域  
は蒙古人居住地方でありますので之を割  
いて興安總署の管轄に移し其餘の地域を  
以て熱河省としましたことです、第二に  
は如何なる機構で熱河省を治めて行くか  
と申しまするに省を十六の縣に分ちまし  
て省の政廳は省公署と稱し承德に置きそ  
の附近の六縣を直轄し又出張所を辦事所  
と稱して朝陽及赤峰に置き、前者は朝陽  
以下六縣後者は赤峰以下四縣を管轄しま  
す、省公署は新京における民政部總長の

指揮を受けることは申すまでもありませ  
ん、第三には政治方針でありますが長く  
匪賊のために侵され殊に湯玉麟政府の如  
き天下無比の暴戾の下に壓迫せられて居  
つたのでありますから此際應急の各種政  
治措置を講ずるの必要があります。

或る米國通信記者の熱河視察記には從  
來支那軍隊の駐在中は顔も出さなかつ  
た女子供が日本軍の入城後二時間もた  
ぬに嬉々として戸外に出で物珍らし  
げに市中を彷徨する有様を叙したので  
見ましたが斯くの如く今迄支那軍の爲  
社會經濟の根本を破壊されてゐたので  
ありますから彼等慰撫上臨機應急の措  
置を講ずる爲に中央幹事會なるものを  
特設しまして此際における熱河の政治  
工作の計畫及統制を爲すを目的とし民  
政部をして之を主管せしむる事となり  
ました即ち錦州に熱河政治工作辦事處  
を置きまして承德及赤峰の政治工作班  
事務を管理せしめ且中央幹事會と政治  
工作吏員との連絡を掌らしめます、尤  
も興安省に分屬した地域のことは興安

總署より別に工作員を派遣せられたの  
であります。

### 七、財政

次に財政に關する方針として關稅と鹽  
稅の二種を除き其他の收入は悉く省の行  
政費に充てしむるのであります、徵稅機  
關も滿洲本部の如く改定した徵稅制度を  
用ひませんで全然舊來の通りを用ひます  
又租稅に就ては最近に至り特に増稅又は  
新たに賦課せられたる惡稅は凡て之を廢  
止又は減稅する筈になつて居ります。

### 八、貨幣及銀行

第四に貨幣と銀行に就て見まするに是  
迄熱河興業銀行なるものがありまして  
省政府と商民との合辦で資本金が七千  
萬元で民國六年即ち約十六年前に設立  
せられ承德に本店を、十六縣の各縣に  
支店を設け別に北平、天津等にも店が  
あります重役は凡て省政府の任命を總  
裁には湯玉麟の長男が任命せられて居  
りました湯玉麟没落と共に副經理のみ

残り他の重役は全部北平に逃走しまし  
た。

此の銀行は紙幣を發行して居りまして約  
一千萬元見當でありますその三分の一は  
承德市中に流通し滿洲中央銀行紙幣たる  
國幣との相場は判然しませんが大凡五十  
分の一即ち此銀券一元が國幣二錢に當る  
勘定になります基礎薄弱の銀行であり且  
準備もなく無暗に發行してゐた紙幣であ  
りますから直に其の整理をする必要があ  
りますので興業銀行紙幣全部を中央銀行  
紙幣五十分の一の比率で引き換へること  
とし猶興業銀行の債務を全部引受けま  
すと約百萬圓位中央銀行の負擔となるかも  
知れませんが一ヶ月以内に興業銀行  
紙幣の引換をなすことを公示して現にそ  
の引上を爲しつゝあります。

### 九、産物及貿易

第五は産物及貿易の状態を一瞥して見  
ますと主なる輸入品は外國産としては綿  
布、石油、綿糸、砂糖等で又内國産とし  
ては綿布、綿糸、紙、茶、砂糖、小麦粉

煙草、罌寸、綢緞等であり、輸出は  
高粱、粟、大豆、黍、蕎麥、麥、ウルチ  
米の類で其他名産として黒山羊の皮が出  
ます、北平方面より買付けに來ます、然  
し熱河の最も重要な産物は阿片であり  
ます、四五年前に支那國民政府は禁煙令  
を實施して阿片の吸飲を禁じたのであり  
ますが熱河省政府は却て阿片原料の栽培  
を奨励しました。省政府の奨励と其耕作  
の利益なるとに依り阿片の作付反別は年  
々増加して民國十九年九月即ち昭和五年  
には我が三萬二千町歩位と云ふことです  
實際は其の六割方多く約五萬町歩程であ  
ります。平泉、凌源、朝陽及赤峰の四縣  
が最も盛んであります。

阿片の産額は全省を通じ少くとも二百  
四十萬斤、此の原價約七千一百萬圓と  
云はれ農家の収益は他の作物に比し莫  
大にして結局我が一反歩當りの收入は  
銀の五十七元になるといふこととす面  
白いは阿片の税金であります。禁煙  
罰金といつて阿片栽培者からこの罰金  
の名目で税を取るのであります、政府

が頻りに阿片の栽培を奨励しながら罰  
金を取るといふことも支那でなくては  
見られぬ圖です、殊にこの罰金徵收所  
は禁煙局と云つて財政廳より獨立し湯  
玉麟の長男がその長として私かに罰  
金を徵收して居りました。總計は約五百  
萬元に上ると云ひます、熱河省の財政  
は總歲入約六百萬圓でありますから阿  
片が殆んど八割強を占めて居ります、  
阿片の罰金で政治をして居たともい  
へます。

### 一〇、農業

第六、農業でありますが大體漢人の手  
に營まれます。畜産業は蒙古人の獨占で  
あります、漢人が此地方に急激に入込ん  
だのは約四五十年前露國の南下に對抗し  
て積極的に支那が植民策を實行して以來  
のことと其爲蒙古人の放牧地は次第に漢  
人の爲農業地に開拓せられて今日は赤峰  
の北方砂土地帯を除いては殆ど全熱河が  
農耕地となりました、農産物の主なるも  
のは大豆、小豆、高粱、粟、大麥、小麦



黍、蕎麥等でありまして胡麻、甘藷、馬鈴薯、麻等も産出し西瓜、桃、梨等の果實類も相當に出來ます。

蒙古人の農業が極めて原始的で地力が消耗すれば他に轉ずるといふ有様なるに比し漢人の農法は休閑農法又は輪作農法を適度に用ひて地力の消耗を防ぎつゝ大事に土地を利用します。輓近承德と平泉間の村落中山中に貯水池を設け灌漑をし米作を試みるものありと聞きます。然し一般に地勢上米作の普及することは困難かと思はれます。支那農民は農業の傍副業として牧畜をなすもの多く進歩せし農業地帯程副業旺盛の有様でありますから例へば放牧地が滅じて蒙古人の畜産業が漸次衰滅するも副業の牧畜業は愈々隆盛となりまして羊毛の如きも將來熱河省の重要な特産たることは疑ひないと思はれます。遊牧は蒙古人の事業で昔時はこれに依つて相當の富をなしたる者も少なく無いのであります。漸次政治的並に經濟的に漢人から壓迫せられ放牧をなし得る地域も

漸次減少され今日は遊牧地帯と稱する處も無い有様で昔時の如く盛んではありませんが、家畜の種類は牛、馬、羊及駱駝の四種類であります。蒙古馬は體軀倭小で速力及び腕力共に弱く乘馬としても輓馬としても大なる價值はないのですが寒氣及粗食に堪ゆる事が其の特徴であります。牛は食用にも役用にも良種とは稱することは出來ません。山東牛には劣るのであります。羊は綿羊及び山羊の二種があり、肉は蒙古人の主食物であり皮は着衣に用ひ毛は氈幕に織りまして用途最も廣く日常生活上羊は缺く可からざるものであります。駱駝は北方にありまして南方には産しません。

### 一、鑛業

第七は鑛業であります。熱河の經濟的價値は主として鑛産資源の豊富に依るのであります。滿洲國の資源價値に大なる寄與をするのは熱河の鑛物であります。石炭は今日迄明かになつて居るものでも頗る豊富で朝陽縣下の北票炭鑛は有名であり

家を眺めたるに極めて小規模に石炭の露頭を採掘し居る家が數軒ありました。が此邊では珍らしく無いのだと聞かされた。と謂はれました。以て其一般を知るに足ると思はれます。

金鑛に就て一言致しますが陰山山系は全部金鑛を含むと云はれて居るくらゐ金鑛に富んで居ます。殊に朝鮮附近の金鑛の如きは往昔より稼業せられ居るも資本及技術拙く成績學がらず將來豊富の資本と進歩せる技術とに依り大に一般に此富源を開拓する期の遠からざるを信するものであります。又砂金は甚だ多からざるも相當有望視されてゐます。

銀鑛は滿洲の他の部分には甚だ稀なるも熱河省内に於ては民國五年の頃には銀の産額は支那第一であつて千百餘斤を産し將來有望なりと認められて居ます。就中隆化、樂平、平泉の三縣内には多數の産地があります。此他銅、石綿、曹達、硝石、硫黃、硅石、水晶も産出せられます。石油は南部九佛堂其他にも油徴地と認めらるゝ所あるも未

だ明確に調査せられたる物なく現に日滿官憲共同して資源調査班を組織し熱河の鑛産其他の資源の調査中でありま

茲に熱河資源調査班に就て一言する必要があると思ひます。熱河の經濟的資源は甚だ豊富には違ひ有りませんが之を調査するのは焦眉の急であります。爰に於て關東軍及滿洲國政府協力の下に熱河省資源調査團なるものを組織する事になりました。之を五班に分けて鑛業、農業、牧林等の資源及び移民適地その他一般産業及び財政等隨所に調査をなすものであります。先づ調査地方を五大區に別ちて各班が擔當する事になつて居ります。第一班は三月中旬他の班は四月五日及八日に夫々出發して目的地に向ひました。四月下旬乃至五月上旬に歸京し各調査の結果を發表する事になつて居ります。右の外特に石油調査班を組織し石油存在の徴候ある地方に就き調査中でありまして以上を以て熱河の大體は御了解を得たかと思ひます。

ます。錦州から此地に鐵道の支線が布設されて其間五十里程で鑛區約十二里半に及び炭質良好で埋藏量は一億四千萬噸と計算されて居ります。支那の官民合辦組織で採掘せられ年額四五十萬噸でありました。又阜新炭田は埋藏量十一億噸と云はれ大通線の新立屯驛から十二里許りの所にあります。此附近は一大炭田を形成して居ます。唯交通不便の爲に資本過少にして從來は事業が進歩せず年産は僅かに一萬八千噸と云はれて居ります。又氷溝炭鑛と云ふのは凌源の南三十里に在り炭量は豊富なるも年産は約一萬噸に過ぎません。又赤峰を中心として東北より西南に延びたる一大炭田地帯は最も有望なる鑛産地帯であります。

此他平泉、樂平、隆化及び承德の各縣に各數ヶ所の石炭産地がありますが事業甚だ振はず。此他奉天省との境界に近い所は凡て炭田と云つても良い位で百姓が小規模に採掘して居る所は枚擧に遑なき程であります。岡村參謀副長の談に朝陽より赤峰に飛行中機上より農

### 結 論

之を要するに熱河は他の滿洲の部分と同じく久しく舊軍閥の暴政の下にあり殊に輓近は湯玉麟の如き虐政の限りを盡したのであります。一般經濟の萎微顯著にして社會組織迄も破壊せらるゝ現狀でありました。即ち一般農民は其收穫を以て到底一家の生計を支ふるに足らぬ種々の苦役に服し其日を送るのであります。から彼等の購買力は極めて少なく單に生活必需品に過ぎませんが茲に見逃す事の出來ぬ事は熱河人口の四百五十萬人乃至六百餘萬人と云ふ大數であります。今後治安の維持全くして道路及鐵道等交通機關開け更に通信網が普及しますれば資本の流入容易となり産業の發達文化の向上を伴ふ事となり彼等の經濟力も増大し一大購買力を發揮するに至らん事を期待し得るのであります。又蒙古人の如きも今後適當なる保護をなし殊に畜産を獎勵する等只管勤勉を懲慫せらるゝならば貴族階級は勿論富裕階級者迄も亦大に生業に



努め生活の向上となり相當購買力の發達す可きは明であります。

資源の開發と共に人文の發達亦右の如しとしますれば我が熱河省の價值は更に幾層倍を加ふ可く日滿經濟プロツクの構成に寄與する處多大なる可きは信じて疑はざる所であります、斯様にして滿洲國全體が國土の開發と文化の普及に依り王道樂土の實現を期せんとする事は其建國の精神でありまして且又我帝國が多大の犠牲を拂ひ其建國を援助し居る所以も實に之れが爲めと考へられます。

### 滿ソ國境驛 滿洲里方面近況

(本社視察員調査)

北滿呼倫貝爾第二の都市であり、駱駝が市中を横行する滿洲國西北端のソ滿國境である此の滿洲里にまで來ると、流石に哈爾濱カペレーのロシア美人の夜の亂舞見物を目指す輕浮な内地の觀光團や視

察團の姿を見ない。歐洲戰亂當時、帝政ロシアが物資缺乏になやみし頃は滿洲里は物資集散地として、又密輸出入地としてその全盛を誇り、町の總人口も露支人取混ぜ五萬餘人と稱せられたが、其後ロシアの革命勃發と共に、ソヴェト政權の確立せられるや制度の改革により國境通過は頗る嚴重となり、更に四年前の露支紛争によつて人口は益々減少し現在は一萬にも足らざる寂寥たるステツプの國境町に過ぎない。加之昨年九月吳德林護路司令の反亂によつて滿洲里市は愈々衰微のドン底に陥つたが、昨年十二月六日皇軍の入城後在留民の歸滿する者も増加し滿洲國警察の秩序維持によつて現在は表面至極平穩の如くであるが、町より五哩も行けば既にソ聯邦との國境線に達し、且つ最近は當地より後貝加爾線への

| 國籍別 | 戸數    | 人口     |
|-----|-------|--------|
| 滿洲國 | 一、二四〇 | 二、三二〇  |
| 露人  | 六、一九  | 九、三〇〇  |
| ソ人  | 五、二七  | 九、七〇〇  |
| 計   |       | 二〇、三二〇 |

例へば我等が同地到着の前日(本年五月十七日)にも東支鐵從業員クラブ、發電所出火事件があり、東支鐵クラブは全焼したが傳へられるところによれば其の前日の十五日午後三時何者か(赤系露人ともいふ)白系露人墓地放火に憤激した白系露人の報復手段であり、發電所出火は東支鐵クラブ放火の腹癪せなど、一新聞紙なき當地としては赤白露人の對立上色々の流言蜚語が亂れ飛んでゐる。今當地日本側某機關の調査にかゝる最近の國籍別人口を示せば左の通りである。

### 一、在留各國人の動勢

皮を産してゐるが、主要取引地點は東方の海拉爾で、全體から言へばこの滿洲里市は國境の消費的一都市に過ぎない。(五月廿一日午後三時札資諾爾—海拉爾間の列車内に於て記す)

### 三、東支鐵運賃政策の影響

哈爾濱の物價高も哈爾濱—新京間の鐵道運賃が東支鐵の不合理極まる運賃政策の結果、世界の鐵道運賃に比類なき高率であることに歸因してゐるが、哈爾濱—滿洲里間九百二十五杆の運賃も同様東支鐵の高率運賃政策に禍されてベラ棒に高く、乗車賃の如きも三等片道日貨約三十圓に相當してゐるから物資輸送運賃の高きことも想像に難くない。滿洲里に於ける現在の物價は左の如く土地で生産されるものは馬鹿に安く移入されるものは法外もなく高い。例へば左の通りである。

- 肉……………一斤…十五錢
- 牛……………四合瓶……………六錢
- 牛……………一斤……………十五錢
- 乳……………四合瓶……………六錢

| 歸化人   | 朝鮮人   | 合計    |
|-------|-------|-------|
| 九七九   | 一、二二九 | 二、二〇八 |
| 一四八   | 七〇    | 二、一八八 |
| 一四四   | 二六    | 一七〇   |
| 一、二四〇 | 六、一九  | 七、一三九 |

### 二、國境線の經濟的價值

尙ほ右の人口を職業別にすれば、日本人の大部分は國境警察隊員、領事館員及び南北滿洲を通じ到る處に進出してゐる我が大和撫子の娘子軍であり、其の數も二十餘名と稱されてゐる。而して日本在留民の主なるものは旅館經營三、醫師一名、質屋一、料理店一、撞球場一、理髮店一、雜貨商一、妓樓四軒である。ソ聯邦人の大部分は東支鐵道及び「ザバイカル」鐵道、領事館、勞農商船隊關係者等で、白系露人は主として農、商業に従事し、數に於ては赤白露人は殆んど同數なるも赤系露人に比し其の生活程度は低く且つ意氣消沈の態である。これは露支紛争により、赤軍が滿洲里を占領の際總ゆる有力白系露人をソ領に拉致し、彼等を極刑に處し、再び起つ能はざらしめるに至つたからである。



△高いもの

ほうれん草……………一斤…四十錢  
 (但夏期になれば十錢)  
 疊 表……………一枚…五、六圓  
 疊……………一疊…十五、六圓  
 米……………一斗…五圓六十錢  
 リンゴ……………一個…三十錢  
 散髪料……………八十錢  
 (五月廿一日午後四時半ハイラルージャ  
 ロムテ間記)

### 四、滿ソ國境線の經緯

滿洲事變より最近の東支鐵道紛争にか  
 けてソヴェト側はダウリヤより西部國  
 境にわたりひそかに赤軍を移動せしめつ  
 りありとの噂のある問題の國境を視察す  
 べく、十九日午後泉領事夫妻と共に羊や  
 馬の放牧されてゐるステツブを自動車で  
 時速二十五哩の快速力で疾走する。呵か  
 ら最短距離にある國境線は丘陵えんえん  
 として連なる西方約五哩の八十六待避驛  
 附近である。元來滿洲里附近に於ける露  
 支國境は滿洲里西北方の地點を境界とし

てゐたが、昭和四年露支紛争の時、赤軍  
 が呼倫貝爾に侵入してから、ソ側は町の  
 西方十六支里「ザバイカル」鐵道八十六  
 待避驛附近を東西に走る成吉思汗壘址一  
 帯をソ滿國境と主張するに至つたので、  
 目下この境界がソ滿兩國の問題となつて  
 露支紛争以前の狀態に復歸せしめんとし  
 てゐる。滿洲事變以後ソ側が國境標識の  
 石を移動したとかしないとかいふ問題が  
 此の間に絡みつき當地方の國境問題は相  
 當ソ滿の關係を複雑化すべき性質を有し  
 てゐる。我々が現場附近に於て視察した  
 る印象によれば滿洲國側の國境警備があ  
 るかなきかの極めて頼りない狀態にある  
 に反し、ソ側のそれは嚴重を極めてゐる  
 らしく、八十六待避驛近くには鐵條網さ  
 へ望見され、且つ展望の如きものがあ  
 り、我等が國境線近くに來たことを認め  
 たか二人の哨兵らしきものが此方を眺め  
 てゐた。我等の自動車運轉手の話によれ  
 ば以前なれば哨兵よりたちまち發砲され  
 たものであると。我等は現地について見  
 て初めてソ側が滿洲國の出現並に其後の

ソ滿關係について敏感であり、如何に神  
 經質であるかを此の國境警備の嚴重さに  
 於て知つたのである。又、國境石の移動  
 についても當地のソ側機關では國境線を  
 擴張したところで富源が地下に埋藏され  
 てゐる譯ではないから何にもならぬ。從  
 つて左様な事はあり得よう筈がないと一  
 笑に附してゐたが、一連の丘でもこれを  
 自國領域内に入れるか否かによつて戰略  
 上重要性をもつものである事を我等は現  
 地についてみて知つたのである。

### 滿州回教徒大同盟結成

二百萬の滿洲回教徒は新國家の成立  
 と、その信教結社の自由に刺戟せられ今  
 回のこの二百萬人の回教徒を打つて一丸と  
 せる強固なる統一回教同盟を結成し、本  
 部を新京に、支部をハルビン、チチハル  
 奉天、吉林等滿洲國內の各主要都市に設  
 置することになり、本年一月ハルビン傳  
 家甸に於ける回教團體事務所に滿洲回  
 教徒總會を開催し統一回教同盟大結成規  
 約を審議し、之が採決を爲すや直ちに活

動に着手することになつた。是が第一事  
 業として特別區長官張景惠氏並に日本官  
 憲側後援の下に飛行機上より回教大同盟

結成に關する宣傳ビラを滿洲回教人の多  
 數居住する地方に配布する等鋭意運動に  
 努むる處があつた。因みに二百萬人の滿  
 洲回教徒は滿洲國內百六十四の都市に  
 居住し各都市七千名宛居ると。

### 在滿朝鮮人の動向

滿洲に於ける朝鮮人の舊軍閥其他から  
 の壓迫被害の狀態は萬寶山事件以來周知  
 の事實であるが、殊に滿洲事變生起後は  
 各地に匪賊蜂起し、民族的偏見からの襲  
 撃を受け、撫順、清源縣方面では多數の  
 慘殺に遭ひ慘狀至らざるはなく、各地の  
 朝鮮人も一齋に滿鐵沿線に避難するの止  
 むなきに至つた。其後秩序の整備にと  
 なひ我官權の保護により漸次現地に歸農  
 したが其の後も匪賊の蠢動止まざる爲と  
 北滿の水害の影響に據つて現在でも下記  
 概數の朝鮮人避難民が各地に避難してゐ  
 る。

北滿主として

鮮人避難民概數  
 (朝鮮總督府派遣員推定  
 昭和七年十一月現在)  
 昭爾濱 四、〇〇〇人 水害によ  
 同 二、〇〇〇人 匪害によ  
 鐵嶺 六〇〇人 同  
 開原 一、二〇〇人 同  
 四平街 八〇〇人 同  
 新京 八〇〇人 同  
 安東 一、六〇〇人 同  
 吉林 二、二〇〇人 同  
 盤石 一、二〇〇人 同  
 蛟河 一、三〇〇人 同  
 敦化 一、五〇〇人 同  
 奉天 四、〇〇〇人 同  
 撫順 三、〇〇〇人 同  
 山城鎮 九、〇〇〇人 同

因に、東邊道方面よりの避難民即ち撫  
 順の避難民は主として炭礦業務に就かし  
 め、奉天及山城鎮では收容所を設けて救  
 護してゐたが奉天收容所(迫撃砲廠内)  
 は十一月一日に山城鎮の收容所は十月三

十一日に夫々閉鎖し孰れもその農耕地に  
 官憲保護の下に歸還せしめ、原地救護を  
 なす事とし、現在殘留する者は少い。  
 又、滿鐵沿線數里の地點に農耕地を有  
 する者には去る九月下旬より十一月中旬  
 迄の豫定で四百名の警官(關東廳領事館)  
 保護の下に收獲せしめ好成绩を擧げつゝ  
 ある。作柄は豊饒なるも收獲地は局限せ  
 られてゐる。

### 在奉赤白露人の動靜

奉天に於ける赤白露人の數は未だ正確  
 なる數字なきものの如く本社記者が某所  
 について調査したるところによれば白系  
 露人一千名、赤系百二十名となつてゐる  
 赤系露人の數は奉天ソヴェト總領事館  
 に就て訊したる數字で、昨年十二月現在  
 調査では全奉天省を通じ二百名となつて  
 ゐたが、その後上海方面に移住して、現  
 在百五十名に減少してゐる。即ち大部分  
 は奉天市に在住してゐる。そして少數の  
 領事館員、通商代表部員を除き僅かに四  
 五名の者が外國會社、煙草工場に従業し



てゐるが大部分は失業してゐる。一方在奉白系露人の團體並にその指導者名を擧げれば左の通りである。

- 一、反ソ聯邦軍事同盟奉天支部
- 同盟會長ニオストログラドスキー將軍
- 此の同盟の本部はバリーにあり、支部はチエツコスロヴァキヤ、ポーランド等各國に在る。

- 二、「ロシアの眞理」同盟
- 會長ニベツホフ將軍

右同盟員はキリロフ大公擁立派で、同大公を以て帝制ロシアの復活を策せんとするものである。

- 三、亡命露人協會
- 會長ニブロンスキー

右の如く三團體が存在してゐるが、大した勢力なく、相互の團結も不徹底のやうである。又ソヴェート市民側との確執も表面化してはゐない。

### 赤白系ハルビン

#### 言論界總説

#### ロ、雜誌の部

- 一、ウエストニツク・マンヂュリー(東省雜誌)一九二三年創刊、東支鐵機關誌
- 東支鐵支出補助金額十萬金留、發行部數ニ千部。尨大なる月刊雜誌である。
- 二、「ラーストチカ」創刊一九二九年、
- 資本金一千五百圓 編輯人ニエフレワ女史。發行部數ニ七百部。讀者層ニ婦人及兒童。
- 三、「ルビョーチ」(調刊)一九二八年創刊、通俗雜誌。資本金一千五百圓。當地米國YMCA指導下にある。編輯人ニカラウマン。發行部數ニ二千三百部。
- 四、「トルゴウリヤ・プロムレンノスチ・イ・フィナンスキ」誌(商工金融週報)一九三三年創刊、資本金一千圓。經營者ニソ聯邦國籍露人サベルキン、當地通商代表部の補助を受く。發行部數ニ五百部。
- 五、「トルゴウイ・ハルビン」誌(哈爾濱商業週報)一九三一年創刊、東支鐵

日・滿・露關係

東支鐵道問題をめぐつて日滿露三國關係の交錯する國際都市ハルビンは、又赤白兩系露人割據の地でもあり、日露滿關係の總ゆるデマの策源地でもあるが、是等のデマや宣傳の絶えず製造さるゝ其中心機關と看做されてゐるハルビン發行の新聞雜誌の中、露支定期刊行物の總ざらひ左の如し。

#### イ、新聞の部

- 一、「ザリヤ紙」一九二〇年創立、資本金三萬圓、米國系、米國トリフトコール銀行の財的支拂を受く、發行部數ニ三千五百部。讀者層ニ白系及赤系露人。
- 二、「ルーボル」紙 一九三一年創立、資本金一萬五千圓、編輯人ニロウイツチマシニコフ。發行部數ニ三千五百部。讀者層ニ婦人及兒童向。
- 三、「ルスコエ・スロウオ」紙 一九二〇年創立、資本金二千圓。帝制派。編輯人ニスウオリン。發行部數不明なれど月收約四千圓なり。
- 四、「グンバオ」紙 一九二六年創立、資本金八萬圓、以前は親ソ、親支兩刀使

ひの爲め官憲の忌むに觸れ發行停止を喰ひ滿洲事件後滿日派。發行人ニ關鴻翼。發行部數ニ一千五百部。經營は相當困難である。

- 五、「ハルビンスコエ・ウレミヤ」紙 一九三一年十一月一日創刊、資本金六千圓、發行人ニ大澤早(邦字哈爾濱日日社長)發行部數ニ朝刊四千部、夕刊九百部。讀者層ニ白系及び日本の意向を注視する赤系露人。
- 六、「ノウオスチ・ウオストーク」紙 一九三二年創立、資本金二千五百圓、赤系。發行兼編輯人ニコルバクチー。發行部數ニ三千三百部。月收八千元。
- 七、「ゲロリド・ハルビナ」紙 一九二四年創立、資本金約二千圓、英國系。ソ聯邦御用紙の評あり。右「ノウオスチ・ストーク」紙と競争的立場にあり。編輯露文部ニベリヤフスキー。
- 八、「ナーシヤ・ガゼータ」紙 一九三三年資本金八千元、親米、親ソ聯。發行部數ニ一千三百部。月收三千五百元。編輯人ニイワノフ。

の補助を受く。編輯人ニアキモフ。發行部數ニ三百部。

- 六、「マンヂュールスカヤ・エコノミチエスカヤ・ジーズニ」誌 一九三三年四月創刊、バイテリン(督辦公署職員)。滿露、英三國語を以て發行さる。ロータリ・クラブの精神的援助を受く。編輯人ウオエコフ女史(イリーナ)
- 右の外、近く發行豫定の雜誌に「アゴリニ」誌(東支鐵印刷局職員ソコロフ)刊行、「二十世紀」誌、「滿洲經濟雜誌」(露米人合辦)「經濟週報」(東支鐵職員クレストコフスキー)等がある。

#### ハ、電報電信の部

「アンカスタ」電報通信社 ソ聯邦側機關通信社で發行人は英國籍猶太人フリツトなる者。通信は英露兩文を以て印刷さる。發行部數百部内外。同社の經費は全部ハルビンに於けるソ聯邦領事館より支出されてゐると。

### 滿蒙に躍進する

#### 哈爾濱學院

日露協會が哈爾濱に經營してゐる日露協會學校では滿洲國の新興に伴ひ校則を一部改變して、對露關係以外に滿蒙の方面にも活動し得る人材を養成する事にし外務省の認可を得て四月一日から實施する事になつた。その要領は第一に校名を「哈爾濱學院」と改め學科目に於ては従来の露西亞語以外に滿洲語及蒙古語を正科中に加へ尙ほ滿蒙の地理及歴史、經濟事情、商業習慣等も新に課する事にした此他新規則の特色としては滿洲國人も入學の途が開かれた事である。是に關し協會本部では幹事の倉知鐵吉氏から豫てこの事に就て了解を得てゐた滿洲國國務總理兼文教部總長鄭考肯氏に滿洲國青年の入學を大に歓迎する旨の書面を送つた。因に同校の總理は同協會々頭の齋藤實子である。

尙同學院では今年度の入學生府縣費生一〇名、準公費生二二名、私費生三〇名合計六二名を採用したが、昨年より二二名多く、時局柄入學志願者の著しく増加したことは注目し得る。又同學院では



本春第十四回卒業式を舉行二十七名の卒業生を出したがこれで開校以來の卒業生は總計四〇一名となつた。

日本語を必須科目に  
哈市の露人中學校で

最近北滿の狀勢變化に伴ひ、ハルビンにある露經營各中學校では豫てからの必須教授科目中に日本語を加ふべく研究中であつたが、最近滿洲國教育廳督學官立會の下に露人中學校長會議を開催滿場一致を以て日本語を必須科目に加へることを決議した。現在ハ中等學校教授の外國語は英支兩國語に限られてゐたが、今後は學生の希望により日、英、支三國語中何れかを選択せしめることになり、日本語の教授時間は一週十八時間であると。

滿洲官署休日表

元旦 陽曆一月一日、二日、三日、  
春節 陰曆正月一日、二日、三日、四日

五日に相當する陽曆の日  
執政萬壽 陰曆正月十三日に相當する陽曆の日

元宵節 陰曆正月十五日に相當する陽曆の日

建國日 陽曆三月一日

祀孔 (春祭) 陰曆二月第二丁日に相當する陽曆の日

祀關岳 (春祭) 二月春分後の第一戊日に相當する陽曆の日

端午節 陰曆五月五日に相當する陽曆の日

祀孔 (秋祭) 陰曆八月第一丁日に相當する陽曆の日

祀關岳 (秋祭) 陰曆八月秋分後の第一戊日に相當する陽曆の日

中秋節 陰曆八月十五日に相當する陽曆の日

孔誕 陰曆八月二十七日に相當する陽曆の日

年末 陽曆十二月二十九日、三十日、三十一日  
除夜 陰曆十二月末日に相當する陽曆の日

毎日曜日

(備考)本表は大同元年四月十六日公布の院令第五號及同年十一月二十九日公布の院令第十八號による。

滿蒙主要地名讀方

一、奉天省

洮南(タオナン) 鎮東(チエントン) 公合勒(コンホトロー) 蘇公爺府(ヘウオコソニア) 突泉(トーマン) 札薩克圖王府(ツアアクトワンブ) 開通(カイトン) 大賚(タライ) 索倫(ソロン) 四洮鐵道(スウタオ) 鄭家屯(テヨソチアトン) 通遼(トンリョウ) 又は白音大來(バインタラー) 八面城(バーリンチオン) 奉化(フオンホウ) 昌圖(チャントウ) 奉天(フエンテン) 鐵嶺(テリリン) 開原(カイヨアン) 白旗堡(バイチーア新民(シンミン))

三、黑龍江省

滿洲里(マンチュウリ) 達賴諾爾(ダライノール) 赫勒皇德(ホローホントウ) 哈爾濱(ハルビン) 完工(ワンゴン) 吳古諾爾(ウクノール) 伊敏果勒河(イゼンコルホ) 雅克石(ヤクライ) 甘珠兒庫(カンテユールミアオ) 博克圖(ブクトウ) 又ハ布哈圖(ブハト) 烏諾爾(ウノール) 哈國(ハラコ) 綽兒河(チヨールボ) 札蘭屯(ツアラントン) 碾子山(テンツサン) 齊々哈爾(チ、ハル) 昂々溪(アンアンチ) 依布氣(イブテ) 景星鎮(テンランチン) 泰來(タライ) 禮賓特王府(ツアライトウワ)

遼陽 (リョウヤン) 海城(ハイチオン) 公  
主嶺(コンチュリン) 四平街(スーピン  
ガイ) 掏鹿(タオルウ)  
錦州(テンチョウ)

義州(イーチョウ) 大凌河(ダイ  
リンホーテン) 台安(タイアン) 遼中  
(リョウウツン) 八角台(バーラアオ  
タイ) 雙台子(ソワンタイツ)  
營口(インカオ)

田莊台 (テンチヨンマンタイ) 蓋平(カイ  
ピン) 熊岳城(シウコエチオン) 大遼河  
(タリーヨホー) 瓦房店(クワフア  
ンテン) 大孤山(ターウーサン) 岫巖  
(チユーシユアン) 青推子(テンタイツ)  
安東(アントン) 鳳凰城(ホウホワンチオン) 連山關(レン  
サンコアン) 木溪湖(ペンテーホン)  
寬甸(コウンテン)

二、吉林省

日・滿・露關係

三姓(サンラン) 依蘭(イラ  
ン) 富錦(フウチン) 依力嘎(イリカ)  
勃利(ボーリー) 樺川(ホワチヨアン)  
額圖(ウオウトウ) 哈爾濱(ハルビン)  
松花江(ソラホワチヤン) 同賓(トンビ  
ン) 烏吉密(ウーチーミー) 阿什河(ア  
ラホー) 雙城(ソワンチラン) 一面坡  
(イーミエンバオ) 寧古塔(ニンクータ)  
海林(ハイリン) 橫道河子(ホフンタオ  
ホーツ) 葦沙河(ウイシアホ) 穆稜  
(ムウリン) 東京城(トンキンチオン)  
綏化(フエンホ) 敦化(トンホワ)  
額穆(ゴオムウ) 局子街(チユイヅガイ)  
琿春(クンチュン) 老頭溝(ラオトウコ  
ー) 和龍(ホワロン) 吉林(チーリン)  
烏拉街(ウーラーガイ) 樺甸(ホアテ  
ン) 蛟河(ヤーホ) 黑石鎮(ヘイシ



ンブ) 喇嘛甸子(ラーマデンツ) 洪昂  
 (タオマン) 安達(アンター) 嫩江(ノ  
 ンチヤン) 齊年站(ニネチヤン) 林甸  
 (リンデン) 海倫(ハイロン) 綏化(ス  
 イホア) 拜泉(バイラウマン) 望奎  
 (ワンクイ) 蘭西(ランシイ) 呼蘭(ホ  
 ーラン) 含凌河(テアリンホー) 木蘭  
 (ムーラン) 鐵山包(テサンバオ)  
 黑爾根(メンケン)

伊拉哈(イラハ) 訥河(ノンホー) 龍  
 門(ロンメン) 北安鎮(ベイアンチン)  
 克山(コーサン) 二克山(アルコーサ  
 ン)  
 黑河(ヘイホー)  
 瑯璁(アイホン) 黑龍江(ヘイロンチ  
 ヤン)

### 四、熱河省

熱河(ローホー) 八溝(バーコー) 朝  
 陽(チヤオヤン) 赤峰(チーホン)  
 新邱(シンチウ) 建昌(チュンシヤン)

- を得(第二條)
- 三、日本國民は南滿洲に於て自由に居  
 住往來し各種商業工業其の他の業務に  
 従事することを得(第三條)
- 四、日本國民は東部内蒙古に於て支那  
 國民と合辦に依り農業及附隨事業の  
 經營を爲さむとするときは支那國政府  
 之を承認すべし(第四條)
- 五、支那國政府は成るべく速に外國人の  
 居住貿易の爲自から進みて東部内蒙古  
 に於ける適當なる諸都市を開放すべき  
 ことを約す(第五條)
- 六、吉長鐵道に關する諸協約並に契約改  
 訂の件(第六條)
- 七、南滿洲に於ける鑛山の試掘又は採掘  
 允可に關する件(附屬公文)
- 八、滿蒙に於ける鐵道に關する件(附屬  
 公文)
- 九、南滿洲に於ける政治財政軍事等顧問  
 傭聘の件(附屬公文)

### 三、華府會議と滿蒙關係

大正十年(一九二二年)十一月より翌

日・滿・露關係

烏丹城(ウーターチヨン) 林西(リンシ  
 イ) 開魯綏東(カイルウスイトン)

### 關東州に於ける

### 日本の超特權益

### と其關係

#### 一、總 說

一口に特殊權益と云ひ、又我が生命線  
 と呼ぶこれが對象である滿蒙それ自體か  
 ら云へば、彼の遼東半島の一角關東州は  
 正しく其版圖内に屬する事勿論であるが  
 然し日本に取つてはより以上に密接不離  
 の深い繋がりである租借關係の下に今日  
 に及んで居る處である。租借期間中その  
 領有國の主權を侵害せざる範圍内に於て  
 自由に處分する事を得との承認を獲得し  
 て多年拮据開拓現在の繁榮を築き來つた  
 ひとしく權益とは稱するも正に最高を冠  
 するもの、又同じく生命線と呼ぶが中に  
 も超特を附するものであらねばならぬ。  
 故に今こゝにその最高權益であり、又

超特生命線である處の關東州租借地に關  
 する日本の權利關係、及びその租借權の  
 發動によつて行はれつゝある處の日本側  
 の行政概況を記すのも強ち無要であるま  
 じ。

#### 二、南滿及東蒙に

#### 關する條約

大正四年五月二十五日北京に於て調印  
 せられた南滿洲及東部内蒙古に關する條  
 約は旅順、大連の租借期限並に南滿洲  
 鐵道に關する期限を延長し、滿洲一般に  
 於ける帝國臣民の土地商租並に居住往來  
 及び營業の自由を認めたることなど其の  
 主なるものである。

本條約の主なる條項は下の如くである。  
 一、兩締約國は旅順、大連の租借期限並  
 南滿鐵道及安奉鐵道に關する期限を何  
 れも九十九箇年に延長すべきことを約  
 す(第一條)

二、日本國民は南滿洲に於て各種商工  
 業上の建物を建設する爲又は農業を經  
 營する爲必要なる土地を商租すること

十一年二月迄米國華盛頓に於て開催せら  
 れた列國會議(日米白英支佛伊和葡)は  
 國際史上極めて重要な意義を有し、支  
 那に於ける列國關係に至大なる變革を來  
 たしたものと謂ふべく同會議に於て採擇  
 せられた諸條約、決議及宣言は支那の領  
 土及行政の保全、支那に於ける門戶開放  
 及機會均等主義の原則を樹立し、之に違  
 背する條約取極等を爲さざる事、勢力範  
 圍を創設せざる事、支那は全鐵道を通じ  
 各國に對し不公平の取扱を爲さざる事、  
 關稅改訂治外法權撤廢、租借地還附、所  
 謂二十一箇條問題在支外國郵便局並無線  
 電局撤廢、在支外國軍隊の撤退、極東問  
 題諮議院設置、各國對支條約の公表等關  
 東州租借地、滿洲及蒙古に直接又は間接  
 に影響するものは尠くないが滿蒙に關し  
 既定の關係を變更したのは下の諸項に過  
 ぎない。

所謂二十一箇問題に對する支那全權委  
 員の要求に對し我全權より日本は(一)南  
 滿洲及東部内蒙古に於ける鐵道敷設の爲  
 の借款、該地域に於ける課稅を擔保とす

る借款に關し特に日本資本家に與へられ  
 た優先權を、最近の組織に依る國際借款  
 團の共同事業に提供すべし(但書略)(二)  
 日本は南滿洲に於ける政治、軍事若くは  
 警察に付日本人顧問若くは教官の傭聘を  
 爲さしむべき日支取極に依る日本の有す  
 る優先權を主張するの意はない。而して  
 (三)日本は一九一五年日支條約及び交換  
 公文の署名に際し日本政府最初の提案中  
 の第五項は他日の交渉に讓るべしとの趣  
 旨を以て議事録中に留めた日本の保留は  
 之を撤回する事となつた。

#### 四、租借地及對外關係

關東州租借地に關する日本の權利關係  
 は由來明治三十八年九月日露講和條約並  
 に同年十二月滿洲に關する日清條約によ  
 るものであつて、該兩條約の規定に依り  
 日本は露國が清國との條約に依り獲得せ  
 る權利をそのままに露國より繼承し清國  
 の承諾を得たものである。即ち一八九八  
 年三月露國政府と清國政府との間に締結  
 せられた遼東半島租借條約に依れば露國



は清國より遼東半島一帯の地域を租借し  
租借期間之を自由に處分するを得べく即  
ち租借地域の全範圍及接續領海に對し權  
利を享有する。但し該租借は該地域に對  
する清國の主權を何等侵害せざる旨を規  
定してゐる。(第一條及第二條參照)

要之吾が政府は露國が關東州に關し清  
國より獲得せる一切の權利、特權、讓與  
を其儘繼承し清國政府に於て之を承諾せ  
る以上、吾が國の關東州租借地に對する  
關係は單に條約の明文のみならず露國が  
其領有以來實際に慣行し又清國を初め列  
國政府の承認したる成例を考察し之を決  
定しなければならぬのである。

露清條約(第二條一八九八年三月二十  
七日北京に於て調印)に依れば關東州租  
借期間は條約調印の日より二十五年とし  
且該期限後更に兩國政府の互認に依り之  
を延長することを得る旨を規定し、而し  
て大正四年五月帝國政府及支那共和國政  
府は南滿洲及東部內蒙古に關する條約第  
一條に依り該租借期限を九十九箇年に延  
長した。

次に關東州租借地及中立地帯の區域及  
範圍に就ては遼東半島租借條約第二條並  
遼東半島租借及中立地帯境界確定に關す  
る追加協定第一條及第二條に規定され、  
右規定により一八九八年八月露清兩國政  
府の間に境界劃定聯合委員會が組織され  
同委員會に於て實地調査の結果一八九九  
年九月二十五日旅順に於て遼東半島租借  
地境界議定書を作成した。

尙ほ遼東半島租借及中立地帯確定に關  
する追加協定(第三條)によれば中立地帯  
に於ける行政は清國官憲の專管に屬する  
が清國陸軍は露國官憲の同意を得て該地  
帯に入り得ることを規定した。

五、日本側の行政

沿革 滿洲に於ける日本側行政は明治  
三十八年五月八日勅令第一五六號を以て  
占領地民政署に關する規定を公布し滿洲  
軍總司令官隷下に民政を施行するに至つ  
たのを最初とする其後三十九年九月關東  
都督府が設けらるゝに及んで爰に初めて  
軍政に代る民政の端を開いたのである。

組織は長官官房、内務局、財務局及警務  
局(昭和七年十一月十二日樞府定例本會  
議に於て財務部を財務局と改正するの件  
可決された)に分れ、而して關東廳に所  
屬する諸官署は民政署、其他警察署、消  
防署の外、法院、檢察局、遞信局、刑務  
所、海務局、專賣局、學校、觀測所、醫  
院のほか、農事、蠶業、水産各試験所其  
の他である。

歴代關東都督及長官一覽

| 都督 | 陸軍大將 | 大島 義昌  | (明治三二年二月一日任官)                          | 在官 | 六年六月 |
|----|------|--------|--|----|------|
| 同  | 陸軍中將 | 福島 安正  | (明治三二年四月六日任官) <td>同</td> <td>二年五月</td> | 同  | 二年五月 |
| 同  | 陸軍中將 | 中村 覺   | (大正三年九月五日任官) <td>同</td> <td>二年十月</td>  | 同  | 二年十月 |
| 同  | 陸軍中將 | 中村 雄次郎 | (大正六年七月三日任官) <td>同</td> <td>一年九月</td>  | 同  | 一年九月 |
| 同  | 陸軍中將 | 林 權助   | (大正八年四月三日任官) <td>同</td> <td>一年一月</td>  | 同  | 一年一月 |
| 同  | 陸軍中將 | 山縣 伊三郎 | (大正九年五月四日任官) <td>同</td> <td>二年四月</td>  | 同  | 二年四月 |
| 同  | 陸軍中將 | 伊集院 彦吉 | (大正二年九月八日任官) <td>同</td> <td>一年三月</td>  | 同  | 一年三月 |
| 同  | 陸軍中將 | 兒玉 秀雄  | (大正二年九月六日任官) <td>同</td> <td>一年八月</td>  | 同  | 一年八月 |
| 同  | 陸軍中將 | 木下 謙次郎 | (昭和二年二月七日任官) <td>同</td> <td>一年五月</td>  | 同  | 一年五月 |
| 同  | 陸軍中將 | 太田 政弘  | (昭和四年八月七日任官) <td>同</td> <td>八年八月</td>  | 同  | 八年八月 |
| 同  | 陸軍中將 | 塚本 清治  | (昭和六年一月六日任官) <td>同</td> <td>八年八月</td>  | 同  | 八年八月 |
| 同  | 陸軍中將 | 山岡 萬之助 | (昭和七年八月八日任官) <td>同</td> <td>八年八月</td>  | 同  | 八年八月 |
| 同  | 陸軍中將 | 藤 信義   | (昭和七年八月八日任官) <td>同</td> <td>八年八月</td>  | 同  | 八年八月 |

日・滿・露關係

概況 關東州に於ける地方自治制度は

爾來數回の改正を経大正八年四月勅令  
第九十四號を以て關東廳官制公布され同  
時に關東都督官制を廢止し尙ほ駐滿軍隊  
統卒の爲に別に關東軍司令部を新設した  
尤も陸軍武官が關東長官に任ぜられたと  
きは關東軍司令官を兼ねることを得せし  
め、又南滿洲鐵道株式會社に關しては都  
督が同會社を總裁する制を改め長官をし  
て同會社を監督せしむることとなつた。  
そこで従來の日本側行政の大系は三つ  
に分れる。即ち(一)關東廳は州内全般の  
行政を統へ滿鐵會社を監督すると共に鐵  
道附屬地の司法警察事務を司り(二)滿鐵  
會社は鐵道附屬地及附帶事業用地内に於  
ける教育、衛生等の行政の任に當つて居  
り(三)領事は開放地及鐵道附屬地に對し  
領事裁判權を行ひ且前者に於ける警察權  
を有し便宜上關東廳の事務官をも兼ね以  
て警察行政の統轄を計つてゐる状態であ  
つた。

滿洲國は昭和七年(大同元年)三月一日  
世界圖説の下に生誕した。そこで従前か  
ら種々論議の的であつた滿洲の三頭政治

市制及會制の二種であつて州内行政區劃  
を二市六十九會に分つてゐる。即ち大連  
及旅順の市街地に市制を、其他の村落に  
は會制を施行してゐる。  
市及會とは日本内地の市町村に該當す  
る行政區劃であつて、會の下に街があり  
又は屯がある。

市制 大正四年都督府は大連及旅順市  
規則を制定し新に市を置き同年十一月一  
日より之を實施した。尙ほ大正十三年八  
月一日より略ぼ内地の市制に則つた新市  
制を旅大兩市に施行し今日に及んでゐる  
市の執行機關は市長であつて市長は市  
會の選舉せる候補者三人中より關東長官  
之を選任し、市の議決機關たる市會は民  
選及官選に依る市會議員を以て組織し、  
其定数は民選によるもの旅順市十四名、  
(外に二名官選)大連市三十三名(外に  
七名官選)である。市參事會は市長助役  
及名譽職參事會員を以て組織してゐる而  
して名譽職參事會員の定員は六名であつ  
て市會に於て市會議員中より之を選舉す  
る。



市の事業 大連及旅順兩市に於て現に施行してゐる事業を擧ぐれば(一)衛生、(二)教育(三)社會事業(四)市場(五)公園(六)公會堂(七)屠場(八)火葬場(九)墓地(十)街燈施設等である。

市の財政 市には收益を生ずる財産少く使用料及手数料等其他の収入亦僅少なため市經費の大部分は之を賦課に仰ぎ市税として賦課し得るものは戸別割關東州地方税附加税及特別税の三種で此内戸別割は市歳入中其主位を占めてゐる。

### 會制度

制度 會制度は下級行政機關として從來から存置されてゐたが、何等法規の據るべきものなく、自治以後に於ても専ら地方の慣習を參酌し警察官吏の監督の下に自治的に之を訓練して來たものに過ぎない。何等積極的施設の見るべきものがなかつた。大正八年二月大要内地其他植民地に於ける行政に準據し會行政準則及其附屬規則を制定施行し、會行政の刷新を計り他面地方の實情と慣習とを考慮

し大正十四年六月勅令を以て關東州會制度を公布し同年九月一日から之を施行し今日に及んでゐる。

會の執行機關は會長であつて關東長官之を任免し、會長の補助機關として會計書記等があり民政署長が之を任免してゐる。尙ほ會の行政區劃たる各街屯に街屯長及副街屯長を置いてゐる。

會の諮問機關として會に協議會を置き其協議會員の定員は其會の現在人口を標準として之を定め人口五千未満の會は八人、五千以上一萬未満の會は十二人、一萬以上二萬未満の會は十六人、二萬以上の會は二十人となつてゐる。

會の事業 會に於て現に施設してゐる主なる事業は初等教育(普通學堂經營)であつて其他勸業、警備、土木、衛生、地方改良、救護、屠獸、市場等である。而して會事業中最も多額の經費を支辦するものは教育で次は勸業方面で他面農會又は畜産組合等に補助を與へ農村の振興を圖つてゐる。

扱つてゐる。

## 滿蒙開拓の殊勳者 南滿洲鐵道株式會社

### 一、總說

日本が滿蒙に於て有する特殊權益——過ぎし日清日露の兩戰役に於て我が忠勇なる將卒二十萬人が流した生々しい血しほと、其貴ふとき犠牲的精神の結晶であるところの——何ものにも代へ難い皇國日本の至寶特殊權益の經濟的に象徴化された之が王座の地位を占むると共に、又實際に其特殊權益中に包含さるゝ、大小各種利益の事業化總元締として、多年來致々營々これが開發に努力精進し、以て偉大なる功績を樹てつゝある平和の殊勳者として南滿洲鐵道株式會社(謂はゆる滿鐵)の存在せる事を忘れてはならぬ。

世間一般では滿鐵を單なる一營利會社と目するが、それが我國の有する對滿蒙特殊權益の經濟的開發上常に重要且つ偉大なる役割を演じつゝあるかに就て、兎

産少く使用料及手数料其他の収入も亦僅少である爲、會經費の大部分は之を會税の賦課によつてゐる。會税は戸別割、反別割及特別税の三種である。

### 附屬地行政

沿革 滿鐵會社は其の創立に當り鐵道沿線附屬地に於ける土木、教育、衛生等に關し必要な施設を爲す責任を有すると同時に附屬地内の居住者に對し手数料を徴收し、其他必要な費用の分賦を爲すことを得る權能を賦與された。即ち滿鐵附屬地々域内に於ける裁判事務及外交事務は領事の管掌に屬し、軍事は關東軍司令部に屬し、警察權は關東長官の管轄する所にして其他一般の行政權は滿鐵社長に保有する處である。併し滿鐵に對する政府の命令は一般に對して公布せられたものではなく、附屬地居住者中には支那人其他の外國人も少くないので滿鐵會社は契約主義を執り、明治四十年九月附屬地居住者規約なるものを制定して地方經營の根本を明かにして此地に入るもの

角考察を缺くの傾向ある事は甚だ遺憾千萬である。

滿鐵會社は明治三十九年の設立にかゝる營利會社であるが、其設立の動機目的より、政府は業務の遂行と使命の達成に遺憾なきを期して居る、政府が滿鐵を監督する所以のものは會社資本の一半が國家の出資に成るに止まらず、其營利會社たる以外、國家の爲め幾多公共の施設を代行する特殊の使命を有するからである。常によく政府の意思と合致する大方針の下に諸般の事業が經營されて居る事は同時に又我が對滿經濟發展を促進せしむる所以に外ならない。

### 二、會社の設立

日本が滿洲に於ける特殊權益を有するに至つたのは云ふ迄もなく日露戰役の結果である。明治三十八年九月五日調印の日露講和條約第六條により東清鐵道會社に屬せる長春旅順間の鐵道と、其一切の支線並びに之に屬する權利、特權、財産及び炭坑を露國より讓受けたので、政府は



明治三十九年六月八日勅令第一四二號を以て南滿洲鐵道株式會社設立の件を公布し該會社をして滿洲に於ける鐵道運輸業其他の事業を經營せしむる事となつた。會社設立に關しては明治三十九年七月三十日兒玉參謀總長設立委員長となり、委員三十名を任命し同年八月一日外務、大藏、逓信の三大臣より會社設立事務の管

理に關する命令書を交附し、設立委員は勅令及命令書に遵據して事務を處理し、同年十一月一日逓信大臣より會社設立の認可を得、同月二十六日創立總會を開き翌二十七日東京に本社が設置され設立委員長より一切の事務及財産目録の引繼あり、かくて十二月七日には設立登記を完了して愈々該會社の創立を見るに至り、

爾來開業の準備に従ふること四箇月、明治四十年四月一日野戰鐵道提理部其他の引繼を受け大連に本社事務所を移轉し、東京に支社を置いて業務を開始した。いま創立當初より今日に至るまでの歴代主腦者を擧ぐれば左の如りである。

|    |              |   |       |    |    |          |              |
|----|--------------|---|-------|----|----|----------|--------------|
| 總裁 | 自明治三十九年一月一三日 | 男 | 後藤 新平 | 同  | 自同 | 一一年一月二四日 | 川村 竹治        |
| 同  | 自同           | 同 | 中村 是公 | 同  | 自同 | 一三年六月二二日 | 安廣伴 一郎       |
| 同  | 自同           | 同 | 野村龍太郎 | 總裁 | 自同 | 二年七月二〇日  | 山本条太郎        |
| 同  | 自同           | 同 | 中村雄次郎 | 同  | 自同 | 二年七月二九日  | 仙石 貢         |
| 同  | 自同           | 同 | 國澤新兵衛 | 同  | 自同 | 四年八月一四日  | 工學博士 伯 內田 康哉 |
| 同  | 自同           | 同 | 野村龍太郎 | 同  | 自同 | 四年八月一三日  | 伯 林 博太郎      |
| 同  | 自同           | 同 | 野村龍太郎 | 同  | 自同 | 六年六月一三日  | 伯 林 博太郎      |
| 同  | 自同           | 同 | 野村龍太郎 | 同  | 自同 | 六年七月二五日  | 伯 林 博太郎      |
| 同  | 自同           | 同 | 野村龍太郎 | 同  | 自同 | 七年七月二六日  | 伯 林 博太郎      |
| 同  | 自同           | 同 | 野村龍太郎 | 同  | 自同 | 七年七月二六日  | 伯 林 博太郎      |

### 三、資本及株式

資本の一半は政府の投資とし、既成の鐵道其他一切の財産を財物投資としたも

のである。資本金はもと二億圓で、内政府所有株式は一億圓(全額財産投資)、一般民間からの募集株式一億圓であつたが、大正九年四月十六日臨時株式總會の決議を以て二億四千萬圓の増額をなし、合計金四億四千萬圓の老大本となつて現在に至り來れるところ、滿洲國創建以來の事業費

張及び新規對策に備ふる爲め更に増額して八億圓となす事が政府と會社主腦者の間に協議確定された。

### 四、利益配當

一般株主に對する配當に對しては當初設立の際、營業年度に於ける利益配當が株主の拂込に對して年六分の割合に達せぬ時は、六分に達する迄設立登記の日より向ふ十五年間政府より補給金を受ける外、別に中間配當の制を認められて居る。政府に對する配當は、利益金が一般株主に對し年六分の配當をなし、且つ社債利子を支拂つて尙殘餘ある時は該殘額は總株式の各拂込高に對し配當割合均一至る迄これを政府持株に配當するの定めであるが、特例を以て政府持株に對する利益配當が年四分三厘の割合に達したる時は一般株主の拂込金に對し年四分の割合を超えぬ範圍内に於て第二配當を爲すこととなつて居たが、更に政府持株に對する利益配當が年四分三厘の割合を超ゆるに至つた時は其超ゆる割合を限度とし

株主の拂込金に對し年二分の割合を超えぬ範圍内に於て第二配當を増加し得る事に昭和四年三月追加公布を見た。

### 五、會社の事業

明治三十九年八月會社設立事務に關して政府より與へられた命令書には鐵道運輸業を爲すべき事を命ぜられ、且鐵道の便益の爲附帶事業として鑛業、水運業、電氣業、倉庫業、及土地家屋の經營其他政府の許可を受けたる營業を成すを得べく此の外政府の認可を受けた鐵道及附帶事業の用地内に於ける土木、教育、衛生等に關する必要な施設を爲すべきことを命ぜられたる處に基づき、會社は明治四十年政府より財産の引繼ぎを受くるや、先づ鐵道及び炭礦の二營業を開始し、次いで海運、港灣、製鐵、電氣、瓦斯、窯業、旅館及び地方經營等諸般の業務を行ふこととなつた。

現在の事業を要約すれば、工場、船舶、港灣、鑛山、製鐵、製油、倉庫、旅館、鐵道、地方經營等である。

### 六、職制

昭和七年十二月一日に發された改正職制によれば、本社に總務、計畫部、經理部、鐵道部、地方部、商事部の六部を置く事となり従つて此の内分課の變更を見たものは下の如くである。

總務部—庶務課、文書課、人事課、資料課、監理課、審査役、監査役、祕書役。計畫部—業務課、審査役、中央試驗所、地質調査所、滿洲資源館。鐵道部—庶務經理、營業、輸送、工作、工務、港灣、電氣、各鐵道事務所、埠頭、旅館、鐵道工場、臨時川崎工事事務所。總裁直屬箇所—東京支社、ハルビン事務所、上海事務所。撫順炭礦、鞍山製鐵所、經濟調査會、吉林事務所、鄭家屯事務所、チチハル事務所、北平事務所、紐育事務所。地方部—商事部、經理部、撫順炭礦、鞍山製鐵所は従前のまゝ、但し奉天地方事務所は地方部に販賣事務所は商事部に分屬する事となつた。



七、事業概況

鐵道事業 滿洲は東支、北寧の兩鐵道によつて始めて鐵道の洗禮を受けたのであるが當時の東支鐵道の幹線敷設はロシアの滿蒙侵略政策に基いたものであつただから其目的は全然軍事的であつて、民衆交通機關として開設されたものとは云へないのであつた。然し日露戦役の後彼我の媾和成立し、東支鐵道の長春以南の鐵道の權利が日本に移つてから、日本政府は之を株式會社南滿洲鐵道の事業に移したのであるが、全然營利機關でなく、日本の對滿政策の別動機能として鐵道以外の諸種の仕事に當らしめたのである。然し鐵道は依然として其中樞根幹の事業とするには變りがなかつたのである。即全投資額約七億半中の三六%餘が鐵道事業に注下され、其の一部の地方施設を除いて他事業に注下した投資額に對比すれば何れも倍額以上に及んでゐるのである。然し乍ら滿鐵の鐵道事業は、常に列強看視の只中にある一方、年を逐ふて熾烈

を加へた排日政策、殊に最近東三省政權の南方に合流して以來の、露骨なる排日政策に災されて、あらゆる苦心と、あらゆる努力とを拂はれて今日に到達してゐるのであつて、既往に於ける滿蒙五鐵道の實現化を筆頭として、何れもその營養線網の布設には企及し得ざる努力が拂はれてをうたつたのである。然し、そうした中にあつて滿鐵の運轉成績を見れば、明治四十年引續當時に比し絶大なる進境を示し、其年の輸送貨物數量一三〇萬噸であつたものが十年後には(大正六年)約五倍の六五〇萬噸を算し、更に十年の後(昭和元年)には十二倍の一六五〇萬噸を、昭和四年には十六倍の二、〇四〇萬噸を超えるに至つたのであつて他に比する事の出來ない進境を示したのである。

南滿洲鐵道は其の營業料約一、一二五斤にして大連を起點とし新京に至る本線約七〇四斤及之より分岐する旅順、柳樹屯、甘井子、營口、煙臺及撫順の七支線一六六斤並に安奉線二六〇斤を有し實に滿洲の動脈を成す。

昭和六年度現在に於ける滿鐵鐵道の主要設備を擧ぐれば

|                         |                            |
|-------------------------|----------------------------|
| 營業哩數                    | 一、二五九                      |
| 幹線                      |                            |
| 滿洲本線                    | 大連埠頭新京間 一、四三三              |
| 安奉線                     | 安東蘇家屯間 二、六〇二               |
| 支線                      |                            |
| 旅順線                     | 周水子旅順間 五、〇八                |
| 營口線                     | 大石橋營口間 三、三四                |
| 煙臺炭礦線                   | 煙臺煙臺炭礦間 一、五、六              |
| 撫順線                     | 蘇家屯撫順間及飄兒屯千金寨間 五、三九        |
| 吾妻線                     | 埠頭吾妻線間 二、二九                |
| 甘井子線                    | 南關嶺甘井子間 二、一九               |
| 渾榆線                     | 渾河榆樹嶺間 四、一                 |
| 柳樹屯線(未開業)               | 大房身柳樹屯間 五、八                |
| 停車場                     | 二三驛 簡易驛 三                  |
| 機關車庫及客車庫、機關車庫五箇所、客車庫三箇所 |                            |
| 倉庫                      | 大連埠頭外三箇所に設備一七棟             |
| 車輛                      | 機關車四九、自動車三輛、客車類五三、貨車數八、七六輛 |

營業成績 昭和六年度に於ける乗車人

自は六、三三一、七六〇(收入九、一三五、六六三、一九四)之を前年度に比すれば乗車人員一、七八四、〇四八(收入一、三二五、五二二)圓の減少を來したが、世界的不況の影響もさることながら主として銀貨暴落の影響を受け旅費の負擔額一時に比し倍額に近き現象を呈したる爲の手控へより旅客減を來し、一方その大宗とする出稼華工移民來住が同様の運賃高にて阻止を受けたる上、後半期に入つて日支事變より悉く其乗客を失ひ茲に近年になき不成績を示したのである。

次に昭和六年度に於ける貨物運送の成績は取扱噸數一五、四五四、二一三收入七〇、八九七、七五六圓にして之を前年度と比較すると取扱噸數に於て二六〇、八四一噸を増したが、收入金に於ては七、〇三八、九三二圓を減少してゐる。此の現象は銀安に災されて、支那鐵道との貨物爭奪熾烈となり、運賃の割引乃至は別に特別の料金を定めて對抗策を講じたので、輸送噸數は増加したが、收入に於て大なる打撃を蒙つた結果となつたのであ

開業以來異數の増率を示して進展しつゝあつた貨物の輸送量が、近年に至り支那側に於て競争線を布設し、別に吞吐港を設置する等極力排撃策を講じ來つた結果、昭和五年度より、さしもの増加率に一大暗影を投ずるに至つたのである。然し七年度は舊東北政權の惡政全く跡を絶ちて新滿洲國の王道政治これに代り我が皇軍の健闘努力によつて兵匪の掃蕩大に抄り各地の治安着々と、のふに至るや、謂はゆる滿洲景氣の活況を呈し、其好影響を受けて前年不況を啣つた營業收入は客貨車を通じ一躍増進をするに至つた。

倉庫事業 滿鐵の倉庫營業は鐵道附帶事業の一で明治四十一年十月大連港埠頭に於て埠頭保管なる名目の下に小規模の倉庫營業を開始し主として船舶及鐵道に依り埠頭に輸送せられたる貨物の保管をなし之に對し倉庫證券を發行せしに始まる。穀物に對しては大正元年國積保管の制



昭和六年度著埠船舶數及積卸噸數

| 地方別 | 汽船   | 噸數    | 積卸噸數 |
|-----|------|-------|------|
| 大連  | 四、七三 | 二、八六  | 四、八二 |
| 旅順  | 九    | 三〇    | 一    |
| 營口  | 六三   | 一、四二〇 | 五、〇五 |
| 安東  | 一    | 一、四〇  | 一、四六 |
| 地方別 | 輸入   | 輸出    | 計    |
| 大連  | 八、七  | 六、八〇  | 七、三五 |
| 旅順  | 三    | 三六    | 三九   |
| 營口  | 七    | 一、五三  | 一、六〇 |
| 安東  | 一    | 三     | 三    |

外に甘井子埠頭  
防波堤延長 九〇米  
繫船岸延長 六〇米  
高架棧橋延長 三、五米  
構内鐵道線路延長 四、二米  
貯炭場面積 一四萬平方米  
同上貯炭能力 三〇萬噸  
カーダンパー 能力二時間一、八〇噸 一基  
石炭積込機 能力一基時間六〇噸 四基  
軌道 衡 秤量荷重五噸 二基  
棧橋專用運炭車 積載量五噸 六輛  
ブリツチトランスポーター 能力二時間三〇噸 二基  
電氣機關車 牽引車數四輛 四輛  
大連埠頭能力 大凡五千噸級二隻二九萬噸  
昭和六年度一日平均在埠頭汽船隻數 一七隻五六千噸  
貨物收容力(倉庫及上屋) 約五萬噸  
外に甘井子埠頭 昭和六年度一日平均在埠頭汽船隻數二隻六千噸  
礦業 撫順煙臺の炭礦採掘を主要事業

とし其他附帶事業として電氣工場、硫酸工場、石炭乾留工場等の諸工業及水道、電氣鐵道、電燈電話等をも經營して居る  
埋藏炭量 千噸  
撫順(搭連及南昌出炭を含まず) 九、五、六、三  
埋藏炭總量 七〇  
會社經營前採炭推算 八六、一、九  
會社經營後昭和六年度迄 八五、八、〇  
差引昭和六年度末埋藏量 約一、八、二、〇千坪  
煙臺 埋藏炭總量 一、〇、〇〇  
會社經營前採炭推算 一〇  
會社經營後昭和六年度迄 二、二、四  
差引昭和九年度末埋藏量 一七、六、五  
鑛區面積 約二、三、〇千坪  
出炭高(平均作業日數三〇日南昌炭を除) 約二、三、〇千坪  
地方別 總噸數 一日平均  
撫順 千噸 五、八、三 一九、四、〇  
煙臺 一七〇 五、六、三

應にして露天掘採炭に伴ひ糾纏すべきもの三億二千萬噸ある其の上層は良質にして下層即ち石炭に近き部分は之に反する而して全層中上部三分の二は工業原料として用ふるに足り其平均收油率は約六%である。爾來之が利用法に就て研究調査せる結果工業的價值あるを認められ大正十四年内熱式乾燥法に依るのを最適當なりとし十萬噸一基を築造して試験を行ひ所謂撫順式乾留法の完成を見た。大正十五年五十噸能力の實大爐一基及附屬裝置を建設し試験を施行せるに其成績良好なるを以て昭和三年四月工場建設に着手し翌年十一月を以て竣工した其の内容の大略は次の如くである。

- 乾留工場 一晝夜乾留頁岩五〇頁 應能力の乾留爐八十基
- 粗油蒸留工場 連續蒸留罐七基、單獨蒸留罐二八基
- 粗蠟工場 而して生産品は年額一三八萬噸の油母頁岩を乾留して一箇年原油六八、〇〇〇噸、硫酸アムモニア一八、〇〇〇噸を

採取し更に右の原油を蒸留して重油四八、〇〇〇噸、粗蠟一五、〇〇〇噸、コックス四、八〇〇噸を得。上記粗蠟は徳山の精蠟工場に送つて精蠟七、〇〇〇噸、重油六、〇〇〇噸を採取する豫定である。  
生産高(昭和六年度) 四〇、一、六噸

| 種別 | 噸數    | 販賣金額   |
|----|-------|--------|
| 重油 | 四〇、一四 | 一、二、八七 |
| 粗蠟 | 一三、六〇 | 一、二、六九 |
| 骸炭 | 二、六三  | 三      |
| 硫安 | 二、七三  | 七、四    |

販賣高(昭和六年度) 販賣金額 千圓

立し六年三月採掘の許可を得た。大正六年五月建設工事に著手し、八年四月煉燐爐二基中の一臺に火入を行ひ、五月一日、始めて出鉄を見、現在に及んでゐる。  
用地面積 工場用地 約八、三五千平方米(計約九、二、四市街用地 約一〇、八九十平方米) 千平方米  
工場設備 骸炭製造設備 洗炭工場 一日 一、二、〇噸洗炭 骸炭爐コックパー蓄熱式二一〇基及深方式五基を以て一日コックス一、〇〇〇噸製造其他副産物工場として硫安工場、タール蒸留工場、ベンゾール工場、ナフタリン工場、硫酸工場及耐火煉瓦工場等がある。  
鉄鐵製造設備 銻鐵爐三基、一日出鉄三〇〇噸爐二基及五〇〇噸爐一基、熱風爐一二基 動力設備 發電所(發電機容量二六、〇〇〇KW) 汽罐室二 選礦設備



還元焙燒爐一〇基(鞍山式)一箇年處理  
鑛量九六萬噸

選鑛場、燒結場、廢鑛處理場等がある  
水道設備

首山水源地、千山川水源地、孟家溝配  
水池、還水装置一式

構内運搬設備

車輛數  
蒸氣機車 一一  
電氣機車 一四  
鐵石機車 一六  
其他車輛 二九

線路延長

四六九

鑛石 鑛石採掘は舊中日合辦振興無限  
公司の經營に係り鞍山附近櫻桃園、王家  
堡子、關門山、大孤山、西鞍山、東鞍山  
小嶺子、鐵石山白家堡子、嘔吧山の一〇  
鑛區より採掘する鑛石を以て之に充つ而  
して現在採鑛するものは主として大孤山  
にして一日の採鑛能力二、五〇〇噸であ  
る。鑛質は大孤山及王家堡子に在りては  
磁鐵鑛、其他に在りては赤鐵鑛にして原  
鑛の含鑛量は三五%乃至六〇%である。  
埋藏量大約三億噸。  
鉄鑛の規格(平均單位)

### 北滿(東支)鐵道問題

#### 一、はしがき

帝制ロシア一流の武斷外交による東方  
經略の足溜りとしてロシア帝國主義が外  
國人たる幾千人の支那勞働者を驅使し、  
其の血と肉との搾取によつて建設した胡  
沙吹く北滿の西は露支國境の滿洲里より  
東はボグラニチナヤ(綏芬河)に、南は  
哈爾濱より新京(長春)に至る蜿蜒一千  
七百餘軒の東支鐵道(支那語では中東鐵  
路、昭和八年六月一日より北滿鐵路と改  
稱)は六月二十六日より東京に於て開催  
せられたる同鐵道ソヴェート側權益の滿  
洲國による買收商議に於て如何に運命づ  
けられるであらうか、右買收會商は政治  
的に成立を見るものとしても、長期間に  
亘り北滿における最大の利權として荒し  
盡された舊東北政權時代の食ひ物であり  
ソ聯側長年の獨斷專行は一種の習慣的形

日・滿・露關係

炭素 三、六  
硅素 二、三  
滿俺 〇、四  
燐 〇、三  
硫黃 〇、五

地方經營 鐵道附屬地内に於ける土木  
教育、衛生等に關し必要なる施設を爲す  
ことの命令を受けてゐる爲めに、認可を  
得て附屬地内居住者より手数料公費を徴  
して専ら地方經營に當つてゐる。

#### 八、其他の事業

電氣 當初、大連、鞍山、奉天、撫順  
新京及安東に於て電氣事業を經營したが  
大正十五年五月二十日、鞍山、撫順を除  
き爾餘の電氣事業を分離獨立企業に變更  
し、南滿洲電氣株式會社を起し六月一日  
認可を得た。撫順、鞍山に於けるものは  
製鐵所及炭坑の經營である。尙滿鐵は以  
上の外日支合辦の下に撫順奉天間、奉天  
遼陽間に送電線及び金洲送電線を有し電  
力を供給して居る。

瓦斯 滿鐵は既往に於て電氣の外に大  
連、鞍山、奉天及安東に於て瓦斯事業を  
經營して居つたが之も亦大正十四年四月  
一日より獨立企業に移した。  
旅館 政府よりの設立當初の指令によ

り主要地に於ける旅館施設を要求されて  
居つた。現在大連、旅順、奉天、星ヶ浦  
新京に直營ヤマトホテルを有し、北京、  
新京に和式旅館を經營してゐたが、一度  
昭和三年三月一日之れを獨立事業に移し  
た。其後更に昭和六年四月一日再度同社  
で直營され併合されて現在に及ぶ。

傍系會社 滿鐵にて株金全額又は其大  
半を有する所謂其傍系會社は下の如し。

イ南滿洲瓦斯株式會社 大正十四年七月  
十八日設立資本金一、〇〇〇萬圓

ロ南滿洲電氣株式會社 大正十五年六月  
一日設立資本金二、五〇〇萬圓

ハ大連鑛業株式會社 大正十四年七月十  
五日設立資本金一、二〇〇萬圓

ニ撫順炭販賣株式會社 大正十二年四月  
一日設立資本金三〇〇萬圓

ホ大連汽船株式會社 大正四年一月八日  
創立資本金三、〇〇〇萬圓

ヘ福昌華工株式會社 大正十五年十月十  
五日設立大連及營口埠頭の鐵道船舶及  
倉庫貨物の荷役並に華工供給請負等を  
以て營業とする資本金一八〇萬圓。

して戦後失脚してゐる親露派の李鴻章を  
起用し三國干涉の恩恵を説いて遂に同年  
五月二十二日モスコイで對日露支同盟の  
密約(李鴻章、ロバノフ條約)に調印さ  
せたのである。そして此の密約こそ露國  
に東支線敷設權を許容したのであつて、  
同條約第四條(全文後掲参照)には次の如  
く書かれてゐる。

「支那國政府は露國陸軍が侵略せられる  
の怖ある地點に接することゝを容易な  
らしめ且其の抵抗手段を確保するため  
支那國黑龍江省及び吉林省を横斷して  
浦潮斯德の方向に一條の鐵道を建設す  
ることに同意す(中略)該鐵道の敷設及  
び經營は露支銀行に是を許與し、且之  
がため締結せらるゝ契約の條款は露西  
亞國駐劄支那國公使及び露支銀行間に  
於て正式に商議せらるべし」

此の密約の締結によつて露國はシベリ  
ヤ鐵道を黒龍江、吉林兩省を通過して浦  
鹽まで達せしめ得たわけであるが、此の  
密約は一九〇五年八月ポーツマス媾和會  
議に於て我が小村全權より手厳しく突込

#### 二、東支鐵道建設の経緯

東支鐵道の建設こそは實に我國民が悲  
憤の血涙を絞つた日清戦役後の彼の三國  
干涉の副産物であることを、先づ我々は  
銘記しなければならぬ。日清戦役後の媾  
和談判の進行中、即ち一八九六年(明治  
二十九年)露帝ニコライ二世の戴冠式を  
機会に駐支公使カシニ一伯は清帝を強要



まれ、ウキツテ全權は之に對し極力東支鐵道建設の目的は侵略的性質を有つて、なく、全く經濟的、商業的意圖に出たものであることを陳辯してゐる。併し同密約は當時我國民には一般に知れ渡つてゐなかつたため國論を沸騰せしめるに至らなかつたが誠に遺憾なことであつた、従つて小村全權の抗議も要するに後の祭りであつたのである。

### 三、東支鐵道會社創立

露國が右の露支同盟密約によつて東支鐵道敷設權を得たことは前述の通りであるが、表面は同鐵道の建設及び經營に關する一切の事務は露清銀行（後露亞銀行改稱）に委任され、露清銀行は此の目的の爲めに別に東支鐵道會社を組織することになつたが、併し鐵道一切の實權は露國側に在り、鐵道理事會に於ける幹部は全部露國人に於て其の衝に當つたのみならず、東支鐵道會社條例なるものは全然露國政府單獨の命令に依つて發布せられたのである。尤もこれは當然さうあるべ

きであつた。何となれば一八九六年（明治二十九年）八月露支兩國間に改めて調印せられた露清銀行組合に關する協定によると支那側から五百萬兩を支出し、合辦組織になつてゐるが、此の銀行と清國政府との間に成立した「東支鐵道建設及び經營に關する契約」は單なる一銀行との契約でなく、實に露清兩國の皇帝が裁可し、同會社の發行せる債券は露國政府が元利拂を保證し、會社の缺損は露國政府が豫算に計上してゐることによつても知られるからである。

扱て露清銀行は右の契約に基いて一八九七年三月一日東支鐵道會社を創立、駐露清國公使許景澄を總裁に、露國參議員ケルボースを副總裁にそれ／＼任命し、本社をペテルブルグ（現レニングラード）に、支社を北京に、鐵道廳を哈爾濱に設置し、是を露國大藏大臣に直屬せしめた。

### 四、日露戰爭と南滿支線割讓

斯くして一切の諸立が出来上ると共に

〇九年十一月國務卿ノックスは滿洲鐵道中立まで提議するに至り、各國共に利權漁りに熱狂し、相牽制し合ふ空氣の中に東支鐵道は順調な營業を繼續した。

### 六、露國の革命勃發と東支鐵

然るに一九一七年（大正六年）ロシア革命勃發するや、東鐵附屬地は赤白兩系鬭争の舞臺と化し去つたので、翌一八年四月露清銀行幹部は北京に東支鐵道株主總會を招集し、東支鐵の所有權は銀行に屬する旨を宣言し、同總會選出の新幹部を以つて鐵道經營に當らしめたが、此の新幹部等は廳で聯合國のシベリヤ出兵によつて組織された國際監督委員會の干渉を受けることになつた。それは同鐵道の狀態が革命前に比し著しく紊亂を極めたので東支、ウスライ、シベリヤ三線の管理案が列國に提議されたが、右提議は日本

の反對に會つて管理主義は監督主義に變更されることになり、一九一九年（大正八年）三月五日に聯合國特別委員會が

成立し、此の委員會は技術部、軍事部、米人部長が右委員會の行動に獨裁的權限を掌握したのである。

### 七、奉直戰後の情勢

露國革命の混亂に乗じて、支那側は同鐵道附屬地に出兵して所謂過激派を掃蕩し、東支鐵督辦に吉林省長郭宗熙を任命したのを手始めに、次第に沿線守備の實權を握り、列國の監督下にありながら事實上の守備及び警察權を掌握する事となつた、併し一九二〇年三月カラハンは支那を利用して東支沿線の白系露人の掃蕩に著目し、先づ支那の歡心を買ふために東支鐵道に關する既得權の原則的放棄を聲明した。斯くて支那は兎も角一時的乍ら東支鐵最高管理權の執行を認められたのである。然るに一九二四年（大正十三年）の第二奉直戰開始と共にソ聯邦は此支那兩軍閥の争ひを好機とし、張作霖のソ聯邦に對する不安に乗じて、同年九月二十二日彼の有名なソ奉協定（後掲参照）

三、通信權 四、司法權 五、鐵道附屬地の行政、警察、教育、課稅權等の利權も獲得したのである。斯くて露國の東方經濟策は東支鐵道を動脈として着々成功し、滿洲は完全に露國の勢力化した然るに露國の野望は延びて滿韓の併呑にまで及ばんとして日露戰役は勃發し、一九〇五年日露講和條約締結によつて長春以南の南滿支線を日本に割讓して雄圖空しく東支鐵道分解作用の第一期を描くに至つた。

### 五、米國の滿鐵買收計畫と米國の鐵道中立提案

日露戰役後滿洲に於ける露國の壓倒的勢力が覆滅せられるや、列國は是を新らしい利權獲得の競争場と化せしめ、特に米國資本家の暗躍狂奔甚だしく一九〇五年ポーツマスに於て講和談判進行中米國の鐵道王ハリマンが滿鐵買收を企て、事成らんとして小村全權の活躍により失敗したのも此時である。以來英、米、佛、獨、殊に米國は滿蒙進出を企圖し、一九



を締結するに成功した。即ちソ奉協定中に東支鐵道問題解決に關し、左の項目が掲げられてゐる。

- 一、鐵道が純然たる商業機關たること、並びに鐵道が直轄する司法、民政、軍務、警察、市政、稅務、土木等は總て支那側に於て管掌すること。
- 二、鐵道の無償回收期限を八十年より六十年に短縮すること、支那側は何時にても鐵道買收の權利を有するも、支那の資本に依り、公平なる價格を以て買收する。
- 三、將來東支鐵道問題に關しては唯だ、ソ支兩國に於てのみ解決し、第三國の干渉を許さず。

猶ほ此のソ奉協定に先立つて、即ち同年の五月三十一日ソ支協定(後掲参照)の成立を見てゐるが、之もソ聯邦が支那の内亂に乗じ、カラハンが東北の王者張作霖と河南地方に蟠居せる吳佩孚とを繰つて成立せしめたもので主眼とする内容は大幅ソ奉協定と同様である。

### 八、支那側の回收運動

併しソ奉協定はソ支協定と同様其の細目の確定を後日に譲り、單に根本の原則を規定したに止まつてゐるが、ソ聯邦は其間鐵道經營權の一半留保を堅く主張し且つ隨處に東支鐵道商業部なるものを創設して着々羽翼を張り、以て各方面より其の遠大なる目的を達するに努力した、加之、これを一面から考ふればソ支協定の成立はソ聯邦が出来得る限り速に東支鐵道の實權を把握せんが爲の術策の現はれであり、革命の爲に喪失せる自國の勢力を挽回し、極東進出の手段を確保せんが爲めであつた。

ソ奉協定成立後に於ける張作霖の威武は北支を席捲し、中央政府も殆んど彼の爲す處に放任し、唯我獨尊向ふ處敵なきの勢を得るに及び、漸くソ奉協定に嫌厭たるものがあつた、殊にソ聯邦が東支鐵道を赤化し、更に滿蒙各地の赤化運動に着手しつゝある實情を知るに及んで、悔恨と憤懣禁ぜざるものがあつた、そこで

彼は國民政府と妥協して、斷乎赤化防止を標榜して往年のソ奉協定の破棄を宣言し、東支鐵道の回收斷行の歩を進めた。

此間支那側の東支鐵道管理局長イワノフの逮捕事件、哈爾濱ソ聯邦領事館、北京ソ聯大使館の手入れ、北京駐在副領事の檢擧、國民政府の對ソ聯邦國交斷絶等があつた。茲に於て隱忍自重してゐたソ側も遂に肝忍袋の緒を切つて對支最後通牒となり、國交斷絶の宣言を發すると共に、漸次態度強硬を加へ、一面ソ支國境のマツエフスカヤ、グロデコウ、ブラゴウエシチュンスクに軍隊を動かし、遂に一九二九年十一月には滿洲里及び海拉爾に兵を進め是を占領した。當時支那側はソ國の最新精銳の飛行機、戰車の威力に極度の恐怖を感じ、最初の強硬態度にも似ず平和的手段による解決を希望し、一九二九年十二月三日にはハバロフスク議定書十ヶ條が支那側代表蔡運升とソ側代表シマノフスキイとの間に調印を見るに至つた。斯くてソ軍は十二月二十五日の海拉爾、滿洲里引揚を最後に全部撤退を了り

鐵道十一月十一日東支鐵道東部線の開通となり、茲に全く平時の状態に復歸することになり、過去七ヶ月に涉つてのソ支紛争は兎に角幕を閉じた、尙ほソ支紛争の幕切れに迫つて豫て東支鐵道に無關心なる能はぬ米國は革佛を語つて不戰條約を楯に對支ソ勸告(事實は對ソ干渉)を行つた、是に對しソ側は「不戰條約を楯に不當なる壓迫なり」と拒絶したが、それにも拘らずソ側が兵を逸早く引揚げたのは此の米國の勸告干渉によるところ多かつたのは否めない事實である。此間にあつて日本側が終始公正不偏な局外中立の態度をとつて右の共同抗議に参加しなかつたことは特記に値ひする。

### 九、ハバロフスク協定

右ハバロフスク協定なるものは主としてソ支關係を衝突以前の狀態に復歸し一切の懸案は之を一九三〇年一月下旬モスクワに行はるべきソ支細目協定會議に譲ることとし、差當り東支鐵道に於ける罷免役員、勞働者の復職、滿洲に於けるソ

聯邦領事館及びソ領アジャに於ける支那領事館の復活、滿洲に於ける勞農側通商機關の活動回復、支那側の白露人武裝解除並に追放の誓約等に關する協定も協議せられたが、面倒な諸問題は總てモスクワ會議に留保せられた。今、ハバロフスク協定書中、東支鐵道に關する部分を摘記すれば左の通りである。(全文後掲参照)

- 第一項 勞農聯邦政府は露支兩國が奉天及北京兩協定に基き、且つ紛争前の原狀回復に關する十一月二十七日付勞農代理外務人民委員長リトウイノフ氏の電報及十二月三日調印のニコリスク・ウスリスク議定書に全然異議なきものと諄解す。
- 東支鐵道の露支共同經營中に起れる凡ての未決問題は來るべき露支會議に於て解決すべきものとす、依つて左記各項を直に實行すべし。
- (イ) 兩協定に基き東支鐵道の理事會の活動を回復し、その勞農理事を復任せしむ、今後は理事會支那人理事長及勞農副理事長は露奉協定第一條第六項に

基き共同に依つてのみ行動し得べきものとす。

- (ロ) 勞農人及支那人によつて以前保有せられたる各課職員の割當を回復し勞農人各課長並に副課長を復職(又は勞農側より新にその地位につくべき者を推薦する場合はその候補者を直に任命)すること。
- (ハ) 一九二九年七月十日以後東支鐵道理事會及管理局の名に於て發せられたる總ての命令指令は、合法的なる東鐵理事會及管理局に依つて正當に確認せられざる限り無効と認む。

### 一〇、ソ支交渉の停頓と滿洲國出現

併し此のハ府協定はソ聯邦の滿蒙に於ける既存權益に關する在來の主張は之を根本より抛つてゐないので、果然ハ府協定は中央國民政府の承認するところとならず、爲に奉天側はハ府協定の全般的承認を躊躇した結果、殆んどデッドロックに瀕したが、ソ側の強硬なる態度により



支那側も若干讓歩的態度を示し、ハ府協定の有效無効論は姑く之を別問題として北滿に於けるソ支の實在關係に照し、支那側に於てハ府協定を精神的に承認せるものとして局面の轉換を計ることとなつた。併し乍らソ支兩國の根本的標的は到底一致すべくもなく全權莫德惠はモスクワ、南京に往復を重ね、一九三〇年四月入露に際し、その側近の者に語つたところによれば、ソ支交渉の眼目は東支鐵道國交恢復通商の三項であるが、特に東支鐵道問題に關しては飽くまでも買収主義を以て敢行すべく、且つ其方法に就ては

- 一、既存協定期限満了の際、同鐵道及一切の附屬財産を買収する。
- 二、主權を前提として支那に於て即時買収する。

の二途であるが、支那側に於ては東支鐵道理事會の評價額四億七千萬元の半額を以て妥當とし、國交回復及び通商問題は猶ほ慎重なる考慮を要するとして、鐵道回收に關する支那側の最後案として六

ヶ條より成る協定草案を齎したが、之に對しソ聯邦の應酬するところは東支鐵道の賣價を十八億金留とし  
イ、鐵道買収の爲め外國より借款するを得ざること。  
ロ、鐵道買収金全部を償却する迄、ソ側職員を受任せしむ。

ハ、白系露人を鐵道に使用せざること。等の外に買収金の支拂方法の細目協定、通商條約締結に關する聲明を要望し、茲に双方の主張は對立し、交渉は遂に停頓狀態に陥つて、斯くする中一九三二年三月一日滿蒙三千萬民衆は「萬惡なる政治國家の範圍外に振拔して自ら脱すること」を求め、「三千萬民衆の意向を以て即日中華民國と關係を離脱し滿洲國を創立することを宣告し」茲に滿蒙の天地は全く一變すると共に、東支鐵道も亦、別の方向を辿らねばならぬ運命に遭逢したのである。

一、ソ側の車輛  
ソ領引込

一昨年九月滿洲事變勃發するや、我國は滿洲兵匪討伐のために東支沿線に出兵を餘儀なくされることとなつたので、屢々ソ聯側と交渉し、日本には東支鐵道に關するソ側の權益を侵害する意志なき旨を表明し、又ソ側も滿洲事變に對しては「嚴重なる不干渉政策」又は「嚴正中立」の態度を採ることとなつた、併し其後のソ側の遣り方は言行一致とは言へない、皇軍の哈爾濱進出、馬占山討伐の際も屢々ソ聯邦は我軍の正當なる行動を故意に阻止せんとし在留邦人の生命財産を脅威する反吉林軍其他の兵匪を關接に保護する結果となつた事は明白である。その代表的なものが所謂車輛引込事件であつて昨年二月初め、即ち我軍の哈爾濱出動當時から東支鐵道使用最優秀デカボート型機關車を密かに自國領に引入れて了つたとして本年三月迄に國境外に持出した車輛數は實に五千五百五輛の多きに達した其内譯を記せば左の通りである。

|     |     |
|-----|-----|
| 機關車 | 八四臺 |
| 客車  | 九三輛 |

貨車  
註一五月三十一日現在ですらソ領に在るもの機關車八〇臺、客車一六〇輛、貨車三一〇〇輛。

是に對し滿洲國側は再三抗議を申込んだがソ側は言を左右に托して返還を肯んじないのみならず、元來東支鐵道使用の機關車中百二十四輛のデカボート型は嘗て舊露國交通省が東鐵管轄廳たる露國大藏省と協議の結果、米國から購入し、東支鐵道に依頼して一九一八・二〇年の間に哈爾濱東鐵中央組立工場で組立てたものであつて、當時の東鐵管理局長が國際會議に對し、其の流用方を願ひ出る一方時恰も各國のシベリヤ出兵により交通杜絶してゐたため自然東鐵に殘留したものであると主張するに至つたのである。そして其後も車輛の盜引を中止しないので滿洲國側は遂に肝忍袋の緒を切つて四月十日滿洲里驛に於てザバイカル線のポイントを封鎖し、國際列車以外の貨車の直通連絡を斷ち、ソ領行貨物は積を要求することとなつた。併し滿洲國側の實力行

日・滿・露關係

使に就ては當時種々の誤傳が流布され、歐亞連絡の直通客車までも直通不能の如く傳えられたことである、そこで森交通第五(東支)課長は左の如きステートメントを發表し世間の誤解を一掃した。十日午前七時滿洲里に關係者を招集して聲明書を發表しトランジットは斷じて許さずと宣告したが、ソヴェート側は驛長機關庫及びザバイカル鐵道代表がこれを拒絶したるにより午後零時廿五分實力阻止を宣言し路警處をして國境警備隊員應援の下に東支側線路八ヶ所の封鎖を敢行した、これより先ソ聯側は封鎖の氣配を察知するや七日より八日朝にかけ六十輛を滿洲里驛のザバイカル側構内に引入れたるを以て從前のもものと併せ二百十八輛を東支側構内に引戻し後封鎖を行つた爲、八日の封鎖が十日に延引したもので、國際列車の運行には何等支障なきやう手配してある。

二、ソ側日本に  
紛争調停依頼

滿洲國の東支、ザバイカル直通ポイント實力閉鎖を斷行せるに對し、ソヴェート側は車輛不法引込みには一言も言及せず、却つて舊條約を振りかざして滿洲國のポイント閉鎖は條約違反であるとして十日滿洲國交通部に大要左の如き抗議文を提出して來たのである。それは

一、滿洲國の東支鐵道閉鎖の行爲は一八九六年の鐵道建設及び經營に關する協定第十條により「ザバイカル鐵道は東支鐵道を経由し、ウスリー鐵道に連絡し、ウスリー鐵道は東支鐵道によりザバイカル鐵道に連絡する」の條文は今日に至るも有効である、ために滿洲國の閉鎖行爲は全く條約を破棄する違反行爲である。

二、滿洲國がザバイカル驛構内の貨車を東支鐵道に引込みたるは全く不法行爲である。

と言ふのである。越えて十六日外務人民委員部次長カラハン氏は右の直通ポイント封鎖に就き駐ソ聯邦太田爲吉大使に對し、ソ聯邦政府の名を以て左の如き調



停依頼とも、抗議ともつかぬ通告文を手に交してきたが、それには問題の機關車に關する統計が添付してあつた。

一、日支紛争および日本軍の滿洲入り  
の當初から日本政府はしばしば東支鐵道はじめ露國の權益に對し何ら損害を  
かけぬことを誓約した、また事實日本  
政府は事變以來最近まで露國權益不侵  
害に對し責任を負うた。

二、(イ)最近二三ヶ月間滿洲國および  
日本顧問の行動は東支鐵道において重  
大なる事態を惹起し露國政府はたゞに  
東支のみならずこれらの行動がこれに  
よつて個々の問題にわたつて紛争を惹  
き起さうとする魂膽なりとし警鐘を鳴  
らさざるを得ないこととなつた(ハ)滿  
洲國の日系官吏の要求により警察當局  
が種々の壓迫を加へ東支の運行を妨害  
してゐること(ニ)東支東部線は匪賊の  
跳梁で全く混沌たる状態である、日本  
政府が東支に軍隊輸送を懇請したこれ  
に對し東支は同鐵道の治安回復を名と  
し應諾した、しかるに治安の混亂今日

より甚だしきはない(ホ)機關車は露國  
政府が米國から購入し一九一八年より  
同一九年におよぶ支那側の對露交渉に  
より東支に残されたものでその所有權  
の露國にあることは疑ひを容れぬとこ  
ろである(ヘ)多數の露國民は逮捕され  
かつ裁判もなくあらゆる迫害をうけて  
ゐる。

以上の事實は露國政府として日本政府  
に對し日本政府の與へた露國權益尊重  
の誓約その權益保護について有効なる  
方法をとるべきことを主張せしむるこ  
となつた。

覺書 A型機關車百廿四台は露國が會  
つて米國で購入した機關車の一部で東  
支とは何ら關係をもたぬものである、  
これらの機關車は浦鹽へ海路運ばれ同  
地からハルピンの鐵道工場で組立てら  
れたが一九一八年同一九年の支那側の  
對露干渉のため東支に取残されたので  
ある東支の書類中にも右の如き事情で  
一九一八年に卅八、一九九年に卅三、二  
十年に卅六、廿一年に十七合計百四台

右指摘せられたる事項中には事純然た  
る滿洲國政府の管轄に屬するものあり  
右は帝國政府の關知せざるところにし  
てたとひこれに日本人たる滿洲國政府  
官吏または顧問の關與したることあり  
とするも右日本人官吏または顧問は自  
己の自由意志を以て滿洲國の勤務に入  
り専ら同國政府の指揮監督の下に行動  
するものなるに付きこれ等官吏または  
顧問の行爲につき帝國政府において責  
任を負ふべき筋合のものに非ざるを以  
てこの種事項に關してはこゝに回答の  
限にあらす指摘事項中帝國政府の關係  
あるものに關しては出先官憲をして慎  
重調査せしめたる結果左の通なり、  
(イ)ハルピン埠頭問題 日本軍人のハ  
ルピン埠頭事務所占有云々の問題に付  
てはハルピンにおいては一九三二年の  
洪水以來建築物極度に不足し居るを以  
て日本軍駐泊場司令部は本年松花江開  
航期に際し第八區埠頭内の建物を滿洲  
國交通部東北江運處より臨時借入れた  
るものなるが同埠頭に付ては江運處と

取り残された證據が保存されその露國  
所有に屬することは一點の疑ひを容れ  
ぬところである。

一三、帝國政府の回答

右カラハン氏の通牒に對し日本政府は  
五月二十二日太田駐ソ聯大使に宛て訓令  
を發し、同大使は二十六日モスクワにお  
いてカラハン氏に對し帝國政府の回答を  
手交してゐる、回答の要旨は左の通りで  
ある。

ソヴェート聯邦政府は最近數ヶ月にお  
ける滿洲國官憲及同國の日本人顧問の  
行動並に直接出先日本官憲の行動が東  
支鐵道において重大なる事態を生じた  
りと爲し、同鐵道の正常なる運行が阻  
害せられたることに付てのみならずこ  
れ等行動が右鐵道に關する事態の尖鋭  
化を目的とするものについても憂慮し  
居れりとしてソヴェート聯邦の利益侵害  
なりとする若干事例を指摘して帝國政  
府に對し右利益擁護のため有効なる手  
段を採らんことを要求せり。

東支間にこれが使用問題につき交渉懸  
案中なるに鑑み日本軍の右借入につい  
ては同交渉解決の際には直に明渡すべき  
條件を付しありて右の趣は江運處より  
東支側に通告済の趣なり、事情右の如  
くなるを以て本件は東支及江運處間の  
前記交渉とは無關係にして且現に右交  
渉案件中のものを日本官憲において奪  
取したりといふが如き事實なし、なほ  
埠頭問題に關してはかつて在本邦ソヴ  
エート聯邦大使より日本側の好意的幹  
旋を得度き旨申出ありたるに對し本件  
はソ滿兩國間の問題にして帝國政府の  
關知する所にあらざる旨を明にすると  
共に好意的に出先官憲につき事情問合  
方取計ひたることあるも帝國外務省は  
未だかつてソヴェート側に本問題の急  
速解決の援助を約したることなし。

れりといふは當らず、關東軍は右交渉  
未成立にも拘らず前後五回にわたりす  
でに二百廿萬圓を前渡したり  
(ハ)東支東部線の匪賊 山間に分散遁  
入せる匪賊が今春一時出沒し時に列車  
を襲撃しまたは鐵道従業員若は付近住  
民を拉致せる事件あるも、特にソヴェ  
ート聯邦人のみを目標とせるものと認  
むる能はず、なほ右東部線は本年一月  
日本軍の兵匪掃蕩に依り開通したる以  
來今日まで運行を停止したることなし  
(ニ)滿露紛争問題 帝國官憲が東支鐵  
道に關する最近の滿露紛争に關與した  
ることなし、従つてソヴェート聯邦政  
府が右帝國官憲において問題を人為的  
に捏造しつゝありと云ふが如きは事實  
あり得べからざる所にして反つて右は  
ソヴェート聯邦側の邪推に非ざれば故  
意に事實を捏造せるものと云はざるを  
得ず、なほ車輛返還の遅延を日本軍の  
軍事行動による東支兩端の閉塞に藉口  
するは事實を誣ふるの甚だしきものな  
り



(ホ)露國人の檢舉 客年四五月の頃滿洲國側に檢舉せられたるソヴェート聯邦人相當多數に上れる處右檢舉は同年四月十二日の東支東部線成高子における日本軍隊輸送列車顛覆事件等直接間接日本軍に對する危害を目的とせる事件に關聯するものにして日本官憲も必要の程度において滿洲國官憲に助力して事件の調査に一時關與したるが右は當然のことなり、しかしてその間日本憲兵が被檢舉者を拷問したりといふが事實なし

以上述べたる所によりてソヴェート聯邦政府は帝國軍隊及官憲の行動にして憂慮するが如き事態の無之ことを充分諒解せらるべしと信ず、なほ最後にソヴェート滿洲國における平和的秩序の維持は重要な極東平和の基調たり、しかして帝國政府は日滿議定書の規定に基く責務に鑑み滿洲國の治安維持に付不斷の關心を有するが故に紛争が一日も速かに妥當なる解決に到達せむことを冀望して已まざるものなり。

一四、東支讓渡提議

是より先き、即ち五月二日に至り、ソ聯邦外交委員長リトウイノフ氏は果然太田大使を通じて東支鐵道の運命に關する重大な提議をなした、それは

一、東支鐵道紛争處理の最善且つ實際的方法は同鐵道を日本若しくは滿洲國に於て經營すること。

二、日本若しくは滿洲國が東支鐵道を合理的方法を以て取得するならば、ロシアは事實上滿洲國を承認する用意を有すること。

三、東支鐵道の補償方法に關してはロシアは能ふ限りの好意的態度を執り、原則として延拂制を採用すること。

といふ東支鐵道讓渡に關する正式提議であつた、東支鐵道買収問題は既に我が田中廣田兩前駐ソ聯邦大使時代に於てもソヴェート當局との間に懇談の際、單なる一話題として意見を交換した事實があるが今回は正式提議の形式をとつてきたので帝國政府は事の重大性に鑑み、内田外相

有田次官等の外務首脳部は俄然緊張し、至急之が對策樹立に着手することとなり軍部並びに滿洲國側と隔意なき意見を交換し、先の抗議的通牒(前掲)並に東支鐵道讓渡提議に儀禮上回答する方針を決定し、嚴密なる實地調査を進捗せしめつゝあつたが、右東支鐵道取引商議が極秘裡に行はれつゝあつた矢先リトウイノフ氏は、支那側が東支鐵道を以て依然自國の權益なりとする建前の下にソ聯邦に對し、抗議を提出するの態度に出た爲め、五月十一日に至り、再び支那に對する一大鐵槌と見られる驚くべき次の重大聲明を表明した。

「モスコウ駐劄日本大使太田爲吉氏との會見において東支鐵道讓渡提議したことは事實であり、又南京政府がこの賣却について異議を申立て、來たのも事實であるが、南京政府の反對の根據は形式的にも實際的にも何物をも持合せてをらない、支那が東支鐵道を買収し得る權利を定めた北京および奉天條約は、ソヴェートが支那以外の何人にも賣つ

一五、日本讓渡に賛意

日本政府は五月二日附リトウイノフ氏の東支鐵道讓渡提議に關し、五月二十三日の閣議に於て最後の方針を確定し、二十六日內田外相は太田駐ソ聯邦大使に訓電を發し、左の如き主旨の回答を直接モスクワ政府に提起せしめる處があつた。

一、ソヴェート・ロシア政府の提起せる東支鐵道讓渡提議に對し、帝國政府は一九二四年のソ奉協定の精神に基き滿洲國をしてこれを取得經營せしむるを至當と認むるの結論に達し、これが目的達成の爲め、帝國政府は韓旋の勞を執るべき用意を有する。

一、而して東支鐵道讓渡行爲を履行するに當り、單に賣買契約の如き商取引の様式を固執せず、ソヴェート・ロシアが同鐵道を滿洲國の爲に拋棄し、滿洲國がこれが損害補償の責に任ずるといふ政治的解決方法が採用せらるべきこと

てはならないといふ制限を意味するものではない、況んや滿洲には滿洲國政權が樹立され實際的に北京及び奉天條約の權利義務を支那に代つて履行しつゝある現在に於ておや、南京政府は既に過去十八箇月の間東支鐵道に關する限りソヴェートの相手方でなくなり北京および奉天條約の權利義務を履行する事實の權利を喪失してゐる。條約に従へば支那は東支鐵道理事會に代表者を送るべかりしに今日まで其ことは敢てしてゐない、南京政府は滿洲國政權による東支鐵道の權利違反の有無を審議し、又は東支鐵道も正常な業務を保障するの能力を全然有してゐない。斯くの如く十八ヶ月の間北京及び奉天條約によつて極められたる義務を履行しない、南京政府は當然右條約についての發言權を喪失するものである。余がジュネーヴにおいて露支國交を議した際支那側が北京奉天條約の不變更確認を求めた時、滿洲に於ける事態の變化に關連して、南京政府が條約の權利義務を履行し得る範

圍で承諾すと答へたが支那はこれに反對した事實もある、またソヴェートの東支鐵道讓渡の動機は東支鐵道他國の領土に敷かれた帝政ロシアの帝國主義の遺物であり、ソヴェート政權に取つては最早それが戰略上の意義を失つたからであるが、然しソ聯邦に居住する國民の負擔によつて建設されたものであるから、その權益擁護は義務である。ソ聯邦政府は支那に東支鐵道を賣却する用意を常に示し、既に一九三〇年に提議したが支那には買収の能力がない、ソ聯邦は東支鐵道が兎角他國との紛争の種になるのを考慮し、東支鐵道讓渡が東支鐵道の平和的解決の最善の方法の一であると考へる、之れソ聯邦政策の現はれである此の提議に反對し得るものは日ソ、ソ滿の關係の紛糾に興味を持つもの以外にはないと信ずる」

リトウイノフ氏の此の聲明により、ソ聯邦が東支鐵道拋棄の決意を爲すに至つたことが察知せられた以上、日本政府は無碍にこれを拒否すべきでないといふの



とを望ましとする。

一、右補償實行に當り、先づ東支鐵の時價を算定し、如何なる償還方法を採用すべきかの具體的條件は、すべて今後の日滿露三國交渉によつて決定すべきものとす。

一、讓渡交渉地は東京を以て好適地とすべく、在京露滿代表と日本政府との間に於て解決案を調整すること。

### 一六、讓渡交渉正式決定

一方、滿洲國政府は去る四月十二日附ソ側に對して發せる期限一ヶ月ソ領引込車輛返還要求に對し、五月十二日返還期限到來するもソ側は之を默殺し、依然としてソ領引込を繼續し其の車輛數は約五百五十輛に達したので、滿洲國交通部は遂ひに六月三十一日、即ち一方に於て東支鐵讓渡交渉に關する日ソ滿三國打合せが進行中、東部線との直通連絡を實力を以て遮断してしまつた。之に對し駐日ソ聯大使ユレーネフ氏は六月六日外務省に内田外相を訪問し、約二時間に亘り、日

本政府がソ滿兩國間に介在し、本問題を圓滿解決するよう好意的斡旋の勞を執られたき旨要請し、本件の如き問題を放置するに於ては來るべき北滿鐵道讓渡交渉の順調なる進捗は望み難い旨を提言したので、内田外相は右問題に關し、我方に抗議を提起せず、單に好意的斡旋を要請せられるに於ては日本も之を諒承するとなし、且つ大使との間に東支鐵道讓渡交渉の時期及び方法等に關し種々意見を交換した。併し同問題は滿洲國側に於てソ側が機關車、貨車返還の意志表示を爲さざる限り斷じて解除せぬと突張ねたので問題は未解決のまま取残されるに至つた

斯くする中、東支鐵賣却に關する五月二日付リトウイノフ、同月二十六日付太田大使並に三日付ソコリニコフ三氏の公文三通交換の結果、本問題に關し、兩國政府の意見が大體一致してゐることが判明したので、右賣却に關する交渉會議は六月二十五日東京に於て開催することに決定した。今、六月三日外務人民委員次長ソコリニコフ氏が駐ソ聯太田大使に手

交した去る二十六日附日本政府の買収交渉仲介應諾回答に對する回答内容を記せば左の通りである。  
ソ聯政府は五月二十九日太田公使を経てなされた日本政府が北滿鐵道賣却に關するソ滿間の交渉に當り、仲介斡旋を執ること及び滿洲國政府が直ちに交渉に着手する用意があるとの通告を受取つた。ソ聯政府は滿洲國が交渉着手の用意ありとの右日本政府の通告を諒とし、また日本政府の提議を容れ、交渉代表任命を受諾した。日本政府の提議により東京で交渉する事も異議なし、交渉開始の時期は双方で決すべきもソ聯政府としては二十五日から開始することを提議する。

### 一七、佛國の割込運動

是より先き東支鐵道讓渡問題が日ソ兩國の外交商議の議題となるや、東支鐵株五百萬留の舊債權者、露亞銀行の總資本六百萬留の八割を所有する佛國側は、五月八日並に會議第一日の六月二十六日の

兩度駐日佛國大使マルテル氏を通して我が有田外務次官に對し佛國が同鐵道の現狀變更に關し、最大の關心を有する旨を暗示した。從つて讓渡問題が具體化するにつれて佛國が割込運動を起すであらうと豫想せられるが、しかし日本若しくは滿洲國に對して抗議するのは全然筋違ひであつて、それは千九百二十四年北京において調印せられた露支協定第九條第四項によつても明らかで、それには次の如く明記されてゐるのである、即ち

「ソヴェート社會主義共和國聯邦政府は千九百十七年三月九日の革命前に生じたる東支鐵道の株主、社債權者及び債權者の請求權の全部に對し責任を負ふことを約す」

從つて佛國が今後日本又は滿洲國に對し、東支鐵道讓渡の結果に就て、何等か提議し來るも、之を取上げる筋合でないことは明瞭である。

### 一八、ソ滿第一次會商

斯くするうち、東支鐵道讓渡に關する

會議全權代表並びに隨員の任命が行はれ滿洲國側は首席全權に駐日滿洲國公使丁士源氏、外交次長大橋忠一氏、以下隨員を、又、ソ聯邦側は首席全權に駐日大使ユレーネフ氏、外交人民委員部極東課長コズロフスキイ氏及び東支鐵副理事長クズネツオフ氏を任命發表、茲に愈會議開催の膳立成り、第一次會商の六月二十六日(二十五日は日曜日爲め繰下げ)は來り當日午後二時から裏霞ヶ關外務次官々邸に於て東支鐵の運命を決する重大會議の序幕が切つて落された。當日は初會合であつたので何等具體的會商には入らず劈頭外相の滿ソ兩國代表に對する歓迎の辭に初まり、次で駐日ソ聯大使ユレーネフ氏及び駐日滿洲國公使丁士源氏は交々起つて交歓的挨拶を述べ日本の交意的斡旋によつて本件が圓滿なる協定に達するよう和衷協調の精神を以て商議を進行せしむるとの主旨を述べ何れも日、露、滿三國語に翻譯された。右挨拶が終つて内田外相は滿ソ兩國間の直接交渉を原則とする建前から、只オプサーヴァーのみを隨

時會議に出席せしむる旨を述べて退席、茲に兩國側委員は會議のプログラム作成に就き協議し、次會は六月二十八日と決定、同五時散會し、何等具體的交渉には入らなかつたのである。  
第一日會商の空氣によるとソ滿兩國相當の熱意の存せることが看取せられたので會商の前途は多少の曲折波瀾は生じて、右の情勢から見て寧ろ樂觀的材料があるとの印象が與へられたのである。扱て當日内田外相、ユレーネフ大使、丁士源公使の交互に述べた挨拶の主要は左の通りである。

### 内田外相の挨拶

帝國政府と致しましては滿洲國が其成立後日尙淺くソ聯邦との正式外交關係を設定して居らないことであり又今次の北滿鐵道賣却の提議が最初帝國政府に申入れられた等の事情から本件交渉の爲に仲介斡旋の勞を執ることとなつたのでありますが、當國政府と致しまして深く欣快とする次第であります。



顧るに北滿鐵道は舊帝露國が支那國との協定に基いて建設したるものであり其の當初の目的は別と致しまするも爾後三十有餘年の久しきに亘つて歐亞交通連絡の要衝たる役目を勤め來つたものであります而して同鐵道經營の態様も四圍の勢の變化に伴ひ屢々變革を見た次第でありますが特に昨年滿洲國の成立以後に於きましては同鐵道のソ滿兩國に對する經濟上の意義に於て著しき變化を見たる一方同鐵道に關聯して動もすれば重大なる紛議が生じ兩國關係に好ましからぬ影響を及ぼさんとする状態を呈するに至りましたのであります。

又帝國政府は御承知の通り滿洲とは從來より政治的經濟的に重大なる利害關係を有し特に滿洲國成立後は同國と共に同して國家の防衛に當ることとなり其の關係一層緊密を加ふるに至りましたので北滿地方に於きましても克く其の平和的秩序が維持せられんことを常に顧念致して居る次第であります。

此の度ソ聯政府が北滿鐵道の賣却を提議せられましたのは同政府に於て前述の如き極東の最新態に就て充分の考察を遂げられ同鐵道の賣却に依つて日滿兩國との平和關係を一層増進せんとするの深き考慮に出でられたる次第と存するものであります。ソ聯政府に於ても大局的見地より右提議を應諾せられ茲に豫定通り本問題の交渉開始を見るに至りましたことは本大臣の深く欣幸とする所でありまして以上述べたる所に鑑みまして本大臣は今度交渉に於て兩國代表が隔意なき意見の交換を行はるると共に交渉の圓滿なる進捗を計られ極東平和の上より見たる此の大事業が兩國代表の御努力に依り速かに達成せられんことを衷心より希望して止まぬ次第であります。

斯の如くしてソヴェート提議の根本を爲すものは日本との友好關係を増進せんとする不變不撓の願望及平和の確保にして是亦ソ聯邦の平和愛好を表明する事例なり。

終決を見る爲め同様誠意あることを希望す吾人は本日開始せらるゝ交渉が日本政府の積極的且好意ある援助に依り希望せられたる結果に到達することを望むものなり。

滿洲國代表答辭

今回日本政府の御斡旋に因り本公使及大橋外交部次長が滿洲國を代表しソ聯邦代表者との間に北滿鐵路に於てソ聯邦の有する權利讓受の交渉を開始することを得るに至りましたのは私共の欣幸とする所でありまして惟ふに北滿鐵路は舊帝露西亞の極東政策の遺物にして今日に於ては極めて不自然なる形態に於て運行されてゐるのであります。が斯くの如き形の鐵道の吾國內に於て存在することは兎角兩國間に各種の紛議を醸生し易きに鑑み其の經濟的價値は微少であつても條件さへ適當ならば此際右鐵路に於てソ聯の有する權利を讓受けることに異議無いのであります。従て今後双方共胸襟を披き現實の事態

何時にても喜んで斡旋の任務を盡さんとする用意あることを茲に附言致して置きます。

ソ聯邦代表答辭

閣下余はソヴェート代表部を代表して東支鐵道に關する問題の根本的解決に付仲介斡旋の勞を取られ東支鐵道賣却に關する會議を日本帝國の首都に開催せんことを提議せられたる日本帝國政府に對し謝意を表すソ政府は北滿に於けるソ聯邦の權益を侵害せざる事を約束せしめ滿洲に於ける治安の維持に對し關心を表明せられたる日本政府と屢々東支紛争解決の方法を議せり最近同鐵道がソ聯邦、日本及滿洲國間の紛争の禍根となり得べきこと又なりたること並に平和に反對なる勢力が之を利用してソ日及ソ滿關係を惡化せしめんと試みつつあることを考慮しソヴェート政府は日本政府に對し東支鐵道賣却の方法に依り東支鐵道問題の根本的解決を爲す爲め交渉するの用意あることを通報せり。

に適切なる條件の下に本件を圓滿に解決し以て一つには極東平和に貢獻し二つには日本國政府の斡旋を徒勞に終らしめざる様心掛けたいと思ひます。

一九、ソ滿第二次會商

第一次會商は前記の通り、挨拶の交換に終り、何等具體的内容に觸れるには至らなかつたが、第二回正式會商は二十八日午後三時半から外務次官々邸に於て開會し、  
△ソ聯側—ユレーネフ大使、カズロフスキイ極東部長、クズネツオフ副理事長、ジエレズニャコフ一等書記官  
△滿洲國側—丁士源公使、大橋外交部次長  
△日本側(オブザーバー)—西歐米第一課長、鈴木中佐  
等出席、議事進行方法について協議し、第三回會商を七月三日開催と決定、愈問題の本筋に入り、ソ滿兩國より具體案を提示して協議を進める、並びに今後會議の度毎にコミュニケを發表することに



決して同六時五十分散會、直ちに兩國代表の名に於て左の如きコムミュニケを發表した。

- 一、今後の會商には交互に首席委員を以つて司會せしむること
- 二、滿洲國側は書記長に杉原事務官を又その補佐官に兪麟譯官を指名し、露國側は書記長に大使館一等書記官ヂエレズニアコフを指名し、その補佐官は今後必要ある毎に追加すること
- 三、用語としては滿洲國側は滿日兩語を使用し露國側は露語を使用する
- 四、會議記録には決定事項論議の要點及び未決のまゝ次回に繰越すに決した事項を包含せしむることあるべし、而して右記録案は豫め双方書記長間において之を作成し、且つ打合せ、次回會議までに各自國の代表部に報告する

二〇、ソ滿第三次會商

六月二十八日の第二次會商は單に會商

條約の効力發生の日までに生じたる北鐵の第三者に對する一切の債務及前記讓渡に關する第三者の一切の要求に對し責任を負ふことを約す。

- 四、ソ聯政府は北鐵及附帶事業の引繼と同時に舊中東鐵路會社の株券社債券及その他の債券證書並に北鐵(舊中東鐵路)及附帶事業に關する一切の書類を滿洲國に引渡すべきことを約す。
- 五、その他讓渡に關する詳細の事項は追て隨時提示す。

提案理由

本件に關し滿洲國は曩に聲明したる如く妥當なる條件の具備するにおいてはソ聯が北鐵において有する權利を譲り受くることに異議無きものなるも其の代償額は一切の駈引を離れ眞面目に且政治的に評價決定するを必要と思考するものにして五千萬圓を以て之が限度と認むるものなり。

抑々現在における北鐵は經濟的に見るも其の價值極めて微少なるのみならず將來滿洲國鐵道網の完成と共に益々その價值

滿洲國側の提案

滿ソ間北滿鐵道(舊中東鐵路)におけるソ聯邦權利讓渡條約要項

- 一、ソ聯國は滿洲國に對しソ聯國が北滿鐵道及びその附帶事業において有する一切の權利を讓渡することを約し滿洲國はソ聯國に對し右代償として五千萬圓を支拂ふべきことを約す。
- 代償金支拂の期限及び態様(モダリティ)に關しては別に詳細なる規定を設くること。
- 二、本條約調印の日より一ヶ月以内において滿ソ兩國政府は北鐵引繼委員を任命して本條約調印の日より三ヶ月以内に北鐵及附帶事業並に一切の所屬財産の引繼を了すべし。
- 三、ソ聯國政府は北鐵(舊中東鐵路)の一九一七年三月九日以前に生じたる一切の株主社債權者及びその他の債權者の請求權の全部に對し責任を負ふべきことを約す。

ソ聯國政府は一九一七年三月九日以後本

進行に關する手續上の事項を規定したに過なく、實質的内容の協議には觸れなかつたが、七月三日の第三次會商では果然ソ滿兩國側より買收價額及支拂方法に關する原則的提案があり、其の討議は午後三時より夜九時まで實に六時間の長きに及び、晚餐抜き打通しで協議を進めたが兩者提案の讓渡價額に於ける開き多大の爲、會商の順調なる進行を著しく滯滞せしめ今後の波瀾曲折容易ならぬものあるを思はせたのである。今、兩者提案の内容を檢討するに滿洲國側の買收價格五千萬圓に對し、ソ聯側主張の總價格は二億五千萬圓で其の開き五倍に當る。因みに此の買收價格に關する部分は新聞記事掲載禁止中であつたため當日は發表されなかつたが、同夜ソヴェート大使館が突如自國代表提案の内容をその曝露戰術によつて公表したため、翌日滿洲國側も世間の誤解を恐れ、記事解禁と共に提案全文を發表した、今、兩者の提案内容を掲げれば左の通りである。

を減少すべきことは何人も首肯し得る所なり、今其の現有價值を考察するに現狀を以てしては収益を擧げざるのみならず益々缺損を生ずる事明にして之れ關係當事者の等しく憂慮しをる所なり。

この點より見れば北鐵の價值はほとんどいふに足らざるものなり、また現有財産の評価よりすれば北鐵のレールは既に老朽にしてほとんど價值なく更に軌幅をスタンダード・ゲージに收むるには多額の經費を要し輪轉材料はロシア特有のゲージに準據して造られあるのみならずその大部分はこれまた老廢してその價值少くステーションその他の施設も時代遅れにして使用價值無きを以てほとんど評價の對照物とならず、更に鐵道用地に至りては元々支那國より無償にて提供したるものその大部分を占むかく觀じ來れば鐵道の現有財産の點より見たるその價值はほとんど論ずるに足らざる少額といふの外無し。

更に滿洲國が國內鐵道網の完成上北鐵の現に通過すると同様の地域に鐵道を敷設

する必要ありと假定しこれと平行し新線敷設せむとするも僅かに一億三千萬圓内外を以て建設し得べく而してこれを現在の北鐵の廢朽狀態に鑑み半額の價值を保有するものとすれば六千五百萬圓となり更に右に對するソ側の權利がその半額とするもこの計算よりして滿洲國側の支拂ふべき代償額は三千二百五十萬圓を出でざることとなる。

右三個の計算方法中ソ聯側に最も有利なる方法を用ふるも滿洲國として支拂ふべき代償額の妥當なる限度は前記の如く三千二百五十萬圓なる處滿洲國としては北鐵に對し第三者の有する一切の債權に就いては須くソ聯において責を負ふべきものなることを主張すると共にこれに據つてソ滿關係の將來を保證するため特に好意を示す意味において政治的大局の見地より前掲の五千萬圓を適當の方法により支拂ふことに異議無き次第なり。

右價額は滿洲國の財政より見て可能なる最大限度なることは御諒察のことと思考するに付きソ側においてもこの我方の誠



意ある提議に應諾し速かに本件の圓滿なる解決を希望する次第なり。

本來斯かる帝政ロシアの侵略政策の遺物の如きはカラハン宣言の趣旨にも鑑みソ聯として無償にて放棄すること當然と思考せらるゝも少くも本件交渉は滿ソ間延いては日滿ソ三國間の紛議發生を防止する意味において提議せられたるものなるを以て大局より見て本鐵道が經濟的に無價値に近きものなるに鑑み値段の如きは最早問題とならざる次第にしてソ聯側が代償要求の理由として同鐵道がソ聯人民の資財を以て建設せられたるものなりと稱するも右は専ら人民の資財を以て侵略を企圖せる舊政府の責任に歸すべき事柄にして滿洲國の毫も關知せざる所なるを以て斯くの如き理由を考慮に入ることには斷じて同意し得ざる所なり。

從て代償額を投下資本によつて評價すれば莫大なる數字に上るべきも抑々舊帝政ロシアが北鐵に對し普通の鐵道企業に要する費用以上に莫大なる資本を投下したるは軍事的その他侵略主義的立場より全

がある程度まで低下しつゝある事を考慮に入れかつ買收價格を最大限に低下する事に努めた結果ソヴェト政府は、上述の貸借對照表の各條項による東支鐵道の價格を事實上の總支出額四億一千一百六十九萬一千九百六十七金留の代りに二億一千萬金留に低下することに同意するものである。

然採算を度外視して鐵道運輸其ものに關係なき不當の金額を費消したる爲にして當時のかゝる経緯乃至特殊の使命の如きは鐵道そのものの價値と何等關係なきものなり故に現在に於て且舊帝政時代の政治的並に軍事的鐵道に投下せし資本を基礎として北鐵の價値を算定するが如きは我方の絶対に賛成し得ざる所なるのみならず右投下資本に對する利益は既に過去卅數年間におけるソ側の利用によりて直接間接に充分取得し得たりといふを得べし。

### ソ側の提案

#### 讓渡價格と支拂の方法

一、東支鐵道並びにその財産の買收額を決定するに當つてはソ奉協定第一條第二項に則るべきである同條項には買收に當つては双方は東支鐵道が現實に幾何に値ひしかかを決定する、また同鐵道は正當なる價格によつて買收されるべきであると規定してある、ソヴェト政府はこの規定に従ひ、東支鐵道の敷設並に發展に就

鐵道に保留されてあるべき鐵道用地の價格並びにこれも著大なる價値を有する東支鐵道の各林区を價格の詳細な論議に入らずにこれ等の財産の價格を一括して總額僅か四千萬金留と評價することに同意するがこの金額はその現實よりも著しく低いのである。

右に述べたところからして東支鐵道およびその一切の財産の買收價格の總額は二億一千萬金留プラス四千萬金留即ち二億五千萬金留と決定す(因に一金留は一、〇四金圓とす)

四、茲に我々の規定した二億五千萬金留と云ふ數字を、日本政府自身が嘗て帝制政府に對して東支鐵道、南部線中の一少部分たる寛城子老少溝間の延長一〇三キロメートルの代償として支拂はんとしてゐたところの金額二千三百萬金留に比較すると次の様な結論となる即ちこの評價額の賣買に附せられて居る東支鐵道の全長に於てはめると約三億八千萬金留となるのである、しかのみならずその當時交渉の行はれた東支鐵道の一部は何等の特

て費やされたる支出額を正確に確定しある貸借對照表の基礎的諸條項に基き且つそれと同時に公正の原則に則つて買收價額を著しく低下することを許す一切の事を慎重に考究した。

二、東支鐵道 建設費、未完成工事の遂行費、運轉材料の購入費、建設資本の實現による損失並に建設當時の利子および償還費および一九三二年度(三二年度も含む)まで行はれた同鐵道の補強並に改良費の總額は四億一千一百六十九萬一千九百七十六金留におよんで居る。

この金額の中には、同鐵道完成後の數年間に帝政府によつて赤字補填および同鐵道の經營維持費として支出されたる一億七千八百五十七萬九千六百十八金留を含んで居ない、又ソヴェト政府に對する債務となつてゐる同鐵道の投下資本に對する巨額の未拂利子もこの貸借對照表に記入してゐるが右の總支出額の中に含まれて居ないのみならず東支鐵道の技術的設備がある程度まで損耗しかつ各種新鐵道の建設によつて同鐵道の經濟的意義

記すべき人工的設備もなく何等の多少とも價値ある企業を有せず況んや東支鐵道全體が有するところの國際的經濟的意義は全く持たないのであつた、斯くの如くあらゆる點から見て二億五千萬金留といふ買收價額は妥當にして公正なるものと認めらるべきである。

五、東支鐵道はその貸借一切の勘定と共に滿洲國に讓渡されるものである、即ちソヴェト政府に對しては東支鐵道を狙ふ如何なる要求もなされるべきでない。

六、ソヴェト政府は右の買收價格の支拂を容易ならしめ且つ日滿兩國との經濟關係の發展を刺戟する目的を以て右の買收價格の半額即ち一億二千五百萬金留を商品として受領することに同意する、この商品による支拂は二ヶ年間に四期に亘つて商品納入の形式で遂行される、滿洲國はこの商品納入による支拂の爲に日本の國立銀行の保證又は日本の銀行團の保證ある債務證券を發行する。

七、總額一億二千五百萬留の金錢による支拂額は如何といふにその四分の一は即



時現金を以て支拂はるべきである、殘餘の金額は日本政府の保證ある滿洲國の債券によつて支拂ふことを得、この債券は年四分とし三ヶ年間に償還さるべきである。

ソヴェート聯邦の經濟的

利益の保證

ソヴェート聯邦と滿洲國との間に現存して居るところの經濟關係を保存する爲にまた歐亞間の國際交通上の東支鐵道の重大な役割を保存する目的を以て東支鐵道賣却に關する一般的協定と同時に左の諸條項を規定する一つの特別協定が締結されねばならぬ。

一、有利なる條件の下に東支鐵道を経由するソヴェート各鐵道間の貨物及び客車の自由なるトランジット輸送を存置し且つトランジット輸送による貨物及び荷物に對する關稅及課金税金の免除をソヴェート聯邦のために保存すること。  
二、ソヴェート各鐵道と東支鐵道との直通連絡及ウラヂオストツク向けの歐亞直通連絡への東支鐵道の參加。

三、東支鐵道に集る貨物の一定量をウスリー鐵道のために保存すること。  
四、滿洲國側は東支鐵道線上へ輸入されるソヴェートの商品に對して運賃並に關稅に關して最惠條款を適用すべき義務を負ふこと。

東支鐵道のソヴェート労働者

及従業員利益の保障

東支鐵道賣却に關する一般的協定の締結と同時に東支鐵道のソヴェート市民の權益を保障する一つの特別協定も亦締結されねばならぬ、同協定には次の點が規定さるべきである。

一、滿洲國側に於いて東支鐵道の支配に ついた後にソヴェート労働者及従業員を自國市民を以て交替せんとする意志ある場合にはこの交替を漸進的に、少數づゝ行ひ且つソヴェート従業員に現地に於いて職を求め又はソヴェート聯邦に引き上げる可能性を與へるだけの期間を於いて行ふべきことソヴェート労働者及従業員の交替は滿洲國側の東支鐵道支配に着手後二ヶ年以上に亘つて行はれ得べきこと

二、東支鐵道の地帯内にある動産並に不動産に對するソヴェート市民の一切の權利を保存すること。

三、これ等の財産を清算し又は原形の儘又は金銭に替へて搬出する權利。

四、ソヴェート聯邦へ引上げるソヴェート労働者及従業員の家族及財産をその撰擇せる引上げの目的地まで東支鐵道の負擔において運輸の便宜を取計らふこと。

五、ソヴェート市民が離任又は解雇される場合には東支鐵道の現行規定に準じて即座に且つ完全に給料手當その他金銭上の支拂を行ふべきこと。

二一、ソ滿第四次會商

第四次ソ滿鐵道會商は五日午後二時半から前回通り外務次官官邸で開會、四日夜ソ國側が覺書全文を發表して日滿關係當局に一大衝擊を與へ之に對應して滿洲國側も提案を公表して會議に臨み從來の秘密會議が公開交渉にと急轉して來たのでソ兩國代表は勿論我オプザアで極めて緊張の中に開會、冒頭ソ聯代表

より滿洲國提案に對する最初の反駁として特に所有權問題を提げ北滿鐵道はソ聯の單獨所有權に屬するものであるとして長文の聲明書(別項)を朗讀したこの聲明に次ぎ滿洲國代表は次の如き堂々たる長文の反駁聲明をなした、これに對しソ聯代表再び立つて滿洲國側の反駁聲明を更に反駁し、引續き滿洲國側代表もまたソ聯代表の反駁論を討議し、こゝに北滿鐵道の所有權問題をめぐつて兩國代表の間に論争が白熱化した

滿洲國の聲明書

今北滿鐵道に關するソ聯國の提議を見るに、その立論の前提として北鐵並にその一切の財産が全部ソ聯の完全なる單獨所有に屬することを豫想してゐる所、本件に對しては、ソ聯及びその他の國が如何なる意向を有するに拘はらず滿洲國の斷じて同意し難き所なり、抑々北鐵及其の財産がソ聯の所有に屬するといふが如き文句は北鐵に關する如何なる條約文中にも見當らず、更に一八九六年清國政府と露亞銀行との間に締結せられたる東清鐵道建設及經營に關する條約並に右に關聯する各種文獻を査するも當時清國政府は露亞銀行に對し五百萬兩平銀を支出し、以てその組合員たるの資格を獲取し東支鐵道の建設に當りては官有地を無償にて提供し、建設に要する材料の關稅を免除したる外想像し得る一切の便宜を供與し、かつ東清鐵道會社の督辦は清國人

コムミニケ

第四回會議においては双方の發表せる追加聲明を聴取し各代表部において右聲



礎として支那側よりソ側に北鐵の共同經營を與へたるものといふを得べく、右條約文中に、北鐵は露國の資本を以て建設せられたるものうんぬんとあるは唯鐵道建設に必要な流動資金が露國より供給されたる事を示すに過ぎず、同條約中に「支那が東鐵を買収うんぬん」とあるは「東鐵においてソ聯の有する權利を買収する」の意義なること明白にしてこれを根據に北鐵がソ聯の所有に屬するものなるが如く主張するが如きは全く理由なきことなり、一步を譲りこれをソ聯の單獨所有物なりといふが如き議論の立ち得るものと假定するも、露支及ソ奉兩協定によりソ聯及支那（現在の滿洲國）は相互平等の立場にて共同管理をなし、その利益はこれを折半し、然も今後三十年以内には無償にて全部滿洲國の手に入ることとなり居る現狀に顧み、斯くの如き所有權は名ありて實無く、斯くの如き所有權を根據として北鐵の價格全額を要求するが如きは斷じて我方の容認し難き所なり、滿洲國としては北鐵の所有權を主張する

が故に、北鐵におけるソ聯の權利放棄に對する代償として支拂ふべき額は全價額の三分一限度を以て妥當と思考するも本件の如き兩者の意見一致せざる點ある實狀に鑑み寛大に見積りて全價額の半額を以てソ聯の權益なりと看なす次第なり、次にソ聯政府は代償額算定の上において帝政ロシアの投下せる資本を基礎として居る所ソ聯政府の從來の態度たる、自己の都合により露支及ソ奉協定を勝手にじろりんして北鐵の單獨的經營を敢行し若くは露支協定に規定せるカ宣言の趣旨に依り細目を協定する委員會の組織方を拒否し若くは今回露支及ソ奉協定に違反し滿洲國側に一言の相談もなく日本國に北鐵權利の讓渡方を提議し、又自己の都合によりてはソ奉協定の規定を採用して代償額を過當に見積らんとするが如き變通自在なる態度には斷じて承服し難き所なり、ソ聯側は右算定の理由として露國人民の資源を費消したる事實を持ちだしたるも右は舊帝政ロシアが極東侵略の攻具たる北鐵に對し採算を度外視し、純然

たる軍事的政略的見地より莫大の經費を濫費したる結果にして、右の如き經費に對する責任を滿洲國をして負はしめんとするが如きは常識あるものゝ理解すること能はざる所なり露國人民の負擔において建造せられたる理由を以て斯くの如き莫大なる代償額を要求するとせばソ聯がロマノフ及ケレンスキー紙幣の廢棄により我滿洲國人民に與へたる數億ルーブルの損害を如何に處置する所存なりや、又革命以後ソ聯國內に居住せる多數滿洲國人民の私有財産の沒收により滿洲國人民に負はしめたる損害を如何に處理する意向なりや更に我が同盟國たる日本に對する未拂債務數億圓を如何に處理する所存なりや、もし人民の蒙りたる損害と北鐵建設により露國人民の蒙りたる損害と相殺すれば前者の損害の遙に莫大なるを知り得べく、從つて人民の損害うんぬんを基礎として算定せば北鐵の如きは無償にて直ちに放棄すべき論理上の歸結に到達する次第なり、更にソ聯が、今日金の價値の異常に昂騰し、主要各國何れも金本位制

を停止し、交換の媒介たる機能發揮し得ざる際において算定の基礎として想像的なる金ルーブルを使用せし點も同意し得ず、購買力の點より見れば今日の紙幣圓と往時の金ルーブルとは大體同一と見なし、總ての計算は圓をもつてするを正當と認む、一體建築物の賣買の如きはその現狀における價値に基きてなすべきものにして、右に對する投下資本の如きものを基礎とし得るものにあらず、露支及びソ奉協定中に左様の規定あるは事實上支那の回收を禁止したる規定にして斯様の規定を基礎として本件の商議を行ふが如きは斷じて不可なり、右の諸點につきてはソ聯側の深甚なる反省を促さざるを得ざる次第なるが、今ソ聯提出の覺書中の細目につき検討するも事實に相異せる點すこぶる多く、これを略記せば左の如し。

一、ソ聯は奉天官憲により不法かつ暴力的に奪取されたる同鐵道の財産を含めてこれを滿洲國に賣却する云々とあるも、右奪取されたる財産とは何を指すや？ 假りに右は松花江における北鐵所屬の汽船及び八區埠頭ハルビンにおける電話局、もしくは鐵道付屬地を指すものとして討究するに、松花江の汽船八區埠頭は北鐵の莫大なる經費により建設せられたるウラジオのエゲルセリ埠頭をソ聯が勝手に沒收したる暴舉に對する奉天官憲の報復的手段にして然も右兩者を比較せばエゲルセリ埠頭の價値遙に汽船及び八區埠頭の價値を凌がする事實に鑑み、奉天官憲は斷じて不法にかつ暴力的に奪取したるものに非ず、ハルビン電話局の如きは鐵道營業と何等關係なき支那の主權を侵犯せる機關にして、これを奉天官憲が接收することまた當然の次第なり、付屬地につきても、ソ奉協定は明白に鐵道に必要な土地を除く一切の土地を支那の行政權下に還付する旨を規定し居り今日問題とすべきに非ず。

二、北鐵に屬せずして干渉當時同鐵道上に抑留されたるソ聯の財産、又は車輛の交換が未了了なるがために北鐵上に

三、ソ聯の覺書に列記せる各種財産中ハルビン電話局若くは松花江汽船及び八區埠頭の如きものを包括し居る所右は既に支那がその主權に基き正當に接收しこれを相續せる滿洲國の財産として運用されて居り、斯様のものを財産目錄中に包含する理由なし、尙覺書中の財産その他同時に滿洲國に引渡さるべき北鐵の有する一切の付帶事業並に財産は、既に三十年の久しきにわたり廢たいのまゝ放置され、今後大修繕を加へてこれ等をして本來の機能を發揮せしむるためには、新たに建設すると同様の費用を要しかたゞ右が今日にお



いて北滿の産業及び經濟發展上絶大な  
る役割を演じ居れりとのソ聯側の見解  
には斷然同意し得ざる所なり。

四、ソ聯は北鐵が歐亞間の國際交通上重  
要なることを指摘し居るも、國際旅客  
の通路たる事實とその經濟的價值とは  
全然別個の問題にして、滿洲國が北鐵  
の權益を回收して収益なき國際交通路  
の維持に當るは寧ろ有難迷惑といふの  
外なく、況んや右事實を根據として代  
償額の増加を主張するが如きは全然不  
可なり、尙北鐵が南北兩滿洲及び海洋  
とを連絡する主要幹線たる意義を主張  
しをらるゝも、目下急速に進行しつゝ、  
ある滿洲國鐵道工事の完成と共に右の  
如き意義は消滅しつゝあり。

五、ソ聯側は北鐵の財政状態がすこぶる  
良好にして、一九二四年ソ支共管以來  
一九三〇年迄の營業収益は支出を超過  
すること一億四千萬金ルーブル以上、  
即ち年平均二千萬金ルーブルなりと指  
摘し居る所、當方において北鐵統計年  
報により調査せる所によれば右七ヶ年

五百八十一萬六千六百七十九、然して  
奉露協定の規定に従へば、今後三十年以  
内に北鐵に關する一切の權利が滿洲國に  
無償にて移轉せらるべきに鑑み、現實の  
價額をもつとも寛大に見積りてこれの二  
分の一となし更に滿洲國がその半分を持  
分を持ち居るとせば、滿洲國の支拂ふべ  
き正當なる最高の代償額は前記金額の四  
分の一即ち五千六百七十二萬七千二百  
七十一ルーブル・五コペツクなりといはざ  
るべからず、然れども滿洲國は右の如き  
計算方法には承服し難く、どこ迄もその  
現有價值によりこれを評價せんことを主  
張す、その方法としてまづ現在北鐵千七  
百二十六キロを今日建設するとして、そ  
の一キロ建設費を八萬圓と見積れば、總  
額一億三千八百萬圓となり現在の北鐵の  
状態に鑑み右より減價額五割と假定しこ  
れを差引けば現在の北鐵の總價值六千九  
百萬圓となり、ソ聯國の持分をその半額  
とすれば、滿洲國の支拂ふべき代償額は  
三千四百五十萬圓内外なりこれに付帯財  
産のソ聯持分に當る金額を加へ、かつ政

の年平均収益は僅かに七百五十萬金  
ルーブルに過ぎず(以下略)

六、ソ聯は北鐵が全部滿洲國の手に歸し  
たる場合、北鐵に對する第三者の要求  
は滿洲國において引受くべきものなる  
ことを主張し居る所、ソ聯は既に露支  
およびソ奉兩協定において一九一七年  
以前の北鐵に對する一切の債權につき  
責任を負ふべき旨約束し居り、一九一  
七年以後における第三者の要求も當方  
の調査によれば全部ソ聯の責任に歸す  
べきものと思考するが故に、北鐵にお  
ける權利讓渡後においては右要求に對  
する責任は當然ソ聯において負擔すべ  
きものにしてソ聯の提議には應諾し難  
し、もつとも將來研究の結果滿洲國に  
おいて當然負擔すべきこと條理上當然  
なるが如き要求ある場合においてはこ  
の限りに非ず。

七、支拂方法については本件代償額決定  
以後において協定を遂ぐるに適當な  
るも、ソ聯の提議せる物資および公債  
證書にて年賦にて支拂ふ趣旨には同意

治的に考慮し幾分増額して五千萬圓なる  
數字は極めて妥當なるものとして滿洲國  
強硬に主張せんとする所なり。

### ソ聯代表の聲明

五日の北滿鐵道會商において冒頭ソヴ  
エート代表から北滿鐵道の所有權問題に  
關し聲明したる要旨は左の如くである。  
ソヴェート代表部は滿洲國側の提議の  
うちの其他の部分には言及しないが、本  
會議の利益のために又交渉の成功的進行  
を保障せんがために東支鐵道に對する所  
有權の問題について次の如き聲明をなす  
の必要を認める。

東支鐵道がソ聯邦に屬してゐるといふ  
問題についてはいまだ嘗つて何人も疑念  
を挿んだことのない問題で、あらゆる文  
書及び條約によつて承認された議論の餘  
地なき事實である、北京協定も將又奉天  
協定も、専ら聯邦の諸民族の勤勞資金に  
よつて建設されたる北滿鐵道がソヴェ  
ート聯邦の獨占的所有物であるといふ議論  
の餘地なき又論争の議題となり得ざる事

なり。

八、ソ聯側は北鐵權利讓渡問題に關聯し  
滿洲國と各種の特別協定の締結方を希  
望しをれる所右ソ側の希望中いやしく  
も滿洲國の主權に對する制限と認めら  
るゝが如きものには斷じて應諾し難し  
但し國際交通の圓滑を期するがため對  
等國間において普通取極めらるゝが如  
き取極めには應諾するに異議無し、猶  
北鐵に働き居るソ聯従業員に對しては  
人道的常識の許す範圍においてこれを  
待遇することに異議無し。(以下略)

これを要するにソ聯の本件提議は全體と  
して不合理に滿ち、假りにソ聯の主張す  
るが如き投下資本に基きこれを計算する  
とするも、ソ聯のいふが如き四億一千餘  
萬圓といふが如き數字は承認するを得ず  
我方の調査によれば右ソ聯の算出せる數  
字中には建設資本の原價償却費支拂利子  
の如きソ奉協定第一條に規定せる實際に  
要したる費用と認め難きものその他不當  
なる費目を含み居り、我方の見る實際に  
要したる資金は二億二千六百九十萬八千

實から出發してゐる、ソ聯邦政府により  
自發的に右の諸條約によつて中國側に提  
供されたる一連の特典は、東支鐵道の獨  
占的所有者たるソ聯邦の權利と何等抵觸  
するものではない。北京條約第九條第二  
項及び奉天條約第一條第二項によればソ  
聯邦が東支鐵道の所有者であるといふこ  
とを反駁の餘地なきまで明白に述べてゐ  
るのであつて、滿洲國は一九三二年三月  
十二日付ソ政府に對する通牒の中で滿洲  
及び北滿鐵道に關する限り右兩協定の義  
務を負ふべきことを約し、又この兩協定  
は現在のソ滿共同管理の基礎をなすもの  
である、それ故にこそ奉天協定第一條第  
七項及び第十二項並に北京協定第七條に  
は北滿鐵道の財政問題解決手續について  
最後の決定權がソ聯邦にある旨を規定し  
てあるのである、又ワシントン會議當時  
太平洋及び極東問題委會によつて提出さ  
れた北滿鐵道に關する技術的小委員會の  
報告並にワシントン會議の議事録を見て  
もわかる様に、日本代表松平氏は同鐵道  
がロシアの財産であるといふことについ



ては問題はない旨をもつとも明白かつ斷定的に中國代表に説明したのであつた、又北滿鐵道賣却會議の開催に就てソ政府と日本政府との間に行はれた交渉に言及するならば、ソ政府が同鐵道の所有者であることに就ては交渉の双方とも何等の疑念もはさまなかつた證據を擧げることが出来るのである、然らざれば滿洲國に對する北滿鐵道の賣却即ちソ聯邦に所屬する鐵道を滿洲國が買収するといふことは始めから問題とならなかつたであらうのみならずリトヴィノフ外務人民委員の聲明に對する日本政府の五月廿九日付の回答文中で太田駐ソ大使は「北滿鐵道に關してもつとも重大なる利害關係を有する滿洲國との間に意見の交換を遂げた結果、滿洲國において受諾し得るが如き妥當なる條件について協定を遂げ得るならば、滿洲國側においてこれを買収する意志あることが明瞭となつたから滿洲國政府に對して交渉されんことを提議する」と述べてゐる、即ち滿洲國が日本を通じて同鐵道賣却交渉に同意を表したことを

は明かである、又内田伯は今回の會議の目的を充分明瞭に述べられたのである、以上の點から見ても同鐵道がソ聯邦に屬するといふことは自明のことであり、又論争の議題となり得ないことが判明するばかりでなく、ソ代表部は既に本會議開催日の席上「ソヴェート政府は専らソ聯邦の諸民族の勤勞資金によつて建設され且つソヴェート聯邦の財産であるところの同鐵道に關する財産上の利益の保存を自己の義務と認めてゐたし、又認めてゐる」と聲明したのであつた。ソ代表は條約上の權利を擁護すべき自己の義務を充分に自覺しつゝ、極東における平和の強化を目的とする北滿鐵道問題の根本的かつ友好的解決に協力せんとする誠意ある願望をもつて臨んでゐるのである、ソ代表部は滿洲國側も北滿鐵道問題の友好的にして公正なる解決が平和のため望ましくかつ必要である所以と理解して、現在條約及び協定の遵守に立脚して本會議を進行せしめる様努力されんことを期待すると共に、最大限の仲介と好意的斡旋の勞を

とる用意を表明せられたる日本政府も又本會議を進行せしめんがため必要な一切の手段を取られるものと確信するものである。

右兩國側聲明書に對して双方から追加聲明があつた、それは左の通りである。  
イ、ソ國側 許し難き非難攻撃  
ソヴェート代表部は滿洲國代表部の聲明を聴取して（聲明の正文はこの會合の席上では傳達されなかつた）右の聲明書の中にはソヴェート政府に對する一連の許し難き非難攻撃が含まれてゐることを認め、これらの非難攻撃は諸事實を歪曲し滿洲國に對しても將又我々の審議の對象に對しても何等の關係もない諸問題を論争に捲込むことを土臺としてなされたものである。ソヴェート代表部は諸問題の友好的かつ誠意ある審議に對して何の役にも立たないところの此事實をソヴェート政府の平和愛好精神の誤れる解釋によるものとして指摘する。ソヴェート代表部は本會議に關係なき之等の問題については如何なる論争をもなし得ない

認め、且正確なる事實と有效なる諸條約の尊重遵守とに基いてソヴェート代表部のなしたる諸提議に従つて眞面目なる事務的交渉をなす用意を従前通り持つてゐることを確認するものである。滿洲國代表部の聲明正文を入手した上でソヴェート代表部は誠意と眞剣さを持つて將來も東支鐵道賣却問題の公正にして友好的審議に努力せんとするものである。

ロ、滿洲國 絶對事實に基くもの

今日滿洲國代表部に於いて發表した聲明書は絶對事實に基き發表したものであつて事實根據なしといふことはソヴェート側の全然誤解なり滿洲側は常に率直にして誠意ある聲明をなすものである、今後その精神に基いて會議を進行せしめんとするものである、今後の希望としてもこの問題を短い時間の間に完全に解決するがためには双方の誠意あるしかして公正なる進行方法を希望する次第である

二三、ソ滿會商停頓

斯くして交渉は兩者の間に譲渡價額の

對に交渉再開方に関し積極手段を講ぜず従つて滿洲國側より試作的に提議せる私的討議の如きもこれを断念し、ロシア側の意思表示あるまで現状を厳守する。

一、若しロシア側が滿洲國側主張に聽従せず會議が現實に決裂に陥る時は滿洲國側は一九二四年の奉露協定による共同管理權に基き實力行爲を以てこれを接收する。

一、かつロシア側が西部及び東部兩線上より奪取せる車輛を返還せざる限りこれに對する復仇手段として滿洲里驛及びボグラ驛における封鎖を解除せず、北滿鐵の事務管掌をなす斷乎たる用意を有する。

右大橋次長の意見に對しては外務首腦部もこれを肯定し、日滿議定書の適用範圍内において滿洲國の復仇手段に好意的援助を與へねばならぬこととなるかも知れぬと決意したのである。

併し一方ソヴェート側は第五次會商に備ふべき自側の態度に就て請訓をモスク



ワ政府に發し、此の請訓到着次第第五次會商を開くことになつたが、モスクワ來電によればソヴェト當局は若し北滿鐵道の所有權を滿洲國側が承認すれば價格の點は相當讓渡する用意のあることが報ぜられたので、交渉の前途は必ずしも悲觀すべきでないとの觀察も下されてゐる。斯して本稿執筆當時は第五次會商を控へ會議は停頓状態に陥つたのである。

(七月十日稿)

一三三、北滿鐵道の營業狀態

北滿鐵道が若し滿洲國側に買収されるとせば第一に問題になるのは同鐵道從業員の運命であるが、今年五月一日筆者が同鐵道管理局總務處に就て聴取したところによれば左の通りである。

一、鐵道從業員

鐵道從業員總數(事務員及現業員を含む) 一六、〇四二人 (内譯) A、滿洲國籍人：八、九七一人 B、ソ聯國籍人：六、七二一人

汽罐車(貨車用) プリヤンスキー 六三

同 ボールドウイン 二〇四

同 ソルモフスキー 二二

小計 二七〇

デカボード汽罐車(貨物用強力汽罐車)

ブルツクス 二六

同 シエネクタデー 二四

同 ボールドウイン 三

小計 二四

タンク汽罐車

ハノーヴァー 五

同 コロメンスキー 一

同 ボールドウイン 二二

同 シュコーダ 一六

同 川崎造船 一

小計 三三

汽罐車總計

B客車の部 五一

客車(一、二、三、四等車、食堂車、郵便車、囚人護送車、衛生車、手荷物車、其他特務車を含む) 六〇八

C貨車の部

貨車(冷凍車、石油タンク車を含む) 九、二九

日・滿・露關係

C、歸化白系露人：三四九人  
二、鐵道財產並びに投資額  
交渉の中心は賣買價格で前記の如く實に五と一との懸隔であるが、今、北滿鐵路側の計算によれば(全鐵路理事會の承認を得ざるもの)左の如くなつてゐる

鐵道の距離 (單位軒)

滿洲里—哈爾濱 九四・七三

哈爾濱—ボグラニチナヤ 五九・〇六

哈爾濱—寬城子 二八・〇六

哈爾濱—同埠頭 四・二七

合 計 一、七六・五

滿洲里—ボグラニチナヤ間豫備線 二五三・八七

哈爾濱—寬城子間豫備線 三三・九〇

鐵道投資額 (單位留)

一、建設費(自一九〇九年至一九〇五年) 三五、六四九、五四二

二、改善費(自一九〇六年至一九二七年) 五、四六二、一〇四

三、改善費(自一九二七年至一九三二年) 四〇、九九四、二五三

計 四二、一〇五、八九九

即ちソ領率込を控除すると現在汽罐車は四百三十一臺、貨車六千四百九輛で此の中に修繕中のものや使用に耐へぬものもある。

三、最近の營業實績

管理局經濟調査局調査にかかる滿洲事變前の一九三一年に至る過去四年間の北鐵收支實績によると左の通りである。(單位千金留)

一、營業收入(金融取引の利益金を含む) 一九二八年……六四、七一 一九二九年……六四、四五

一九三〇年……四九、九二 一九三一年……四〇、五二

二、營業支出(運賃の爲替損失を除外す) 一九二八年……四〇、三九 一九二九年……三三、七〇

一九三〇年……二六、六元 一九三一年……三三、四五

三、純收入(収入支出の残より新規事業費を控除したるもの) 一九二八年……二七、〇八 一九二九年……三二、二六

一九三〇年……二〇、〇元 一九三一年……一七、六五

四、損益繰越高(純收入中より特別豫算損失填補、爲替損失、舊東三省政府諸機關融資金、奉露協定第十三條による露支兩國政府に對する前渡金を差引)

一九二八年……二四、九三 一九二九年……二二、七九 一九三〇年……一七、九三 一九三一年……一〇、五五

右の外北滿鐵道の財産として計上せるものに左の項目があるが、是はベラ棒な數字になつてゐる。

一、帝政露國政府の同鐵路損失補償額 (自一九二三年至一九二四年) 一六、五九六、六七

二、固定財産、改善費、損失補償金に對する未拂利息、未銷却金額(一九三二年一月一日現在概算) 一、三九、〇七〇、九九七

利息 一、三九、〇七〇、九九七

未銷却金 二〇、七九、五五

即ち假に右二項目を合算すると北滿鐵路の總財産は約二十億金留になる。

尙ほ問題の財産車輛數並びに製作工場は左の通りで、ソ領引込汽罐車は左表の中の貨物用強力デカボート型強力汽罐車である。

A 汽罐車の部

製作工場 臺數

汽罐車(客車用) プリヤンスキー 三元

同 ハリコフスキー 四三

小計 八二

汽罐車(貨車用) ファイヴリール 三七

同 ハリコフスキー 六四

一九二八年……二四、九三 一九二九年……二二、七九 一九三〇年……一七、九三 一九三一年……一〇、五五 一九二八年……七元 一九二九年……七、九三 一九三〇年……七、九三 一九三一年……七、九三 一九二八年……一〇、三三 一九二九年……一〇、三三 一九三〇年……一〇、三三 一九三一年……一〇、三三 一九二八年……七千金留である。

尙ほ全鐵路一軒當りの収入支出額は左の通りである。

一、一軒當り収入 一九二八年 三七、四〇金留 一九二九年 四〇、二五金留

一九三〇年 二六、九四金留 一九三一年 三三、四一金留

一、一軒當り支出 一九二八年 二二、三六金留 一九二九年 一八、九五金留

一九三〇年 一六、五二金留 一九三一年 三三、七三金留

尙ほ今年度上半期(一九三二年十月より三三年三月まで)實績は左の通りである

今年上半期 昨年同期 割合%

一、ボグラニチナヤ經由(東行) 千噸 千噸

二、滿洲里經由(西行) 一六 七四 二〇、三

三、寬城子止及經由(南行) 六四 六二 一〇〇、五



計 八五 一、五三 五三二  
 右の外 一〇〇 二五 六七八  
 四、地方宛（寛城子到着分を除く）

北滿鐵道取扱主要貨物は前記の如く穀類貨物であるが、殊に大豆及び大豆製品が大部分を占めてゐる。即ち左の如し。

| 一、大豆及其製品 |             |
|----------|-------------|
| イ、大豆     | 今年上期 前年同期   |
| ロ、豆粕     | 八二千噸 一、三〇千噸 |
| ハ、豆油     | 八五 二〇〇      |
| ニ、小麦及其製品 | 五 二二        |
| イ、小麦     | 二〇 七五       |
| ロ、麥粉     | 三 一〇九       |
| ハ、フスマ    | 二 二〇        |
| 三、其他穀類   |             |
| イ、高粱     | 四 二六        |
| ロ、粟      | 一〇 五        |
| ハ、玉蜀黍    | 一〇 三        |
| ニ、そば     | 二 一五        |
| ホ、黍      | 二 一         |
| ヘ、米      | 八 一         |

ト、燕麥 四 四  
 チ、種子 三 六  
 リ、其他 一 一  
 計 七 七

四、北鐵道運賃換算率

北滿鐵道の運賃は國際爲替に何等の價値なき、即ち問題となれるソ聯邦の金留建で、時々對圓、對哈爾濱大洋元、對國幣（滿洲國中央銀行發行紙幣）相場を管理局より發表し、是等の貨幣を以て受入れ、又は支拂に供するのであるが、七月一日現在の換算率は左の通りである。

百金留に對し日貨百八十三圓  
 日貨百圓に對し五十四留六十四哥  
 尙ほ此の金留對圓換算率は大體圓對米弗の爲替相場を標準とする。

二四、北滿鐵道關係條約

一、ハバロフスク議定書

下記署名の兩委員は相互に全權委任狀を提出し妥當なるを認め左の通議定す  
 第一條 ソヴェート聯邦政府は露支兩國が奉露及露支協定に基きかつ紛争前の

原狀回復に關する十一月二十七日附外務人民委員長代理リトウイノフの電報及十二月三日調印のニコリスク・ウスリスキイ議定書に全然異議なきものと諒解す

東支鐵道の露支共同經營中に起れる凡ての未決問題は來るべき露支會議に於て解決すべきものとす  
 依て左記各項を直に實行すべし

イ 從來の兩協定に基き東支鐵道理事會の活動を回復しソヴェート聯邦側理事を復任せしむ

今後は理事會中華民國側理事長及ソヴェート側副理事長は奉露協定第一條第六項に基き共同によりてのみ行動し得べきものとす

ロ ソヴェート聯邦の國籍者及中華民國人によりて從來保有せられるたる各課職員の割當を回復しソヴェート側各課長並に次長を復職（又はソヴェート側より新に其の地位につくべき者を推薦する場合に其の新候補を直ちに任命）すること

ハ 一九二九年九月十日以後東支鐵道理事會及管理局の名により發せられたる總ての命令および指令は合法的なる東 理事會及管理局によりて正當に確認せられざる限り無効と認む

第二條 一九二九年五月一日以後に於て並に兩國の紛争に關聯して民國官憲の爲めに逮捕せられたる者は一九二九年五月二十七日の哈爾濱領事館搜查の際に逮捕されたる者をも包含し何等の部類分を爲すことなく悉く即時釋放すべし

聯邦政府も兩國紛争に關し逮捕されたる中華民國人及捕虜となれる中華民國將校兵士を即時釋放す

第三條 一九二九年七月十日以後に罷免せられ或は辭職したる者にして上記の權利を行使せざる者には俸給の全額年金其他鐵道が是等の人に負ふ債務全部を即時支拂ふべし

缺員は合法的理事會及管理局の正當なる命令によりてのみ補充せらるべく紛争中任命せられし舊露國人即ちソヴェ

一ト聯邦の非國籍者は即時罷免すべし  
 第四條 民國當局は白系露軍の武裝解除を行ひ其の組織者及使喚者を東三省より追放す

第五條 ソヴェート聯邦及中華民國間の完全なる外交及領事關係復活問題は露鐵兩國會議の開催まで放置するも双方は東三省領域内に於けるソヴェート各領事館並に露領極東の相當地點に於ける民國領事館の即時復活を以て可能且必要なりと思惟す

聯邦政府は一九二九年五月三十一日「民國當局は一般的に認められたる國際法及國際慣習を尊重する意思並に能力なきことを凡ゆる行爲によりて明瞭に示したるにより聯邦政府は自今モスクワに於ける民國代表及聯邦領域内に於ける民國領事館との關係に於て之等の國際法上の原則により拘束せられざるものと認め従つてモスクワ駐在民國代表

及各地領事館は今後最早國際法の規定する治外權を享受する能はず」と宣明したるも今回兩國は國際法及國際慣習

に準據して兩國の領事關係を回復する意思ある旨を聲明したるを以て奉天政府は東三省内に於けるソヴェート領事館に對し完全なる不可侵權並に國際法及國際慣習が許容する總ての特權を保障し此の不可侵權及其他の特權を侵す如き行爲は絕對に避くべきことを誓約する旨宣言す之に對し聯邦政府に於ても一九二五年五月三十一日より民國領事館に對する關係斷絶までの間に於て設定されたる特殊制度を廢止し本條の第一項により極東露領に復活さるべき民國領事館に對し國際法及國際慣習の許與する總ての特權並に完全なる不可侵權を與ふ

第六條 領事館の復活に伴ひ東三省内に於ける聯邦經濟機關の活動を紛争前の原狀に回復する機會を直ちに與ふべし東支鐵道紛争に關聯して停止されたるソヴェート聯邦領域内の民國商業に對しても同様に復活の機會を與ふ  
 兩國間に於ける通商關係問題は總て露支會議に於て解決すべきものとす



第七條 兩國間に締結せられたる總ての協定及利益に關する實際上の保障並に遵奉問題は來るべき會議に於て解決さるべきものとす

第八條 兩國間の各種未決問題を議すべき露支會議は一九三〇年一月二十五日よりモスクワに於て開催す

第九條 露支兩國々境地方に於ける平和状態は兩國軍隊の撤退により即時回復すべきものとす

第十條 本議定書は調印の瞬間より効力を發生す一九二九年十二月二十二日ハバロフスクに於て調印す

ソヴェート社會主義共和國聯邦全權委員 外務人民委員部代表 シマノフスキイ (署名)

中華民國政府全權委員 蔡運升 (署名)

二、露支同盟密約 (千八百九十六年五月聖彼得堡に於て調印) (李鴻章「ロバノフ」條約) 第一條 東方亞細亞に於ける露西亞國領

北京に於て調印)

支那共和國及「ソヴェート」社會主義共和國聯邦は東支鐵道が露西亞國政府に依り供給せられたる資本を以て建設せられ且全然支那國の版圖内に於て建造せられたるを以て該鐵道は純然たる商業的企業なること及該鐵道自體の營業に屬する事項を除き其の他一切の事項にして支那國中央及地方政府の權利に影響するものは支那國官憲に依り處理せらるべきものなることを相互に承認し千九百二十四年五月三十一日附支那共和國及「ソヴェート」社會主義共和國聯邦間の諸問題解決の爲の大綱に關する協定の第二條に掲ぐる會議に於て最終的に解決せらるる迄該鐵道の管理を共同に實行するの目的を以て該鐵道の暫行管理のため協定を締結することに一致し之が爲左の如き其の全權委員を任命せり

支那共和國大總統閣下

顧維鈞

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦政

レフ・ミハイロヴィチ・カラハン

日・滿・露關係

土に對すると又は支那國若は朝鮮國に對するとを問はず日本國の企つる一切の侵略は必然的に本條約の即時適用を招致するものと之を認む右の場合兩締約國は其の當時兩締約國が使用し得る一切の陸海軍を以て相互に支持し且各締約國の兵力に對する糧食供給の爲成るべく多くの援助を爲すことを約す

第二條 兩締約國が共同動作を執るに至りたるときは他方國の同意を得るに非ざれば敵國と平和條約を單獨に締結することを得ざるものとす

第三條 軍事動作中は支那國一切の港は必要ある場合に於て露西亞國軍艦に開放せらるべく露西亞國軍艦は右港に於て其の必要とする一切の援助を支那國官憲より受くべし

第四條 支那國政府は露西亞國陸軍が侵略せらるるの怖ある地點に接するところを容易ならしめ、且其の抵抗手段を確保する爲支那國黑龍江省及吉林省を斷斷して浦潮斯德の方向に一條の鐵道線を建設することに同意す該鐵道

右全權委員は其の全權委任狀を示し之が良好妥當なるを認め左の諸條を協定せり

第一條 東支鐵道は同鐵道に關する一切の事項の討議及決定の爲十名より成る理事會を設くべく其の内五名は支那共和國政府に依り他の五名は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦政により任命せらるべし 支那共和國政府は支那國理事會の一名を理事會長として任命すべく右會長は同時に理事長たるべし 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦政府は露西亞國理事會の一名を理事會副會長として任命すべし 右副會長は同時に副理事長たるべし 理事會は七名を以て定足數とす理事會の一切の決定は之が實行に先ち六名以上の承認を経べし 理事長及副理事は理事會の事務を共同に處理し且同會の一切の書類に共に署名すべし 理事長又は副理事長在らざるときは各其政府は理事長又は副理事長として職

の露西亞國鐵道との聯絡は支那國領土又支那國皇帝陛下の主權を侵害するの口實と爲らざるべし該鐵道の敷設及經營は露支銀行に之を許與し且之が爲締結せらるる契約の條款は露西亞國駐劄支那國公使及露支銀行間に於て正式に商議せらるべし

第五條 戰時に於ては第一條所定の通り露西亞國は其の軍隊の輸送及軍隊に對する糧食支給の爲第四條所定の鐵道を自由に使用することを得べし平時に於ては露西亞國は其軍隊及軍需品の通過輸送の爲同一の權利を有す但し途中停車は輸送事務の必要を理由とする場合の外之を許さず

第六條 本條約は第四條所定の契約を支那國皇帝が確認したる日より實施せらるべく右實施の日より十五年間有效とす右期間終了前六月に於て兩締約國は本條約の更改に關し商議すべし

三、ソ支協定 (東支鐵道暫行管理協定) (千九百二十四年五月三十一日)

務を執るべき他の一名の理事會を任命することを得 (理事長の場合に於ては支那國理事會の一名を以て又副理事長の場合に於ては露西亞國理事會の一名を以てす)

第二條 東支鐵道は支那共和國政府により任命せらるべき二名の支那國監事及「ソヴェート」社會主義共和國聯邦政府により任命せらるべき三名の露西亞國監事即ち五名より成る監事會を設くべし 監事會長は支那國監事中より選任せらるべし

第三條 東支鐵道には「ソヴェート」社會主義共和國聯邦國民たる一名の支配人を置き支那共和國及「ソヴェート」社會主義共和國聯邦國民たる各一名の副支配人を置くべし 右役員は理事會により任命せらるべく且任命は各其政府により確認せらる可配人及副支配人の職權及職務は理事會により定めらるべし

第四條 東支鐵道の各部の部長及副部长



は理事會により任命せらるべし

部長が支那國民たる場合に於ては副部長は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦國民たるべく又部長が「ソヴェート」社會主義共和國聯邦國民たる場合に於ては副部長は支那共和國國民たるべし

第五條 東支鐵道の各部に於ける職員任用は支那共和國國民及「ソヴェート」社會主義共和國聯邦國民間に於ける均等代表の原則に従ふべし

第六條 本協定第七條に定むる見積及豫算を除き其の他の一切の事項にして理事會之に關し一致するに至らざるものは解決の爲締約國の政府に附託せらるべし

第七條 理事會は審議及承認を求むる爲東支鐵道の見積及豫算を理事會及監事會の共同會議に提出す

第八條 東支鐵道の全純益は理事會により保管せられ且本鐵道問題が最終的に解決せらるる迄使用せられずるべし

第九條 理事會は千八百九十六年十二月四日露西亞帝政府により承認せられたる東支鐵道問題を左の如く解決することに同意す

第一條 東支鐵道

一、兩締約國は東支鐵道會社は純然たる商業的企業たることを聲明す

二、千八百九十六年九月八日の東支鐵道建設及經營に關する契約第十二條所定の期間八十年を六十年に減じ右期間終了したるときは支那國政府は無償にて該鐵道及其の所屬財産を取得すべきものとす

三、「ソヴェート」社會主義共和國聯邦政府は兩締約國の組織する委員會に於て署名せられたるソヴェート社會主義共和國聯邦及支那共和國の諸問題解決の爲の大綱に關する協定第九條第四項に従ひ東支鐵道會社の債務問題を解決するものとす

四、兩締約國政府は相互に東支鐵道會社の將來は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦及支那國之を決定し一切の第三者の關與を排除することに同意す

五、千八百九十六年九月八日（八月二十七日）の東支鐵道建設及經營に關する契約は本協定所定の條件に従ひ本協定署名の日より四月内に兩締約國委員會により完全に改訂せらるべきものとす

前記期間（即ち六十年）を更に減少するや否やの問題は兩締約國の合意に基き之を商議することを得

たる東支鐵道會社の定款を本協定及支那共和國「ソヴェート」社會主義共和國聯邦間の諸問題解決の爲の大綱に關する千九百二十四年五月三十一日の協定に従ひ成るべく速に且如何なる場合に於ても理事會構成の日より六月以内に改正すべし

前記定款は其の改正に至る迄は支那共和國及「ソヴェート」共和國聯邦間の諸問題解決の爲の大綱に關する協定に抵触せず且支那國の主權を害せざる限り引續き遵守せらるべし

第十條 本協定は東支鐵道問題が支那共和國及「ソヴェート」社會主義共和國聯邦間の諸問題解決の爲の大綱に關する千九百二十四年五月三十一日の協定第二條に規定する會議に於て最終的に解決せらるると同時に効力を失ふべし

第十一條 本協定は署名の日より効力を生ずべし

右證據として兩國全權委員は英吉利語による二通の本協定に署名し及之に調印せり

主義共和國聯邦は支那國が東支鐵道會社を買戻すの權利を有することに同意す買戻の時に兩締約國は東支鐵道の現實資金を決定し支那國は該鐵道を正當なる價格を以て支那國資本により買戻すべきものとす

三、「ソヴェート」社會主義共和國聯邦政府は兩締約國の組織する委員會に於て署名せられたるソヴェート社會主義共和國聯邦及支那共和國の諸問題解決の爲の大綱に關する協定第九條第四項に従ひ東支鐵道會社の債務問題を解決するものとす

四、兩締約國政府は相互に東支鐵道會社の將來は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦及支那國之を決定し一切の第三者の關與を排除することに同意す

五、千八百九十六年九月八日（八月二十七日）の東支鐵道建設及經營に關する契約は本協定所定の條件に従ひ本協定署名の日より四月内に兩締約國委員會により完全に改訂せらるべきものとす

前記期間（即ち六十年）を更に減少するや否やの問題は兩締約國の合意に基き之を商議することを得

本協定署名の日より「ソヴェート」社會主義共和國聯邦は支那國が東支鐵道會社を買戻すの權利を有することに同意す買戻の時に兩締約國は東支鐵道の現實資金を決定し支那國は該鐵道を正當なる價格を以て支那國資本により買戻すべきものとす

支那共和國十三年五月三十一日即ち千九百二十四年五月三十一日北京に於て作成す

願 維 鈞

エル・カラハン

四、ソ奉協定

（東支鐵道及び其他に關する支那（奉天省）ソ聯邦間の協定）  
千九百二十四年十月八日奉天に於て調印

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦政府及支那共和國自治東三省政府は友好關係を促進し且兩國の利害に關する問題を整理せむことを欲し兩國間に協定を締結することに同意し之が爲各其の全權委員を任命せり

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦  
クズニエフ

支那共和國自治東三省政府

鄭謙、呂榮寰、鐘世銘

右全權委員は相互に其の全權委任狀の良好妥當なるを認めたる後左の諸條を協定せり

右改訂の決定前に於ては該契約に基き兩締約國の權利にして支那國主權を侵略せざるものは之を保持するものとす

六、東支鐵道は鐵道に關する一切の事項を商議決定する爲十名より成る理事會を組織し五名宛兩道約國より任命す

支那國は支那國理事の内一名を理事會會長に任命す右理事會會長は理事の職權を行ふものとす「ソヴェート」社會主義共和國聯邦は露西亞國理事の内一名を理事會副會長に任命す右理事會副會長は副理事長の職權を行ふ法定數を七名とし理事會一切の決議は其の實施に先ちて六名以上の同意を得べきものとす

理事長及副理事長は理事會の事務を共同して處理し且理事會の一切の文書に共同して署名す

理事長又は副理事長の何れか一方が闕缺せる場合には當該國政府は理事長又は副理事長の職權を行ふべき他の理事（理事長の場合には一名の支那國理事副理事長の場合には一名の露西亞國理



事を任命することを得

七、東支鐵道は五名より成る監事會を組織す即ち三名は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦之を任命し二名は支那國之を任命す

監事會會長は支那國監事中より之を選任す

八、東支鐵道は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦國民たる一名の支配人を置き且二名の副支配人を置くべし右二名の副支配人中一名は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦國民たるべく他の一名は支那共和國國民たるべし右役員は理事會により任命せらるべくかつ任命は各自國政府により確認せらるべし  
支配人及副支配人の職權及職務は理事會により定めらるべし

九、東支鐵道の各部の部長及副部長は理事會により任命せらるべし

部長が「ソヴェート」社會主義共和國聯邦國民たる場合には副部長は支那共和國國民たるべく又部長が支那共和國國民たる場合には副部長は「ソヴェート」社會

主義共和國國民たるべし

十、東支鐵道各部に於ける職員の任用は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦國民及支那共和國國民間に於ける均等代表の原則に従ふべし

(注意書) 均等代表の原則を實行するに付正規的生活及鐵道の運轉を如何なる場合に於ても防止し又は侵害せざるものとす即ち兩國國籍を有する人民の任用は志願者の經驗簡人的條件及能力に従ふべきものとす

十一、本協定第一條(十二)項所定の見積及豫算を除き其の他の一切の事項にして理事會が之に關し一致するに至らざるものは正當かつ和平なる解決の爲之を締約國政府に付託すべし

十二、理事會は東支鐵道の見積及豫算を審議及承認を求むる爲る理事會及監事會の共同會議に提出すべし

十三、東支鐵道の全純益は理事會により保管せられかつ兩締約國間に於て其の分配問題が共同委員會に於て最終的に決定せらるゝ迄は之を使用せざるもの

とす

十四、理事會は千八百九十六年十二月四日ロシア帝政府により承認せられたる東支鐵道會社の定款を本協定に従ひ且理事會構成の日より四月内に成るべく速かに改正すべし

前記定款は其の改正に至る迄は本協定に牴觸せずかつ支那共和國の主權を侵害せざる限り引續き遵守せらるべし

十五、東支鐵道會社の支那國買戻事件が兩締約國により決定せらるゝ時又は該鐵道が本協定第一條(二)項所定の期間終了して支那國に復歸する時直に該鐵道に關する本協定の一切の部分は効力を失ふべし

# ソヴェート聯邦の部



## 國家組織

### ソヴェート聯邦の組織

#### 一、國家組織の特徴

「ソヴェート社會主義共和國聯邦」は從來の私有財産制度に基づかない社會主義的共同經濟の基礎の上に成立せる現在世界最初の國家にして、その著しき特色は如何なる民族も自由意志を以て聯邦に加入し、又、聯邦より脱退することを憲法により規定せられてゐることである。即ち、「ソヴェート」社會主義共和國聯邦建設に關する宣言中「本聯邦は平等なる人民の自由團結にして各共和國は自由に聯邦より脱退するの權利を保證せらる」と明示せられてゐる。

#### 二、ソ聯邦構成の七

國家組織

#### 共和國

ソヴェート聯邦は現在ロシヤ、ウクライナ、白ロシヤ、後コーカサス、ウズベツク、トルコマン、タジツクの七共和國を以て結成されてゐる。タジツク自治共和國は從來ウズベツク共和國の一部を成してゐたが、一九二九年獨立せる共和國に昇格した。此他經濟的及び政治的に進歩の遅れたる諸民族はソ聯邦自治共和國を形成してゐる。而して自治的單位を爲す小民族の最大多數はロシヤ・ソヴェート社會主義共和國十一個の自治共和國と十三の自治州とを包含してゐる。  
(別表参照)

#### 三、聯邦と各加盟共和國との關係

ソヴェート共和國聯邦は對外國國際關係に於て聯邦を代表し一切の外交關係を處

理し、宣戰及講和、外國貿易及び内國商業の管理、聯邦軍隊の編成、單一貨幣及び信用制度の制定、ソ聯邦憲法に違反する加盟共和國ソヴェート大會及び中央執行員會決議の取消を爲し、加盟共和國間に於ける爭議の解決を爲す權利をもつてゐる。

而して加盟共和國は右聯邦自體の權限に關する制限を除き、加盟各共和國は單獨に國家權力を行使することが出来るし自由に聯邦を脱退することも可能である

### ソ聯邦中央統治組織

#### 一、聯邦最高權力としてのソヴェート大會

ソヴェート社會主義共和國聯邦「ソヴェート」大會は全聯邦權力の最高機關であつて、その代表者は左記都市及び州「ソヴェート」の代表者を以て組織されるのである。

一、選舉人二萬五千人に對し、一人の割合を以て選出する都市及びその近







聯邦重工業 同 ゲ・エリ・ペタコフ  
 聯邦輕工業 同 イ・エ・リュビーモフ  
 聯邦林業 同 同 同 エス・エス・ローボフ  
 聯邦農務 同 ヤ・ア・ヤコウレフ  
 聯邦勞働 同 ア・エム・ツイホン  
 聯邦供給 同 ア・イ・ミコヤン  
 聯邦財務 同 ゲ・エフ・グリニコ  
 聯邦穀物・家畜國營農場 同  
 テ・ア・ユルキン

人民委員會直屬機關

人民委員會直屬機關としては

(イ)勞働國防會議(ストー)

(ロ)實施委員會

(ハ)合同國家保安部(オ・ゲ・ベ・ウ)の機關がある。

イ、勞働國防會議

勞働國防會議は聯邦人民委員會の直屬機關であるが、全ソ聯邦の國民經濟の大綱及び國防方針を審議決定する重要機關で、委員は形式上人民委員會によつて選任々命される規定ではあるが、實際は中央機關の代表者より任命される。猶ほ議長は聯邦人民委員會議長之を兼務する。

同 ウエ・ア・ワリツスキー  
同 ゲ・エ・プロコフイエフ

五、聯邦最高裁判所

聯邦最高裁判所は各加盟共和國最高裁判所の決定、又は宣告が聯邦の一般的立法に違背し、又は他の共和國の利益に抵触する場合、聯邦中央執行委員會に對し異議の申立を爲し、加盟共和國の各種決定が憲法上正常なりや否やを決定し、職務上の犯罪により告發せられたる聯邦最高官吏の審判を行ふ。猶ほ同裁判所の構成は左の通りである。

(イ) 最高裁判所全委員會

(ロ) 民事裁判部及刑事裁判部

(ハ) 軍事裁判部及軍事交通裁判部

全委員會は十五名を以て組織し、其中には議長及議長代理、聯邦各共和國最高裁判所全委員會議長及合同國家政治局代表者一名、議長及び議長代理其他の七名は聯邦中央執行委員會幹部會に於て任命することになつてゐる。議長並に職員の名は左の通りである。

國家組織

今、議長以下委員の氏名を擧ぐれば、左の如し。

(ハ)勞働國防會議

議長 ウエ・エム・モロトフ  
 同代理 ヤ・エルツターク  
 同 ウエ・ウエ・クイブイシエフ  
 委員 イ・ウエ・スターリン  
 同 ゲ・カ・オルデヨニキーゼ  
 同 カ・エ・ウオロシロフ  
 同 ヤ・ア・ヤコウレフ  
 同 ゲ・エフ・グリニコ  
 同 ア・イ・ミコヤン  
 同 エム・イ・カルマノウイチ

ロ、實施委員會

實施委員會は一九三〇年十二月二十四日附の聯邦中央執行委員會及び人民委員會の布告によつて、從來の經濟建設五年計畫を立案するための國家計畫委員會に代つて、一切の國家機關及經濟機關の同計畫實施に關する政府の諸訓令の遂行状態を監督し、その實績を検討する爲めの機關として組織されたのである。併し一説によれば實施委員會は左翼反幹部

議長 ア・エヌ・ウイノクローロフ  
同代理 エム・イ・ワシリーエフ

刑事裁判部長 ウエ・ベ・アントノフ  
民事裁判部長

軍事裁判部長 ウエ・ウエ・ウルリシユ  
交通裁判部長 ア・ベ・エゴロフ  
最高裁判所には檢事局を附置する。最高裁判所檢事局は加盟共和國最高機關の憲法遵守の監視、最高裁判所の權限問題に關する裁判上の監視、聯邦軍事檢察事務の指導並びに合同國家保安局に對する監視を任務とし、憲法監視、合同國家保安局監視、軍事檢察の三部より成つてゐる。檢事總長及其代理は聯邦中央執行委員會幹部會之を任命する。

檢事總長はア・ヤ・ウインスキーであり、同代理はエス・エス・ピリヤフスキーである。

ロシヤ社會主義聯邦ソヴェート共和

派の消極的抵抗を監視するを主たる使命とするものなりと傳えられてゐる。議長並びに委員の氏名は左の如し。

議長 ウエ・エム・モロトフ  
 議長代理 ヤ・エルツターク  
 委員 ペ・ベ・ボスツイシエフ  
 同 エヌ・エム・シウエルニク  
 同 テ・ア・ユルキン

ハ、合同國家保安部

合同國家保安部は反革命運動、間諜並びに匪賊行爲の取締等を爲す機關で、其の探偵網は聯邦全土に行渡つてゐる。又保安部には外國課と稱するものあり外人及び國外に於けるソ聯邦駐在員の行動監視と情報の蒐集に従事してゐる。聯邦加盟各共和國には國家保安部(ゲ・ベ・ウ)があつて、右合同國家保安部(ナ・ゲ・ベ・ウ)の指揮監督の下に行動してゐる。合同國家保安部長官並に職員の名は左の通りである。

議長 ウエ・エル・メンジンスキー  
同代理 イ・ア・アクローフ  
同 ハ・ゲ・ヤゴダ

國中央機關

聯邦加盟各共和國の中央統治機關はソヴェート憲法の根本精神に基調を置き編成されたものであるが、之を全聯邦中央統治機關に比較すれば多少の相違がある猶ほ他の加盟共和國のそれは大同小異なれば茲に之を省略す。

一、全露ソヴェート大會

全露ソヴェート大會の權限に屬するものは、  
 (イ) ロシヤ共和國憲法の根本的原则の制定、増補、修正  
 (ロ) ロシヤ共和國に包括さるゝ自治共和國憲法の最終的認可

全露ソヴェート大會議員は都市ソヴェートの代表として當該都市有權者二萬五千人に就き一名、州ソヴェート代表として當該州人口十二萬五千人に就き一名の割合をもつて選出される。

二、全露中央執行委員會



全露中央執行委員會はロシア共和國最高の統治機關であつて、共和國の立法、行政及監督の任に當るものである。又、中央執行委員會は自己の發意により、法典、命令及び決定を發布し、ロシア共和國人民委員會の提出せる法律案を審査し、且つ裁可する。

猶ほ中央執行委員會には最高體育協會土地紛争最高統制特別委員會、全露記録中央管理局が其管轄下に置かれてゐる。

三、全露中央執行委員會

幹部會

本幹部會は中央執行委員會の定例會議閉會中、之に代行する最高機關であつて全聯邦中央執行委員會幹部會と同性質のものである。本幹部會には中央選舉委員會、豫算委員會、行政委員會、特赦委員會等が附屬する。

四、全露人民委員會

全露人民委員會、ロシア共和國政府

の内閣に相當する機關で、ロシア共和國の一般行政を處理する。而して中央執行委員會及びソヴェート大會に對して責任を負ふ。又、人民委員會の命令は臨時中央執行委員會又は同幹部會によつて停止若くは取消されることがある。

猶ほロシア共和國人民委員會は左の如き構成である。

- 一、農務、二、財務、三、供給、四、勞働、五、司法、六、勞農檢察、七、教育、八、保健、九、穀物家畜國營農場、一〇、公益事業、一一、社會救恤

各人民委員及び議長、議長代理、國家計畫委員會議長とを以て構成されるのである。司法教育、保健、公益事業及社會救恤の行政事務は當該民族の風習、地方的各種條件に適應する必要があるので、各加盟共和國にのみ設置されてゐる。外務、陸海軍、外國貿易、交通、水運通信、重工業、輕工業、林業等の如き全聯邦人民委員會の單一人民委員部より派遣せられたる代表者はロシア共和國人民委員會の一員として發言權及び議決權を

持つてゐる。

各ソヴェート共和  
國中央國家機關重  
要職員表

一、ロシア社會主義聯邦  
ソヴェート共和國

全露中央執行委員會議長

Table with 2 columns: Position and Name. Includes entries for 書記, 同代理, 農務, 勞働, 供給, 財務, 勞農檢察, 司法, 教育, 保健.

中央執行委員會議長

Table with 2 columns: Position and Name. Includes entries for 同, 書記, 同代理, 農務, 勞働, 供給, 財務, 勞農檢察, 公益事業.

人民委員會議長

Table with 2 columns: Position and Name. Includes entries for 同代理, 同, 農務, 勞働, 供給, 財務, 勞農檢察, 公益事業.

五、ウズベツク社會主  
義ソヴェート共和國

Table with 2 columns: Position and Name. Includes entries for 中央執行委員會議長, 同代理.

四、後高架索社會主義聯  
邦ソヴェート共和國

Table with 2 columns: Position and Name. Includes entries for 同代理.



書記 エム・アフメドフ  
 同 エム・ア・セガル  
 人民委員會議長 エフ・ホヂヤエフ  
 同代理 ア・カリモフ  
 同 カ・ワルタバーエフ  
 農務 同 カ・ワルターエフ  
 労働 同 イ・イブラヒモフ  
 供給 同 エム・フアイズウリン  
 財務 同 ア・イスラモフ  
 勞農檢察 同 カ・ワルタバーエフ  
 司法 同 チヤイ・イルマトフ  
 教育 同 テ・ジュルヘネフ  
 保健 同 ウエ・ベ・ニコラーエフ  
 社會救恤 同 エム・シエイホフ  
 公益事業 同 ア・イスハコフ

六、トルクメン社會主義ソヴェート共和國

人民委員會議長 カ・アタバエフ  
 同代理 ベ・ウエ・トルビゴ  
 農務 同 ハ・アタバエフ  
 労働 同 ウエ・ウエ・サヴロフ  
 供給 同 デ・ラフマノフ  
 財務 同 エム・イノヤトフ  
 勞農檢察 同 ア・ムハメドフ  
 司法 同 ペ・アタエフ  
 教育 同 エス・エヌ・アガジヤノフ  
 保健 同 デ・ハンリマオメトフ  
 社會救恤 同 オルベ・アタムラドフ  
 公益事業 同 オ・タシユリエフ

七、タチツク社會主義ソヴェート共和國

勞働 同 エス・ナバトフ  
 供給 同 ア・カ・ムフリツイノフ  
 財務 同 エム・デ・イスマイロフ  
 勞農檢察 同 ア・イ・ラリチエフ  
 司法 同 エス・ホヂヤロフ  
 教育 同 エヌ・ムハメドフ  
 保健 同 チヤイ・イ・イマモフ  
 社會救恤 同 ハ・エヌ・ハルナザロフ

ソヴェート聯邦の領土

ソヴェート聯邦は、二千百三十五萬三千平方キロメートルといふ廣大な領土を占め、それは地球の全陸地面積の六分の一に等しい。領土の廣さに關しては、ソヴェート聯邦は、ただ英帝國——その殖民地を含めて——だけに劣つてゐる。ソヴェート聯邦の領土のうちで、ヨーロッパの部分は五分の一であり残りの五分の四はアジアの部分であるソヴェート聯邦國境の全延長は六萬五千キロメートルであり、そのうち三分の一は陸地で三分

の二は海洋である。因みにソヴェート聯邦は一九二六年、東經三二度四分三五秒以東、西經一六八

度四九分三一秒以西、北陸に至る間の北氷洋上の諸島は聯邦の領土であることを宣言したが、昨年測量を終りえたセーウ

エルナヤ・ゼムリヤ(面積三四、五〇〇方)も新たに獲得された版圖内に入った

ソヴェート社會主義共和國聯邦各加盟國と其行政區劃

一九三二年版ソ聯邦外務人民委員部年鑑による

| 加盟共和國、管區及州(地方)名   | 成立日子       | 行政中心地          |           |
|---|------------|----------------|-----------|
|   |            | 名稱             | 人口        |
| <b>ソヴェート社會主義共和國聯邦</b><br>一、ロシヤ聯邦共和國<br>管區及州(地方)<br>一、沿ヴォルガ管區<br>二、北高架索管區<br>三、中部黒土州<br>四、極東管區<br>五、イヴノフ工業地方<br>六、レニングラード州 | 一九一七年十一月七日 | モスクワ           | 二、七八一、三〇〇 |
|   |            | スタリングラード       | 二九四、五〇〇   |
|   |            | ロストフ・ナ・ドン      | 四五七、一〇〇   |
|   |            | ウオロネージ         | 一六五、一〇〇   |
|   |            | ハバロフスク         | 六五、〇〇〇    |
|   |            | イヴノフ・ウオズネ      | 一六二、三〇〇   |
|   |            | レニングラード        | 二、二二八、三〇〇 |
| 國家組織  |            | モスクワよりの距離(單位料) |           |
|   |            |                | 一、〇七四     |
|   |            |                | 一、二三一     |
|   |            |                | 五七八       |
|   |            |                | 八、四六一     |
|   |            |                | 三一八       |
|   |            |                | 六五一       |



- 七、モスクワ州
- 八、ニジニ・ノヴゴロド州
- 九、北部管區
- 一〇、西部地方
- 一一、ウラル地方
- 一二、西部シベリヤ管區
- 一三、東部シベリヤ管區
- 一四、中部ヴォルガ管區
- 自治州
- 一、アドウイゲイ自治州
- 二、イングーシユ自治州
- 三、カバルジノバルカール自治州
- 四、カルムイツ自治州
- 五、カラカルパツク自治州
- 六、カラチャエフ自治州
- 七、ハカス自治州
- 八、コーミ(ズリヤン)自治州
- 九、マリイ自治州

|           |           |       |
|-----------|-----------|-------|
| モスクワ      | 二、七八一、三〇〇 | 四四〇   |
| ニジニ・ノヴゴロド | 三五〇、三〇〇   | 一、一三七 |
| アルハンゲリスク  | 八一、六〇〇    | 四一九   |
| スモレンスク    | 八九、二三九    | 一、六八六 |
| スウエルドロフスク | 二二三、三〇〇   | 三、四六九 |
| ノウオシビリスク  | 一七六、〇〇〇   | 五、〇九二 |
| イルクツク     | 一〇三、九〇〇   | 一、〇四六 |
| サマラ       | 二二〇、四〇〇   |       |
| クラスノダール   | 二二七〇、一〇〇  | 一、五四一 |
| オルヂョニキーズ  | 七八、三四七    | 一、九二九 |
| ナリトチク     | 一二、九〇九    | 一、八八五 |
| エリスタ      | 四、七二四     | 一、八三六 |
| ツルクール     | 四、二〇七     | 三、一三六 |
| ミコヤンシヤハル  | 一、五〇〇     | 一、七三二 |
| アバカン      | 四、二九〇     | 四、五六九 |
| シリチフカル    | 五、〇六八     | 一、七一五 |
| ヨシカル・オラ   | 四、三七四     | 八五八   |

- 一〇、モルドウイソ自治州
- 一一、オラト自治州
- 一二、北オセチン自治州
- 一三、ウドムーツ自治州
- 一四、チエルケツシュ自治州
- 一五、チエチエン自治州
- 自治共和国
- 一、アレマンド・ヴォルガ自治共和国
- 二、バシユキール自治共和国
- 三、ブリヤト・モンゴル自治共和国
- 四、クルイム自治共和国
- 五、ダゲスタン自治共和国
- 六、カザーク自治共和国
- 七、カレーリヤ自治共和国
- 八、キルギス自治共和国
- 九、タタール自治共和国
- 一〇、チューシユ自治共和国

|            |         |       |
|------------|---------|-------|
| サランスク      | 一五、四三二  | 六四三   |
| ウララ        | 五、六九一   | 三、九五〇 |
| オルヂョニキーズ   | 七八、三四七  | 一、九二九 |
| イジエフスク     | 六三、二一一  | 一、一四八 |
| ワタルパシンスク   | 一九、二四六  | 一、六七四 |
| グローススイ     | 一四八、九〇〇 | 二、〇一七 |
| エンゲリスク     | 三四、三五二  | 八七二   |
| ウーハ        | 一二四、一〇〇 | 一、五一九 |
| ウエルネウージンスク | 二八、九一八  | 五、五八一 |
| シムヘロポーリ    | 八八、三四〇  | 一、四五九 |
| マハツチ・カラ    | 三二、〇〇〇  | 二、一二七 |
| アルマ・アタ     | 四五、三八五  | 四、〇一一 |
| ペトロザオドスク   | 二七、一五〇  | 九二四   |
| フルーニゼ      | 三一、八〇四  | 三、七二〇 |
| カザン        | 二〇二、〇〇〇 | 七九五   |
| チエボクサールイ   | 一〇、二三八  | 七四六   |



|               |             |         |         |       |
|---------------|-------------|---------|---------|-------|
| 一、ヤクーツク自治共和国  | 一九一九年十二月廿七日 | ヤクーツク   | 一〇、五五八  | 八、二七二 |
| 二、ウクライナ共和国    | 一九一九年一月一日   | ハリコフ    | 五二一、五〇〇 | 七八〇   |
| モルダフ自治共和国     | 一九一九年五月十二日  | チラスポリ   | 二一、七四一  | 一、四八四 |
| 三、白ロシア共和国     |             | ミンスク    | 一五三、五〇〇 | 七五一   |
| 四、後高加索聯邦共和国   |             | チフリリス   | 三四七、九〇〇 | 三、〇二五 |
| 一、アルメニヤ共和国    |             | エリワニ    | 六四、六四九  | 三、四〇〇 |
| 二、アゼルバイジャン共和国 |             | バクー     | 五七五、二〇〇 | 三、〇二五 |
| ナヒチエワン自治共和国   |             | ナヒチエワン  | 八、九四六   | 三、五七五 |
| カラバール山脈自治州    |             | ステパナケルト | 三、一一八   | 二、八四五 |
| 三、グルジン共和国     |             | チフリリス   | 三四七、九〇〇 | 三、〇二五 |
| アブハーシユ共和国     |             | スフーム    | 二〇、〇三二  | 二、〇四四 |
| アジアリストタン自治共和国 |             | バツーム    | 四五、四五〇  | 三、三三三 |
| 南部自治州         |             | ツヒンバリ   | 五、八一三   | 三、一二九 |
| 五、ウズベツク共和国    | 一九二四年十二月五日  | タシユケント  | 四二一、八〇〇 | 三、三二八 |
| 六、トルクメン共和国    | 一九二四年十二月    | アシユハバド  | 六一、六九三  | 三、四〇四 |
| 七、タジク共和国      | 一九二九年十二月    | スタリナバト  | 五、六〇七   | 三、九三六 |
| バダールシユ山自治州    |             | ホーログ    | 九二七     | 四、三〇五 |

### ソヴェート聯邦の人口

ソ聯邦の人口を其の調査年度によりて示せば次の如し。

- 一九二六年度 一四、三〇七、九〇〇人
- 一九二八年度 一五、四四六、八〇〇人
- 一九三二年度 一六、四〇〇、三〇〇人
- 一九三二年度 一六、一六六、一〇〇人

右の表によりて見る如く、近年に至り毎年の増加約三百萬人に達す。これが原因は生産率の増加、死亡率の低下、殊に幼児死亡率の激減によるものである。

國內工業化の進展に俱ひ、都市住民の数は近年大に増加し、なほ將來もこの傾向が更に進展するものと認められる。之が増加率を示せば一九二六年度は一七・九%なりしも、五ヶ年計畫の初年度たる一九二八年には一八・三%となり、一九三二年度は二〇・七%となつた。

従つて都市の數も激増し、現在では人口十萬以上五十都市、五萬以上六十六都

### 人口十萬以上の都市及人口

市、二萬以上百四十八都市を數ふる有様である。次に人口十萬以上の都市を掲げれば

- モスクワ 三、八〇〇、〇〇〇
- レニングラド(舊ペトログラド) 三、三三〇、〇〇〇
- バクー 八〇〇、〇〇〇
- ハリコフ 六七〇、〇〇〇
- キーエフ 五五〇、〇〇〇
- スウエルドロフスク(舊エカテリンブルグ) 五〇〇、〇〇〇
- オデッサ 四八〇、〇〇〇
- ロストフ・ド・ナヌ 四四八、〇〇〇
- タシケント 四三三、〇〇〇
- チフリリス 三九三、〇〇〇
- ゴーリキー(舊ニジニウゴロド) 三五一、〇〇〇
- ドネプロベトロフスク(舊エカテリノスラフ) 三三〇、〇〇〇

スタリニングラド(舊ツァリツイン) 三五〇、〇〇〇

サラトフ 二七六、〇〇〇

ノウオンビルスク(舊ノウオニコラエフスク) 三三三、〇〇〇

カザン 三三〇、〇〇〇

サマラ 三二一、〇〇〇

ラストラハン 一九八、〇〇〇

スタリノ(舊ユゾフカ) 一五五、〇〇〇

ツィラ 一九三、〇〇〇

オムスク 一七九、〇〇〇

ベルミ 一七六、〇〇〇

クラスノダル(舊エカテリノダル) 一七〇、〇〇〇

アルマ・アタ(舊ウエルヌイ) 一六六、〇〇〇

ウオロネジ 一六六、〇〇〇

マグニトゴルスク 一五五、〇〇〇

ルガンスク 一五五、〇〇〇

イヴァノヴォ(舊イワノヴォズネゼンスク) 一五三、〇〇〇

ヤロスラウリ 一五六、〇〇〇

マケエフカ(舊ドミトリエフスク) 一五〇、〇〇〇



|                    |         |
|--------------------|---------|
| グロズヌイ              | 一四九、〇〇〇 |
| タガンログ              | 一四五、〇〇〇 |
| ミンスク               | 一三六、〇〇〇 |
| サマルカンド             | 一三六、〇〇〇 |
| オレンブルグ             | 一三三、〇〇〇 |
| ニコラエフ              | 一三三、〇〇〇 |
| ニジニタギリ             | 一三〇、〇〇〇 |
| アルハンゲリスク           | 一三〇、〇〇〇 |
| ウラヂウオストク           | 一二九、〇〇〇 |
| カリニン(舊トウエリ)        | 一二五、〇〇〇 |
| ウフア                | 一二四、〇〇〇 |
| チエリヤビンスク           | 一二七、〇〇〇 |
| ヴイテブスク             | 一二九、〇〇〇 |
| ゴメリ                | 一〇八、〇〇〇 |
| ベンザ                | 一〇六、〇〇〇 |
| マリウポリ              | 一〇六、〇〇〇 |
| ザポロジエ(舊アレクサンドロフスク) | 一〇五、〇〇〇 |
| イルクツク              | 一〇四、〇〇〇 |
| カラガンダ              | 一〇一、〇〇〇 |
| クルスク               | 一〇〇、〇〇〇 |
| 以上 五十市             |         |

極東土人人口

|         |        |
|---------|--------|
| モンゴール   | 四八     |
| プーリヤイト  | 八、六四六  |
| ヤクート    | 一、二二六  |
| トングース   | 一三、六三二 |
| ラムート    | 一三、〇〇六 |
| オロチオン   | 八、〇一七  |
| ゴーリツド   | 五、三〇四  |
| オリチ     | 七二二    |
| ネギダンツツ  | 六八三    |
| オロチ     | 六四六    |
| チュウネツツ  | 六八四    |
| アレウート   | 三五一    |
| ウデハ     | 一、三五八  |
| オコロツコ   | 一六二    |
| サモギール   | 五五一    |
| チュリチ    | 一一、〇四〇 |
| コリヤーク   | 七、四三四  |
| カムチャダール | 四、二〇七  |
| ギリヤク    | 四、〇七六  |
| エスキモ    | 一、二九一  |
| 其他      | 六一八    |

極東地方行政區劃組織

一、分管區劃の設定

普通「極東地方」と謂れてゐるのは後具加爾以東のソ聯邦領土を稱するのであつて、帝政時代に於ては行政上四縣に分轄統治されてゐた。然し革命後一九二六年全露中央執行委員會は、從來の行政單位としての縣制は土地餘りに廣大にして、行政上種々の不便あるのに鑑み、一行政單位として、又經濟的考慮を基礎の下に浦鹽、ハバロフスク、ニコラエフスク、アムール、ゼーヤ、スレーチン、エンスク、チタ、北樺太、カムチャツカの九管區に分ち、更に七十五分管區に分轄統治することに決定した。

二、分管區劃の變更

次いで一九三二年十月二十日開かれた全露中央執行委員會幹部會に於て、極東地方の行政區劃變更を行ふ旨決定した。

これに依れば極東地方の管内に次の諸州及び管區が組織されることになつた。

|              |             |
|--------------|-------------|
| 州及び管區名       | 行政中心地       |
| プリモルスカヤ州     | 浦鹽          |
| アムルスカヤ州      | ブラゴヴェスチエンスク |
| カムチャツカヤ州     | ペトロパヴロフスク   |
| サハリンスカヤ州     | アレクサンドロフスク  |
| ニジネ・アムルスキー管區 | ニコラエフスク     |

ハバロフスク市は、獨立行政區となり極東地方執行委員會に直屬する。尙ほ同執行委員會に直屬する獨立管區は、オホツキー、コリヤンスキー、チウコツキーにして、執行委員會直屬の獨立小管區はピロジヤンスキー、ニジネタムボスキー、プリゴロドヌイである。

三、「東部シベリヤ地方」新設

ソ聯邦政府は一九三〇年以來の極東地方に於ける管區行政組織の改制と同時に

從來の極東地方地域を縮少し、それを以て更に東部シベリヤ地方を新設したのである。それはチタ及びスレーチエンスクの兩管區(二十二管區)面積は二六九〇三九平萬軒の地域が充てられた。

四、管區廢止に伴ふ行政組織の變更

上述の如き管區改制は必然的に同地方の行政組織をも變更せざるを得なくなつた。主なる變更都市・町・村は次の如くである。

浦鹽、ブラゴウエシエンスク兩市はソヴェイトを構成して極東地方執行委員會に所屬することゝなつた。

ハバロフスク、ニコリスク、蘇城、チタ、ペトロフスキー、ザウオード等は近郊の村を合併して市執行委員會を設定し極東地方執行委員會に所屬することゝなつた。(但し市政管掌機關としての市ソヴェイトを構成しないこと)

スレーチエンスク、スパスク、ニコラエフスク等その他都市は分管區執行委

員に所屬し、市ソヴェイトを構成するものとす。

ビラ、テチエ等の村は獨立會計を有する勞働者村ソヴェイトを編成し、それに該當する分管區執行委員會に附屬せしめられた。

尙北樺太管區内オハ分管區は北樺太管區から分轄し極東地方執行委員會に附屬せしめられた。

五、極東地方行政機關

極東行政機關の中心は、極東地方執行委員會であつて、現在の議長はブツエンコ氏である。同氏は駐日通商代表であつたアサートキン氏の後を襲ふたものである。地方執行委員會はハバロフスク市に在る。議長の下に議長代理三名、書記一名を置く。

猶ほ執行委員會には左の各部がある。

|     |       |
|-----|-------|
| 組織部 | 少數民族部 |
| 財務部 | 教育部   |
| 行政部 | 保健部   |
| 農務部 | 自治經濟部 |
| 商務部 | 勞働部   |



社會保險部 勞農監督部  
國民經濟會議 司法部

六、極東經濟機關

極東に於て活躍せる經濟機關の主要なるものを掲げれば左の通りである。  
極東銀行、極東林業トラスト、輸出木材株式會社、ソ聯邦西方商業會議所極東支部、國立銀行ハバロフスク支店、漁業廳、カムチャツカ株式會社、サガレン株式會社

右諸機關は總てハバロフスク市にあるが、漁業廳は浦潮斯德にある、而して漁業廳長官はデモンエンコ氏である。

ソヴェエト聯邦の憲法 (改正)

第一編 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦構成に關する宣言

「ソヴェエト」諸共和國の建設以來世界の國家は一個の陣營即ち資本主義の陣營及社會主義の陣營に分れたり  
彼方資本主義の陣營に於ては民族間の敵

なり  
最近其の「ソヴェエト」大會を開催し滿場一致を以て「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦の構成に關する決定を採用したる「ソヴェエト」諸共和國國民の意志は本聯邦が平等なる國民の任意的結合なること各共和國は自由に聯邦より脱退するの權利を保障せられたること、既に存在し又は將來建設せらるることあるべき一切の社會主義「ソヴェエト」共和國は自由に本聯邦に加入するを得べきこと、新なる聯邦國家は千九百十七年樹立せられたる國民の平和的共存及同胞的協力なる原則の榮譽ある成果なること並に本聯邦國家は世界資本主義に對抗する爲に依頼するに足る城壁にして且總ての國の勞務者をして一つの世界的社會主義「ソヴェエト」共和國を構成せしむべき新なる決定的一歩たることの信頼すべき保障たるものなり

第二編 條約

露西亞社會主義聯邦「ソヴェエト」共和國 (「エル、エフ、エス、エス、エル」)、「ウクライナ」社會主義「ソヴェエト」共和國

國家組織

意及不平等、植民地的××制度及××的愛國主義、民族的抑壓及××、帝國主義的××及××存在し

此方社會主義の陣營に於ては相互的信賴及平和、民族的自由及平等、國民間の平和的共存及同胞的協力存在す

資本主義の世界が民族の自由なる發展と人の人を搾取するの制度とを混用して民族問題を解決せんとしたる數十年間の企圖は効果なきこと判明し民族間の葛藤は却て益々増大し資本主義の存在自體を脅威するに至り有産階級は民族間の協力を圓滑ならしむるの力無きこと明となりたり

「ソヴェエト」の陣營に於てのみ即ち人民の大多數を糾合したる無産階級の獨裁の下に於てのみ民族的壓迫を其の根底より打破し民族間に相互信賴の事態を創出し同胞的協力の基礎を設定するの可能なること明となりたり

右狀勢に因りてのみ「ソヴェエト」諸共和國は内外に於ける全世界の帝國主義者の攻撃を排除することを得又「ソヴェエト」

(「ウ、エス、エス、エル」)、白露社會主義「ソヴェエト」共和國(「ベ、エス、エス、エル」)、後高加索聯邦「ソヴェエト」共和國(「ゼ、エス、エス、エル」)即ち「ソヴェエト」社會主義共和國「アゼルバイジャン」、「ソヴェエト」社會主義共和國「ジョルジア」及「ソヴェエト」社會主義共和國「アルメニア」、「トウルクメン」社會主義「ソヴェエト」共和國(「トウルク、エス、エス、エル」)、「ウズベク」社會主義「ソヴェエト」共和國(「ウズ、エス、エス、エル」)及「タジック」社會主義「ソヴェエト」共和國(「タド、エス、エス、エル」)は一の聯邦國家たる「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦に合同す

千九百二十五年五月二十日改正(千九百二十五年聯邦法令集第三十五輯 第二百四十五號) 千九百二十九年十月五日改正(千九百二十九年聯邦法令集第七十五輯 第七百十七號)

第一章 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦權力の最高機關の權限事項

諸共和國は能く國內の爭亂を清算し自國の存在を保障し且平和的經濟建設に着手することを得たり  
然れども數歳に亘れる戰爭は其の痕跡を残さざるを得ざりき戰爭の遺産として遺されたる荒廢せる田園、休止せる工場破壊せられたる生産力及凋渴せる經濟資源は經濟建設に對する各共和國個々の努力を不十分ならしめたり各國共和國の分立的存在の下に於ては國民經濟の復興は不可能なること明となりたり  
他方に於て國際政局の不安定及新なる攻撃の危險は「ソヴェエト」諸共和國をして資本主義的包圍に遭ひて單一戰線を敷くの已むを得ざるに至らしむ  
終に階級的性質上國際的なる「ソヴェエト」權力の組織夫れ自體は「ソヴェエト」諸共和國の勞働大衆を驅りて一つの社會主義的集團を構成するの途に向はしむ  
總て此等の事態は「ソヴェエト」諸共和國の對外的安全、國內の經濟的繁榮及國民の民族的發展の自由を確保するを得べき一の聯邦を構成することを要するもの

第一條 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦を表現する最高機關は左の權限を有す

(イ) 國際關係に於ける聯邦の代表、一切の外交事務の處理、他の國家との政治上及び其の他の條約の締結

(ロ) 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦國境の變更並に同聯邦を構成する諸共和國間の國境變更に關する諸問題の調整

(ハ) 新共和國の「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦加入に關する條約の締結

(ニ) 宣戰及講和

(ホ) 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦の外債及内債に關する契約並に同聯邦を構成する諸共和國の外債及内債の募集の許可

(ヘ) 國際條約の批准

(ト) 外國貿易の管理並に供給及國內商業制度の樹立

(チ) 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦



邦の全國民經濟の基礎及一般計畫の確立、全聯邦的意義を有する工業の部門及各個の工業的企業の決定、全聯邦的又は「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の名に於てする利權契約の締結

(リ) 運輸及郵便電信事務の指導

(ヌ) 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦の軍の編制及指導

(ル) 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦の單一財政計畫及同聯邦を構成する諸共和國の豫算を包含する單一國家豫算の承認、全聯邦的租税及収入の決定並に「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國豫算編成の爲にする右租税及収入よりの控除金額及之に對する附加金額の決定

「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國豫算編成の爲にする補充的租税及課金の認可

(ヲ) 單一貨幣及信用制度の樹立

(ワ) 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦の全領域に於ける土地の整理及利用を擁護す

第四條 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國は自由と同聯邦を脱退するの權利を保有す

第五條 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國は本憲法に準據し其の憲法を改正すべし

第六條 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の領土は當該共和國の同意なくして之を變更することを得ず本憲法第四條を改正し、制限し又は削除する爲には「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦を構成する總ての共和國の同意を用す

第七條 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國人民の爲に單一なる同聯邦の國籍を設く

第三章 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦「ソヴェエト」大會

第八條 「ソヴェエト」大會は「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦の最高權力機關なり但し「ソヴェエト」大會の閉會中

用並に地中埋藏物、森林及水域の利用に關する一般原則の確立

(カ) 共和國相互間に於ける移住に關する全聯邦的立法並に移民資本の設定

(コ) 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦の裁判所の構成、裁判手續並に民事及刑事立法に關する原則の確立

(ク) 勞働に關する根本法の制定

(ケ) 國民教育に關する一般原則の確立

(コ) 國民の健康保全に關する一般的施設

(ツ) 度量衡制度の樹立

(ネ) 全聯邦的統計の作成

(ナ) 外國人の權利に關係ある「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦の國籍に關する基本的立法

(ラ) 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦の全領域に亘る大赦權

(ム) 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の「ソヴェエト」大會及中央執行委員會の決定に

は聯邦會議及民族會議より成る「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會を以て最高權力機關とす

第九條 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦「ソヴェエト」大會は選舉人二萬五千人に付一人の割合に依る市「ソヴェエト」及市的居住地「ソヴェエト」の代表者及住民十二萬五千人に付一人の割合に依る村「ソヴェエト」代表者を以て之を組織す

千九百二十七年四月二十六日改正

(千九百二十七年聯邦法令集第二十一輯 第二百四十二號)、千九百三十一年三月十七日改正(千九百三十一年聯邦法令集第十七輯 第六十二號)

第十條 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦「ソヴェエト」大會に對する代表者は

(イ) 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國にして地方及州の區劃を有せざる國家の「ソヴェエト」大會に於て直接に

(ロ) 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦

して本憲法に違反するもの取消

(ウ) 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國相互間に於ける緊争問題の解決

千九百三十一年三月十七日改正(千九百三十一年聯邦法令集第十七輯 第六十二號)

第二條 本憲法の基本的原則の承認及變更は専ら「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦「ソヴェエト」大會の權限に屬す

第二章 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の全權並に同聯邦の國籍

第三條 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の主權は本憲法に規定したる範圍内に於て且同聯邦の權限に屬する諸事項に關してのみ制限せらるる右制限の範圍外に於ては「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦を構成する各共和國は獨立して其の國家權力を行使す「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦は同聯邦を構成する諸共和國の主權

邦を構成する諸共和國にして地方及州の區劃を有する國家に於ては地方及州の「ソヴェエト」大會に於て

(ハ) 「アゼルバイジャン」、「ジョルジア」及「アルメニア」の諸「ソヴェエト」社會主義共和國の「ソヴェエト」大會に於て並に地方及州に合同せられ又は合同せられざる自治共和國及自治州の「ソヴェエト」大會に於て選舉せらるる

千九百二十七年四月二十六日改正

(千九百二十七年聯邦法令集第二十一輯 第二百四十二號)、千九百三十一年三月十七日改正(千九百三十一年聯邦法令集第十七輯 第六十二號)



聯邦中央執行委員會之召集

千九百二十七年四月二十六日改正  
(千九百二十七年聯邦法令集第二十一輯 第二百四十二號)

第十二條 所定の期日に「ソヴェート」社會主義共和國聯邦「ソヴェート」大會の召集を妨ぐる特別の事情ある場合には同聯邦中央執行委員會は大會の召集を延期するの權利を有す

第四章 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會

第十三條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會は聯邦會議及民族會議を以て之を組織す

第十四條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦「ソヴェート」大會は同聯邦を構成する共和國の代表者中より各共和國の人口に比例して同聯邦「ソヴェート」大會の定むる人數の聯邦會議を選任す  
千九百二十五年五月二十日改正(千九百二十五年聯邦法令集第三十五輯 第二百四十五號)

第十五條 民族會議は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國及自治「ソヴェート」社會主義諸共和國各五名宛の代表者及諸自治州各一名宛の代表者を以て之を構成す民族會議の組織は全體として「ソヴェート」社會主義共和國聯邦「ソヴェート」大會に依り承認せらるるものとす  
千九百二十五年五月二十日改正(千九百二十五年聯邦法令集第三十五輯 第二百四十五號)

第十六條 聯邦會議及民族會議は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會及同人民委員會、同聯邦の各人民委員部及同聯邦を構成する諸共和國中央執行委員會に依り提議せられ又は聯邦會議及民族會議に依り發議せらるる一切の命令、法典及決定を審議す  
第十七條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會は法典、命令、決定及規定を發布し同聯邦の立法及行政を統一し且同聯邦中央執行委員會幹部

會及人民委員會の行動の範圍を定む  
第十八條 命令又は決定にして「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の政治的及經濟的生活の一般的規範を定むるもの並に同聯邦國家機關の現存の慣行に根本的變更を加ふるものは總て之を同聯邦中央執行委員會の審議及承認を経る爲提出することを要す  
第十九條 中央執行委員會の發布する總ての命令、決定及規定は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の全領域に於て直に之を施行することを要す

第二十條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會は同聯邦中央執行委員會幹部會、同聯邦を構成する諸共和國の「ソヴェート」大會及同中央執行委員會又は同聯邦の領域内に於ける他の權力機關の發布せる命令、決定及規定を停止し又は之を取消すの權力を有す  
第二十一條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會通常會議は同聯邦新常「ソヴェート」大會の閉會中に少

くとも三回中央執行委員會幹部會に依り召集せらる臨時會議は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會の決定、聯邦會議幹部會若は民族會及幹部會又は同聯邦を構成する諸共和國の一の中央執行委員會の要求に基きて召集せらる

千九百三十一年三月十七日改正(千九百三十一年聯邦法令集第十七輯 第六十二號)

第二十二條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會に審議を経る爲提出せらるる法律案は聯邦會議及民族會議に依り可決せられたる場合に限り法律たるの効力を取得し同聯邦中央執行委員會の名に於て公布せらる

第二十三條 聯邦會議及民族會議の意見一致せざるときは右問題は其の組織する調停委員會の審議に附せらるべし

第二十四條 調停委員會に於て合意成立せざるときは右問題は之を聯邦會議及民族會議の合同會議の審議に附す合同會議に於て聯邦會議又は民族會議の投

票の多數を得ざる場合には此等の機關の一の要求に依り右問題を「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の通常又は臨時「ソヴェート」大會の裁決に附することを得

第二十五條 聯邦會議及民族會議は其の會議の準備及指導に當らしむる爲各九名より成る幹部會を選任す  
千九百二十五年五月二十日改正(千九百二十五年聯邦法令集第三十五輯 第二百四十五號)

第二十六條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會の閉會中は同聯邦中央執行委員會幹部會を以て最高權力機關とす中央執行委員會に依り組織せられ聯邦會議及民族會議の幹部會員全部を含む二十七名の委員より成る

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會人民委員會(本憲法第二十六條及第三十七條)を構成する爲聯邦會議及民族會議の合同會議を開く聯邦會議及民族會議の合同會議に於ける投票は聯邦會議及民族會議各別

に之を行ふ

千九百二十五年五月二十日改正(千九百二十五年聯邦法令集第三十五輯 第二百四十五號)

第二十七條 中央執行委員會は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する共和國の數に依り中央執行委員會幹部會員中より同聯邦中央執行委員會議長を選擧す  
千九百二十五年五月二十日改正(千九百二十五年聯邦法令集第三十五輯 第二百四十五號)

第二十八條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會は同聯邦「ソヴェート」大會に對し責に任す

第五章 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會

第二十九條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會は同聯邦中央執行委員會の閉會中立法、執行及行政に關する同聯邦の最高權力機關なり



第三十條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會は一切の權力機關に依る同聯邦憲法の適用並に同聯邦「ソヴェート」大會及中央執行委員會決定の執行を監督す

第三十一條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會は同聯邦の人民委員會及各人民委員部並に同聯邦を構成する諸共和國の中央執行委員會及人民委員會の決定を停止し及之を取消すの權利を有す

第三十二條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會は同聯邦を構成する諸共和國「ソヴェート」大會の決定を停止するの權利を有す但し事後該決定を其の審議及承認を経る爲「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會に提出するものとす

第三十三條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會は命令、決定及規定を發布し且「ソヴェート」社會主義共和國聯邦人民委員會、同聯邦各人民委員部、同聯邦を構成する諸

共和國中央執行委員會、同幹部會及其他の權力機關の提出する命令案及決定案を審議し及之を承認す

第三十四條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の中央執行委員會、同幹部會及人民委員會の命令及決定は同聯邦を構成する諸共和國に於て一般に使用せらるる諸國語(露西亞語、「ウクライナ」語、白露語、「ジョルジア」語、「アルメニア」語、「アゼルバイジャン」語、「ウズベク」語、「トルクメン」語及「タジク」語「フアリシッド」語)を以て之を印刷す

千九百三十一年三月十七日改正(千九百三十一年聯邦法令集第十七輯 第六十二號)

第三十五條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會は一方同聯邦人民委員會及同聯邦の人民委員部と他方同聯邦を構成する諸共和國の中央執行委員會及同幹部會との間の相互關係に關する諸問題を調整す

第四十條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦人民委員會は其の一切の事務に關し同聯邦中央執行委員會及同幹部會に對し責に任す

第四十一條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦人民委員會の決定及規定は同聯邦中央執行委員會及同幹部會に於て之を停止し又は取消すことを得

第四十二條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國中央執行委員會及同幹部會は同聯邦人民委員會の命令及決定に對し同聯邦中央執行委員會幹部會に異議を申立つることを得但し之が執行を停止することを得ず

第七章 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦最高裁判所

第四十三條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の領域内に於て革命の正義を擁護する爲同聯邦中央執行委員會の下に左の權限を有する最高裁判所を置く(イ) 全聯邦的法律問題に關し「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成

國聯邦中央執行委員會幹部會は同聯邦中央執行委員會に對し責を任す

第六章 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦人民委員會

第三十七條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦人民委員會は同聯邦中央執行委員會の執行及行政機關にして同聯邦中央執行委員會に依り左の構成を以て組織せらる

- 人民委員會議長兼勞働國防會議議長
議長 代理
國家計畫委員會議長
外務 人民委員
陸海軍人民委員
外國貿易人民委員
交通 人民委員
水運 人民委員
聯絡 人民委員
勞農檢察人民委員
最高國民經濟會議議長
農務 人民委員
農務 人民委員

する諸共和國最高裁判所に指導的解釋を與ふること

(ロ) 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國最高裁判所の決定、判決又は宣告が全聯邦的法律に違反し又は他の共和國の利益に接觸する場合同聯邦最高裁判所檢事の申立に基き之を審理し及同聯邦中央執行委員會に對し異議を申立つること

(ハ) 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會の要求に基き同聯邦を構成する諸共和國の各種決定が憲法上適法なりや否やに關し意見を具申すること

(ニ) 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國相互間に於ける裁判所の争議を解決すること

(ホ) 職務上の犯罪に因り「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の高級官吏に對し爲されたる告發事件を審理すること

第四十四條 「ソヴェート」社會主義共和國

供給 人民委員

財務 人民委員

千九百二十四年十月二十四日改正

(千九百二十四年聯邦法令集第十九輯 第八十四號)、千九百二十七年四月二十六日改正(千九百二十七年聯邦法令集第二十一輯 第二百四十二號)、千九百三十一年三月十七日改正(千九百三十一年聯邦法令集第十七輯 第六十二號)

(註) 本條第二項の議長代理の原語は複數なり

第三十八條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦人民委員會は同聯邦中央執行委員會に依り賦與せられたる權限の範圍内に於て且同聯邦人民委員會官制に依り同聯邦全領域に亘り執行の義務ある命令及決定を發布す

第三十九條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦人民委員會は同聯邦の各人民委員部並に同聯邦を構成する諸共和國の中央執行委員會及同幹部會に依り提出せらるる命令及決定を審議す



國聯邦最高裁判所は左の構成を有す

(イ) 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦最高裁判所全議會

(ロ) 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦最高裁判所民事部及刑事部

(ハ) 軍事部

(ニ) 運輸事務部

千九百二十七年四月二十六日改正

(千九百二十七年聯邦法令集第二十

一輯 第二百四十二號)、千九百三十

一年三月十七日改正(千九百三十

一年聯邦法令集第十七輯 第六十二

號)

第四十五條 「ソヴェート」社會主義共和

國聯邦最高裁判所全議會は最高裁判所

長、同代理、同聯邦を構成する諸共和

國最高裁判所全會議長、同聯邦最高

裁判所各部長及同聯邦中央執行委員會

幹部會に依り任命せられる四名の委員

(同聯邦合同國家政治部の代表者一名

を含む)を以て之を構成す最高裁判所

長及同代理は「ソヴェート」社會主義共

和國聯邦中央執行委員會幹部會に依り

任命せらる

千九百二十五年五月二十日改正(千

九百二十五年聯邦法令集第三十五輯

第二百四十五號)、千九百三十一年三

月十七日改正(千九百三十一年聯邦

法令集第十七輯 第六十二號)

第四十六條 「ソヴェート」社會主義共和

國聯邦最高裁判所檢察事及同代理は同聯

邦中央執行委員會幹部會之を任命す

「ソヴェート」共和國聯邦最高裁判所檢

事は同聯邦最高裁判所の裁判する一切

の問題に付意見を開陳し最高裁判所の

會議に於て公訴を支持し且同聯邦最高

裁判所全議會の決定と意見一致せざる

場合には同聯邦中央執行委員會幹部會

に對し異議を申立つるの義務を有す

第四十七條 第四十三條に掲げたる諸問

題を「ソヴェート」社會主義共和國聯邦

最高裁判所全議會の審理に附するの權

利は專ら同聯邦中央執行委員會、同幹

部會、同聯邦最高裁判所檢察事、同聯邦

を構成する諸共和國檢察事及同聯邦の合

同國家政治部に屬す

任命せらる

千九百二十四年十月二十四日改正

勞農検査人民委員部

財務人民委員部

供給人民委員部

勞働人民委員部

農務人民委員部

最高國民經濟會議

國聯邦合同人民委員部とは左の人民委

員部を謂ふ

第五十二條 「ソヴェート」社會主義共和

年聯邦法令集第十七輯 第六十二

號)

千九百二十七年四月二十六日追加

(千九百二十七年聯邦法令集第二十

一輯 第二百四十二號)、千九百三十

一年三月十七日削除(千九百三十

一年聯邦法令集第十七輯 第六十二

號)

(註) 本條末段の備考は千九百二十七

年四月二十六日追加せられたるも千

九百三十一年三月十七日削除せられ

たるを以て「備考削除」となり居れり

第五十二條 「ソヴェート」社會主義共和

國聯邦合同人民委員部とは左の人民委

員部を謂ふ

最高國民經濟會議

農務人民委員部

勞働人民委員部

供給人民委員部

勞農検査人民委員部

財務人民委員部

千九百二十四年十月二十四日改正

勞農検査人民委員部

財務人民委員部

供給人民委員部

勞働人民委員部

農務人民委員部

最高國民經濟會議

國聯邦合同人民委員部とは左の人民委

員部を謂ふ

第五十二條 「ソヴェート」社會主義共和

國聯邦合同人民委員部とは左の人民委

員部を謂ふ

第五十二條 「ソヴェート」社會主義共和

國聯邦合同人民委員部とは左の人民委

員部を謂ふ

第四十八條 「ソヴェート」社會主義共和

國聯邦最高裁判所全議會は左の事件を

審理する爲特別法廷を構成す

(イ) 刑事又は民事事件にして其の内

容が「ソヴェート」社會主義共和國聯

邦を構成する諸共和國の二國以上に

關係し且特に重大なるもの

(ロ) 「ソヴェート」社會主義共和國聯

邦中央執行委員會及同人民委員會議

の構成員に對する一身上の裁判事件

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦最高

裁判所に依る此等事件の訴訟開始は其

の都度同聯邦中央執行委員會又は同中

央執行委員會幹部會の特別決定に依り

てのみ之を行ふことを得

第八章 「ソヴェート」社會主義

共和國聯邦人民委員部

第四十九條 「ソヴェート」社會主義共和

國聯邦人民委員會議所管の行政各部を

直接掌理する爲本憲法第三十七條に掲

げたる十八人民委員部を置く人民委員部

は同聯邦中央執行委員會に依り承認せ

られたる人民委員部官制に従ひて行動

す

第五十條 「ソヴェート」社會主義共和國

聯邦人民委員部は之を

(イ) 「ソヴェート」社會主義共和國聯

邦共通人民委員部即ち全聯邦に亘り

單一なるもの

(ロ) 「ソヴェート」社會主義共和國聯

邦合同人民委員部

に分つ

第五十一條 「ソヴェート」社會主義共和

國聯邦共通人民委員部とは左の人民委

員部を謂ふ

外務人民委員部

陸海軍人民委員部

外國貿易人民委員部

交通人民委員部

水運人民委員部

郵便電信人民委員部

千九百二十七年四月二十六日改正

(千九百二十七年聯邦法令集第二十

一輯 第二百四十二號)、千九百三十

一年三月十七日改正(千九百三十

一年聯邦法令集第十七輯 第六十二

號)

任命せらる

千九百二十四年十月二十四日改正

勞農検査人民委員部

財務人民委員部

供給人民委員部

勞働人民委員部

農務人民委員部

最高國民經濟會議

國聯邦合同人民委員部とは左の人民委

員部を謂ふ



の管掌する一切の問題を單獨に裁決するの權利を有す但し其の裁決は參議會に通告せらるべきものとす參議會又は同會員にして人民委員の裁決に不服なるときは「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦人民委員會に異議を申立つることを得但し右裁決の執行は停止せらるることなし

第五十八條 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦各人民委員部の命令は同聯邦中央執行委員會幹部會及人民委員會會議之を取消すことを得

第五十九條 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦人民委員部の命令は明に同聯邦の憲法、法規又は同聯邦を構成する諸共和國の法規に違反するときは同聯邦を構成する諸共和國中央執行委員會又は同幹部會は之を停止することを得  
「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國中央執行委員會又は同幹部會は右命令の停止に關し速に同聯邦人民委員會會議及同聯邦當該人民委員に通告することを要す

第六十條 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦人民委員は同聯邦人民委員會會議、同聯邦中央執行委員會及同幹部會に對し責に任す

第九章 合同國家政治部

第六十一條 政治的並に經濟的反革命運動、開牒及匪賊行為との抗争に關する「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦構成諸共和國の革命的努力を統一する爲同聯邦人民委員會會議の下に合同國家政治部を置く右合同國家政治部の長官は「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦人民委員會會議に列し評議員を有す

第六十二條 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦合同國家政治部は同聯邦を構成する諸共和國人民委員會會議の下に派遣する其の代表を通し國家政治部地方機關の活動を指導す右代表は立法手續を以て承認せられたる特別規定に依り行動す

第六十三條 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦合同國家政治部の行動の適法なりや否やは同聯邦中央執行委員會の特

に定むる規定に依り同聯邦最高裁判所檢事之を監視す

第十章 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國

第六十四條 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の領域内に於ては最高權力機關は「ソヴェエト」大會なり但し「ソヴェエト」大會の閉會中は當該共和國の中央執行委員會を以て最高權力機關とす

第六十五條 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の最高權力機關と同聯邦の最高權力機關との相互關係は本憲法を以て之を定む

第六十六條 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の中央執行委員會は同會員中より幹部會を選任す中央執行委員會の閉會中は同幹部會を以て最高權力機關とす

第六十七條 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の中央執行委員會は人民委員會會議議長、議長代理

せる鍍及槌より成り同聯邦を構成する諸共和國に於て一般に使用せらるる言語を以て記せる「總ての國の無産者團結せよ」なる銘を有す國章の上部に五尖の星を配す

聯邦第二回「ソヴェエト」大會決定（速記録第三十五頁）、千九百三十一年三月十七日改正（千九百三十一年聯邦法令集第十七輯 第六十二號）

第七十一條 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦の國旗は赤又は紅地の布に旗竿の側の上隅に金色の鍍及槌を表はし其の上に金色にて縁取りたる赤色の五尖の星を配したるものとす幅の長さに對する割合は一と二なり

千九百二十三年十一月十二日改正（千九百二十三年中央執行委員會人民委員會會議及勞働國防會議公報第十輯 第二百九十六號）

第七十二條 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦の首府は莫斯科市とす

國家計畫委員會議長、最高國民經濟會議議長、農務人民委員、財務人民委員、供給人民委員、勞働人民委員、司法人民委員、勞働檢察人民委員、教育人民委員、保健人民委員、社會保障人民委員並に同聯邦を構成する諸共和國の中央執行委員會の決定に依り評議權又は表決權を有する同聯邦の外務、陸海軍外國貿易、交通、水運、郵便電信各人民委員部の代表者を以て其の執行機關たる人民委員會會議を構成す

千九百二十四年十月二十四日改正（千九百二十四年聯邦法令集第十九輯 第八十四號）、千九百二十七年四月二十六日改正（千九百二十七年聯邦法令集第二十一輯 第二百四十二號）、千九百三十一年三月十七日改正（千九百三十一年聯邦法令集第十七輯 第六十二號）

（註）本條議長代理の原語は複數なり

第六十八條 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の最高國民經濟會議並に農務、供給、財務、勞働



# 外交

## ソヴェート國家の外交關係

### 一、ソ聯邦の國交締結諸國

革命以後ソヴェート聯邦政府と諸種の條約を締結し、外交關係を持つて居る諸國並に條約を締結し之を承認した年月を附記すれば次の如くである。

|         |         |
|---------|---------|
| エストニア   | 一九二〇—二一 |
| リトアニア   | 一九二〇—二一 |
| ラドヴィヤ   | 一九二〇—二一 |
| フィンランド  | 一九二〇—二一 |
| ペルシャ    | 一九二一—二二 |
| アフガニスタン | 一九二一—二二 |
| トルコ     | 一九二一—二二 |
| ポーランド   | 一九二一—二二 |
| 蒙古      | 一九二一—二二 |

|          |         |
|----------|---------|
| ドイツ      | 一九二二—二四 |
| チエコスロワキヤ | 一九二二—二六 |
| イギリス     | 一九二四—二二 |
| イタリー     | 一九二四—二二 |
| ノールウェイ   | 一九二四—二二 |
| オーストリア   | 一九二四—二二 |
| ギリシヤ     | 一九二四—二三 |
| ダンチツヒ自由市 | 一九二四—二三 |
| スエーデン    | 一九二四—二三 |
| カナダ      | 一九二四—二五 |
| 支那       | 一九二四—二六 |
| デンマーク    | 一九二四—二六 |
| フランス     | 一九二四—二六 |
| 日本       | 一九二五—二一 |
| タンヌ・ツワ   | 一九二五—二七 |
| ウルグアイ    | 一九二六—二二 |

ところがソヴェート聯邦と正式外交關係を有しない諸國中にも、實際上の國交

即ち經濟關係を設定してゐる國家がある。これは歐亞兩大陸に跨り、世界陸地の六分の一を占め、一億六千萬の人口を有するソヴェート聯邦を無視することは國際經濟生活上不可能であるためで、曾て「ソヴェート聯邦を無視しては歐洲の復活は出来ない」と叫んだ英國首相マクドナルドの言葉はこのことを證するものである。かゝる國家の第一位に位置するものは北米合衆國である。即ち合衆國はソヴェート政府の革命前における對外債務支拂拒絶を最大の理由として、頑強にソ政府の國家的承認を拒否しつゞけてゐるが、而も實質上の國交ともいふべく、經濟關係は極めて密接にこれと設定し、有無相通じてゐる。

北米合衆國ほど密接ではなくとも歐羅巴及び南米アメリカ大陸、アジア等における對ソヴェート非承認國乃至斷交國の多くはソ聯邦との間に多かれ少かれ通商關係を有してゐる。

### 二、ソ聯邦の對外關係

#### 概説

然しながら以上の諸國はいづれも、資本主義的體制の國家であるに反して、ソヴェート聯邦のみは、プロレタリア革命過程の社會主義的體制の國家である。従つて兩者の階級的關係は全く對立的であつて、こゝから種々の複雑な問題が、ソヴェート聯邦の對外關係の上に發生してくる。殊に一九二九年頃から資本主義諸國は未曾有の深刻な經濟恐慌に襲はれ、時と共にそれが發展深化しつゝあるに對して、ソヴェート聯邦は、その國內に種々の困難や矛盾を藏しながらも、五箇年計畫の強行によつて、次第にその社會主義的建設を促進しつゝある。この相反する二傾向はさらでだに對立するソヴェート聯邦對資本主義世界の相互關係を益々對立的ならしめ來つた。

一九二一年より一九二六、七年まで即ち新經濟政策の初期において、ソヴェート聯邦と諸外國との間にはいはゆる息抜きと稱される一時的安定の時代が展開さ

外交

れた。兩者の間には通商、利權、交通等を中心とする經濟的相互利用の道が開かれた。

然るにこれは五箇年計畫と經濟恐慌と深刻に對立する最近において著しく變化した。

ソヴェート聯邦の資本主義諸國に對する關係は日と共に、以前の協調、友好的色彩が薄れて、背反的色彩が濃厚となつて來た。

例へば一九二九年より三十年にかけて歐米の基督教諸國の間にはソヴェートの反宗教運動に對する抗議と排撃のキャンペーンが猛烈に行はれ、ローマ法王、英國のカンタベリー大僧正等を先頭に全基督教徒はいはゆる反ソヴェート十字軍を組織した。

つゞいて一九三〇年から三一年へかけソヴェート輸出商品のダンピング排撃キャンペーンが米國、英國、佛國等を中心に殆んど資本主義全世界に捲き起され、ソヴェートの輸出商品とさえ云へばそれが「ダンピング」であるかの如きレッテ

ルを貼つて目の敵にされた。このことに藉口して資本主義諸國中の或ものはソヴェート商品の輸入を禁止もしくは制限する法令を發布した。佛國の如きは其好適例である。之に對してソヴェート政府も亦對抗手段を取り、それら諸國からの物資の買付、備船等を禁止するに至つた。

資本主義の反ソヴェート・キャンペーンは單にそれだけにとゞまらなかつた。米國ではソヴェートの勞働を強制勞働乃至囚役勞働と稱して、かゝる勞働による生産品の輸入を禁止する趣旨の下に差當り、これをソヴェート産の木材に適用するに至つた。

最近における資本主義諸國の反ソヴェート・キャンペーンは單にこの三種にとゞまらない。臨時的、偶發的性質のものまでも加へる時は實にその數は枚擧げに遑がない程である。殊に政治的性質を帯びた反ソヴェートの重大事件としては、一九三〇年十二月檢擧公判を見た露國産業黨大陰謀事件、一九三一年三月公判のメシエヴィキ陰謀事件等が擧げられる。



前者はボアンカレー其他佛國政界乃至軍部の巨頭がその背後にあつて直接糸を引いてゐたといはれ、後者も亦單に舊ロシアの亡命メンシエヴィキ黨員のみならず獨逸其他の社會民主主義者が加擔してゐたといはれてゐる。更に其の後滿洲事變勃發するに當り、資本主義諸國の一部には日本とソヴェート聯邦とを直接武力衝突せしめんとする企圖が謀まれ、一九三一年末モスクワにおいて、廣田大使暗殺陰謀事件が暴露されるに至つた。又一九三二年三月にはソ獨關係を惡化せしめんとする陰謀によつて、駐ソ獨逸大使館參事官を狙撃負傷せしめる等の事件も起るに至つた。

すべてこれら一聯の反ソヴェート・カンプ・バイニヤはその根底に五箇年計畫と經濟恐慌に特色づけられるソヴェート聯邦と資本主義諸國の増大しつゝある對立が横つてゐる。

マルクス主義經濟學の世界的權威ヴァルガ博士は「ソヴェート聯邦と資本主義諸國との間の對立は、人類史の現段階に

これを實證する爲には昨年中に締結された數個の不可侵條約を挙げれば充分であらう。ソヴェート聯邦の對外關係は各國に於ける政變にも拘らず、極めて正常的發展を遂げてゐる。ソヴェート聯邦の對外關係は主として、ソヴェート政權の實力の増大によつて規定されるものなる以上聯邦の對外關係が着々強固堅實を加へるに至つたことは論理の單純な歸結に外ならない。

## 二、獨土支三ヶ國との關係

ソヴェート聯邦との國際關係上最も特殊な地位を占めるものはドイツ共和國との關係である。ソヴェート聯邦は過去並に現在を通じてドイツと最も強固な經濟的關係を有つて居り。然もこれは決して偶然にあらす、全く兩國間の相互的利害關係に由來するものである。更にトルコ首相イスマット・パシヤ、外相テウフイク・ルスチ・ペイ博士のモスクワ訪問はソヴェート聯邦とトルコ共和國との協調關係

外 交

おける最も根本的な對立をなしてゐるのである」と言つてゐるが、此ことの眞實性は事實の上に證明せらるゝに至つた。

だが一方では資本主義國家相互間のソヴェートに對する利害が食ひ違つて居り、反ソヴェート戰爭の場合完全な協同戰線を張り得る自信がないことが、反ソヴェート戰爭を躊躇させてゐる。ソヴェート聯邦としては同國におけるプロレタリア革命の進行、特に社會主義建設の發展が資本主義諸國との間に深刻な對立を呼び起すべきことを熟知して居るが、而も第一次第二次五箇年計畫による社會主義建設の完成は對外平和を絶對要件とすることも十分に知つてゐるので、出来るだけ戰爭の危險を除去するが、乃至は此危險の接近を長引かせることが必要である。かうしたソヴェート側の必要と資本主義内部の對立國を牽制せんとする隣接諸國との利害は、或程度の一致を見せて、ソヴェート政府の提案にかゝる不信略條約が締結されるに至つた。

昭七七年におけるソ聯邦の外交關係を知るには昭和八年一月二十三日、全聯邦中央執行委員會總會の劈頭、人民委員會議長モロトフ氏がなした演説中のソヴェート最近の外交關係について述べた部分は恰好の資料であるから、左にその大要を紹介することとする。

結せる不信略條約條文については、別項を参照されたし。

## 昭和七年の外交關係

昭七七年におけるソ聯邦の外交關係を知るには昭和八年一月二十三日、全聯邦中央執行委員會總會の劈頭、人民委員會議長モロトフ氏がなした演説中のソヴェート最近の外交關係について述べた部分は恰好の資料であるから、左にその大要を紹介することとする。

### 一、ソヴェート聯邦の外交關係

國際關係の領域に於けるソヴェート聯邦の地位は、第一次五ヶ年計畫の成果に徴して考慮すべきである。五ヶ年計畫の進展に伴ひ全世界の勤勞大衆のソヴェート聯邦に對する同情は漸次増大するに至つたが、此の事實こそは、ソヴェート聯邦の國際的地位を著しく強化したのにならぬ。地方聯邦政府の對外關係の領域に於ても亦同様の事實が觀取される。

を促進するに多大の貢獻をなしたが、兩國の協調關係も亦國際間の情勢と世界平和の利益と兩國間の協調促進の必要とに由來するものに外ならない。トルコ共和國の兩首腦がモスクワを訪問した結果は物質的、金融的並に文化的各部門に亘りソヴェート聯邦との間に各種の重要な協定が締結されるに至つた。

次に昨年度中に於けるソヴェート聯邦の對外關係の進展に關する新契機を指摘しなければならぬ。露支國交の回復は就中重要な事件である。露支國交の斷絶は南京政府の發動に基くものであつたが、今日再び國交回復を提議したのも亦南京政府であり、之に對しても聯邦政府は滿腔の支持を與へたのである。支那がソヴェート聯邦に對して犯した過誤を容認して、これを改めんとする時その是正を阻止すべき理由は全然ない。

### 三、ソヴェート承認の機運

その他の諸外國も今やソヴェート聯邦

との間に於ける外交關係確立の問題を審議してゐる。或はソヴェート聯邦との間に外交關係を確立するに先だち、ソヴェート聯邦の特殊な「研究」の必要を力説してゐる賢者が存在してゐるといはれてゐる。例へばチエツコスロヴァキアの一部閣僚の如く過去數ヶ年に亘りソヴェート聯邦の研究に没頭してゐるといはれてゐるが、而も何等の實益を得てゐない事は確かである。ソヴェート政府成立以來茲に十五年、ソヴェート聯邦の結成以來既に十年経過した今日、かゝる態度は流行後れの議を免れない。然るにも拘らず米國の如き國家すらチエツコスロヴァキアの聲に倣つてゐるのである。而も今や五ヶ年計畫を實現したソヴェート聯邦が何物を代表してゐるかを悟るべき時ではないか。ソヴェート聯邦が如何に躍進を遂げたか、ソヴェート聯邦の國際的重要性が如何に増大したかを察知する事は極めて容易な事である。

### 四、英露通商條約廢棄



此の際英露通商條約廢棄の事實を指摘せざるを得ない。我々は未だに英國の通商條約廢棄が如何なる意圖に出でたかを諒解することを得ないものである。通商條約の廢棄によつてソヴェート聯邦を驚かさうとする如きは眞面目の沙汰と受取ることは出来ない。若し又英國の通商條約廢棄がソヴェート聯邦を傷つけんとする目的に出たものであれば、それは誤算といふ外はない。ソヴェート聯邦との間に正常關係を維持してゐる諸國が然らざる諸國に比し利得してゐることは確かだ。ソヴェート聯邦は一部資本主義諸國と反對にその債務の履行にあく迄期限を嚴守する故に特に然りである。而も債務の履行は國際關係の現状に於て愈々珍しい現象となりつゝある。依然兩國間に於ける通商貿易の點に關心を置くとの英國政府の聲明を我々は銘記するものである。

### 五、ソヴェート聯邦の軍縮政策

ソヴェート聯邦外交政策の基調をなす

禁鋼二年

同社技師

ウイリアム・マクドナルド

無罪

同社組立工

グレゴリー

三年間國外追放(三日以内に實行)

同社モスクワ代表

アラン・モンクハウス

同 同社組立工ジョン・カシュニ

同 同社技師

チャイリー・ノードウォール

右判決に對して英國政府の對ソ態度は甚だ硬化し、前掲上下兩院の協賛を見たる蘇國商品輸入禁止法案は遂に四月十九日、樞密院御前會議の席上決定を見るに至り、直ちに同日の官報に發表せられるに至つた。

その内容は概略次の如くである。

- 一、禁止品目はバター、小麦、棉花
- 石油、木材など廣汎な範圍に亘り
- ロシアよりの輸入總額の八割に及ぶ

外交

ものは、國際平和、ソヴェート聯邦と諸外國間の平和關係實現に對する不斷の闘争政策である。我々は世界平和、諸外國との平和關係の確保並に新戦争の危険に關する諸問題につき特に慎重な態度を持して來た。軍縮問題に於けるソヴェート聯邦の立場はその結果である。昨年二月ジュネーヴに開催された一般國際軍縮會議一般委員會にはソヴェート代表も亦獨自の立場より一提案を爲したが、右は多數の反對によつて否決されてしまつた。此等提案の討議に際して一部代表は「巧妙な戰術」を用ひ、乃至卑むべき術策を弄してソヴェート代表の提案を抑壓し、忌避するの他なきに至つた。

### 昭和八年の外交關係

#### 一、英人技師逮捕事件

昭和八年度のソヴェート外交關係において勃發した最も大きい問題の一つは、マトロポリタン・ヴィツカース支社勤務英人技師逮捕事件であつた。ソヴェート

二、禁止令は四月二十六日より効力を發す

右の外、ロンドン駐劄ソヴェート通商代表部上級部員三名が從來享受して來た外交上の不可侵權も右禁止令交付と同時に消滅し、通商代表部は右外交上の特權を享受し得ざるに至つた。

之に對しソヴェート政府も亦報復的に英國品の輸入を禁止することとなり、四月二十一日、外國貿易人民委員長ローゼンゴルツ氏は「ソヴェート聯邦との通商に對して制限制度を設けてゐる國との經濟的關係」を規定した一九三〇年十月廿日のソ聯邦人民委員會議例に基き對英通商關係に關して左の如き命令を發した。

- 一、外國貿易業者は英國品を購入すること爲に英國に對して註文を發すること
- を禁ず
- 二、英國旗を揚げたる商船の雇傭を禁ず
- 三、ソ領内を経由して運輸される英國商品に對しては右に關する制限法規を適用す

聯邦合同國家保安局は、一九三三年三月十三日に突如ソヴェート聯邦内の主要發電所内に起つた重大な破壊事件に關する調査を發表した。この事件にはソヴェート政府と技術的援助契約を結びソヴェート國內に働いてゐた英國マトロポリタン・ヴィツカース電機會社の英人技師ソーン・レスリー以下六名も反革命の目的をもつて重要な役割を演じた廉で、ソヴェート國人と共に逮捕されたのである。前記英人技師逮捕に關して英國政府は嚴重な抗議をソ政府に提出したが、ソヴェート政府は右抗議を一蹴して、公判を行つた。そして該公判は四月十八日を以て終了し、直ちに最高法院判事は前後九時間に亘り協議を遂げた結果、同日深更愈々左の如く判決が下された。

禁鋼三年

マトロポリタン・ヴィツカース電機會社建設主任技師

ウイリアム・ソーン

四、各種のトランシット並に再輸出機關は英國の諸港及其の貿易根據地の利用を最小限度に止めること

五、以上の規定は本年四月十九日公布されたソヴェートの輸出品に對する英國の輸入禁止法が有効なる全期間中これを實施するものとす

尙、外國貿易人民委員長ローゼンゴルツ氏は在英通商代表チエルスキー氏及二名の館員に對して召喚命令を發し、前記三名は去る四月二十三日ロンドン出發、モスクワへ引揚げることとなつた。

かくて英ソ兩國間の通商關係はマトロポリタン・ヴィツカース會社員處罰事件を契機として此處に事實上斷絶するに至つたのである。従つて英ソ國交は今や一九二七年五月のアルコス商會並にソヴェート通商代表部手入事件當時以來の重大危機に直面した。

### 二、紛争解決に關する英露協定

越えて本年六月十二日ロンドンに開催



された國際經濟會議に出席せるソヴェ  
ト聯邦外務人民委員長リトヴィノフ氏と  
英國外相サイモン氏との間に英露間の紛  
争解決に關し、七月一日完全なる協定成  
立したが、解決案には左の條項を含んで  
ゐる。

- 一、英國の對露通商禁止撤廢
- 一、メトロ・グイツカース事件の犯人  
ソーントン・マクドナルド兩氏を釋  
放送還する
- 一、ソヴェート聯邦の對英報復的通商  
手段の取消
- 一、即時英露通商條約交渉を開始する  
こと

三、其他の諸事件

右に述べた英ソ紛争事件以外に、一九  
三三年三月國粹社會黨首領ヒツトライ氏  
がドイツの政權を握るや、獨ソ關係は惡  
化した。四月三日ソヴェート聯邦政府外  
務人民委員長リトヴィノフ氏は駐露ドイ  
ツ大使フォン・デイルクゼン氏に對し  
ドイツ國內に於てソヴェート市民が殺

打され、且つ苛酷な待遇を受けた上理  
由なくして不法に逮捕され、更に各所  
に在るソヴェート通商代表部並にソヴ  
エート汽船に手入れし、各種ソヴェエ  
ト商業機關内に於て掠奪が行はれた。  
とて嚴重な抗議を提出するなど、一時  
兩國關係の危機をさへ思はしめたが、ヒ  
ツトライ政府は遂にその對ソ政策を緩和  
したので、其後兩國の關係はやゝ落着い  
た。しかしドイツ共產黨に對するヒツト  
ラー政府の彈壓は今尚ほ緩和されないの  
で、このことは今後の兩國の關係に一抹  
の不安を投げてゐる。

更らに看過すべからざることは、リト  
ヴィノフ氏の提案せる侵略者定義條約が  
七月四日ロンドンのソヴェート大使館に  
於て、ソヴェート、ベルシヤ、アフガニ  
スタン、トルコ、ポーランド、ルーマニ  
ア、ラトヴィア、エストニアとの九ヶ國  
間に調印された。この條約取極めが又九  
ヶ國との通商關係に影響するは明かであ  
る。

尙ほ該侵略者定義條約（不侵略條約の  
一種）の内容については後に詳述するで  
あらう。

一方においては、我が國と北滿鐵道賣  
買交渉を進め、専ら平和裡に萬事を解決  
せんとしてゐる。該交渉の顛末について  
は、日・滿・露關係の部で詳述してゐるか  
ら、こゝでは一言及するに止たのであ  
る。

かくして、ソヴェート聯邦の今後の世  
界的進出は、いはゆる資本主義經濟國家  
が不況に行詰つてゐる時だけに、世界の  
注目を引くに至つた。

ソ聯邦並に他各國間の條約、協約及び協定

一、一九二九年一月一日より一九三二年一月一日までに効力を發生せしもの

| 調査日子         | 調査地             | 條約國及條約の要目                             |
|--------------|-----------------|---------------------------------------|
| 一九二九年八月十七日   | 東京              | 日本<br>度量衡證明相互承認に關する覺書交換               |
| 一九三一年七月二十四日  | カザール            | 阿富汗<br>中立及び不侵略條約                      |
| 一九二九年一月二十五日  | モスクワ            | 獨逸<br>和親協約                            |
| 一九二九年四月十六日   | モスクワ            | 度量衡證明相互承認に關する覺書交換                     |
| 一九二九年十二月三日   | ニコリスクリウ<br>スリスク | 支那<br>東支鐵道に關する紛議裁決の爲奉天政府と交されたる<br>議定書 |
| 一九二九年十二月二十二日 | ハバロフスク          | 東支鐵道に關する紛議裁決の爲の議定書                    |
| 一九二九年五月十七日   | ターリン            | エストニア<br>通商條約                         |
| 一九三〇年一月二十日   | ターリン            | 民事訴訟事件裁判の支援に關する協定                     |
|              | 芬蘭              |                                       |



|   |                          |   |
|---|--------------------------|---|
| 一九二九年四月十三日<br>一九二九年四月十三日<br>一九二九年十月七日                 | モスクワ<br>同<br>ヘルシンキ       | 芬蘭ゴルフト灣内に於ける税關統制に關する協約<br>芬蘭ゴルフト灣内航行に關する他の協定に基く<br>一九二四年六月十八日調印の郵便關係に關する協定變更議定書 |
| 一九二九年十月三日<br>一九三〇年四月十六日<br>一九三〇年五月二十二日                | 倫 敦<br>同 同               | 英 國<br>未決問題解決の爲の訴訟手續に關する議定書<br>假通商協定<br>漁業問題に關する假協定                             |
| 一九二九年六月十一日  | アテネ                      | 希 臘<br>通商及び航行協約   |
| 一九三〇年三月二十一日<br>一九三〇年七月二十六日<br>一九三一年六月二日<br>一九三一年九月十一日 | モスクワ<br>羅 馬<br>モスクワ<br>同 | 伊 太 利<br>原產地證標制度に關する覺書交換<br>外國に屬する財産の依託及び押收に關する覺書交換<br>原產地證標制度に關する覺書交換<br>同     |
| 一九三〇年五月十七日—十九日<br>一九三一年五月六日                           | カウナス<br>モスクワ             | リトワニヤ<br>通商及び工場商標登録の爲の國家統制確定を目的とする覺書交換<br>一九二六年九月二十八日の條約延長に關する議定書               |

|  |   |  |
|--|---|--|
| 一九三一年八月二十九日  | 同                                       | ソヴェート聯邦通商代表規定に關する議定書   |
| 一九二八年五月三十一日<br>一九二九年三月十日<br>一九二九年八月二日  | テヘラン<br>テヘラン<br>モスクワ                    | 波 斯<br>國境地域住民の國境通過に關する協約<br>關稅協約<br>小包郵便交換に關する取極   |
| 一九二八年八月六日<br>一九二八年八月六日<br>一九二八年八月六日<br>一九二八年八月六日<br>一九二九年十二月十七日<br>一九三〇年十一月二十五日—十二月二十五日<br>一九三一年三月七日<br>一九三一年三月十六日 | アンカラ<br>同<br>同<br>同<br>同<br>同<br>同<br>同 | 土 耳 古<br>國境側面に存在する牧場の各地住民による享有に關する協約<br>ジョールヂヤ社會主義ソヴェート共和國並に土古耳國境よりの家畜流行病侵入に對する豫防方法の協約<br>國境に惹起する紛議の調正並に取極に關する協約<br>國境地域住民の國境通過に關する約協<br>一九二五年十二月十七日附條約の延長に關する議定書<br>軍艦訪問に關する覺書交換<br>一九二九年十二月十七日付議定書に尙一ヶ條の添加を認定する議定書<br>通商及び航行條約 |
| 一九二九年十一月一日   | 同                                       | 和親並に通商條約<br>イ エ メ ン  |

二、一九二九年一月一日より一九三二年二月一日までに締結されたものにして、效力未發表のもの（一九三二年二月一日現在）



| 調印日子         | 調印地   | 條約國及條約要目   |
|--------------|-------|--|
| 一九三一年十一月二十三日 | モスクワ  | 小包郵便交換協約<br>日本   |
| 一九三一年六月二十四日  | モスクワ  | 獨逸<br>一九二六年四月二十四日附條約の延長に關する議定書<br>變更の議定書                   |
| 一九三一年十月二十二日  | ターリン  | エストニア<br>國境地域の紛争裁決に關する一九二七年八月八日附議定書の修正                     |
| 一九三二年一月二十一日  | ヘルシンキ | 芬蘭<br>不侵略條約及紛争の平和的解決に關する條約                                 |
| 一九三一年十月二十七日  | テヘラン  | 波斯<br>居住、通商及び航行協約  |
| 一九三一年十月三十日   | アンカラ  | 土耳其<br>一九二五年十二月十七日附條約及び一九二九年十二月十七日並に一九三一年三月七日附議定書延長に關する議定書 |

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦及他各國間不侵略條約文

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦及土耳其國間條約

府及土耳其共和國政府は鞏固なる平和關係並兩國を連結する眞誠なる親善の確立に資すへき明確なる條件を定むること兩國の利益に合致するものなることを認め此の目的の爲外務人民委員「ゲオルギー

チチエーリン」及外務大臣「テフファイク・ルシチ・ベイ」を夫々委員に任命せり

兩委員は左の通り協定せり

第一條 締約國の一方か第三者たる一國又は數國より反對の軍事行動を受くる時は締約國の他の一方は中立を守ることを約す

備考 軍事行動とは軍隊の演習を含みす之れ右演習は他方に對し損害を與へざるを以てなり

第二條 兩締約國は互に攻撃せざること  
を約す兩締約國は第三者たる一國又は數國と他の締約國に反對なる政治上の性質を有する如何なる同盟又は協定並に他の締約國の陸軍又は海軍の安全に反對なる如何なる同盟又は協定を締結せざること  
を約す兩締約國は他の締約國に反對なる第三者たる一國又は數國の敵對行爲に参加せざること  
を約す

第三條 本條約は批准の時より效力を發生し三年有効とす右以後に於て條約は一年の期間を以て自動的に延長せらるるものとす但し兩締約國の一方か條約

外 交

の效力を停止したき希望を有する時は效力満期六月前に豫告するものとす  
一九二五年十二月十七日  
巴里に於て

「ゲオルギー・チチエーリン」  
「テフファイ・クルシチ」

獨逸國及「ソヴェート」社會主義共和國聯邦(以下ソ聯邦トス)間條約

獨逸國及ソ聯邦政府は一般平和保持の爲あらゆる努力をなすの希望に動かされ且獨、ソ國民の利益か完全なる信任を基礎とする不斷の協調を必要とするものなることを確信し、茲に特別條約を締結して兩國間に存在する親善關係を増進することに同意し之が爲左の通り其の全權委員を任命せり

獨逸國政府 外務大臣「グスタフ・ストレーゼマン」  
ソ聯邦政府 在獨ソ政府代表「ニコライ・イ・クレステンスキー」  
右委員は互に其の全權委任狀を示し之か

良好妥當なることを認めたる後左の通り協定せり  
第一條 獨ソ間の相互關係の基礎は「ラバロ」條約とす  
獨ソ政府は兩國に同様に關係ある政治上及經濟上の性質を有するあらゆる問題に付協調を達するの目的を以て友好的接觸を保つへし

第二條 締約國の一方か其の平和的行爲に不拘第三者たる一國又は數國より攻撃を受くる時は他の一方は紛争の全期間中立を守るへし  
第三條 第二條に記載せる種類の紛争に關聯し又は何れの締約國も武裝的衝突に關與せざる時に於て第三者たる列國間に締約國の一方に對し經濟上、財政上の「ポイコット」をなさんとす聯合成立したる時は他の一方は右聯合に加入せざるへし

第四條 本條約は批准を要す批准書の交換は伯林に於て行はるへし條約は批准書交換の時より效力を發生し五年の期間有効とす兩締約國は右期間満了前豫



め其の政治上の相互關係に關する將來の形式を協定す

右證據として各全權委員は署名せり

「ストレーゼマン」

「エヌ・クレチンスキー」

一九二六年四月二十四日伯林に於て本書二通を作成す

「ソヴェート」社會主義共

和國聯邦及「リヌアニア」

共和國條約

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會及「リヌアニア」共和國大統領は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦及「リヌアニア」共和國兩國の利益か信用に基く不斷の協調を必要とするものなることを信し各自力の範圍に於て一般平和の維持に資する目的を以て兩國間に存在する親善關係を増進する爲條約を締結することに決し之か爲各其の全權委員を左の通り任命せり

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會

同意す

右委員會の構成、權限及手續は別に締結せらるべき協定を以て之を定む

第六條 本條約は批准を要す批准は條約署名の日より六週間に以て行はるべきものとす批准書交換は「カウナス」に於て之を行ふへし本條約は露西亞語及「リヌアニア」語を以て作成し其の解釋に關しては兩語共之を正文とす

第七條 本條約は批准交換の時より效力を發し五年效力を有するものとす但し第一條及第二條の效力は無期限とす兩締約國の一方か本條約有効期間終了に至る少くとも六月前に兩國間の政治的相互關係の將來の形式に關する交渉を開始するの希望を表明せざる時は本條約の效力は其の都度一年の期間を以て自動的に繼續せらるるものとす右の證據として各全權委員は本條約に署名調印せり

一九二六年九月二十八日莫斯科に於て本條約の正文二通を作成し各署名を了せり

「ゲ・ヴェ・チチエーリン」

外 交

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會外務人民委員「ゲオルギー・チチエーリン」

「リヌアニア」共和國駐劄「ソヴェート」社會主義共和國聯邦全權代表「セルゲイ・アレクサンドロフスキー」

「リヌアニア」共和國大統領

總理大臣兼司法大臣兼外務大臣代理「ニコラス・スリヤジエウイチ」

「リヌアニア」共和國特命全權公使「ユルギス・バルトルシヤイチス」

因て右各全權委員は莫斯科に會合し互に其の全權委任狀を示し之か良好妥當なることを認めたる後左の如く協定せり

第一條 一九二〇年莫斯科に於て締結せられたる露西亞國及「リヌアニア」國間の平和條約の規定は總て完全に其の效力を保持し且つ不可侵にして「ソヴェート」社會主義共和國聯邦及「リヌアニア」共和國間の關係の基礎をなすものとす

第二條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦及「リヌアニア」共和國は一切の場

「セルゲイ・アレクサンドロフスキー」

「ニコラス・スリヤジエウイチ」

「ユルギス・バルトルシヤイチス」

「ソヴェート」聯邦及波斯

國間保障及中立條約

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會及波斯國皇帝陛下は兩國の鞏固なる平常關係及親善の増進に資する明確なる條件を定むることを兩國の利益に合致するものと認め之か爲左の通り全權委員を任命せり

「ソヴェート」聯邦中央執行委員會

外務人民委員「委員ゲオルギー・ワシーリエウイチ・チチエーリン」

外務人民委員代理「レフ・ミハイロウイチ・カラハン」

波斯國皇帝陛下

外務大臣「アリ・ゴリ・ハン・アンサリ」

右委員は互に其の全權委任狀を示し之か

合に於て相手國の主權、領土の保全及不可侵を尊重することを互に約す

第三條 兩締約國は互に他の一方に反對なる一切の侵略行爲を抑制することを約す

兩締約國の一方か其の平和的行動に拘らず第三者たる一國又は數國より攻撃を受ける時は締約國の他の一方は攻撃を受けたる締約國と第三國との戰爭に於て第三者たる一國又は數國に對し支持を與へざることを約す

第四條 第三國間に兩締約國の一方に反對なる政治上の協定成立する場合若は第三條第二項記載の性質を有する紛争に關聯し又は兩締約國の孰れも戰爭に關係せざるに拘らず第三國間に締約國の一方に對し經濟的又は財政的「ボイコット」を目的とする聯合組織せらるる時は締約國の他の一方は斯の如き協定又は聯合に参加せざるものとす

第五條 兩締約國は兩國間に紛議發生し外交上の手段に依り解決すること能はざる場合協定委員會を任命することに

良好妥當なることを認めたる後左の通り協定せり

第一條 一九二一年二月二十六日の條約を波斯國及「ソヴェート」聯邦間相互關係の基礎とす同條約の總ての條文及規定は有効にして其の效力は「ソヴェート」聯邦の全領域に及ぶものとす

第二條 締約國の各は他方に反對なる攻撃及有ゆる侵略行爲を抑制すること並他方の領域内に兵力を入れざることを約す

締約國の一方又は二以上の第三國より攻撃を受ける場合他方は全紛争の繼續期間中立を守ることを約す尙攻撃を受けたる締約國は如何なる要兵上、戰略上、政治上の考量又は利益ありとするも自ら此の中立を破らざるものとす

第三條 締約國の各は他方の陸上又は海上に於ける安全並其の領土保全、獨立又は主權に反する政治上の同盟又は協定に事實上たると形式上たるとを問はず参加せざることを約す



締約國の一方に反對なる經濟「ポイコ  
ツト」及封鎖を組織する場合之に参加  
せざるものとす

第四條 一九二一年二月二十六日の條約  
第四條及第五條に規定せられたる義務  
に鑑み他方の内政に干渉すること並に  
他方の政府に反對なる宣傳又は鬭争を  
なすことの企圖を有せざる締約國の各  
は其の勤務に在る者に對し他方締約國  
の領域内に於て斯る行動に出づること  
を嚴に禁止すへし

締約國一方の人民か他方の領域内にあ  
りて右他方官憲の禁止する宣傳又は鬭  
争に従事する時は右他方政府は此等入  
民の行動を禁止し且之に對し所定の刑  
罰を適用するの權利を有すへし

兩締約國は之と同時に前記諸條に基き  
其の領域内に於て次の如き團體の組織  
及活動を支持せざること並許容せざら  
ることを約す

一、如何なる名稱を用ゆるを問はず暴  
力手段、暴動又は暗殺手段によりて  
他方締約國の政府に反對なる鬭争を

中立及相互不侵略條約

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央  
執行委員會及阿富汗國皇帝陛下は一九二  
一年二月二十八日莫斯科に於て署名せら  
れたる條約を基礎とし兩國間に幸に存在  
する友好及善隣關係を鞏固にせんことを  
欲し且此の關係が今後恒久的發達を遂  
げ一般平和の高遠なる目的に貢獻すへき  
を信し茲に一九二六年八月三十一日「バ  
グマン」に於て締結せられたる條約と同  
一の主義より成る本條約を締結すること  
に決し之が爲各其の全權委員を左の通り  
任命せり

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中  
央執行委員會

在阿富汗國「ソ」聯邦全權代表

「レオニド・ニコラエヴィチ・ス  
タルク」

阿富汗國皇帝陛下

外務大臣「ファイズ・ムハマド・ハン」  
因て右各全權委員は互に其の全權委任狀  
を示し之が良好妥當なることを認めたる

批准書は批准後一月の期間に「テヘラ  
ン」に於て交換せらるへし

最初の有効期間經過後本條約は締約國  
の一方か廢棄の豫告をなす迄は其の都  
度一年の期間を以て自動的に延長せら  
れたるものと認めらるへし此の場合本  
條約は締約國の一方か條約の廢棄を通  
告したる後六月の期間效力を保有す

第八條 本條約は露西亞語、波斯語、佛  
蘭西語を以て締約國の各の爲三通を作  
成す解釋上三國語共正文とす解釋上争  
議起りたる時は佛蘭西語を基本正文と  
す

右證據として全權委員は本條約に署名調  
印せり  
一九二七年十月一日「モスコ」に於て作  
成す

「ゲオルギー・チチエーリン」  
「エル・カラハン」  
「アリ・ゴリ・ハン・アンサリ」

「ソヴェート」社會主義  
共和國聯邦及阿富汗國間

後左の通り協定せり

第一條 兩締約國の一方と第三國たる一  
國又は數國との間に戦争又は軍事行動  
起りたる時は他方締約國は相手國に對  
し中立を守ることを約す

第二條 各條約國は相手國に對し一切の  
侵略を抑制し且自國領土内に於て相手  
國に對し政治上又は軍事上の害を及ぼ  
すか如き措置をとらざると共に如何な  
る第三國に對しても斯る行爲を許容せ  
ざることを約す

同時に各締約國は第三國たる一國又は  
數國と他方締約國に反對なる軍事上又  
は政治上の同盟又は協定をなさざること  
並他方締約國に反對なる財政上又は  
經濟上の「ポイコツト」又は封鎖に加ら  
ざることを約す

以上の外第三國たる一國又は數國の政  
策か締約國の一方に對し敵對的性質を  
帶ふる場合他方締約國は斯る政策を支  
持せざるのみならず自國領土内に於て  
斯る政策並に之より生ずる敵對行爲及  
企圖を阻止すへきものとす

第三條 兩締約國は互に國家主權の承認

に立脚し武装せんと否とを問はず他方  
締約國の内政に對する一切の干渉を抑  
制し且他方締約國に反對なる措置をと  
る第三國たる一國又は數國の何等干渉  
を支持すること又は之に加はることを  
斷乎として抑制すへし

兩締約國は互に他方締約國に對し害を  
及ぼし其の國家制度の顛覆を準備し其  
の領土の保全を害せんとし又は之に反  
對なる動員又は兵力の募集をなさんと  
するか如き團體の組織及活動を自國領  
土内に於て許さず且之を阻止すへし又  
個人の斯る活動をも阻止すへし

兩締約國は他方締約國に反對なる兵力  
武器火器軍需品及有ゆる軍事材料を自  
國領土を通過して輸送することを禁ず  
へし

第四條 本條約前記の趣旨に基き各條約  
國は第三國たる一國又は數國との關係  
に於て本條約に違反する何等隱密又は  
公然の義務を負ひたることなく又現に  
有せざること並本條約の有効全期間を



通し本條約に違反するか如き條約及協定を締結することなかるべきことを聲明す

第五條 又各締約國は其の相手國と直接陸上又は海上にて隣接する第三國と自國との間には發表せられたる條約以外何等の義務存在せざることを聲明す

第六條 各締約國は本條約に規定せられたる義務の範圍外に於ては第三國(複數)とあらゆる種類の關係及同盟を設定する爲措置をとるの完全なる自由を保有す

第七條 兩締約國は兩國の間に發生することあるべき總ての爭議及紛争の解決は右爭議及紛争か如何なる性質及原因たるかを問はず常に平和的手段によりて求むべきものと認む

第八條 本條約は五年の期間を以て締結せられ批准の時より效力を發生す右批准は署名後二月の間に行はるべく批准書の交換は批准後一月内に「カプール」

和條約に依り定められたる「ソヴェート」社會主義共和國聯邦及芬蘭共和國間の國境の不可侵を相互に保障し且一方の他の一方に對する一切の侵略を差控ふべき相互的義務を負ふ

二、他の締約國の領土の保全及不可侵を犯すべき又は其の政治的獨立に對し向けらるべき一切の暴力的行爲は假令宣戰の布告なくして且一切の戰爭の現象を避けて行はるる場合と雖も侵略と看做さるへし

第一條に關する議定書

本條約第四條に従ひ一九二二年六月一日附國境不可侵保障方法に關する協定は本條約の規定に牴觸せず且今後も依然完全に效力を保持すへし

第二條

一、締約國の一方又は數個の第三國より攻撃せらるる時は他の締約國は紛争の繼續中始終中立を維持することを約す  
二、締約國の一方か第三國を攻撃する時は他の締約國は豫告なくして本條約を廢棄することを得へし

に於て

行ふ五年の期間満了後本條約は年々自動的に其の效力を存續するも各締約國は六月の豫告期間を以て本條約を廢棄することを得本條約所定の通り廢棄の豫告ありたる場合兩締約國は同時に本條約更新の形式に關する交渉に入るものとす

第九條 本條約は露西亞文及波斯文を以て作成し其の解釋に際しては兩文共正文とす

署名「フアイズ・ムハマド・ハン」

「レオニド・スタルク」

一九三一年六月廿四日「カプール」に於て

ソヴェート社會主義共和國聯邦及芬蘭國間不可侵及紛争の平和的處理條約

一方「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會及他方芬蘭共和國大統領は世界平和の保持に協力するの希望に促され、且左記義務の決定及「ソヴェート」社會主義共和國聯邦及芬蘭共和國間に發

第三條

各締約國は他の一方に明かに敵對的にして又形式上若は實質上本條約と相容れざる何等の條約、協定又は協約に加入せざることを約す

第四條

本條約の前記各條に定められたる義務は本條約の效力發生前に締結せられたる條約又は課せられたる義務に基き兩締約國の有する權利及國際的義務を如何なる場合と雖も侵害し又は變更することを得ず但し右か本條約に定められたる意味に於ける攻撃の要素を包含する場合は此の限にあらす

第五條

兩締約國は其の性質及原因の如何を問はず兩國間に發生することあるべき一切の紛争を常に公正の精神を以て解決することに盡力し右紛争の調整の爲に専ら平和的方法を用ふることを宣言す之か爲に兩締約國は本條約署名後兩國間に發生することあるべく且相當の期間内に通常外交手段に依り調整せられ

生ずることあるべき一切の紛争の平和的處理は兩締約國の利益に合致し且兩國間の友好親善關係の發達に資することを確信し兩國が從來負へる如何なる國際的義務も其の相互關係の平和的發達を害せず且本條約と相容れざるものにあらざることを宣言し一九二八年八月二十七日附戰爭拋棄に關する一般條約を確認追補するの希望に促され本條約を締結することに決し之か爲各自の全權委員を任命せり

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會

特命全權公使「イワン・マイスキー」

芬蘭共和國大統領

外務大臣男爵「ア・シー・イリオ・コスキ」

「スキーン」

因て各全權委員は其の全權委任狀を交換し之か良好妥當なることを認めたる後左の諸規定を協定せり

第一條

一、兩締約國は兩國關係の不動の基礎として存續すべき一九二〇年十月十四日「ドルバート」に於て締結せられたる諸

さるべき一切の意見の相異を混合調停委員會の調停手續に移すことを約す同委員會の權利、構成及行動の手續は特別の追加協約に依り決定せらるべく同協約は本條約の不可分の一部たるべく且兩締約國は同協約を成るべく速に且必ず本條約批准迄に締結することを約す

締結せられたる何等かの協約の適用又は解釋に關する紛争及殊に不可侵の相互義務違反の事實ありや否やの問題に關する紛争の場合にも等しく適用せらるへし

第六條

本條約は批准せらるべく批准書は莫斯科に於て交換せらるへし

第七條

本條約は批准書交換の日より效力を發生すへし

第八條

本條約は三年の期間締結せらるる締約國の一方か本期間満了の少くとも六ヶ月前に本條約の廢棄を豫告せざる時は條



約は新に二年間延長せられたるものと看做さるへし

第九條

本條約は一九三二年一月二十一日「ヘルシングフォールス」市に於て佛蘭西語を以て二通作成せられたり其の證據として各全權委員は本條約に署名調印せり

「イ・マイスキー」

「ア・シー・イリオ・コスキーネン」

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦及「ラトヴィア」國間不侵略條約

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會及「ラトヴィア」共和國大統領は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の全領域に施行せらるへく而して其の一切の規定か不變且永久に兩締約國間相互關係の不動の基礎たるへき一九二〇年八月十一日露西亞社會主義聯邦「ソヴェート」共和國及「ラトヴィア」國間に締結せられたる講和條約を基礎とし兩國間の友好關係

全權代表「アレクセイ・イワノヴィチ・スウイデルスキー」

「ラトヴィア」共和國大統領

總理大臣兼臨時外務大臣「マルゲル・スクーエネク」

因て各全權委員は互に其の全權委任狀を示し之が良好妥當なることを認めたる後左の事項を協定せり

第一條 兩締約國は單獨に又は他國と協同して宣戰を布告し又は宣戰の布告なくして行ふと否とを問はず一方の他方に對する一切の攻撃行爲並に締約國の一方の領土保全及不可侵又は政治的獨立に對し向けられたる一切の暴力的行動を差控ふることを相互に約す

第二條 各締約國は他方の獨立、領土的不可侵又は政治的安全に對し向けられたる何等の軍事上、又は政治上の條約協約又は協定並に締約國の一方に對し經濟的又は財政的「ポイコット」を行ふ目的を有する條約、協約又は協定に加入せざることを約す

第三條 本條約に定められたる義務は本

條約發効前に締結せられ且必要なる方法に依り各締約國の公の刊行物に於て發表せられたる條約に基き兩締約國か有する國際的權利義務を決して制限し又は變更することを得ず但し右條約か本條約の意味に於ける攻撃の要素を包含する場合は此の限にあらす

第四條

本條約に於て受諾せる義務に鑑み兩締約國は本條約署名後兩國間に發生し且通常の外交手段に依り相當期間内に調整せられさるへき一切の紛争問題を其の性質及原因の如何を問はず混合調停手續に附することを約す同委員會の構成、權利及行動は特別協約を以て之を定む兩締約國は同協約を成るべく速に締結することを約す同協約は本條約と同時に効力を發生すへし

第五條

本條約は露西亞語及「ラトヴィア」語を以て二通作成せられ且兩文は同一の効力を有す本條約は批准せらるへく批准書は「莫斯科」市に於て兩國間に交換せらるへし

第六條

本條約は批准交換の時より効力

を發達せしめ且鞏固ならしむへき數個の規定の受諾は兩締約國の利益に合致することを確信し相互の主權、政治的獨立並に領土の保全及不可侵を相互に且確實に尊重すへく固く決心し、世界平和の鞏固化に資せんとの希望に促され、各締約國が現在迄に負へる義務は何れも其の相互關係の平和的發達を害するものにあらざること及本條約と相容れざるものにあらざることとを宣言し本條約の有効期間通常の失効又は行はるることあるへき期限前廢棄と關係なく兩締約國間に依然常に効力を有すへき一九二八年八月二十七日附戰爭拋棄の一般條約を其の相互關係に於て確認且追補することを希望し本條約を締結することに決し之が爲各々全權委員を任命せり即ち

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會

外務人民委員部參與會員「ボリス・スヒリドノヴィチ・ストモニヤコフ」

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦

を發生し其の時より三年間効力を有すへし各締約國は右期間満了の六ヶ月前廢棄を豫告し又締約國の他の一方か何れかの第三國に對し攻撃を行ふ時は豫告期間を遵守せしめて本條約を廢棄する權利を有すへし締約國の何れも條約を廢棄せざる時は其の實施期間は自動的に二年間延長せらるへし本條約に定められたる手續に従ひ締約國の一方か條約の廢棄を行はざる時は條約は等しく其の都度更に二年間延長せられたるものと看做さるへし

右の證據として前記全權委員は本條約に署名調印せり

一九三二年二月五日「リガ」市に於て露西亞語及「ラトヴィア」語を以て二通を作成す

「ベ・ストモニヤコフ」

「ア・スウイデルスキー」

「マルゲル・スクーエネク」

署名議定書

本日一九三二年二月五日「リガ」市に於て「ソヴェート」社會主義共和國聯邦及「ラ

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦及「エストニア」國不侵略及紛争の平和的解決に關する條約

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會及「エストニア」共和國元首は兩締約國間に存在する友好關係の増進を助長する適確なる條件を明定することが兩國の利益に合致するを信するものにし



て斯くて世界平和の保持に貢献せんこと  
の希望に促され一九二〇年二月二日の平  
和條約が依然として兩國の相互關係及義  
務の不動の基礎を爲すものなりとの見地  
に立脚し各締約國が之迄負擔せる義務は  
何れも兩國の相互關係の平調的發達を妨  
ぐるものにあらざること及本條約に牴觸  
するものにあらざることと聲明し兩國の  
關係に於て一九二八年八月二十七日巴里  
に於て署名せられたる戰爭拋棄に關する  
條約を追補し且正確ならしむることを希  
望し茲に本條約を締結することに決し之  
か爲左の通り全權委員を任命せり

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中  
央執行委員會

外務人民委員、聯邦中央執行委員  
會員「マクシム・マクシモヴィチ・リ  
トヴィーノフ」

「エストニア」共和國元首

在「ソ」聯邦「エストニア」國特命全  
權公使「ユーリウス・セリヤマ」

右各全權委員は互にその全權委任狀を示  
し之が良好妥當なるを認めたる後左の通

り協定せり

第一條 兩締約國は一九二〇年二月二日  
署名の平和條約によりて劃定せられた  
る通りの兩國間國境の不可侵を互に保  
障し且他の締約國に對する有ゆる侵略  
並他の締約國の領土保全及不可侵又は  
政治上の獨立を害する有ゆる暴力行爲  
を抑制することを約す前記の如き侵略  
又は行爲は單獨に行はれたると他の諸  
國と共同して行はれたるとを問はず又  
宣戰布告の有無を問はざるものとす

第二條 各締約國は侵略の意味に於て明  
に他の締約國に反對なる政治上の協定  
並他の締約國に對し經濟上、及財政上  
の「ボイコット」をなす目的を有する同  
一性質の聯合に参加せざることを約す

第三條 本條約の前記諸條に記載せられ  
ある義務は本條約の發効前締結せられ  
たる條約(複數)又は負擔せる義務(複  
數)か本條約の意味に於て侵略の分子  
を含まざる限り此等の條約及義務より  
發生する兩締約國の權利及國際義務を  
侵し又は變更することを不得す

第四條 兩締約國は本條約を以て負擔せ  
る義務を考量し本條約の發効後兩國の  
間に起り且通常の外交手續を以て合理  
的期間内に調整すること能はざる有ゆ  
る係争問題は其の性質及び起源を問は  
ずこれを混合調停委員會の調停に附す  
ることを約す右調停委員會の構成、權  
限及事務の處理方法に付ては成るべく  
速に兩締約國が締結すべきことを約す  
る特別協定を以て定む右特別協定は本  
條約と同時に効力を發生するものとす

第五條 本條約は露西亞語及「エストニ  
ア」語を以て各二通を作成し兩語共同  
一の効力を有す

本條約は成るべく速に批准せらるべく  
批准書は本條約か「ソヴェート」聯邦及  
「エストニア」國によりて批准せられた  
る日より四十五日間に「タリリン」に於  
て兩締約國間に交換せらるべし

第六條 本條約は批准書交換の時より効  
力を發生し其の時より三ヶ年の期間効  
力を保有す各締約國は右期間の終了前  
六ヶ月の豫告を以て尤も他の締約國か  
交換し之れが良好妥當なることを認めた  
る後左の諸規定を協定せり

何れかの第三國に對して侵略を行ふ場  
合は右豫告期間を用ひずして本條約を  
廢棄する權利を有す

若し本條約が締約國の何れよりも廢棄  
せられざる時は其の効力は自動的に二  
ヶ年延長せられ其の後本條約規定の手  
續により締約國の何れよりも廢棄せら  
れざる時は其の都度引續き二ヶ年延長  
せられたるものと認めらる

右の證據として前記の全權委員は本條約  
に署名調印せり

一九三二年五月四日「莫斯科」に於て本書  
二通を作成す

署名 署名  
署名 署名  
署名 署名  
署名 署名

「ソヴェート」社會主義共  
和國聯邦及波蘭共和國不  
侵略條約

一方「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中  
央執行委員會及波蘭共和國大統領は兩國  
間に存在する平和を保持するの希望に促

外 交

され且兩國の平和の保持は世界平和の保  
持上重大なる要素たることを確信し一九  
二一年三月十八日附議和條約は依然兩國  
相互關係及義務の基礎たることを確認し  
國際的紛争の平和的解決及國家間の關係  
の正常狀態に反すべき一切の事項の除去  
は右目的達成の最も確實なる方法たるこ  
とを確信し今日迄各締約國の負へる義務  
は何れも兩國相互關係の平和的發達を害  
するものにあらざること及本條約と相容  
れざるものにあらざることとを宣言し一九  
二八年八月二十七日巴里に於て署名せら  
れ且一九二九年二月九日莫斯科に於て署  
名せられたる議定書に依り効力を發生せ  
る條約の發達及追補の目的を以て本條約  
を締結することに決し之が爲各其の全權  
委員を任命せり即ち

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中  
央執行委員會

波蘭共和國大統領

因て各全權委員は互に其の全權委任狀を

第一條 兩締約國は其の相互關係に於て  
國策の手段としての戰爭を拋棄せるこ  
とを認め單獨たる又は他國と共同た  
ることを問はず一切の侵略的行動又は一  
方他方に對する攻撃を相互に抑制す  
ることを約す

他の締約國の領土の保全及不可侵又は  
政治的獨立を犯すべき一切の暴力行爲  
は假令宣戰の布告なくして且一切の戰  
争の現象を避けて行はるる場合と雖も  
本條の義務に違反する行爲と看做さる  
べし

第二條 締約國の一方か第三國又は第三  
國の集團より攻撃せらるるときは他の  
締約國は同紛争の繼續後始終直接又は  
間接に攻撃國を援助し又は支持せざる  
ことを約す

締約國の一方が第三國を攻撃する時は  
他方は豫告なくして本條約を廢棄する  
ことを得べし

第三條 各締約國は攻撃的見地より見て



明かに他方に對し敵對的なる何等の協定に加入せざることを約す

第四條 本條約第一條及第二條に規定せられたる義務は本條約の効力發生前に締結せられたる協定にして侵略的要素を包含せざる限り如何なる場合と雖も右協定に基く兩締約國の國際的權利及義務を制限し又は變更することを得ず

第五條 兩締約國は其の種類及原因の如何を問はず兩國間に發生することあるべき一切の紛争及紛議を平和的方法に依りてのみ調整解決せんことを希望し相當の期間内に外交手段に依り協定に達すること能はざる係争問題を調停手續協約適用の規定に従ひ調停手續に移すべきことを約す

右協約は本條約と不可分たるべく且別個に署名し成るべく速に不侵略條約と同時に批准せらるべし

第六條 本條約は成るべく速に批准せらるべく批准書は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦及波蘭國の批准の日より三十日以内に「ワルソー」に於て交換せらるべし

内閣議長兼外務大臣「エリオ」因て各全權委員は其の全權委任状を交換し之が良好妥當なることを認めたる後左の條項を協定せり

第一條 各締約國は相手國に對し如何なる場合に於ても單獨に若は一個又は數個の第三國と共同して戰爭に訴へ陸地海上又は空中に於て何等攻撃を加へず且相手國の主權の下に在る領土又は夫れに關し締約國か外交上の代表權及行政の管理權を有する領土の不可侵を尊重すべきことを約す

第二條 締約國の一方か他の一國又は數國より攻撃を受けたる時は他方締約國は紛争の繼續中直接にも間接にも一若は數個の攻撃國に對し援助を與へ及支持を爲さざることを約す

締約國の一方か第三國に對し攻撃を加ふる時は他方締約國は豫告なくして本條約を廢棄することを得

第三條 第一條及第三條に記載せられたる義務は各締約國か本條約の効力發生前に締結せられたる協定より生ずる權

るべく條約は其の後直に効力を發生すへし

第七條 條約は三年の期間を以て締結せらる締約國の一方か期間満了の六ヶ月前に廢棄せざるときは條約の有効期間は次の二ヶ年間自動的に延長せられたるものと見做さるへし

第八條 本條約は露西亞語及波蘭語を以て作成し且兩文とも正文と看做さるへし

署名議定書第一

兩締約國は……條約第七條を以て期間の満了又は第……條に基く期限前の廢棄は一九二八年の巴里條約の義務の履行を制限し、又は免除する結果となるものと解すへからざるものなることを宣言す

署名議定書第二

兩國は「ソヴェート」聯邦側の提議せる調停協約案に關し意見を交換したる後兩國間に重要な意見の相異なしと確信することを本不侵略條約に署名するに當り言明す

利義務を何等制限又は變更せしむることを得ざるものとす而して各締約國は第三國に依りて企圖せられたる攻撃に参加すべき義務を課すへき何等の協定に關し居らざることを茲に宣言す

第四條 各締約國は本條約の存續中實際上の結果として他方締約國よりの商品の購入又は之に對する賣却若は「クレジット」の提供の禁止を誘致すへき一切の國際協定に参加せず且他方締約國か自國の外國貿易に参加するを排除する結果となることあるへき一切の措置を採らざることを約す

第五條 各締約國は第一條に規定したる相手國の領土全體に對する主權若は支配權を尊重し如何なる方法に依りても相手國の内部的事項に干渉せず特に相手國の領土的完全を侵し若は強力を以て其の領土の全部又は一部の政治的又は社會的構成を變革することを目的とする何等の煽動、宣傳又は干渉の企圖を誘發若は獎勵せんとする一切の行動を抑制すへきことを約す

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦及佛蘭西共和國 間不侵略條約

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會及佛蘭西共和國大統領は平和を確保せむとする意見に促され兩締約國間關係の改善發達は兩國の利益たるべきことを確信し從來兩國が負へる國際義務は其の宣言に依れば一も兩國の相互關係の平和的發達を阻害せず且本條約と相牴觸するものにあらざる處右國際義務に忠實にして當該關係に於て一九二八年八月二十七日の戰爭拋棄に關する一般條約を確認且精密ならしむることを希望し此の目的を以て本條約を締結することに決し其の全權委員を任命せり即ち

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中 央執行委員會

佛蘭西共和國駐劄特命全權大使 「ヴァレリアン・ドヴァガレフスキ

佛蘭西共和國大統領

各締約國は殊に相手國に對する武力的抗爭を目的とする軍事團體若は相手國領土の全部又は一部の政府又は代表者たるの資格を自稱する諸團體を創設し支持し、供給し、資金を與へ又は自國領土内に存續することを許可せざるべきことを約す

第六條 兩締約國は既に一九二八年八月二十七日附戰爭拋棄に關する一般條約に於て兩國間に生ずることあるへき一切の紛争若は争議は其性質及原因の如何を問はず常に平和的手段に依りてのみ調整せらるべきことを認めたる處茲に右規定を確認し且之か實行の爲調停手續に關する協約を本條約に附屬せしむ

第七條 本條約は露文、佛文共に同一の効力を有し批准せらるべく且批准書は「莫斯科」に於て交換せらるへし 本條約は右批准書交換の時より効力を發生し將來締約國の一方か他方に對し之を廢棄するの意圖を通告したる日より一年を経過する迄効力を保有すへし



本條約の効力發生の日より二ヶ年を経過せざる間は右通告は之を爲すことを得ず

一九三二年十一月二十九日巴里に於て二通を作成せり(正文露文及佛文)

「下ヴガトスフキー」  
「エリオ」

(一九三三年二月十六日批准完了)

侵略者定義條約

聯邦、ポーランド、ルーマニア、トルコ、アフガニスタン、エストニア、フィンランド、ラトヴィア、ペルシヤの九ヶ國間に締結することとなつた不可侵條約(正確な名は侵略者定義條約コンヴェンション・オブ・デフイニション・オブ・アグレフサー)は前文と左の本文五ヶ條より成つてゐる。

第一條 調印國は相互の關係に於てリトヴィノフ氏の提案に基く一九三三年五月廿四日附軍縮會議に於けるポリチス報告書中に説明されたる侵略者の定義を受諾す

第二條 次に列挙する行爲を明確に侵略行爲と見做す

- 一 宣戰布告
- 二 宣戰布告を行はずとも他國の領土領海又は領空侵略する行爲
- 三 他國の海岸又は港灣を海軍力を以て封鎖する行爲
- 四 他國の領土を侵略せる自國領土内に於て組織されたる武装匪賊を援助する行爲

第三條 政治的、經濟的及び其他の如何なる性質の考慮も第二條に列挙せる軍事的侵略を正當化せず

第四條 本條約はモスクワ政府に批准書を寄託すると同時に効力を發生す

第五條 本條約はソヴェート聯邦、ポーランド、ルーマニア、トルコ、アフガニスタン、エストニア、フィンランド、ラトヴィア、ペルシヤの九ヶ國に於て調印す

ソ聯邦在在外交代表

|          |               |
|----------|---------------|
| 日本       | カ・カ・ユレーネフ     |
| 全權代表(大使) |               |
| 阿富汗      | エル・エヌ・スタルク    |
| 全權代表(大使) |               |
| 獨逸       | エル・エム・ヒンチウク   |
| 全權代表(大使) |               |
| 埃地利      |               |
| 全權代表(公使) | カ・カ・ロウレネーヴ    |
| 支那       |               |
| 全權代表(大使) | ドミトリイ・ボゴロモフ   |
| 丁抹       |               |
| 全權代表(公使) | エム・ウエ・コベツキ    |
| 和蘭       |               |
| 總領事      | イ・ペ・カリナ       |
| エストニア    |               |
| 全權代表(公使) | エフ・エフ・ラスコリニコフ |
| 佛蘭西      |               |
| 全權代表(大使) | ヴエ・エス・ドヴガレフスキ |

|          |              |
|----------|--------------|
| 英國       | イ・エム・マイスキ    |
| 全權代表(大使) |              |
| 希臘       | ヤ・ハ・ダフチヤン    |
| 全權代表(公使) |              |
| 伊太利      | ヴエ・ベ・ボチヨムキン  |
| 全權代表(大使) |              |
| リトニヤ     | ア・イ・スウイデエルスキ |
| 全權代表(公使) |              |
| リトワニヤ    |              |
| 全權代表     | エム・ア・カルスキ    |
| 蒙古       |              |
| 全權代表     | ア・ヤ・オフチン     |
| 諾威       |              |
| 全權代表(公使) | ア・ア・ベクザヂヤン   |
| 波斯       |              |
| 全權代表(大使) | ア・エム・ベトロフスキ  |
| 波蘭       |              |
| 全權代表(公使) | ウエ・ア・アントノフ   |
| 瑞典       |              |
| 全權代表     | オフセンコ        |

|            |            |
|------------|------------|
| 全權代表(公使)   | ア・エム・コロントイ |
| タンナ・ツィワ    |            |
| 全權代表       | エヌ・ウエ・ボボフ  |
| 土耳其        |            |
| 全權代表(大使)   | イ・ジエ・スウリツツ |
| チエツコ・スロワキヤ |            |
| 全權代表       | アレクサンドルフスキ |
| 日本         | 太田爲吉       |
| 全權代表(大使)   |            |
| 阿富汗        | ア・エス・モハメツド |
| 獨逸         | フオン・デイ     |
| 埃地利        | ルクゼン       |
| 全權代表(公使)   | ベ・ヘンリツヒ    |
| 支那         | 顏惠慶        |
| 全權代表(大使)   |            |
| 丁抹         | オ・エンゲル     |
| 全權代表(公使)   |            |
| エストニア      | ジエ・セルヂヤマ   |
| 芬蘭         | ベ・ア・イリ     |
| 同          | コスキン       |

各國の駐ソ外交代表

|            |              |
|------------|--------------|
| 佛蘭西        | シャール・アルファン   |
| 全權代表(大使)   |              |
| 英國         | エ・オーヴィ       |
| 全權代表(同)    |              |
| 希臘         | ケ・ピサロダス      |
| 全權代表(公使)   |              |
| 伊太利        | ヴエ・アトリソ      |
| 全權代表(大使)   |              |
| ラトビヤ       | ジエ・セスキ       |
| 全權代表(公使)   |              |
| リトワニヤ      | ジエ・ヴァトルサアイテイ |
| 同          | ス            |
| 蒙古         | サムボウ         |
| 全權代表(大使)   |              |
| 諾威         | ア・ウルビイ       |
| 全權代表(公使)   |              |
| 波斯         | エフ・カ・バクレバン   |
| 全權代表(大使)   |              |
| 波蘭         | エス・パテーク      |
| 全權代表(公使)   |              |
| タンナ・ツィワ    | エスタノヴァ       |
| 全權代表(公使)   |              |
| 土耳其        | ハ・ラヂツプ       |
| 全權代表(大使)   |              |
| チエツコ・スロワキヤ | 全權代表         |
| 全權代表(公使)   | ジエ・ジエ・コセツク   |



瑞典 男爵エ・グレネンステイルナ

### 外務人民委員部參與會並に各局

- 人民委員 エム・エム・リトヴィノフ
- 同第一代理 エル・エム・カラハン
- 同第二代理 ゲ・ヤ・ソコロニコフ
- 參與會員 ウエ・エス・ストモニヤコフ
- 書記長 イ・ア・デビルコフスキ
- 議定部長 デ・テ・フロリンスキ
- 記録部長 ゲ・ア・ザルキン
- 第一西歐政治部長 エヌ・イ・ラビツド
- 第二西歐政治部長 デ・ゲ・ステルン
- 第三西歐政治部長 エ・ウエ・ルビン
- 第一東洋政治部長 エス・カ・パスツホフ
- 第二極東部長 ベ・イ・コズロフスキ
- 第六政治部長 ベ・エ・ステイン
- 法律部長 ア・ウエ・サバニン
- 經濟部長 エル・エ・ベレソフ
- 領事部長 イ・エル・ツマノフ

情報部長 カ・ア・ウマンスキ

行政部責任者 エル・ウエ・ツロフイモフ

同 エル・ゲ・ツアルキン

財務部長 イ・エム・マーチソン

外交聯絡局長 テ・カ・グリクマン

資料部長 ア・エス・セメノフ

### 外交代表に關する規定

一九一八年六月四日公布人民委員會議令(一九一八年法令集第三十九號第五〇五項)第一項外交代表者の階級を廢止し之を露西亞社會主義聯邦「ソヴェート」共和國全權代表と命名するの件を増補し(一九二一年五月二十六日人民委員會議決定)(一九二一年法令集第四十九號第二百六十一項)勞農政府在外公館に關する一般規定を追加するため全露中央執行委員會及人民委員會議は左の通り決定せり

第一條 外國政府並に同盟「ソヴェート」共和國政府に派遣する勞農政府全權代表の任免は全露中央執行委員會幹部會

の決定に依る

第二條 全權代表の信任狀及び解任狀は全露中央執行委員會議長及書記官之に署名し外務人民委員之に副署す

第三條 第一條に記載せる以外の首席代表、委員、特使並に各種の國際條約及び協約締結の爲派遣せらるる全權委員の任免は人民委員會議の決定に依る

第四條 第三條記載の代表及び委員の信任狀及解任狀並に委任狀は人民委員會議議長之に署名し外務人民委員之に副署す

第五條 左記は外務部に於て任命す  
(イ) 全權代表の不在中又は其の召還後後任全權代表の任命さるる迄の期間之を代表する全權代理

(ロ) 勞農政府の締結せる契約實施の爲設置せらるる國際混合委員會の委員長

(ハ) 全權代表及び其他の外交委員、使節の隨員たる參事官、書記官及び官補又は國際混合委員會委員

第六條 陸海軍武官及其の補佐官は外務

### リ米兩國の接近 (補遺)

ルーズヴェルト米國大統領の國際不可侵案通告に對しソヴェート聯邦中央執行委員會議長ミハエル・カリーニン氏は本年五月十九日左の如き受諾回答を發した

「余は一切の國家の政治的並に經濟的平和に關する貴下の通告を接受した。余は貴下の通告がソヴェート聯邦人民の熱烈は支持を受けることを確信する。

ソ政府は全聯邦人民の意志を代表し聯邦政府が過去十餘年間參加して來たあらゆる國際會議に於て、國際平和確保の不可欠の前提として、普遍的軍備縮少の必要を力説し絶えず各國の注意を喚起して來た。ソ政府は自らジュネーヴに於て普遍的軍縮殊に最大限度の軍備縮少に關する具體案を提案し右に關する他國の提案を支持した。同時に一部國家が軍備縮少の觀念を他國に對する自國の國策遂行に濫用し、かくして軍縮觀念の眞意義を害はんとする卑劣な行動を曝露した。」

人民委員と協議の上共和國革命軍事會議之を任命す

第七條 第五條及第六條に記載したる者に對する委任狀又は命令書は外務部之を發給す

第八條 勞農政府在外公館に關する一般規定第十五條に依り任命せらるる總領事、領事、副領事及び領事代理は外務人民委員の署名ある領事旅券の發給を受く

第九條 勞農政府在外公館に關する一般規定第十九條に依り任命せらるる外國貿易部の委員及役員は外國貿易人民委員の署名し外務人民委員の査證せる委員狀の發給を受く

全露中央執行委員會委員長

エム・カリーニン

人民委員會議々長代理

アー・ツユールバ

全露中央執行委員會書記官

アー・エヌキゼ

莫斯科クレムリン 千九百二十二年一月二十四日



# 全聯邦共產黨

## 一、全聯邦共產黨概観

全聯邦共產黨は、ソヴェート聯邦における單一絶対の指導政黨である。それはソヴェート聯邦といふ生ける肉體において、心臓と頭腦の役割を併せ持つてゐるソヴェート聯邦における全國家機關、即ち地方から中央へかけてのソヴェート機關も、經濟機關も、軍事機關も、文化團體も共產黨の完全なる指導下に組織され運用されてゐるのである。

この全聯邦共產黨の母胎は一八九三年三月組織されたる露西亞社會民主労働黨である。同黨が一九〇三年の大會においてボリシエヴィキ（多數派）とメンシェヴィキ（少數派）に分裂して以後は、この多數派即ちボリシエヴィキこそ、今日の全聯邦共產黨の前身をなすもので今日でも黨の正式の名稱を「全聯邦共產黨

る質的な充實を尙ぶ共產黨としては當然のこと、その後においても清黨運動は第一次のそれほど大規模ではないが必要に応じて時々行はれて來てゐる。

然しこのことは共產黨が量的擴大を輕視してゐることではなくてソヴェート聯邦の窮局目標とする共產主義社會の實現は共產主義者のより多數なる創造によつてのみ保障される譯であるから、その資格ある者である限り極力入黨を歓迎されることは云ふまでもない。特にこの際重視されるのは有資格者としての労働者、特に重工業方面に働く労働者であり、それについて貧農、勤務員である。ブルジョアジーに對しては勿論黨の門戸は閉ざされて居り、小ブルジョア農民乃至小ブルジョア・インテリゲンツィヤに對してはその階級的朦朧性の故に極めて嚴重なる試験の後入黨を許される。

一九二五年に黨員が百萬突破を示してゐるのは、その前年一月レーニンの死後「レーニン記念召集」をスローガンとして労働階級出身者乃至現労働者を主たる對

全聯邦共產黨

（ボリシエヴィキ）と呼んでゐるのはボリシエヴィキと全聯邦共產黨とが相即不離であることを語るものである。露西亞社會民主労働黨（ボリシエヴィキ）は一九一八年三月の第七回大會において露西亞共產黨（エルカ）と改稱したが、一九二六年に至り、黨名は今日の如く全聯邦共產黨（ボリシエヴィコフ）と再度改稱されるに至つた。黨員數も革命後非常に増加し一九一七年十一月革命當年十一月革命當時二十萬人を算したものが最近では其十五倍の約三百萬人を算するに至つた。今其移動趨勢を表示すれば左の如し

一九二八年一月一日 一、三〇、八三六  
一九二九年一月一日 一、四九、〇三三  
一九三〇年四月一日 一、七三、五六六  
一九三〇年七月一日 一、八四、一六〇  
一九三二年七月一日 三、一三〇、〇〇〇

全體として共產黨員並に同候補者數は十四年間に約二十倍に激増してゐるが、しかも右各年度の中には却つて前回よりも著しく減少してゐる時期もある。例へば、右表の中一九二〇年第十回大會當時七十萬人であつたものが一九二二年には四十萬人に即ち三十萬人を減じてゐるこれは何故であるかといふに、前記七十萬人中には共產黨が支配黨となつたがために、革命後レーニンの言葉を借りれば「單に銃殺に値するだけの獵官連や山師共が潮のやうに共產黨に加入して來た」そこで、一九二〇年から二二年にかけ大規模の斷固たる清黨運動（一名黨掃除）が行はれ、黨員たる資格のない墮落分子や野心家連を黨から追ひ出してしまつたため、かゝる減少を見るに至つたのであるこれは徒らに量的に擴がるよりも、むしろ

象に廣く黨の門戸を開放したため、偉大なる指導者の死に感奮した労働者多數の入黨を見たによるものである。

## 二、全聯邦共產黨員の數字的解剖

一九三二年一月一日現在の全ソ聯邦共產黨員の數は一百六十三萬二千八百十六人にして、黨員候補の數は一百二十五萬三千四百五十五人である。右合計は二百八十八萬三千六百一十一人となる。黨員數に對する候補の數の比は四三・四％であつて會て見ざる高率である。よつて昨年末から行はれつつある清黨は、かなりの多數

を清掃するものなのであらう。右の内婦人黨員並に黨員候補の數は五十一萬二千人にして總數の一七％に當る黨員及黨員候補の社會的構成は次の通りである。

労働者 一、二五七、三三〇人（四三・八％）  
勤務員 七三、二一六（一三・六）  
コルホズ農民 五七、三五六（一〇・八）  
學生 三三、一八六（六・一）  
個人農 一四、四八〇（二・六）  
其他 八七、三七七（一五・九）  
不明 一三、三三三（二・四）

次に現職業別百分比を最近數ヶ年間の變化において見れば左の通りである。

| 職業別百分比移動趨勢 | 労働者   | 農民    | 勤務員   | 其他    | 計    |
|------------|-------|-------|-------|-------|------|
| 一九二八年一月一日  | 四〇・八％ | 一三・三％ | 三六・一％ | 一〇・八％ | 一〇〇％ |
| 一九二九年一月一日  | 四〇    | 一三    | 三六・八  | 一〇・二  | 一〇〇  |
| 一九三〇年一月一日  | 四六・三  | 一三    | 三三・一  | 一〇・六  | 一〇〇  |
| 一九三〇年四月一日  | 四六・六  | 一三・四  | 三二・四  | 九・六   | 一〇〇  |
| 一九三二年一月一日  | 四三・八  | 一八・五  | 三六・九  | 一〇・二  | 一〇〇  |

五七



即ち現在の職業別において労働者の党内における比率は漸次高まりつゝあつたが一九三二年に至りその比率は稍下つたが、茲に注目すべき事は一八・五%農民中には一八%のホルホズ農民が含まれてをり、個人農は僅か〇・五%であり、ホルホズ農民は階級意識の發達については都市の労働者と大差ないことである。次に一九三二年十月一日現在各主要地別共産黨員及候補者数の比較は左の通りである。

| 各地方別    | 黨員及候補者數 | 其中候補者數  | 候補者數比率 |
|---------|---------|---------|--------|
| モスクワ    | 四〇〇、八四八 | 一三三、二六八 | 三三・四%  |
| レニングラード | 三七一、三二九 | 八三、八〇八  | 三〇・九   |
| ウクライナ   | 三三三、〇三九 | 五四、四九二  | 一六・〇   |
| ウラル     | 三〇五、五五九 | 九、八七三   | 三・二    |
| ゴリキ     | 一〇七、〇五五 | 四四、〇九二  | 四一・二   |
| イワノフ    | 一一三、五六一 | 四、九〇〇   | 三・三    |
| 北高架索    | 三三六、一〇五 | 一〇三、〇六八 | 三〇・五   |
| 中部黒土州   | 一一一、〇九六 | 五四、〇三一  | 四八・六   |
| 中部フルガ   | 一一一、五三三 | 五四、四三三  | 四八・八   |
| 西部西伯利   | 一一三、七三三 | 五七、一七一  | 四九・三   |

因みにモスクワ及レニングラードは一九三二年十月一日現在、他は同年七月一日現在である。尙ほ日本と關係深いソヴェート領極東の共産黨の最近の増加趨勢を示せば左の通りである。極東ソヴェート領の政治的經濟的重要性の増大と關連して、極東露領共産黨、正確には全聯邦共産黨極東地方委員會成員も著しい増加を示し、昨一九三一年七月一日より本年六月末日に至

る一ケ年間に新に一萬一千三百三十八人の労働者農民を新黨員候補として迎ふるに至つたが、その増加趨勢は  
一九三一年後半期 五、四九六人  
一九三二年前半期 五、八四二人  
で、更に前記一年間の新入候補者中労働者及共産農民は一萬三百五十八人を算した。  
労働者 七、六七〇人  
共營農民 二、六八八人  
最近一年間の黨員候補加入數を各四半期別に分ちて示せば  
一九三一年第三、四半期 三、二一〇名  
同 第四、四半期 三、二八六名  
一九三二年第一、四半期 三、二〇一名  
同 第二、四半期 二、六四一名  
であつた。尙本年第一、四半期の加入候補者中生産労働者二千七百七十六名、共營農場員八百六十二名、第二、四半期には生産労働者一千九百八十四名、共營農場員五百五十三名であつた。  
次に婦人黨員數は一九三〇年七月一日現在の黨員數一百八十四萬二千六百六十

中一十七萬一千九百五十三人を算し、一割四分七厘に相當するが、一九二八年一月一日の總黨員數に對する婦人黨員比率が一・一・八%を示し、一九三〇年一月一日に一四%となり、七月一日に一四・七%に増加したといふことは、婦人の入黨率が他の部分の入黨率に比し著しくそのテンポにおいて緩慢であることを語るものといはなければならぬ。婦人黨員數の比率は民族機關に於て特に劣り、例へば後高架索においては三〇年四月一日現在同地方黨員數の六・一%、アゼルバイジャンにおいては五・六%、アルメニヤ五・五%、ジョルジャ七%、高架索九・五%、タジク八・一%である。三〇年七月一日現在のロシヤを除く各共和国別黨員數と婦人黨員の比率は左の如くである。

| 各民族共和国別黨員數と婦人の比率 | 黨員數      | 其中婦人の割合 |
|------------------|----------|---------|
| ウクライナ            | 二九四、三五四人 | 二・九%    |
| 白ロシヤ             | 四一、三三七   | 一三・九    |

全聯邦共産黨

後高架索 九三、〇六三 六・五  
ウズベク 四五、九〇 四一・五  
タジク 五、九七一 八・七  
トルクメン 一一、〇三七 一〇・二  
全聯邦合計 一、八四三、一六〇 一四・七  
註一此中にはロシヤ共和国を含む

### 三、全聯邦共産黨と組織

全聯邦共産黨の組織原則は民主的中央集權である。即ちその黨の組織構成はあくまで民主的であるが、分派（フラクション）を許さず、單一の中心を置いて之に絶対の指導權限を與へてゐる。だから全黨員は中央指導部の命令に對して絶対服従し如何なる場合も献身的に、課題の遂行のため紛骨砕心努力せねばならぬ。此點で黨の規律は鐵の如く嚴格である。黨組織の最下位單位はヤチエイカ（細胞）であつて、工場、商工業企業をはじめとし、村、學校、軍艦等、苟も三人以上の黨員のある所には必ず存在する。細胞は日常の黨務として労働者及農民間

の連絡、黨の主義、決議の宣傳及び實施、新黨員教育等に從事してゐる。  
細胞の總數は一九三一年初頭に於て五萬三千三百三十三個であつて、その内訳は、工場細胞（一〇、九二七）、運輸細胞（三、四一六）、ソフホズ細胞（二、三五三）、コルホズ細胞（一一、二三四）、機械トラクターステーション細胞（二七四）、官公衛細胞（一一、四八六）、高等學校細胞（一〇八）其他となり、之に屬する賞員及候補者總數約二百萬中、約半數は工場並に運輸労働に、殘餘の各半數は農業及官公衛勤務に關係するものである。  
各細胞は區委員會又は市委員會に統一せられ、州（地方）委員會又は民族共産黨中央委員會を経て、中央機關に達する。右の外に、黨フラクションなるものがある。これはソヴェート、労働組合、協同組合其他一切の大會、協議會等に三名以上の黨員がある場合に設置され、黨外に於て黨の主義綱領を實施し、黨外諸機關の行動を黨の監督下に置くことを目的とし、當該黨機關に屬してゐて、常に其



の指導下に活動する組織である。  
又、軍部内の黨機關は最下に細胞又は黨團があつて、最高は勞農赤軍政治部である。

部内の一般黨務は、各部隊政治部軍務委員及黨務委員會を経て、勞農赤軍政治部に於て指導統一される。

この細胞がライオン(區)委員會によつて統一され、ライオン委員會は更にオブラスチ(州)又はクライ(地方)委員會が之を統一し、こゝから直接又は民族共產黨中央委員會を経て全聯邦共產黨中央機關にまで出道を見出してゐるのである。

黨の最高機關は全聯邦共產黨大會で、これは二年乃至二年半に一回召集されることとなつて居り、最近では一九三〇年六月末から七月中旬にかけ開催された。

黨大會によつて七十一名の委員と六十七名の候補委員より成る黨の中央委員會が選舉され、これが最も重要な黨務の執行機關となる。  
然しかかる多數の中央委員が常住不斷に會議を開いて黨務を見ることは事實

上困難なので中央委員會はその最高幹部會とも稱すべき三つの小委員會を選出する。その名稱及び現在の委員氏名左の如し。

一、政治局(ポリトビュロー)黨の最高政策を生む中樞機關で單に全聯邦共產黨内においてばかりでなく、ソ聯邦内において他の一切の機關に増し、最も重要な役割を演じつゝある。現在の委員はウオロシロフ、カガノウイチ、カリニン、キリロフ、コシヨル、オルヂョニキーゼ、ルズターク、タイブシエフ、モロトフ、スターリンの七名。

二、組織局(オルグビュロー)組織問題に關する最高の黨務を執掌して居り黨員間における職務の配分又は變更等も同局で審議決定する。現在の委員はアキロフ、バウマン、ブブノフ、ガルマニク、カガノウイチ、ロポフ、モスクウイン、ポスチシエフ、スターリン、シウエルニク、スミルノフの十一名。

三、書記局(セクレタリアート)常時當面の黨務を處理するため五名の委員を選任す。委員バウマン、カガノウイチ、ポスチシエフ、シウエルニク、スターリンの五名、書記長スターリン。  
黨大會は前記中央委員會の外、中央統制委員會及び中央檢察委員會の二中央機關を選出するが、其機能及び現在の委員數は左の如くである。

一、中央統制委員會(ツエ・カ・カ)共產黨の統制機關で、黨員の黨に對して犯した罪を審議するため第十回黨大會の決定に基き創設されたが、第十二回黨大會の時レーニンの提唱で改造され、勞働者出身の有能黨員をもつて構成される。現在百八十七名の多數委員を持ち黨最高のお目付役、同種の地方機關を持つてゐる。日常事務指導のためアクウロフ、ペレンスキー、コリツマン、グレイウイチ等二十五名によつて中央統制委員會幹部會が組織されてゐる。又黨員の違反行為處理を目的に統制委員會内に綱紀委員會が設けられてゐる。

五班を以て一隊を編成する。日常の標語は「勞働の事業の闘争に備へよ」、「常に備ふ」を以てしてゐる。  
因に共產少年團員の總數は三、〇一四、九七一で、共產幼年團員の總數は五八四、三三三人である。右合計は三、五九九、三〇四人で其の隊數は七五、二六二である。

### 全聯邦共產黨所屬機關

#### 一、全聯邦レーニン共產主義青年同盟

中央統制委員會議長はアンドレーフ氏である。  
二、中央檢察委員會(ツエ・エル・カ)黨機關における事務の處理状態、會計、諸事業等の檢察を行ふための機關で、十三名の委員により構成されてゐる。現在の委員はブルイコフ、ブイキン、ウラヂミルスキー、ギカロ等十三名。

共產黨は將來の黨員の養成を特に重要視し、斯る目的の下に組織されたものに(一)共產黨青年同盟(コムソモル)(二)共產黨少年團(ピオネル)(三)共產黨幼年團(オクチャブリヤタ)の三機關がある。

共產青年同盟の内部の組織は、共產黨のそれに準じて細胞に始まり、各區、各市の委員會、州(地方)委員會を経て全聯邦

全聯邦共產黨

三、書記局(セクレタリアート)常時當面の黨務を處理するため五名の委員を選任す。委員バウマン、カガノウイチ、ポスチシエフ、シウエルニク、スターリンの五名、書記長スターリン。  
黨大會は前記中央委員會の外、中央統制委員會及び中央檢察委員會の二中央機關を選出するが、其機能及び現在の委員數は左の如くである。

一、中央統制委員會(ツエ・カ・カ)共產黨の統制機關で、黨員の黨に對して犯した罪を審議するため第十回黨大會の決定に基き創設されたが、第十二回黨大會の時レーニンの提唱で改造され、勞働者出身の有能黨員をもつて構成される。現在百八十七名の多數委員を持ち黨最高のお目付役、同種の地方機關を持つてゐる。日常事務指導のためアクウロフ、ペレンスキー、コリツマン、グレイウイチ等二十五名によつて中央統制委員會幹部會が組織されてゐる。又黨員の違反行為處理を目的に統制委員會内に綱紀委員會が設けられてゐる。

五班を以て一隊を編成する。日常の標語は「勞働の事業の闘争に備へよ」、「常に備ふ」を以てしてゐる。  
因に共產少年團員の總數は三、〇一四、九七一で、共產幼年團員の總數は五八四、三三三人である。右合計は三、五九九、三〇四人で其の隊數は七五、二六二である。

現在同盟員は五百三十八人で、その内に女子一百六十二萬四千五百七十人(全體の三〇・三%)あり、その構成は農民が最も多く、勞働者が之に次ぎ、共產黨を援けて政治に、經濟に、文化に重要な役割を演じつゝある。

二、レーニン共產主義少年運動  
共產少年團は十歳以上十六歳以下の少年少女を以て組織されてゐる。共產青年同盟の指導、監督の下に將來共產青年同盟員となるために必要な訓練教育を受ける。團員は八名乃至十名を以て一班とし

共產幼年團は七歳以上十一歳以下の幼年男女を以て組織されてゐる。團員に「幼年團員は少年團員、青年同盟員、共產黨員、勞働者、農民の手傳をなすべし」幼年團員は將年少年團員となることを心掛くべし」とあつて、その標語は少年團のそれと同様である。

一班は五名とし、二十五名を以て一隊としてゐる。幼年團は一九二四年に組織され、革命後に出生し、當時七歳に達した幼年を最初の團員としたことに因んでオクチャブリヤタ(十月革命の兒)の意

#### 三、共產主義幼年運動

共產幼年團は七歳以上十一歳以下の幼年男女を以て組織されてゐる。團員に「幼年團員は少年團員、青年同盟員、共產黨員、勞働者、農民の手傳をなすべし」幼年團員は將年少年團員となることを心掛くべし」とあつて、その標語は少年團のそれと同様である。

一班は五名とし、二十五名を以て一隊としてゐる。幼年團は一九二四年に組織され、革命後に出生し、當時七歳に達した幼年を最初の團員としたことに因んでオクチャブリヤタ(十月革命の兒)の意



を其の名稱としたのである。

### 一九三三年ソ聯邦共産黨の大清黨

ソヴェート聯邦共産黨は、その堅持する黨派性を保持するため必要に応じて清黨運動(一名黨掃除)を行つてきたが、最近では國營農場及共營農場の解散を要求した反革命分子リウチン、ガルキン一派及びこれと結合したジノヴィエフ、カメネフ、ウグラノフ等の黨内日和見主義者を一九三二年十月九日附決議によつて除名に處したが、更に十二月十一日政治局の名に於て(一)一九三三年中に大清黨を行ふこと。(二)本規定發表當日から新規入黨を暫時中止することを決定し、越えて一九三三年一月の中央委員會、中央統制委員會、聯合總會は、中央統制委員會長ルズタークの報告に基き大略左の如き決議を採用した。

一、前記政治局決定を確認し、政治局及び、中央統制委員會をして清黨運動を遂

が一樣ならざることを指摘し、人々がたま／＼數ヶ月労働者となつた小ブルジョアをも眞の労働者として入黨せしめてゐる誤謬を指摘したが、その指摘は今日でも完全に當つてゐる。

第十七回黨會議(一九三二年一月—二月)は、第二次五ヶ年計畫の遂行と共に階級闘争が一層激化し部分的に階級敵の影響力が強まり黨内の日和見主義分子迄動かすであらうことを指摘し、プロレタリア獨裁の強化の必要、日和見主義分子に對する闘争の強化の必要を強調した。黨陣列を検討して、動搖分子を排除し黨の清掃を行ふことは階級なき社會主義社會の建設にとつて最大の保障であらう。

### 共産黨インターナショナル ヨナル(コミンテルン)の概観

#### 一、コミンテルン小史

一九一四年世界大戰の勃發に際して第一インターナショナルに屬する交戦各國

全聯邦共産黨

行し鐵の如き黨規律を確保し、日和見主義分子を黨から排除せしめること

二、エイスマント、トルマチヨフ、スミルノフ等はソ聯邦工業化反對の策動に没頭し、資本主義、就中富農の復活に努めた。總會は前記二名の除名に關する中央統制委員會の決議を承認し、スミルノフに對しては今後の活動によつて黨の信頼を回復せざれば除名するとの警告を付して中央委員會より除籍する。同時に中央委員トムスキー、ルイコフ候補者ミユミツトに對し反黨分子排撃闘争に關するその態度を根本的に改めることを要求し若し改めざれば黨規により嚴罰に處すべきことを警告する。

これを以てソ聯邦共産黨の大清黨運動が開始された。この大清黨に關する決定は一九二九年四月の第十六回黨會議の決定に基いてゐる。それは、社會的構成の改善、各地黨組織及黨全體の政治的・思想的水準の向上のために、ソ聯邦共産黨黨員及候補者の定期的清掃を行ふ必要を指摘したものである。

の社會黨は、一九〇七年ストットガルト大會に於て採擇せる戦争反對の決議を破棄して競て軍事豫算を可決し、第二インターナショナルは事實上茲に崩解するに至つた。そこでレーニン等の左翼革命黨は第二インターナショナルと分離して別個の國際團體組合を計畫しつゝあつたところ當時露國革命の成功するあり右計畫は益々具體化するに至り、一九一九年三月遂に各國共産黨の國際團體たる共産インターナショナル(略稱コミンテルン)成立を見た。コミンテルンは第一及第二インターナショナルに對して俗に第三インターナショナルとも稱する。

一九一九年三月莫斯科に於て開催せられたるコミンテルン第一回大會には各國より六十三名の代表者出席し、其の翌一九二〇年七月同じく莫斯科に於て開催せられたる第二回大會には、二一四名の代表者出席し、爾來一九二二年六月第三回一九二二年十一月第四回、一九二四年六月第五回、一九二八年七月には第六回大會を開催し、コミンテルンは年と共に益

第一回の清黨はレーニンの提議に従ひ一九二一年に行はれた。この時黨は新經濟政策に移るに際して其の陣列を堅固にしたのである。

第二回の清黨は、黨が全線に亘る社會主義的總攻撃に移行した一九二九年に行はれた。第三回の清黨は、第二次五ヶ年計畫のための闘争の第一年に行はれやうとしてゐるのである。その中間に小規模な清黨が數度行はれた。

第十六回大會(一九三〇年)以來ソヴェート聯邦共産黨の黨員數は百二十七萬八千人だけ増加した。即ち、一九三〇年四月一日現在の百八十五萬二千人に對し、一九三二年七月一日現在では三百三萬人に達した。もとより此の増加は、最良の突撃隊員、進歩的共營農場員の入黨によつてなされたのであるが、必ずしも常に入黨希望者の嚴重な審査がなされたわけではなかつた。そのために無責任、無能力の者や、階級敵分子さへが黨組織に入り込むに至つた。

其の勢力を擴大し來つた。大會に次ぐ重要會合たる執行委員會總會乃至擴大總會は現在まで第十二回開かれてゐる。最近のものとして一九三二年九月モスクワに開かれた。

#### 二、コミンテルン加盟員數と幹部名

コミンテルンは一九一九年三月創立以來其の勢力は年と共に隆盛となり一九二八年(七月十七日より九月一日に至る)第六回大會を開催したが一九三〇年十月廿五日附ブラウダ紙に據れば現在コミンテルン加入者は後述キム加入者をも合算すれば總數四百萬人(中ソヴェート聯邦の加入者三百五十萬人、諸外國の加入者五十萬人)なる趣にして又一九三〇年度には四十九支部員二百五十一萬八千六百三十七名(但し青年共産黨員を含まず)に達したと云ふ。

左表は第六回大會直後同年九月選舉せられたるコミンテルン幹部であるが此中にはその政綱がコミンテルンの方針と相



容れず除名されたものもある。

(イ) コミンテルン執行委員會幹部會會員  
(一九二八年九月三日選舉)(總數二十九名)

- バルベ(米)、ベル(英)、ブハリリン(露)
- ポトロウ、イレク、加藤(日)、片山(日)
- コラロフ(勃)、ベラクーン(洪)、クイシネン(勃)、ロゾフスキー(露)、マヌイルスキー(露)、モーロトフ(露)、ムツソ、ブルフニヤク(波蘭)、ピアトニツキー(露)、レムメレ(獨)、ロソフ・セマール(佛)、セルラ(伊)、スターリン(露)、テールマン(獨)、ヒタローフ(露)クララ・ツエトキン(獨)(最近死亡)
- チルブム(瑞典)、チユーヴァイト(支)、シメラル(チエツコ)、エムベル、ドロ(瑞西)エルコリ(伊)
- 同候補(九名)
- フオスター(米)、ハンセン(諾威)、ヘツケルト(獨)、レンスキー(露)、ミルコヴィチ(塞)、ポリリツト(英)、ブルマン、レスト(英)、チャン、ピアオ(支)
- (ロ) 幹部會政治局員(一九二九年九月)

五日選舉)(總數十一名)

- バルベ、ベル、ブハリリン、クイシネン、モーロトフ、ピヤトニツキー、レムメレ、セルラ、チユー、ヴァイト、シメラル、エムベル、ドロ
- 同候補(總數三名)
- マヌイルスキー、ロゾフスキー、ヒタローフ

### コミンテルンの豫算

一九三二年九月初旬に開催された第十二回コミンテルン執行委員會總會は、同委員會政治書記局提出にかゝる一九三一年度會計報告を審査の結果全部承認に決しこれを公表すべき事を命令してゐる。即ち左の通りである。

- △會計報告内容
- 収入の部
  - A 一九三〇年度繰越高 六一、〇八九弗
  - B 會費(四十一黨會員三、七六〇、七八八分、但し青年共產黨)

六四  
及び十七黨は會費支拂を免除、殘餘の一九三一年度黨會計報告は未着)

- 一、二二八、二二六弗
- C 寄附其他 四六、三七一弗
- D 出版所、通信社、新聞ニュース
- 収入 五九、六一八弗
- 合計 一、二九五、三一五弗
- 支出の部
- A 一般經費(俸給、經費其他) 三七二、三四七弗
- B 郵便電信料 三八、三八七弗
- C 黨新聞、文化運動出版所に對する補助 七五六、九〇〇弗
- D 派出費 五二、七三二弗
- E 一九三二年度繰越 七四、九四八弗
- 合計 一、二九五、三一五弗

### 其他の國際組織

コミンテルンは其の創立以來各種の機關を創設し、此等を通じて間接に共產主義の宣傳に努め、資本主義世界の大敵國を形成するに至つた。

今其の重なる國際組織に就て略述しよう  
労働組合赤色インターナショナル(プロフィンテルン) 赤色労働組合インターナショナルと呼ばれてゐる。第一回大會が開催されたのは、一九二一年頃で一九三〇年八月第五回大會一九三二年第六回大會が開催された。六百萬以上を算するソヴェート労働組合を中心に獨逸、英國米國、支那等世界各國の左翼的労働組合によつて此のインターナショナルは構成されてゐる。

赤色農民インターナショナル(クレステイテルン) 一九二四年モスクワに開かれた第一回國際大會には約四十ヶ國の左翼農民組合代表者が集り「全世界の農民と労働者團結せよ」のスローガンを掲げた。プロフィンテルンと密接な關係を持ち、機關誌「農民インターナショナル」を出してゐる。

青年共產インターナショナル(キム) 青年インターナショナルとも呼んでゐるソヴェート始め各國青年共產黨の國際總聯合である。略稱イツキムはキムの執行

全聯邦共產黨

機關である。

國際革命戰士救援會(モツプル) 我國では赤色救援會と通稱されてゐる。一九二二年來ボリシエヴィキの老闘士、舊政治犯人の發議により設立されたもので讀んで字の如く各國に於ける革命運動の戰士特に牢獄に奪はれ白色テラーに斃れた者の遺族を保護救援する機關である。

現在モツプルは六十七ヶ國に組織されて居り、その内三十六ヶ國に於ては非合法的組織となつてゐる。本年一月一日現在に於てモツプルは一〇、七五〇(千人)の會員を有しその内三百萬人以上は資本主義國及び植民地諸國の會員である。

尙ほソヴェート新聞によれば、モツプルは今や質的にも思想的にも非常に成長し、その活動によつて數十萬人の革命家の生命が救はれ、數萬人が刑務所から解放された。

赤色スポーツインターナショナル(クラヌイ・スポルツインターテルン) 社會民主黨系のリュツツェルン・スポーツインターナショナルとの協力を斷つて一九二

一年ソヴェート聯邦を中心に組織、同年七月創立大會を開催した。第二回大會は一九二二年七月柏林で開催、翌二三年二月の擴大總會に於いて、コミンテルンプロフィンテルン其他と戦線統一の必要を決議し年と共に發展を遂げて今日に及んだ。



國

防

陸軍

一、勞農赤軍の沿革

一九一七年、所謂十月革命によつて政權を奪取したるレーニン一派は、十一月八日革命の翌日「無併合無賠償速時講和」の宣言を發表し東部戦線四ヶ年の協力を破棄し、十一月二十六日獨軍に休戦を申込み、十二月二日より休戦商議を開始し十二月二十二日より講和談判を開始した然るにこの講和談判はブレストリトウスクに開かれたのであるが、會議が未だ調印されないのにトロツキーは戦争の終結を促進せんが爲めに二月十一日突如として全軍に復員令を發し、講和は成立せざるも戦争は終了せりと宣言した。之れが爲め戦線に残留する兵卒は恰も大河の潰するが如く先を争ふて郷里に歸還し、露

軍は全く崩壊するに至つた。ドイツ軍は之に乗じて二月十八日休戦満期と共に總前進を開始し、長驅露都を脅威するに至り、ロシア當局は周章置く處を知らずドイツの提出せる總ての條件を承認し、遂に屈辱的なる講和條約に調印するの止むなきに至つた。之れより先、一九一八年一月十五日人民委員會は義勇兵を持つてする赤衛軍の組織に關し法令を發布してゐるが、之は勞農赤衛軍の嚆矢とも云ふべきであつて、レーニン政府は之に依つて反ボリシエヴィキに對抗すると共にブレストリトウスクに於ける講和談判の不調に備へんとした。當時レーニン政府の使用し得たる赤衛軍はベトログラード及びモスクワを中心とする約八萬人に過ぎない義勇軍であつて、内にやゝ軍隊的組織を有してゐたものは二個師團程度であつた。レーニン政府はドイツ軍の壓迫

により、急遽ベトログラード及びモスクワに防衛司令官を置き、陸軍省參謀本部を改編して、最高軍事會議となしトロツキー自ら議長となり又軍事專家招聘なる下に舊將校を召集し、指揮官養成所を起し、ある程度の階級制を認め賞罰を明にする等舊軍隊の制度を採用するに従つて漸次軍隊的價値を増大し、政府の運命も辛ふじて危機を脱するを得るに至つたのである。彼等は此間軍隊成立の要件は軍紀にして、軍隊を擁せざる政府は内外に對して何等の權威無きことを如實に體驗した。その後一九一八年の夏、チエツコスロバキア軍を始め、反ボリシエヴィキの軍隊の蜂起あり、次いで獨塊軍の壓迫を免るゝに至りたるも南露、北露、西北露、西伯利等各方面よりする反ボリシエヴィキ聯合軍の攻撃、次いで一九二〇年に於ける波蘭との戦争等により、赤衛軍は著しく擴張され、當時戰鬥員は約百萬人、總動員兵力は約四百萬人に達した。今日の徵兵制度は一九一八年七月第五回全露ソヴェート大會により定めら

れたものであつて、當時は最も革命的な分子たる労働者のみを召集したが、次いで農民及び軍事專家たる舊將校下士に及んだのである。ソ波及び國內戦の終結後政府は軍隊の復員に着手したけれども内外の情勢上強力なる武力の保持育成の必要を痛感し、依然として九十萬の軍隊を擁し、着々として編制を改革し、軍事工業を起し、國防威力の充實に努め一九二〇年第九回共產黨大會の決議に基づき國民皆兵、經濟的軍備に着手する爲調査研究に努つめ、あつたが、國內産業の頽廢は益々民兵制度の採用の機運を促し、一九二三年初頭より民兵制度を採用し、一般師團の改善に着手し、又徵兵令の基礎は一九二二年設定された。右の如き過程を経て勞農赤軍の基礎は漸く確立せられ、一九二八年産業五ヶ年計畫を始めに際し、同計畫をしてソ聯邦國防に密接な連繫を保たせると同時に直接軍備の充實改善を企劃し、大々的に國防威力の充實擴張を見るに至つた。

最近に於ける勞農赤軍の陸軍力は歩兵約七十三師團、騎兵十二師團と獨立旅團九、飛行中隊(陸上機)約二百中隊及び特殊部隊であつて、之れを八つの軍管區、二つの獨立軍、一つの軍事委員管區に區別し、配置してゐる。勞農赤軍の兵力配置の重點は西方國境地方即ち波蘭、羅馬尼方面にあるやうであるが、極東地方に對しても歩兵八師團、騎兵獨立旅團二つを基幹とするものを常駐せしめてゐる。海軍は全般的に見て有力でないが波爾的艦隊、黑海艦隊、裏海艦隊、黑龍江艦隊、浦潮艦隊を編成し、波爾的艦隊裏海艦隊は隣國の海上勢力に比し、優力なる位置を保つてゐる。又海軍に所屬する飛行機は大體廿五中隊と見做されてゐる。「ソヴェート・ロシア」に於いては軍事は極端に秘密主義であつて軍隊の配置兵力は勿論のこと軍事豫算の内容等も全く公表せられることなく、その總兵力等も明瞭に爲し得ないが、陸軍は約百二十九萬二千人、空軍は二萬八千人、海軍は二萬九千人、合計百三十四萬九千人を有するものと考へられる。この百三十四萬

九千人の兵力は帝政時代歐洲大戰勃發前に於ける兵力と略同等であつてロシア軍隊と云ふものは帝政時代に於いても、共產黨治下に於いても大體變りがないと云ふ事を示してゐる。

二、産業五ヶ年計畫と國防の關係

産業五ヶ年計畫は重工業に重點を置くものである。之れが直接に、間接に國防威力を培養することは萬人の認むるところであつて如何に最負目に見ても、産業五ヶ年計畫はその重點を國防計畫に置いてゐることは既にヨーロッパ、アメリカに於ける輿論である。之れを豫算の方面から研究して見ても、一九二八年度即ち五ヶ年計畫實施前に於ける軍事費は僅かに七億五千萬留であつたが、一九三一年度に於いては十九億留に昇つてゐる。又この五ヶ年計畫は戦時の封鎖状態を考慮し、凡ゆる物資の自給自足の見地から計畫せられ、國家の中央集權によつて資源の統制運用を容易ならしめ、平時に於い